

平成30年 第1回

宿毛市議会定例会会議録

平成30年3月6日開会
平成30年3月27日閉会

宿毛市議会事務局

平成30年第1回宿毛市議会定例会会議録

目 次

第 1 日 (平成30年3月6日 火曜日)	
議事日程	1
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
事務局職員出席者	3
出席要求による出席者	3
開 会 (午前10時01分)	
○日程第1 会議録署名議員の指名	5
○日程第2 会期の決定	5
(諸般の報告)	
(行政方針の表明)	
○日程第3 議案第1号から議案第56号まで	10
(提案理由の説明)	
市 長	10
(議案第50号)	
質疑	15
委員会付託省略	
討論・表決	15
散 会 (午前11時52分)	
----- . . ----- . . -----	
第 2 日 (平成30年3月 7日 水曜日)	休会
----- . . ----- . . -----	
第 3 日 (平成30年3月 8日 木曜日)	休会
----- . . ----- . . -----	
第 4 日 (平成30年3月 9日 金曜日)	休会
----- . . ----- . . -----	
第 5 日 (平成30年3月10日 土曜日)	休会
----- . . ----- . . -----	
第 6 日 (平成30年3月11日 日曜日)	休会
----- . . ----- . . -----	
第 7 日 (平成30年3月12日 月曜日)	
議事日程	17

本日の会議に付した事件	17
出席議員	17
欠席議員	17
事務局職員出席者	17
出席要求による出席者	17
開 議 (午前10時01分)	
○日程第1 一般質問	19
1 松浦英夫議員	19
教育長	20
松浦英夫議員	20
教育長	20
松浦英夫議員	20
教育長	20
松浦英夫議員	21
教育長	21
松浦英夫議員	21
教育長	21
松浦英夫議員	22
教育長	22
松浦英夫議員	22
教育長	22
松浦英夫議員	22
教育長	22
松浦英夫議員	23
教育長	23
松浦英夫議員	23
教育長	23
松浦英夫議員	23
教育長	23
松浦英夫議員	23
教育長	24
松浦英夫議員	24
教育長	24
松浦英夫議員	24
教育長	24
松浦英夫議員	25
市長	25

松浦英夫議員	2 6
市 長	2 6
松浦英夫議員	2 7
松浦英夫議員	2 7
教 育 長	2 7
松浦英夫議員	2 8
市 長	2 8
松浦英夫議員	2 8
市 長	2 8
松浦英夫議員	2 9
市 長	2 9
松浦英夫議員	2 9
市 長	3 0
松浦英夫議員	3 0
市 長	3 1
松浦英夫議員	3 1
教 育 長	3 2
松浦英夫議員	3 2
市 長	3 2
松浦英夫議員	3 2
教 育 長	3 2
松浦英夫議員	3 3
教 育 長	3 3
松浦英夫議員	3 3
教 育 長	3 4
松浦英夫議員	3 4
2 山上庄一議員	3 5
市 長	3 5
山上庄一議員	3 5
市 長	3 6
山上庄一議員	3 7
市 長	3 8
山上庄一議員	3 8
市 長	3 9
山上庄一議員	3 9
市 長	3 9
山上庄一議員	4 0

	市 長	4 0
	山上庄一議員	4 0
	市 長	4 0
	山上庄一議員	4 1
	市 長	4 2
	山上庄一議員	4 2
3	山本 英議員	4 2
	市 長	4 3
	山本 英議員	4 3
	市 長	4 4
	山本 英議員	4 4
	市 長	4 5
	山本 英議員	4 5
	教 育 長	4 6
	山本 英議員	4 6
	教 育 長	4 7
	山本 英議員	4 7
	教 育 長	4 7
	山本 英議員	4 8
	市 長	4 9
	山本 英議員	4 9
	市 長	5 0
	山本 英議員	5 0
	教 育 長	5 1
	山本 英議員	5 1
	市 長	5 2
	山本 英議員	5 2
	市 長	5 3
	山本 英議員	5 3
	市 長	5 3
	山本 英議員	5 3
	市 長	5 4
	山本 英議員	5 4
	市 長	5 5
	山本 英議員	5 6
	市 長	5 6
	山本 英議員	5 7

4	山岡 力議員	5 7
	市 長	5 8
	山岡 力議員	5 8
	市 長	5 9
	山岡 力議員	6 0
	市 長	6 0
	山岡 力議員	6 0
	教 育 長	6 1
	山岡 力議員	6 2
	教 育 長	6 4
	山岡 力議員	6 4
	教 育 長	6 4
	山岡 力議員	6 5
	市 長	6 6
	山岡 力議員	6 6
	市 長	6 6
	山岡 力議員	6 7
	市 長	6 7
	山岡 力議員	6 8
	市 長	6 8
	山岡 力議員	6 9
	市 長	6 9
	山岡 力議員	7 0
	市 長	7 0
	山岡 力議員	7 1
	市 長	7 2
	山岡 力議員	7 2
	市 長	7 2
	山岡 力議員	7 3
	市 長	7 3
	山岡 力議員	7 4

延 会 (午後4時47分)

----- . . . -----

第 8 日 (平成30年3月13日 火曜日)

議事日程	7 5
本日の会議に付した事件	7 5
出席議員	7 5

欠席議員	7 5
事務局職員出席者	7 5
出席要求による出席者	7 5
開 議 (午前 1 0 時 0 2 分)	
○日程第 1 一般質問	7 7
1 原田秀明議員	7 7
市 長	7 7
原田秀明議員	7 8
市 長	7 8
原田秀明議員	7 9
市 長	8 0
原田秀明議員	8 1
市 長	8 1
原田秀明議員	8 2
市 長	8 2
原田秀明議員	8 3
市 長	8 3
原田秀明議員	8 4
市 長	8 4
原田秀明議員	8 4
市 長	8 5
原田秀明議員	8 5
市 長	8 6
原田秀明議員	8 7
市 長	8 7
原田秀明議員	8 8
市 長	8 8
原田秀明議員	8 8
市 長	8 8
原田秀明議員	8 8
市 長	8 9
原田秀明議員	8 9
市 長	8 9
原田秀明議員	9 0
教 育 長	9 0
原田秀明議員	9 1
教 育 長	9 1

	原田秀明議員	9 1
	教 育 長	9 2
	原田秀明議員	9 2
	教 育 長	9 2
	原田秀明議員	9 3
	教 育 長	9 3
	原田秀明議員	9 3
	教 育 長	9 4
	原田秀明議員	9 4
2	川村三千代議員	9 5
	教 育 長	9 5
	川村三千代議員	9 6
	市 長	9 6
	川村三千代議員	9 6
	教 育 長	9 6
	川村三千代議員	9 6
	教 育 長	9 6
	川村三千代議員	9 7
	市 長	9 8
	川村三千代議員	9 8
	市 長	9 9
	川村三千代議員	1 0 0
	市 長	1 0 0
	川村三千代議員	1 0 0
	市 長	1 0 0
	川村三千代議員	1 0 1
	市 長	1 0 1
	川村三千代議員	1 0 1
	市 長	1 0 2
	川村三千代議員	1 0 2
	市 長	1 0 3
	川村三千代議員	1 0 3
	市 長	1 0 4
	川村三千代議員	1 0 5
	市 長	1 0 5
	川村三千代議員	1 0 5
3	野々下昌文議員	1 0 6

市 長	1 0 7
野々下昌文議員	1 0 7
市 長	1 0 7
野々下昌文議員	1 0 8
教 育 長	1 0 8
野々下昌文議員	1 0 9
教 育 長	1 0 9
野々下昌文議員	1 1 0
教 育 長	1 1 0
野々下昌文議員	1 1 0
教 育 長	1 1 1
野々下昌文議員	1 1 1
教 育 長	1 1 2
野々下昌文議員	1 1 2
教 育 長	1 1 2
野々下昌文議員	1 1 3
市 長	1 1 3
野々下昌文議員	1 1 4
市 長	1 1 4
野々下昌文議員	1 1 5
市 長	1 1 5
野々下昌文議員	1 1 5
市 長	1 1 5
野々下昌文議員	1 1 5
市 長	1 1 6
野々下昌文議員	1 1 6
4 川田栄子議員	1 1 6
市 長	1 1 7
川田栄子議員	1 1 8
市 長	1 1 9
川田栄子議員	1 1 9
市 長	1 2 0
川田栄子議員	1 2 0
市 長	1 2 1
川田栄子議員	1 2 2
市 長	1 2 2
川田栄子議員	1 2 2

市 長	1 2 2
川田栄子議員	1 2 3
市 長	1 2 3
川田栄子議員	1 2 3
教 育 長	1 2 4
川田栄子議員	1 2 4
市 長	1 2 4
川田栄子議員	1 2 5
散 会 (午後 3 時 1 6 分)	

----- . . ----- . . -----

第 9 日 (平成 3 0 年 3 月 1 4 日 水曜日)

議事日程	1 2 7
本日の会議に付した事件	1 2 7
出席議員	1 2 7
欠席議員	1 2 7
事務局職員出席者	1 2 7
出席要求による出席者	1 2 7
開 議 (午前 1 0 時 0 1 分)	

○日程第 1 議案第 1 号から議案第 4 9 号まで及び議案第 5 1 号から議案

第 5 6 号まで	1 2 9
質 疑	1 2 9
1 原田秀明議員	1 2 9
商工観光課長	1 2 9
教育次長兼学校教育課長	1 2 9
原田秀明議員	1 3 0
商工観光課長	1 3 0
原田秀明議員	1 3 0
2 山戸 寛議員	1 3 0
危機管理課長	1 3 0
山戸 寛議員	1 3 1
危機管理課長	1 3 1
山戸 寛議員	1 3 2
産業振興課長	1 3 2
山戸 寛議員	1 3 3
産業振興課長	1 3 3
山戸 寛議員	1 3 3
都市建設課長	1 3 4

	山戸 寛議員	1 3 4
	都市建設課長	1 3 4
	山戸 寛議員	1 3 4
	都市建設課長	1 3 5
	山戸 寛議員	1 3 5
	土木課長	1 3 5
	山戸 寛議員	1 3 6
	土木課長	1 3 6
	山戸 寛議員	1 3 6
	市民課長	1 3 7
	山戸 寛議員	1 3 7
	市民課長	1 3 7
	山戸 寛議員	1 3 8
3	川村三千代議員	1 3 8
	企画課長	1 3 8
	教育次長兼学校教育課長	1 3 9
	生涯学習課スポーツ振興室長	1 4 0
	川村三千代議員	1 4 1
	企画課長	1 4 1
	教育次長兼学校教育課長	1 4 1
	生涯学習課スポーツ振興室長	1 4 2
	川村三千代議員	1 4 2
4	松浦英夫議員	1 4 2
	企画課長	1 4 3
	松浦英夫議員	1 4 3
	企画課長	1 4 3
	松浦英夫議員	1 4 3
	企画課長	1 4 3
	松浦英夫議員	1 4 4
	企画課長	1 4 4
	松浦英夫議員	1 4 4
	福祉事務所長	1 4 5
	松浦英夫議員	1 4 5
	環境課長	1 4 6
	松浦英夫議員	1 4 6
	農業委員会事務局長	1 4 7
	松浦英夫議員	1 4 7

総務課長	148
松浦英夫議員	148
5 寺田公一議員	148
会計管理者兼会計課長	149
寺田公一議員	149
学校給食センター所長	149
寺田公一議員	150
水道課長	150
寺田公一議員	151
市民課長	151
寺田公一議員	152
委員会付託省略（議案第1号から議案第3号まで）	152
委員会付託（議案第4号から議案第49号まで及び議案第51号から議案 第56号まで）	152
散 会（午後 0時21分）	
議案付託表	153

第10日（平成30年3月15日 木曜日）	休会
第11日（平成30年3月16日 金曜日）	休会
第12日（平成30年3月17日 土曜日）	休会
第13日（平成30年3月18日 日曜日）	休会
第14日（平成30年3月19日 月曜日）	休会
第15日（平成30年3月20日 火曜日）	休会
第16日（平成30年3月21日 水曜日）	休会
第17日（平成30年3月22日 木曜日）	休会
第18日（平成30年3月23日 金曜日）	休会
第19日（平成30年3月24日 土曜日）	休会

第20日（平成30年3月25日 日曜日） 休会

第21日（平成30年3月26日 月曜日） 休会

第22日（平成30年3月27日 火曜日）

議事日程	155
本日の会議に付した事件	155
出席議員	155
欠席議員	155
事務局職員出席者	155
出席要求による出席者	155
開 議（午前10時03分）	
○日程第1 議案第1号から議案第49号まで及び議案第51号から議案 第56号まで	157
（議案第1号）	
討論・表決	157
（議案第2号）	
討論・表決	157
（議案第3号）	
討論・表決	157
（議案第4号から議案第49号まで及び議案第51号から議案第56号まで）	
委員長報告	
予算決算常任委員長	157
総務文教常任委員長	160
産業厚生常任委員長	161
質疑・討論・表決	163
○日程第2 委員会調査について	163
継続調査	163
（閉会あいさつ）	
市 長	163
閉 会（午前10時36分）	
委員会審査報告書	166
閉会中の継続調査申出書	172

付 録

一般質問通告表	付-1
---------	-----

議決結果一覽表.....	付- 5
議案.....	付- 5

平成30年
第1回宿毛市議会定例会会議録第1号

1 議事日程

第1日（平成30年3月6日 火曜日）

午前10時 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

○ 諸般の報告

第3 議案第1号から議案第56号まで

議案第 1号 専決処分した事件の承認について

議案第 2号 教育長の任命につき同意を求めることについて

議案第 3号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 4号 平成29年度宿毛市一般会計補正予算について

議案第 5号 平成29年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について

議案第 6号 平成29年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について

議案第 7号 平成29年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について

議案第 8号 平成29年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について

議案第 9号 平成29年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について

議案第10号 平成29年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について

議案第11号 平成29年度幡多西部介護認定審査会特別会計補正予算について

議案第12号 平成29年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について

議案第13号 平成29年度宿毛市土地区画整理事業特別会計補正予算について

議案第14号 平成29年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について

議案第15号 平成29年度宿毛市水道事業会計補正予算について

議案第16号 平成30年度宿毛市一般会計予算について

議案第17号 平成30年度宿毛市国民健康保険事業特別会計予算について

議案第18号 平成30年度宿毛市へき地診療事業特別会計予算について

議案第19号 平成30年度宿毛市定期船事業特別会計予算について

議案第20号 平成30年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計予算について

議案第21号 平成30年度宿毛市学校給食事業特別会計予算について

議案第22号 平成30年度宿毛市下水道事業特別会計予算について

議案第23号 平成30年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計予算について

議案第24号 平成30年度幡多西部介護認定審査会特別会計予算について

議案第25号 平成30年度宿毛市介護保険事業特別会計予算について

議案第26号 平成30年度宿毛市土地区画整理事業特別会計予算について

- 議案第 27 号 平成 30 年度宿毛市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第 28 号 平成 30 年度宿毛市水道事業会計予算について
- 議案第 29 号 宿毛市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 議案第 30 号 宿毛市空家等対策協議会条例の制定について
- 議案第 31 号 宿毛市ふるさと寄附金条例の一部を改正する条例について
- 議案第 32 号 宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 33 号 宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 34 号 宿毛市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 35 号 宿毛市産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 36 号 宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 37 号 宿毛市立公民館使用条例の一部を改正する条例について
- 議案第 38 号 宿毛市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第 39 号 宿毛市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 40 号 宿毛市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 41 号 宿毛市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 42 号 宿毛市国民健康保険高額療養費貸付条例の一部を改正する条例について
- 議案第 43 号 宿毛市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 44 号 宿毛市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 45 号 宿毛市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 46 号 宿毛市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 47 号 宿毛市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 48 号 宿毛市都市公園条例の一部を改正する条例について

議案第49号 農村地域工業等導入における固定資産税の課税免除に関する条例
を廃止する条例について

議案第50号 工事請負契約の変更について

議案第51号 市道路線の認定について

議案第52号 市道路線の認定について

議案第53号 市道路線の認定について

議案第54号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

議案第55号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

議案第56号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号から議案第56号まで

----- . . . -----

3 出席議員（13名）

1番 川田栄子君	2番 川村三千代君
3番 原田秀明君	4番 山岡力君
5番 山本英君	6番 高倉真弓君
7番 山上庄一君	8番 山戸寛君
9番 岡崎利久君	10番 野々下昌文君
11番 松浦英夫君	12番 寺田公一君
14番 濱田陸紀君	

----- . . . -----

4 欠席議員（1名）

13番 宮本有二君

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長	朝比奈淳司君
次長兼庶務係長 兼調査係長	小野りか君
議事係長	奈良和美君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長	中平富宏君
副市長	岩本昌彦君
企画課長	黒田厚君

総務課長	河原敏郎君
危機管理課長	楠目健一君
市民課長	立田ゆか君
税務課長	児島厚臣君
会計管理者兼 会計課長	山下哲郎君
保健介護課長	中山佳久君
環境課長	岩本敬二君
人権推進課長	沢田美保君
産業振興課長	上村秀生君
商工観光課長	山戸達朗君
土木課長	川島義之君
都市建設課長	中町真二君
福祉事務所長	河原志加子君
水道課長	金増信幸君
教育長	出口君男君
教育次長兼 学校教育課長	桑原一君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	和田克哉君
学校給食 センター所長	杉本裕二郎君
農業委員会 事務局長	山岡敏樹君
選挙管理委員 会事務局長	岩田明仁君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時01分 開会

○議長（岡崎利久君） これより平成30年第1回宿毛市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において川田栄子君及び川村三千代君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（野々下昌文君） 議会運営委員長。

ただいま議題となっております今期定例会の会期につきましては、議長の要請により、去る3月2日、議会運営委員会を開きまして、今期定例会に提案予定の案件等を勘案の上、慎重に審査した結果、本日から3月27日までの22日間とすることに、全会一致をもって決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（岡崎利久君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から3月27日までの22日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から3月27日までの22日間と決定いたしました。

この際「諸般の報告」をいたします。

宮本有二君から、会議規則第2条の規定により、今期定例会は欠席する旨の届け出がありました。

会議規則第62条第2項の規定により、一般

質問の通告の期限を、本日午後3時と定めますので、質問者は期間内にその要旨を文書で通告してください。

なお、閉会中の議員派遣及び事務的な報告につきましても、お手元に配付いたしました文書のとおりでありますので、これにより御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

続いて、市長の行政方針の表明を行います。

市長。

○市長（中平富宏君） 皆様、おはようございます。

本日は、平成30年第1回宿毛市議会定例会に御参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

けさは非常に天気もよくて、暖かくて、本当にすがすがしい思いで市役所に登庁することができました。これから桜の花も咲いて、きれいな季節が、春がやってくるんだなというふうに、改めて実感をしたところでございます。

議案の説明に先立ち、平成30年度の市政運営における重要施策についての所信を表明いたしまして、市民並びに議員の皆様方の御理解と御協力を賜りたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

1年前、平成29年度に宿毛市が重点的に取り組むべき政策を5本の柱に集約して、皆様方に御説明申し上げたところでございます。

その内容は、産業振興、観光振興、防災対策、人口減少対策、子育て支援対策の5項目でありました。

この5本の柱が、平成30年度も宿毛市が取り組むべき重要政策であることに、いささかも変わりはありませんし、さらに磨き上げて、推し進めてまいりたいと決意をしております。

それでは、昨年に引き続き、5本の柱に沿って、平成29年度の成果並びに平成30年度の

新たな取り組みについて、御説明を申し上げます。

第1の柱は、産業振興でございます。

農業分野におきましては、平成29年度は、宿毛文旦や小夏、直七などの知名度の向上や販路拡大を図るため、新聞掲載などのPR活動やふるさと納税の活用、また、他市町村におけるイベント等にも積極的に参加してまいりました。地方創生事業である直七の苗木配布につきましても、予定しております3,500本を全て配布できる見込みとなっております。

平成30年度の新たな取り組みとしましては、担い手への農地集積化の推進のため、来年度より制度化される農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、大規模な圃場整備にも着手したいと考えております。

林業分野におきましては、豊富な森林資源を地域の活性化につなげるための林業従事者の育成として、平成29年度も引き続き、すくも森林塾を開催し、少しずつではありますが、新たな自伐型林業者をふやすことができました。

来年度は、新規林業従事者の拡大をさらに加速させていくために、自伐型林業の地域おこし協力隊の任用を予定しております。

水産分野におきましては、水産加工業の株式会社土佐西南丸の宿毛湾港工業流通団地への進出が決定し、平成29年度中の操業開始を目指して施設整備が進められており、また、株式会社高知道水による高度な衛生管理基準を満たす水産加工施設も、平成30年度末に完成予定となっております。

これにより、宿毛湾で生産されるブリやマダイ、マグロなどの養殖魚の加工が可能となり、地産外商の拡大や水産業の活性化、ひいては地域の雇用の創出にもつながるものと期待しております。

また、地域の活性化や産業振興に大きく寄与

するふるさと納税事業では、平成29年度の目標額である3億円の大台を突破し、現時点でおよそ3億3,000万円となっており、対前年度比およそ1.6倍の伸びを記録しております。

さらに、産業振興において重要な要素となる道路整備ですが、高規格道路、中村宿毛道路につきましては、平成31年度供用開始を目指して、現在も着実に工事が進められております。

四国横断自動車道宿毛～内海間につきましても、昨年、国土交通省四国地方整備局による第1回アンケート調査が実施され、その結果、本年1月24日の第2回小委員会では、現道改良案と2種類のバイパス案の3案のルート帯が示されました。

平成30年度は、第2回となるアンケート調査の実施も予定されており、これを受けての第3回小委員会で最終的な概略ルートが決定されることとなり、宿毛市の要望に沿った形での計画段階評価が順調に進んでおります。

このような動きと並行して、来年度も高速道路の想定地域周辺の国土調査も計画的に実施してまいりますので、高速道路整備におきまして、今後も市民の皆様の御協力をお願いしたいと考えております。

第2の柱は、観光振興でございます。

平成29年度は、大政奉還150周年を記念して「志国高知 幕末維新博」が高知県内において開催されており、本市におきましても多くの関連事業を実施してまいりました。

県内21の地域会場の一つである宿毛歴史館では、「幕末維新博写真展」と「宿毛の大江卓」展を開催し、21カ所の地域会場の中では最も入場者数の伸び率の高い、対前年度比380%アップという大きな成果を上げることができました。

また、宿毛文教センターでも「竹内明太郎とダットサン」展が好評を博し、「志国高知 幕

末維新博」の第一幕は、成功をおさめたものと実感をしております。

また、宿毛市に残された数少ない歴史的建造物であり、過去には7, 464名もの署名を集め、保存を求める陳情書が提出されるなど、市民の皆様から保存と利活用についての強い御要望がありました林邸につきましては、「林邸再生プロジェクト」と銘打って、「志国高知 幕末維新博」関連の補助金、そしてプロジェクトに賛同してくださった方々からの貴重な御寄附によりまして、本年4月21日のリニューアルオープンを目指して、急ピッチで改修工事が進んでおります。

工事完成後は、市民の皆様が憩う交流広場、子供たちの笑い声あふれるにぎわい広場、観光客やお遍路さんが一息つく休息広場、宿毛の歴史と文化の薫る学びの広場として、最大限に活用してまいります。

また、「志国高知 幕末維新博」第二幕となる平成30年度は、企画展「宿毛と戊辰戦争」や「宿毛の人材21人」の功績を顕彰する展示や、昨年、文化勲章を受章されました宿毛市名誉市民であります奥谷 博氏の受章記念事業も計画をしております。

さらに、ポスト幕末維新博として、県では各種アクティビティや体験を前面に出したキャンペーンを展開し、自然体験型観光の磨き上げを行っていくことを計画しております。

宿毛市としましても、自転車というアクティビティを活用して、ポスト幕末維新博を想定した取り組みを、平成30年度から進めてまいりたいと考えております。

近年、全国では自転車レーン（通行帯）等の整備が進められ、観光面においても、地域の観光資源をめぐるサイクルツーリズムの人気も高まってきており、それを後押しするかのようになり、平成29年5月には、自転車活用推進法が施行

され、環境対策、健康づくり、観光振興など、さまざまな分野での自転車利用が注目をされているところでございます。

そんな中で、宿毛市は、2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるオランダのホストタウンとして、平成29年7月に登録され、本年度は本市を中心としてオランダ自転車女子ナショナルチームのトレーニングキャンプも行われたところでございます。

平成30年度はこのような背景を踏まえ、本市を訪れるサイクリストや、一般観光客に対して、自転車を通して地域の魅力を発信し、本市の活性化を図ることを目的に、宿毛市自転車を活用したまちづくり計画を策定して、取り組みを推進してまいりたいと考えております。

なお、自転車を活用したまちづくりにつきましては、観光振興だけを目的とするものではなくて、スポーツ、環境、教育、健康などにも、自転車もたらす複合的な効果を期待して、取り組みを進めていくこととしております。

また、食に関しては、平成29年度に、宿毛の魚おもてなしプロジェクトを立ち上げて、宿毛湾で水揚げされる新鮮な魚を活用した御当地グルメ「宿毛の魚しゃぶしゃぶ」を開発いたしました。

このプロジェクトは、市内34事業者の方々に御参加いただいております、今月25日からは、12店舗において新メニューの提供が始まります。

来年度は、これら宿毛市の四季折々の、自然豊かな食をもって、宿毛市を訪れる観光客をもてなしたいと考えているところでございます。

さらに、建設から既に26年が経過し、施設や設備が著しく老朽化しておりますサニーサイドパークにつきましては、道の駅「めじかの里 土佐清水」や「ふれあいパーク大月」などと連携することによって人の流れをつくり、ここを

宿毛市の観光拠点施設として、また市民の皆様
の交流拠点施設といたしまして、そして立ち寄
ってくださった全てのお客様が笑顔になって帰
ってくるような施設へと生まれ変わるよう、
施設コンセプトの再検証や施設の全面改修も含
めて検討をしております。

第3の柱は、防災対策でございます。

これまでも津波避難道や津波避難場所の整備、
各種計画の策定や耐震診断・耐震設計・耐震改
修工事など、命を守る対策に積極的に取り組ん
でまいりましたが、平成29年度はそれらに加
えて、平田小学校において、多くの市民の皆
様の参加をいただく中、避難所運営講習や図上訓
練を初め、実際に体育館への宿泊を伴った避難
所運営訓練を行いました。

さらに、大規模災害時に災害対策本部を設置
することにしております宿毛市総合運動公園に
おいて、私を含めまして、約50名の職員が参
加し、震災を想定した、災害対策本部運営訓練
も実施するなど、命をつなぐための対策にも取
り組んでまいりました。

平成30年度の新たな取り組みとしましては、
9月2日に宿毛新港をメイン会場として、災害
対策本部の運営や応急救助活動、医療救護所訓
練など、南海トラフ地震や、風水害などのさま
ざまな災害対応を想定した宿毛市総合防災訓練
を実施いたします。

関係機関や自主防災組織等とも連携する中で、
地域の防災力がより一層高まるような、実効性
のある訓練にしてまいりたいと考えております。

次に、南海トラフ地震発災時の孤立対策とし
まして、小筑紫地区及び大海地区に、緊急用ヘ
リコプター離着陸場を整備するとともに、西地
区におきましても、発災時の炊き出しや物資の
備蓄等、一定の機能を有する防災拠点施設とし
て、西町公園敷地内に、防災センターを整備す
るための施設設計を実施しております。

また、災害発生時の主たる防災拠点となる市
役所本庁舎及び宿毛市防災センター並びに宿毛
市総合運動公園の3施設におきまして、災害時
のメールやライン、インターネット等の情報伝
達手段を確保するために、公衆無線Wi-Fi
環境を整備しております。

また、豪雨のたびに冠水の被害に遭っている
宿毛市街地の雨水対策といたしまして、市道長
田町線と国道56号線が交差する箇所に、山手
幹線バイパス水路を新設するための詳細設計も
行ってまいります。

さらに、庁舎につきましては、平成25年度
にIF値に基づく耐震補強は実施したものの、
建設から既に54年が経過していることから老
朽化が著しく、南海トラフ地震発災時には、司
令塔としての機能を果たすのは困難な状況が予
測されますので、発災後も復旧・復興に向けて
活用できる、災害に強い庁舎の建設について、
平成30年度は、さらに議論を前に進めてまい
りたいと考えているところでございます。

そしてまた、津波浸水区域内にある保育園の
高台移転についても、来年度は保護者や地域の方
々との協議を実施してまいります。

第4の柱は、人口減少対策でございます。

移住定住推進室を核に、宿毛市に移住を希望
されている方へ総合的なサポートを行った結果、
平成29年度の目標である、県外からの移住者
50名の目標を達成できる見込みとなっております。

本年度におきましては、高知県と連携して本
市で初めて実施した、ふるさとワーキングホリ
デー事業では、4カ月間の実施により、参加者
11名、延べ235日間、本市に滞在されるなど、
関係人口の増加、人材確保の一役を担って
いるところでございます。

平成30年度におきましては、移住希望者が
心配される、仕事と住まいの情報提供の充実、

市内の移住推進体制のより一層の構築、ふるさとワーキングホリデー事業等を充実させることで、移住者数の増加につなげ、人口減少対策に努めてまいります。

また、近年、地元企業におきましても人材確保が課題となっており、例年開催しております産業祭では、地元企業を知ってもらうコーナーを設けたり、高校生を対象とした企業説明会や企業見学会も開催をしております。

平成30年度も引き続き、産業祭における地元企業紹介コーナーのブラッシュアップや、地元企業・高校と連携を図りながら、新規学卒者などの若年層の流出防止・人材確保対策に取り組んでまいります。

さらに、人口減少が進む中山間地域や離島地域における高齢者対策も重要な施策であると考えております。

中でも、公共交通の空白地域における交通手段の確保につきましては、市郊外と市街地を循環するコミュニティバスの実証運行を昨年9月末で終え、運行結果や地域の方々のニーズを踏まえまして、10月から本格運行に移行し、一定の交通手段の確保が図られたものと考えております。

離島地域においては、昨年の7月に宿毛市初となる集落活動センターが沖の島地区と鶴来島地区でオープンし、地区の皆様の買い物支援を初めとする住民サポート活動などの取り組みが着実に進んでいるところでございます。

また、独居や高齢者世帯の多い島民の医療を充実させて、安心できる生活環境づくりに寄与するために、沖の島常駐の看護師を、地域おこし協力隊として任用しようと考えているところでございます。

第5の柱は、子育て支援対策でございます。

これまでも、中学校卒業までの医療費の無料化や、保育園の開園時間の一部延長、保育園同

時入所の第2子保育料の全額無料化などの子育て支援対策を行ってまいりましたが、これらは今後も継続してまいります。

平成29年度の新たな取り組みとしましては、中学生のよりよい学習環境を整えるため、全中学校の普通教室に空調設備を設置いたしました。

また、現代のグローバル社会に対応できる英語コミュニケーション能力を高めるため、本年度はALTを1名増員して、小中学生が生の英語に親しむ機会をふやし、さらに、英語検定3級程度の英語力を持つ中学生をふやすために、英検3級受検者には検定料の半額を補助いたしました。

また、子育てに関する総合的な窓口として、すくすく子育て応援エリアを新設し、さらには妊娠期からの子育て支援にも対応できるよう、母子保健コーディネーターも配置して、相談支援や各種サービスの提供を実施してまいりました。

平成30年度につきましては、これまで以上に子育て支援対策を推し進めていくために、福祉事務所内に、子育て支援室を設置をいたします。

さらに、質の高い幼児期の教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業の提供を図るために、今年度は、子ども・子育て支援事業計画策定に必要な、宿毛市における子育ての課題やニーズを調査してまいります。

また、平成28年度に、株式会社DHCと包括連携協定を締結し、宿毛市において健康増進事業を実施していくこととしておりますが、平成30年度は、赤ちゃんの先天異常の予防に効果があるとされる葉酸について、妊婦が母子健康手帳を取得する際に、葉酸摂取の重要性を説明し、希望者にはサプリメントを無償で提供してまいります。

そして、小中一体型で整備することとしてお

ります宿毛小学校・中学校の校舎建設につきましては、関係機関と連携をとりながら、早期着工に向けて取り組みを進めてまいります。

以上が、私の掲げる重点政策である、5本の柱の内容でございます。

さらに来年度は、機構改革の一環として、現在、福祉事務所と保健介護課にまたがっております高齢者部門の業務につきまして、高齢者に関する相談や、各種サービスの提供に関するワンストップ拠点としまして、新たに、長寿政策課を設置し、より一層の高齢者支援に努めてまいりますと考えております。

これに伴い、保健介護課を廃止し、新たに長寿政策課、健康推進課を設置し、福祉事務所の業務の再編も行ってまいります。

また、来年度は国民健康保険税の税率改正を検討しております。

国民健康保険は、脆弱な財政体質を改善するために、来年度、市町村国保の財政運営の責任主体が県に一本化されます。これにより、県は市町村から徴収する納付金の算定方式を、現在、大半の市町村で採用されている課税方式である資産割・所得割・均等割・平等割の4型式から、資産割を除いた3方式とすることを選択しました。

これを機に、宿毛市といたしましても、県と足並みをそろえ、国保税の算出における資産割について、来年度より廃止をしたいと考えております。

以上が平成30年度、新たに取り組む、もしくはさらに力を入れて取り組んでいく事業・政策でございますが、このほかにも、福祉施策や保健事業、環境対策や空き家対策、小筑紫簡易水道の再編事業や人権啓発事業など、全てに全力で取り組んでまいります。

総務省が発表した平成30年度の地方財政計画に見られるように、地方交付税や臨時財政対

策債の削減など、依然として自治体財政には厳しい状況が続いておりますが、職員と知恵を絞りながら、やるべき事業はスピード感を持って、一意専心、職務を遂行してまいります。

市民並びに議員の皆様方におかれましては、より一層の御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。平成30年度へ向けまして、私の所信表明とさせていただきます。

しっかり、平成30年度も頑張ってまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。所信表明といたします。

どうもありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） 以上で、市長の行政方針の表明を終わります。

日程第3「議案第1号から議案第56号まで」の56議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（中平富宏君） 引き続きまして、御提案申し上げます議案につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

議案第1号は、平成29年度宿毛市一般会計補正予算について、専決処分の承認を求めるものでございます。

内容につきましては、ふるさと寄附金の増額により、緊急に予算補正する必要が生じたので、1億631万4,000円の追加について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものでございます。

議案第2号は、「教育長の任命につき同意を求めることについて」でございます。

内容につきましては、現教育長の出口君男氏が、平成30年3月31日をもって任期満了となりますので、引き続き、出口君男氏を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

議案第3号は、「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」でございます。

内容につきましては、現教育委員の名倉寛文氏が、平成30年4月1日をもって任期満了となりますので、引き続き、名倉寛文氏を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

議案第4号は、「平成29年度宿毛市一般会計補正予算について」でございます。

総額で4億1,348万6,000円を減額するものです。

歳入歳出予算ごとの内容につきましては、歳入で増額する主なものは、市税4,500万円、使用料及び手数料919万1,000円などです。

また、歳入で減額する主なものは、国庫支出金4,090万8,000円、県支出金1億5,706万3,000円、繰入金1億3,989万6,000円、市債8,570万円などです。

一方、歳出で増額する主なものは、総務費では、職員退職手当1,820万8,000円、公衆無線LAN環境整備事業工事請負費1,860万2,000円、宿毛市住宅耐震改修促進費補助金2,670万円。

民生費では、障害者福祉費扶助費2,062万2,000円、生活保護費扶助費2,529万2,000円。

土木費では、土地区画整理事業特別会計繰出金4,056万3,000円などを増額しております。

また、歳出で減額する主なものは、農林水産業費では、農業振興費4,477万7,000円、水産業振興費6,397万2,000円。

土木費では、地方道整備事業費2,532万8,000円、港湾費5,722万2,000円、住宅管理費3,531万1,000円。

災害復旧費では、公共土木施設災害復旧費4,741万5,000円などを減額しております。

議案第5号から議案第15号までの11議案は、平成29年度各特別会計及び水道事業会計の補正予算です。いずれも決算額を見込んで、必要最小限の経費を補正しております。

議案第16号は、「平成30年度一般会計予算について」でございます。

総額で113億8,208万2,000円を計上しており、これは対前年度比5.1%減、金額にして6億946万8,000円の減額となっております。

歳入の主なものを御説明いたします。

市税20億7,505万1,000円、地方交付税41億5,000万円、国庫支出金15億1,445万2,000円、県支出金8億9,948万円、繰入金5億4,636万1,000円、市債7億9,691万1,000円などを計上しております。

次に、歳出の主なものを御説明いたします。

総務費では、ふるさとワーキングホリデー事業213万4,000円、広報「すくも」リニューアル事業485万9,000円、シティープロモーション動画作成委託事業200万円、自転車を活用したまちづくり計画策定事業300万円、西地区防災センター設計委託事業506万9,000円、緊急用ヘリコプター離着陸場整備工事2,294万9,000円、避難所運営マニュアル策定施設整備工事2,400万円、住宅耐震改修促進費補助金2,260万円、ふるさと寄附金事業2億6,411万円、PFI事業1,992万円、高知県議会議員選挙費550万円、宿毛市議会議員選挙費684万6,000円。

民生費では、扶助費総額18億5,062万円、子ども・子育て支援事業計画調査支援事業188万円。

衛生費では、旧高石ごみ焼却施設ダイオキシン類調査事業139万2,000円、一般廃棄物収集運搬事業1,896万1,000円、長浜飲料水供給施設配水管布設替事業450万円。

農林水産業費では、直七高付加価値化推進事業1,467万5,000円、多面的機能支払交付金事業5,216万3,000円、農地中間管理機構関連農地整備事業250万円、緊急間伐総合支援事業費補助金833万円、鳥獣被害対策事業2,976万円、漁船導入支援事業費補助金750万円、新規漁業就業者支援事業費補助金223万3,000円。

商工費では、宿毛の魚おもてなし事業443万円、すくもまるごと商社プロジェクト事業費補助金869万4,000円、林邸再生・活用事業486万9,000円。

土木費では、地方道整備事業2億1,610万円、市営改良住宅建替事業1億5,509万円。

消防費では、救助工作車更新事業6,800万2,000円。

教育費では、学校運営支援員配置事業641万2,000円、小中一貫教育研究指定事業194万9,000円、英語指導助手招致事業1,518万7,000円、奥谷 博氏文化勲章受章記念事業281万7,000円、東京オリパラ競技大会合宿支援事業422万7,000円などを計上しております。

議案第17号から議案第28号までの12議案は、平成30年度各特別会計及び水道事業会計予算についてでございます。

11特別会計の総額は、66億5,880万4,000円で、企業会計である水道事業会計は、8億7,923万5,000円を計上しております。

議案第29号は、「宿毛市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定め

る条例の制定について」でございます。

内容につきましては、介護保険法の改正により、平成30年4月1日から、居宅介護支援事業所の指定権限が県から市に移譲されることとなりますので、それに伴い、新たに条例を制定しようとするものです。

議案第30号は、「宿毛市空家等対策協議会条例の制定について」でございます。

内容につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法第7条第1項の規定に基づき、宿毛市空家等対策協議会を設置する必要が生じたので、新たに条例を制定しようとするものです。

議案第31号は、「宿毛市ふるさと寄附金条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、本条例は施行から約10年が経過し、ふるさと納税を取り巻く環境は大きく変わってきています。それとともに、寄附者が寄附金の使途を指定しない件数も増加してきておりますので、より寄附者の思いに応えられる寄附制度を構築するためにも、寄附金の使途を変更するための条例の一部改正をしようとするものです。

議案第32号は、「宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、農業委員会による農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じた加算額を支給するため、また宿毛市国民健康保険条例の一部改正により、国民健康保険運営協議会の名称が変わるのに合わせて委員の名称を変更するため、そして空家等対策協議会委員の報酬を新たに定めるために、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第33号は、「宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」で

ございます。

内容につきましては、沖の島町で勤務する職員への特地勤務手当の改定を行うために、所要の改正をするものであります。

議案第34号は、「宿毛市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、国家公務員の退職手当の引き下げ勧告に伴い、本市においても国家公務員と同様の引き下げを行うために、所要の改正を行うものです。

議案第35号は、「宿毛市産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、上位法である「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第36号は、「宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、平成30年度から国保財政の運営主体が県に移ることに伴い、新たに標準保険料率や国保事業費納付金などが示され、それに伴い、課税額の内容を改正することとしましたので、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第37号は、「宿毛市立公民館使用条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、公民館利用者の利便性の向上を図るため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第38号は、「宿毛市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、平成30年4月1日より、保健介護課と福祉事務所にまたがる高齢者部門の業務を集約して、長寿政策課が設置されることに伴い、福祉事務所における老人福祉法に係る事務が移行されるため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第39号は、「宿毛市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準や、子ども・子育て支援法施行規則等の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第40号は、「宿毛市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、後期高齢者医療制度における被保険者の住所地特例の規定が、平成30年4月1日より見直されることに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第41号は、「宿毛市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律による改正後の、国民健康保険法第11条第2項の規定により、国民健康保険運営協議会の名称が変わることに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第42号は、「宿毛市国民健康保険高額療養費貸付条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、国民健康保険の高額療養費の貸し付けについて、現状の高額療養費貸付基金からの貸し付けから、国民健康保険事業特別会計からのそれに変更するため、本条例の

一部を改正しようとするものです。

議案第43号は、「宿毛市介護保険条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、第1号被保険者の介護保険料について、平成30年度から3年間の保険料率を規定する必要があること、及び地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第44号、「宿毛市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について」及び議案第45号「宿毛市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」並びに議案第46号「宿毛市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」は、いずれも「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」が公布されたことに伴い、それぞれの条例の一部を改正しようとするものです。

議案第47号は、「宿毛市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、介護保険法施行規則の一部を改正する省令の公布により、主任介護支援専門員の定義規定に関する改正が行われたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第48号は、「宿毛市都市公園条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、都市公園法施行令の一

部を改正する政令が施行されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第49号は、「農村地域工業等導入における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例について」でございます。

内容につきましては、本条例は本市における工業振興を目的として、高知西南中核工業団地への工場進出に対し、5年間の固定資産税の課税免除を適用するために制定しておりましたが、その適用期間も終了し、それにかわる同様の優遇措置を講じる条例も制定されておりますので、本条例を廃止しようとするものです。

議案第50号は、「工事請負契約の変更について」でございます。

内容につきましては、平成29年9月5日に議決された、勇・富士特定建設工事共同企業体と契約締結いたしました林邸改修工事について、工事請負契約の一部を変更することについて、議会の議決を求めるものです。

議案第51号から第53号までの3議案は、「市道路線の認定について」でございます。

内容につきましては、港ヶ丘1号線、2号線、3号線の3路線について、道路法第8条第2項の規定に基づき道路の路線を認定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

議案第54号及び第55号は、いずれも「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」でございます。

内容につきましては、議案第54号は宿毛西部辺地の市道藻津海岸線の脇の川橋を修繕するに当たり、また議案第55号は宿毛南部辺地の市道石原添ノ川線の石原橋を修繕するに当たり、いずれも辺地対策事業債の申請のため、本計画を策定する必要がありますので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第56号は、「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」でございます。

内容につきましては、平成29年12月20日に議決された沖の島辺地の市道母島古屋野線のガードケーブル更新事業に追加して、同辺地の妹背山山頂の展望台の改修を行うに当たり、辺地対策事業債の申請のため、本計画を変更する必要が生じたので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上が、御提案申しあげました議案の内容です。よろしく御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願いを申しあげまして、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（岡崎利久君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前11時50分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議事の都合により、ただいま議題となっております議案のうち、議案第50号を先議いたします。

これより、議案第50号について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第50号」については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第50号」は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより「議案第50号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「議案第50号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡崎利久君） 全員起立であります。

よって「議案第50号」は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

議事の都合により、3月7日から3月9日まで休会いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、3月7日から3月9日まで休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

3月7日から3月11日までの5日間休会し3月12日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時52分 散会

平成30年
第1回宿毛市議会定例会会議録第2号

1 議事日程

第7日（平成30年3月12日 月曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（13名）

1番 川田 栄子 君	2番 川村 三千代 君
3番 原田 秀明 君	4番 山岡 力 君
5番 山本 英 君	6番 高倉 真弓 君
7番 山上 庄一 君	8番 山戸 寛 君
9番 岡崎 利久 君	10番 野々下 昌文 君
11番 松浦 英夫 君	12番 寺田 公一 君
14番 濱田 陸紀 君	

----- . . . -----

4 欠席議員（1名）

13番 宮本 有 二 君

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長	朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長 兼調査係長	小野 りか 君
議事係 長	奈良 和美 君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中平 富 宏 君
副 市 長	岩本 昌 彦 君
企 画 課 長	黒田 厚 君
総 務 課 長	河原 敏 郎 君
危機管理課長	楠目 健 一 君
市 民 課 長	立田 ゆか 君
税 務 課 長	児島 厚 臣 君

会計管理者兼 会計課長	山下哲郎君
保健介護課長	中山佳久君
環境課長	岩本敬二君
人権推進課長	沢田美保君
産業振興課長	上村秀生君
商工観光課長	山戸達朗君
土木課長	川島義之君
都市建設課長	中町真二君
福祉事務所長	河原志加子君
水道課長	金増信幸君
教育長	出口君男君
教育次長兼 学校教育課長	桑原一君
生涯学習課 スポーツ振興 室長	有田功史君
センター所長 生涯学習課長 補佐	岩村研治君
学校給食 センター所長	杉本裕二郎君
農業委員会 事務局長	山岡敏樹君
選挙管理委員 会事務局長	岩田明仁君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時01分 開議

○議長（岡崎利久君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） おはようございます。

11番、松浦でございます。

先日、奥谷 博氏が県民栄誉賞を受賞いたしました。今回の県民栄誉賞の受賞に対して、心からお祝いを申し上げます。まさに宿毛の誇りであります。

そして、昨日で、東北大震災の発生から7年を迎え、全国各地で追悼式が行われました。亡くなった方や行方不明者は、震災関連死を含めると約2万2,000人です。震災で犠牲となられた方に対して、心から哀悼の意を表します。

そして、福島第一原発の事故も相まって、ふるさとに帰ることもできず、今なお全国各地で避難生活を余儀なくされている方は、現在でも7万3,000人に及びます。まだまだ復興への道は厳しいものもありますが、一刻も早く元の生活ができるよう、頑張ってくださいと思います。

私たちとしては、南海トラフ地震の発生に備えて、防災対策をしっかりとしなければならぬと考えます。決してこの東北大震災を風化させてはなりません。

そして、原発問題ではありますが、福島第一原発の事故について、到底許すことができません。伊方原発を初め、全国の原発の再稼働を許さず、原発ゼロを目指し、全力で取り組んでまいり所存でございます。

それでは、通告している問題について、市長並びに教育長に対して、一般質問を行います。

まず、初めは、スポーツの振興に関する問題について、お伺いいたします。

私は、これまでも宿毛市として、宿毛市総合運動公園を中心として、スポーツの振興を積極的に推進すべきであり、その重要性について、幾度か質問をしてきた経緯があります。

さきの議会でも、スポーツの振興を図る上での市内の体育施設の改修と、管理のあり方という問題については、議論が行われております。

今回、私がまず初めに取り上げるのは、その問題に関連しますが、宿毛市総合運動公園内の補助グラウンドの芝の管理についてであります。

先日には、中国のプロのサッカーチームが、宿毛市総合運動公園で春のキャンプが行われました。どのような取り組みを行う中でキャンプ誘致につながったのか承知しませんが、まさに初めてのことであり、中国とはいえ、プロのサッカーチームが総合運動公園を活用してキャンプを行ったということは、まさに明るいニュースであります。

しかし、素人の私が見ても、陸上競技場の芝の管理が十分行き届いているとは感じられませんでした。このことについて、中国のチームは、どのように感じたことでしょうか。ぜひ、これからは施設の整備をしっかりと行い、積極的にキャンプ誘致等に御尽力していただきたいと思っております。

市外から、プロのチームであれ、小学生であれ、スポーツの振興を図るためにスポーツ合宿や、各種の大会を積極的に誘致しようという考えであるならば、常日ごろより施設の整備に努め、維持管理を行い、しっかりとした受入体制を確立しなければなりません。

まさに宿毛市総合運動公園は、宿毛市の貴重な財産でもあります。宿毛市民の大切な財産については、しっかりと管理が求められます。

先日、市民の方から、宿毛市運動公園内にあ

ります補助グラウンドの芝の状態が、非常に悪いのではないかと。しっかりとした管理が行われているのか等、補助グラウンドの芝の管理について十分、手入れされているのかどうか、大変疑問視するお話を聞きました。

早速、同僚の山戸議員と、補助グラウンドに行き現場を調査してまいりました。御案内のとおり、補助グラウンドは地下に排水溝が設置されています。南北に約90メートルの排水管が3本と、その排水溝に連結する約40本の排水溝が設置されています。まさに魚の骨の標本のようにあります。

埋設している排水溝の上部のグラウンド部分は、手入れが行き届いていないがために、その芝の部分は枯れて、土だけの状態です。

このように、補助グラウンドの管理状態にある現状を見ると、無残なもので、納得のいく状態ではありません。

そこでお伺いいたしますが、教育長として、補助グラウンドの現状について、どのように考えているのか、お伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、11番、松浦議員の一般質問にお答え申し上げます。

総合運動公園の補助グラウンドにおける現在の芝の状況につきましては、私も過日、現状を確認をいたしました。

議員御指摘のように、一部、芝が生育しておられない箇所があり、大変残念な状況でございますけれども、今後、補助グラウンドをどのように管理していくのかについて、教育委員会においても、十分検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 教育長も現場を訪れて調査をしたということですが、このよ

うな現状になった原因はどこにあったと考えているのか、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

これまでの管理の中においては、このような状況は起こっておりませんでした。確実な原因の究明には至っておりませんが、この冬は、例年に比べて気温が低かったということもございまして、暗渠排水溝の上の芝部分の水はけ等に悪影響を及ぼした可能性があるのではないかとこのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 今、この冬の寒さの関係ということで、教育長答弁ありましたけれども、私たちが調査をする中では、昨年の夏の暑い中での水やりの回数が、非常に少なかったのではないかと。

昨年の暑さの関係が主な原因ではないかというお話を聞きましたので、そこらあたりも、十分調査をして、取り組んでいただきたいというふうに思います。

今、だんだんと答弁をいただきましたけれども、宿毛市として、この補助グラウンドの重要性については、どのように考えているのか、教育長の所見をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

資料を調べてみますと、本グラウンド、補助グラウンドですけれども、宿毛市総合運動公園の仮設駐車場としての位置づけが、当初されていたということですが、平成15年ころ、宿毛少年サッカークラブ、現宿毛FCでございまして、が、少年サッカーの

練習及び試合に使用したいとの申し出がございまして、管理は宿毛少年サッカークラブが行うとの条件のもと、市長が許可をしてきた経緯がございまして。

その後、平成26年に補助グラウンドとして宿毛市都市公園条例に追加して以降、教育委員会が管理を行っているところでございます。

現在は、有料公園施設として、多目的に活用することができる施設として、位置づけているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 後ほども触れるかと思えますけれども、以前、宿毛FCの皆さんが管理をしていたときには、本当に毎日毎日、水をやり、いろいろ手入れをする中で、こういうことがなかったということは、やはり芝に対する思いが伝わってない、原因があるのじゃないかなという思いがいたします。

この補助グラウンドは、先ほど、教育長の答弁ありました、少年サッカーの大会に使用できるだけの面積がございまして。

毎年、県内の各クラブや、愛媛県を初め県外からも参加され、大会が行われております。

先日も、少年サッカーの高知県大会でありますパラダイスカップ大会が、総合運動公園を中心として開催され、この補助グラウンドでも、球技が行われました。

この大会には、県下各地から38チーム、約500名の子供たちの参加があり、応援の父兄を含めると、約1,000人ぐらいの参加者がございました。そのうち、300人ぐらいの方が、宿毛市での宿泊でございます。

子供たちを気持ちよく受け入れ、けがのないよう、環境のよい状態でできるよう、施設の整備については、しっかりとしておく必要があると考えますが、芝の維持管理について、どのよ

うに行われているのか、その取り組みについてお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

補助グラウンドの維持管理につきましては、陸上競技場芝管理等委託業務契約に基づいて行われておるところでございます。

仕様書では、月1回程度の芝刈りの管理でございますけれども、夏場は回数をふやしているところであります。

また、仕様書にはありませんが、受託者の御理解、御協力をいただく中で、年二、三回程度の肥料散布と、それから大会前など、適宜、芝の発育状況に応じた芝刈りの業務を行っていたところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 委託業務契約書に基づいて行っているということでございますが、委託業者が契約内容のとおり、業務を行ったかどうか、業務の検証をどのような評価基準に基づき行われているのか、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

補助グラウンドの芝管理につきましては、平成15年から宿毛FCが行っておりましたが、平成26年からは、本市が業者に委託をして、維持管理を行っている経過がございまして。

委託業者が芝刈り業務などを行う際には、あらかじめ担当課に報告をし、作業を実施しております。

委託業務の確認につきましては、業務報告書により、行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 今、報告書で検査。現場は見ないということですか。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

担当課として、先ほど申しあげましたように、芝刈りを行うという事前の報告を受けた後、芝刈りを行った後、可能な限り、現地を、芝刈りの状態を確認するようにはしております。

それとあわせて、業務報告書に基づいて、確認を行っているということでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） それでは、仮に委託業者に不備というか、仕様書にうたわれていた事項が執行されなかった、いわゆる適切に委託業務が執行されていない場合の対処方法及び業者に対する指導体制について、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

業務委託契約の仕様書により、業務を履行するに当たり、委託業者は日ごろから、グラウンドの芝の状態を確認しながら、業務を行っているところでございます。

仮にでございますが、委託業者が履行の遅延や契約違反をした場合は、契約書に明記されております対処方法によって対応することとなりますけれども、そうならないよう、担当部署において、委託業者とともに履行状況を把握するとともに、芝の状況報告等を踏まえ、適切な業務執行が図れるように努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 適切に管理をされて

おったら、こういう問題は起こらなかったというふうに思います。

そういう面で、業者からの報告を受けて、担当課ではそれに対する対応をしっかりとしていかなければならない。

本当にくどいようですけれども、しっかりしていれば、こういう問題は発生していないということをお願いしておきたいと思います。

今、教育長のほうからも答弁ございます、芝の管理に対する委託契約書に基づく作業については、仕様書に基づいて行っていると。しかし、そこに大きな問題があるのではないかというふうに、私は感じておるわけでございます。

私は、この質問をするに当たり、先日、宿毛市情報公開条例に基づき、宿毛市総合運動公園の業務委託書を取り寄せてきました。

教育長として、この委託契約書にうたわれている内容の仕様書で、補助グラウンドを十分に管理できると考えているのかどうか、お伺いをいたします。

この仕様書を見させていただきました。教育長の答弁の中にありましたように、補助グラウンドの整備は、4月、5月、1回、6月、2回、7・8・9、3回、あと10月から3月まで1回ということだけで、どういう仕事をするのか、内容をするのか、全然明記されてないんです。これでどういう仕事をした後、明確にならないというふうに思います。

本当に、ゴルフ場の芝の管理をしている方にもお話を聞きました。芝の管理には、水やりと芝刈りと、これが基本だという中で、1回であれば、水やりをやるのか芝刈りをやるのか、全然明記されてないわけですので、そこらあたり、教育長の所見をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

芝の管理につきましては、陸上競技場、防災広場、それから高砂グラウンド、そしてこの補助グラウンドなど、本市で維持管理を行っているところでございます。

そうした中、補助グラウンドにおきましては、陸上競技場のような維持管理ではなく、補助としてのグラウンドであることから、先ほど申し上げましたように、月1回程度の芝刈りを行っているという状況でございます。

初めにも申し上げましたように、どのような管理が望ましいか、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 芝刈りは1回ということは、水やりはやってないということですね。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

芝への散水についても、適宜行っているということでございますけれども、芝刈りについては、月1回を基本に、夏場は回数をふやしているということでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） ということは、仕様書に書かれている補助グラウンドの整備についての内容ですけれども、芝刈りだけというのが基本ということで構わないのですかね。

芝刈りを月に1回行っておるということになれば、4・5と、10月以降の1回というのは、芝刈りを中心ということで理解していいですね。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

議員御指摘のように、仕様書には、毎月の芝刈りの仕様を明記をしているということござ

いますが、先ほど申し上げましたように、芝を管理するに当たっては、議員も御指摘のように、適切な給水というのは、当然求められてまいりますので、それについては、芝刈りをする上においても、適宜、必要に応じて散水を行っているというふうに認識をしております。

それから、最初にも答弁申し上げましたけれども、いわゆる委託業者が、必要に応じて、芝の状況に応じて肥料をやっていただくということもございますので、適切に芝の管理を行うように、取り組んでいただいているところというふうに認識をいたしております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） ということは、この仕様書にうたわれている内容で予算措置がされておるというふうに思います。ということは、適宜の水やりとか、散布等については、ボランティアで行っているということで理解していいですか。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、芝刈りの仕様については、明記をいたしておりますけれども、芝を生育する上においては、必要な散水が必要だということでもありますので、それらも含めて、業者には委託の中でやっていただくというふうな認識を持っているところでございます。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 答弁になってないと思いますけれども。

この仕様書に基づいて予算措置をしておると。主に、芝刈りが中心だと、1回の。ということになれば、水やりとか、葉の散布等については、ボランティアで、その分については仕様書にう

たわれてないわけですから、ボランティアでとり行っているということによろしいですか。

再度、答弁を求めます。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

宿毛市総合運動公園陸上競技場芝管理業務委託業務の仕様書でございますけれども、総合運動公園、あるいは補助グラウンドも含めて、各項目の仕様がございますけれども、最後に、その他というところで、芝の状態を維持管理するために、必要な措置を行うということで、4月であれば2回、それから5月であれば2回と違って、毎月2回、合計、年間24回の、適切な芝管理のための作業も行っていただくという部分がございますので、そちらでどういう対応ができるのか、総合運動公園の陸上競技場、それから補助グラウンドも含めてでございますけれども、この部分については、その中で適切に芝を管理をしていただいているというふうに考えているところでございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） この仕様書の中のその他については、各種大会前後等で、大会運営に支障がある場合、フィールド、スタンドの芝刈り作業等を追加するというところで、肥料散布とか、目砂入れとか、そこらあたりは明記されておられません。

フィールド、スタンドの芝刈り作業を追加するというところで、その他が設けられていると思いますので、答弁を求めます。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

今、議員御指摘の、仕様書でございますその他について、フィールド、スタンドの芝刈り作業等を追加するという部分も、あわせてその他

の中に含まれているというふうに認識をいたしております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 先ほど、私も質問の中で触れました。やはり、補助グラウンドとはいえ、宿毛市の貴重な財産でもあります。そういう面で、補助グラウンドの整備についての仕様書については、再考を求めておきたいと思っております。

それでは、今後の宿毛市総合運動公園の管理方法について、お伺いいたします。

私も、職員がグラウンドの周りの草刈りをしているところを拝見したことがありますが、宿毛市総合運動公園の芝の管理とあわせて、施設の管理については、臨時職員を雇用して、専門に行ってはどうかと考えておりますので、お伺いいたします。

スポーツに精通し、芝に対する熱い思いがある方であれば、十分、対応できるのではないかと考えます。このことにより、正職員はスポーツ推進室本来の業務に当たることができるのであります。

臨時職員一人当たりの賃金は、年間一人当たり約150万円くらいであると思っておりますので、2人雇用しても300万で済みます。この方に、この施設の整備等について、専属で取り組んでいただくということで、提案をさせていただきますが、教育長の所見をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

臨時職員を雇い、総合運動公園の維持管理を行えばよいのではないのかとの御提案でございますけれども、宿毛市総合運動公園の陸上競技場の芝管理を初めとする維持管理につきましては、委託可能なものは事業委託を行い、管理を

行っております。

施設を管理する中で、突発的な外注で出せないもの等、職員が対応する必要があるものについて、職員が対応している状況でございます。

また、陸上競技場を初めとする芝の管理につきましては、よさこい高知国体の前年である平成13年から業務委託をしており、委託業者は芝管理の専門業者としてのノウハウや、実績を培う中で、適正に芝管理を行っているものと考えております。

近年は、本市におきまして、市内スポーツ施設を活用した各種競技の合宿でありますとか、スポーツ大会誘致を積極的に推進をしている中、陸上競技場においては、高校ラグビー大会や高校サッカー大会、ラクロスの大学合宿、さらには中国プロサッカーチームの合宿などにも利用されておきまして、あらゆる競技が利用できる芝の管理が求められております。

そのような中、議員の言われるように、臨時職員2人で、仮に約300万円といたしましても、現在の委託業務契約の人件費分は、陸上競技場と補助グラウンドで約201万円でございます。決して臨時職員での業務遂行が安価に行えるものではなく、また臨時職員であれば、そのノウハウも蓄積されることがないため、現状では、現行の管理方法が最良ではないかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） くどいようですけれども、芝の管理について、プロであれ、臨時職員であっても、その芝に対する思いがあるかなにかによって、芝がしっかり管理できるかどうかということだというふうに、私は理解をいたしております。

ただ、仕様書に載っているから、このとおりやったら、それで芝管理できますじゃなしに、

そこに熱い思いがなければ、しっかりとした管理はできない、そういうことを申し上げておきます。

次は、防災広場の利用方法についてであります。

この問題についても、これまで質問をした経緯があります。再度、市長の所見をお伺いをいたします。

防災広場の利用方法について、当初から、関係者から届く声は、非常に使い勝手が悪いと話されておりました。

一つに、スポーツ大会等の開催に当たり、防災広場を占有しての使用についての申し込みは、都市建設課に行かなければなりませんし、スポーツ大会を行うに当たり、無料で使用しようとする場合は、当然、教育委員会の後援が必要となってまいります。

防災広場を無料で借りようとする、都市建設課と教育委員会の双方に申請に行かなければなりません。このように、手続きが煩雑であるとの声をお聞きします。使用方法について、もっと簡潔にすることができないものか、市長の所見をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 皆様、改めましておはようございます。松浦議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず、関係者の方からお聞きをするということでございます。どういった関係者の方からお聞きをしているのか、ちょっとわからないところでございますが、防災広場の利用方法につきましては、平成29年3月定例会にて答弁をさせていただいておりますが、なお詳しく、少し説明をさせていただきたいと思っております。

まず、本広場の使用に当たりましては、行為の許可申請書の提出が必要となります。また、スポーツ大会等で、使用料の免除を受ける、そ

ういった関係者が使う場合には、教育委員会へ後援許可申請書を提出いたしまして、後援許可となれば、次に使用料減免申請書を提出する流れとなります。当然こういった流れになるわけでございます。

手続が煩雑であり、もっと簡潔にすることはできないかということで、質問議員ございますが、宿毛市総合運動公園のスポーツ振興室では、全ての申請書を一括して受け付けをしておりますので、手続が煩雑になることはないというふうに考えておりますが、もしこれ以外の関係者の方であれば、また御指摘願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 次は、防災広場の認識について、お伺いいたします。

この問題についても、再度お伺いいたしますことをお許し願います。

この防災広場は、私の認識としては、当初から球技場として整備されてきたという認識であります。宿毛FCの仲間を初めとする関係者の皆さんが、当時の沖本市長に対して、宿毛市には球技場がないので、何とか球技場を建設していただきたいと要請をしてきました。

宿毛市として、こういった市民の声に真摯に受けとめていただき、何度か協議を重ねる中で、宿毛市のほうから提案を受け、実現したのがこの広場であります。

現在の場所については、少し山側を削れば、十分に球技場としての広さを確保することができ、しかも総合運動公園の中にあり、各種の大会を行うにも使い勝手がよいのではないかと提案があり、整備されてきたという経緯があったのであります。

このような経緯のもとに整備された広場、8メートルの防球ネットも整備され、広さについても、社会人の大会にも十分対応できる面積が

あります。

そして、今後の芝の管理を考えた散水施設も整備されております。

このように、当初から球技場として活用することができるように建設されております。このような経緯を受けて建設されたグラウンドでありましたが、いざオープンして利活用できると思ったら、中平市長は、球技場として建設されたのではなく、防災広場であり、子育て支援の場として利用していただくための多目的広場であるといわれます。まさに今日までの経緯を見た場合、明らかに私の認識と市長の認識が違ってきます。

このことについて、市長の所見をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

今、松浦議員のほうから、沖本市長のときのお話をお聞かせしていただきました。

この防災広場についての認識が違うというお話であります。これは、松浦議員と私の認識ということだというふうに受けとめました。

この事業なんです、補助事業におきまして、防災安全社会資本整備総合交付金を活用して整備をしているところでございまして、これは議員の皆様方も御承知のところでございます。

当然、防災機能の向上を図るために整備した施設ということでもあります。

ただ、先ほど議員のほうからお話がありましたように、運動施設としての機能も十分に備えておりまして、合宿やスポーツ大会などでの利用もしていただいているところでございます。

また、ふだん、通常時は多目的広場として開放することで、子供からお年寄りまで、幅広い年齢層に利用されている、そういったところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君）

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....（発言一部取り消し）.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

う、合わせて2面の使用が可能な、立派な施設があります。こうした施設を活用しないのは、まさにもったいないことではありませんか。

ぜひ高知県サッカー協会に働きかけを行い、1年のうち何回か、宿毛市でリーグ戦を開催していただくよう働きかける考えはないか、お伺いいたします。

宿毛市をPRすることができますし、父兄の負担軽減にもつながってまいります。このことについては、教育長の所見を伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 暫時休憩をいたします。

午前10時40分 休憩

----- . . ----- . . -----

午前11時24分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、議長より報告いたします。

松浦英夫君より、発言取消の申し出がありましたので、この際、これを許します。

11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 済みません。先ほど、私の一般質問の中で、表現が不適當なところがありましたので、「認識は全然違うということ」の次から、「そういう有利な補助事業を取り入れたという認識でございます。」までの発言について、取り消しをお願いいたします。

○議長（岡崎利久君） お諮りいたします。

ただいまの発言取消の申し出を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、松浦英夫君からの発言取消の申し出を許可することに決しました。

一般質問を継続いたします。

答弁を求めます。

教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し

上げます。

本市のスポーツ振興において、小中学生及び高校生のスポーツを通じた健全育成や競技力向上、さらにはスポーツ人口の底辺拡大や、市民の健康増進などに取り組んでいる中、各競技のスポーツ大会誘致も積極的に推進をしているところでございます。

一方、議員言われますように、中学校では、生徒が減ってきていることもございますが、さまざまな競技において、生徒の入部が減ってきております。そのような状況を踏まえ、主催者である各競技団体が参加団体の負担軽減や、公平性が図れるような検討をしていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 1点、市長のほうにお伺いをいたします。

毎日毎日競技が行われるのではありません。この防災広場を主体的に活用して、積極的に各種大会やスポーツ学習の誘致に努めるべきではないかと考えます。

そして今、関係者や指導者が一番心配している問題は、競技中における災害対応であります。この広場は高台にあり、いざ災害発災時にも、安心しておられます。

そういう意味においては、すばらしい立地条件であります。

黒潮町にも立派な球技場が整備されておりますが、いかんせん、海拔は非常に低く、球技中における災害対応に、とても不安があります。

そして、市長の言う子育て支援等、多目的にも十分活用できると考えますが、市長の所見をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

まず、スポーツでの、今の防災広場の今年度の利用状況といたしまして、御説明を少しさせていただきます。

サッカー大会や交流試合で36日、ラクロスやサッカーチームの合宿で、3団体ですが、18日の、スポーツ大会、合宿等で利用をさせていただきました。

一方、通常時は開放しておりまして、隣接する遊具広場との一体的な利用もされておりまして、私が公園を訪れた際には、小さな子供たちを連れた親御さんとか、それからお年寄りの方々の姿も、よく目にします。子育てや市民の憩いの場として、活用されているところでもあります。

さらに保育園や幼稚園の遠足、宿毛マラソンや産業祭などの各種イベントにも、活用をさせていただいているところがございます。

今後におきましても、そういった市民の憩いの場として活用とあわせまして、スポーツの合宿や誘致に努めていきたいというふうに思っているところがございます。

議員お話のありましたように、いろいろな面で有利性がありますので、そういった有利性を御説明させていただいて、誘致に努めてまいりたい、そのように思っているところがございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） ぜひ、積極的な取り組みを、再度お願いを申し上げておきたいと思っております。

それでは、防災広場、御案内のとおり、全面芝生化されたわけでございますけれども、この問題についてお伺いをいたします。

まず、この防災広場を、宿毛市で全面芝生化しようとするれば、どれぐらいの経費が必要であったと思われませんか、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

正式には試算しておりませんが、おおよそ2,000万円程度ではないかというふうに考えているところでございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） すごい金ですね。

市長も、この広場の芝生化については、日本サッカー協会、そして宿毛FCを初めとする関係者の皆さんのお力添えであると、答弁をされてきました。まさにそのとおりであります。

宿毛FCの皆さんは、宿毛市に財政的に無理をかけなくてできるようにとの考えから、日本サッカー協会が提唱しているポット苗方式を提案してきました。その提案を受けて、宿毛市から日本サッカー協会に申請をして、実現したのであります。

この間、宿毛FCの皆さんは、ポット苗の育成、管理するために、芝の育成にとって一番大切な散水作業、そしてグラウンドへの芝を植える作業を初め、10月までの芝の育成等、大変暑い中でありましたが、このような重要な作業についても、全力で取り組んできたのであります。

芝に対する思いと愛情がなければ、これまでできなかったと思います。まさに宿毛FCの皆さんの努力は、並大抵ではありません。

中でも、暑い中での芝の植えつけ作業には、多くの父兄の皆さんを初め、近隣の市町村の関係者等、150名の協力をいただく中で行われました。

私自身も、宿毛市のスポーツ振興につながる施設であるとの強い思いから、作業に参加をいたしました。大変重労働でありました。

結果的に、宿毛市に財政的負担をかけることなく、市民の協力をいただく中でできたのであります。こうして芝生化されたことについて、市長はどのように思っているのか、所見をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

防災広場としての利用ということもありまして、多額の整備費用を要するために、芝生化を見送ってきた、こういった経緯がありましたが、議員のお話のように、日本サッカー協会のポット苗方式の芝生化モデル事業であれば、芝の育成期間を要するものの、無償でポット苗の提供を受けることが可能であるという情報をいただきまして、防災広場の芝生化のために、本市が申請をしたということでございます。今のお話のとおりでございます。

植えつけの際には、宿毛FCが中心となりまして、市民ボランティアを募っていただきまして、防災広場を芝生化することができました。

私も、そして教育長も、そしてそれぞれ市の職員であるとか、いろいろな関係者の方々が参加をさせていただきましたので、本当に暑い中、大変だったというのは、身を持って体験をしましたし、感じたところでもございます。

御協力をいただきました日本サッカー協会、そして宿毛FC並びに市民ボランティアや関係者の皆様には、本当にお力になっていただきました。この場をおかりいたしまして、改めて感謝を申し上げます。ありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 最後になりますけれども、高知県との連携について、お伺いをいたします。

スポーツ振興を推進する上で、中平市長も言われるように、今後も高知県の動向を注視しつつ、県とも連携して、スポーツの振興に取り組んでいきたいと、高知県の連携を重視する考えのようであり、重要なことでもあります。

高知県としては、今まで私のこの議会で提言してきたように、スポーツの推進を図っていく

ことで、地域のスポーツ産業の創出につながる
との考えのもと、今年度はスポーツ関連予算を
大幅に増加させています。

そして、オランダの自転車女子チームとの関
係については、本年度の行政方針にもうたわれ
ておるところでございますけれども、これは高
知県との連携のたまものではないかと、私は思
っておるところでございます。

これ以外で、このオランダの自転車女子チー
ム以外で、高知県との連携は進んでいるのかど
うか、具体例があれば、具体例を挙げてお示し
をいただきたいと思えます。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

少し、このオランダの話も出ましたので、そ
ちらのこともお話をさせていただきたいと思
います。

御承知のとおり、本市はオランダを相手国と
いたしまして、昨年7月に県に追加する形で、
ホストタウンとして登録を受けております。そ
れ以降、県と連携しながら、このホストタ
ウン事業として、オランダとの交流を深めて
いるところございまして、昨年11月のオ
ランダ女子自転車ナショナルチームのトレ
ーニングキャンプの実施や、本年1月には、
県と本市が主催し、オランダの日本語ス
ピーチコンテストで、よさこい大賞を受賞
されましたビショップさんをお招きし、
宿毛高校での英語コミュニケーション授
業の実施や、市民の方々を対象としたオ
ランダを学ぶ講演会を開催したところでも
ございます。

また、幡多広域での取り組みとはなります
が、一昨日、昨日の3月10日、11日には、
2日間にわたりまして、四万十・足摺無
限大チャレンジライドが開催されました。
自転車のイベントでございます。

宿毛市総合運動公園、こちらのほうをス
タートゴールといたしまして、県内外から
延べ534名の参加者のもとで行ったとい
うことで、けさの高知新聞のほうにも掲
載をされているところでございます。

この大会ですが、昨年の大会でも、アン
ケートに答えていただいた方だけでも、
市内に約180人の宿泊をしたという結
果も出ておりました、本年度も、同人
数程度の宿泊があったのではないかと
いうふうに考えているところでもござ
います。

さらに、開催期間中の3月10日には、
チャレンジライドのほうに参加していただ
いた自転車の元オランダチャンピオン
のイリスさん、こちらの方、昨年も宿
毛市のほうを訪れていただいております
が、この方との、本市での、この方
と参加者との、そして市民との交流
会も開催したところでございます。

そのほか、スポーツ合宿の取り組みにつ
きましては、これまでも高知県観光コ
ンベンション協会などと連携を図りな
がら、取り組みを進めておりました、
本年1月には、議員からもお話あり
ました、新たに中国プロサッカーチ
ームの合宿が開催されたところござ
います。

今後も、県の動向を注視しながら、連
携を深め、本市のスポーツ振興に積
極的に取り組んでまいりたい、その
ように考えているところございま
す。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 今、答弁がござ
いました。自転車については、長々と
説明をいただきました。

私の質問した、この自転車以外でとい
うことになる、先ほど、私も質問し
ました、中国のサッカーチームだけ
の関係が、今、実を結んだとい
うことで理解してよろしいですね。

広場の利活用のあり方と合わせて、宿毛市として、スポーツの推進を図る上では、行政だけの力ではできないと思います。関係者や競技団体との意思疎通を図り、お互いが協力し合い、連携していくことが必要であり、大切なことではないでしょうか。

関係者や関係団体との話し合いの場をもつべきだと考えますが、市長の所見をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

中国のプロサッカーチームだけというお話でもございませんが、今まで来ていただいているところもありますし、またそれを継続するということに関しましても、連携を持ちながら、取り組みをさせていただいているところでございます。

それから、大きなところでは、そのあたりかなというところで、御紹介をさせていただいたところでございます。

本市では、現在、ジュニアの各競技団体と、それから市内の小学校、教育委員会が年2回、一堂に会し、情報交換を行い、ジュニアなどのスポーツ振興に向けた協議を行っているところでございまして、競技力の向上や、青少年の健全育成などの効果を生み出していると、認識しているところでございます。

あわせて、本市のスポーツ資源を活用したスポーツ振興や合宿、スポーツ大会誘致による地域振興の方策にも、取り組みをしております。

本市として、スポーツの振興を図る上では、行政の力だけでは困難であります。そのようなことから、今後も体育協会やスポーツ少年団などの競技団体、さらには観光協会など、関係団体と連携して、本市のスポーツ振興に努めてま

いりたいというふうに思っております。

スポーツというのも、近年は非常に幅広くなりまして、いろんなスポーツがございます。東京オリンピック2020年を見ますと、サーフィンも競技種目に入りましたよね。

また、いろいろ、スケートボードであるとか、それからクライミングですよ、ボルダリングも競技になりました。そういったものであるとか、いろんなスポーツがございます。そういったいろんなスポーツを楽しんでいただきたいと思ひますし、また、そんなスポーツをされる方々に、この地域に来てもらいたいと思ひています。

県だけじゃなくて、国のほうともいろいろお話をする中で、例えば今、整備を進められております横瀬川ダムに、何か目玉になるようなものをつくりたいなというお話を、国ともさせていただいておりますし、また、あそこには、軌道ですかね、森林のほうに入っていく、昔の列車の軌道といったものも残っているという形の中で、何かそれを使って、今、森林環境税もちょっと注目されていますが、そういった意味で、森林のほうに入っていく、いろんな自然であるとか、山の大切さであるとか、そういったものを学んでいただけないかとか、そういったものも含めまして、いろんなスポーツに向けて、そういった誘致に向けて、県、国と連携を図りながら、そしてそれぞれの関係団体と協力しながら、誘致活動を進めていきたいと思ひます。

幅広く頑張ってまいりますので、議員の皆様にもどうか御協力をお願いしたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 積極的な取り組みを求めて、このスポーツの振興に関する部分は終わりとしたいと思います。

次は、ちょっとやわらかくいきたいと思ひま

す。

宿毛の伝統文化の継承と調査活動について、教育長にお伺いいたします。

平成19年の第3回定例会であったと思いますが、私の質問に対して、当時の中西市長は、高齢化が進む中で、後継者がいないことなどにより、伝統行事が休止や廃止に追い込まれているのが現状であるのに、宿毛市として市内の祭りなど、伝統行事をビデオ撮影するなど記録し、保存に努めていきたいと答弁され、年々、地域に古くから伝わる伝統行事の継承が非常に厳しくなっている現状を認識されておりました。

それ以降、宿毛市として、各種祭り等伝統行事のビデオ化等の取り組みを進めてきていると思いますが、現在までの取組内容について、お示しをいただきたいと思ひます。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

平成19年第3回議会における、貴重な伝統行事の継承がなかなか難しくなってきたという御指摘に対して、教育委員会といたしましても、平成20年度に19地区、33件の祭りを撮影するとともに、聞き取り調査を行い、記録保存をいたしました。

さらに、平成24年度には、充実した記録保存とするため、改めて26地区、39件の伝統行事全般を、専門家の監修のもと、SWANテレビに業務委託して撮影編集し、一般配布できるよう、DVD化をいたしております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） なかなか進んでおるようでございます。よろしくお願ひします。

今度は、市長に1点お伺ひしますが、伝統文化の継承が、人口減や高齢化が進むために、継承が非常に厳しい地区であっても、何とか頑張

って残そうとしている地区もあるわけでありませう。

伝統文化の継承をしていこうとする場合、財政的負担も大きいものがあるとお聞きをいたします。宿毛市として、こうした地区に対し、財政的支援を行う考えはないのか、市長の所見をお伺ひいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

伝統文化の継承のために行う財政的な支援についての御質問でございますが、各地区の祭り等の伝統行事につきましては、地域のコミュニティー活動の継続、また後世に受け継いでいきたいものでございますので、一般財団法人自治総合センターが実施する助成事業を活用し、祭りに使用するみこしや備品の整備費等に対する支援を行っているところでございますが、祭りの運営等への助成につきましては、活用できる助成事業がないのが現状でございます。

そういった状況でございます。

そういったことから、市単独事業といたしまして、各地区の祭りの運営等に対する財政的支援を行うことは、大変困難ではないかというふうに思っているところでございます。

そういう状況でございますので、理解のほどお願ひいたしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） なかなか厳しいという答弁でございます。

再度、教育長にお伺ひしますが、宿毛市では、平田町黒川に市内の民具を集めて保存しているとお聞きをいたしておりますが、どのような目的を持って収集したのか、この点についてお伺ひをいたします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し

上げます。

民具についてでございますけれども、胸を張って誇るべき歴史をつむぎ、脈々と生活が営まれてきた宿毛において、その日常生活を伝えている文化的財産が民具であるというふうに認識をいたしておりますけれども、広く収集を始めましたのは昭和49年、宿毛市制20周年の年でございます。

当時の高知新聞の書き出しにも、「民衆の遺産は大切に保存しよう」という文字が躍っております。将来の民具館建設の話題も出ております。

そして、翌年でございますけれども、初の民具の展示会が開かれておりますけれども、当初は、旧二ノ宮小学校を保存場所といたしておりました。そういったことでございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 民具館の話は、また次の機会ということで。

そして、民具の、あの一軒家のところで管理しておるといいますけれども、管理状況はどういうふうになっておるのかお伺いしますし、そして、集められた民具を、今後どのように活用しようと考えているのか、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

旧二ノ宮小学校で収集保存を始めた民具でございますけれども、その後、建物の解体のため、手代岡地区へ、そして現在の平田町黒川のほうへ移動をし、現在は保存をしているところでございます。

保存管理の中で、逐次、リストアップ化を進めておまして、ナンバリング、写真撮影、測量などを行い、現在、700点ほど登録を済ませて、整理整頓をいたしておるところでございます。

今後の利活用についてでございますが、文教センター建設時を含め、民具館建設の計画は、現在まで具体化していないのが現状であります。

一方で、小学校の社会科では、民具を学習する機会がありまして、実物の民具を使用した授業は、実感を得る上でも有効と考えております。

現在、学校現場から要望があれば、リストデータをもとに、民具の貸し出しが可能となっております。ことしの2月にも、宿毛小学校に貸し出しをしたところでございます。

今後も、収集保存に努めながら、学習や研究を初め、広く利活用できるように、利便性の向上を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 先日、SWANテレビで二ノ宮地区の老人クラブか、地区のお年寄りの方々が、松田川小学校で、かまどから御飯を炊くというような授業、総合学習の中で行われたということで、そういう古い、今日までの歴史の問題を子供たちに教えていることは、大変重要な部分であろうと思いますので、今後とも、ぜひ取り組みをしていただきたいと思います。

次は、方言の調査と保存について、お伺いたします。

まさに言葉は文化であるといわれております。毎年11月に、宿毛市老人クラブ連合会の主催で、シルバー芸能大会を開催しておりますが、昨年開催された芸能大会において、平田町の老人クラブの方2人が方言漫才という出し物を実演されました。

このお二人の漫才は、以前、宿毛の方の多くが使われていた方言を出し合いにして、漫才を演じてくれていました。

これまでのシルバー芸能大会では、歌や踊りなどが中心でありましたので、漫才という初め

ての演題でありました。

どのような方言が出てくるのか楽しみで、関心をもって2人の漫才を聞いたことです。

全世界的に見ても、世界の少数言語が消滅の危機に瀕していると言われていました。

文化庁によると、日本語方言の中でも、沖縄県のほぼ全域の方言、鹿児島県の奄美方言、東京都の八丈島方言が危険な状態にあるといわれております。

また、文化庁は2011年の3月11日の東日本大震災による被災地の方言が消滅する可能性を危惧しており、被害の多かった5県、青森、岩手、宮城、福島、茨城の実態調査を行い、その調査結果をもとにして、方言の保存と継承、活性化を目的とした活動が取り組まれております。

その土地に暮らす人々が、全国各地へ流出するという事は、その地域の言葉を日常的に話し、支える人が、その土地から減るということであり、その土地でしか用いられていない方言を話す人が減れば、消滅に向かう方言が少なからず出てくると危惧されています。

東北大震災で被災した地域だけではなく、高齢化が進む各地でもいえることであり、宿毛市でも、同じことがいえます。

方言は人の内面を伝えるのに適し、使うことで、仲間意識やきずなを強め、そのことが地域の文化、伝統を支える役割があるとも、専門家は話されています。

教育長として、市内各地で使われてきている方言を調査し、記録として残していく考えはないのか、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

言葉は文化、まさにそのとおりだというふうに思います。そして、方言は地域地域の個性を

あらわす独特なものであり、宿毛市内ですら、各地域で少しずつ異なった方言があることは、議員御案内のとおりでございます。

そして、情報社会によって、日本語が均一化する中で、それらの方言が独立性を徐々に失いつつあるのも、また現実であるというふうに考えております。

調査記録についてでございますが、これまでもさまざまな試みがなされ、東京宿毛会の会報第18号内の宿毛方言集や、土佐おもしろ方言集なども紹介をされており、近年では、高知県立大学により、市内の石原、黒川での調査が行われているところでございます。

教育委員会といたしましても、大学等のそうした調査発表に同行してまいりましたが、今後も諸研究や学習に参画することで、さまざまな視点による成果を蓄積してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） ここに沖の島水産だよりという、沖の島水産が出しておるニュースがあるわけですが、その中に、弘瀬地区に伝わる方言について、これ特集ですと組んだ部分がございます。

そういった面で、こういう言葉も、それぞれ、ほんまに地区によって言葉が全然違いますので、それがまた宿毛の歴史だろうというふうに思います。ぜひこの方言の問題についても、人ごとではなしに、今、教育長言われました、本当にテレビから流れるのは標準語ばかりで話されておりますので、宿毛で話されている言葉が全然通じない部分もあろうかと思えます。

しかし、それが宿毛の、本当にくだいようですけれども、歴史ではないかなと思います。そういった面で、調査のほうについては、積極的な取り組みを、重ねてお願いを申し上げたいと

思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（岡崎利久君） この際、午後1時15分まで休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後 1時16分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

7番山上庄一君。

○7番（山上庄一君） 7番の山上でございます。

私の質問も含めて、午前中に終わると思っておりましたが、議論白熱で長引きまして、市長も花粉症で辛そうですので、私の質問はなるべく短くいきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、早速ですが、若い方のレクリエーションの場づくりとしてのカートコースの整備についてということで、通告書に記載しておりますので、単刀直入に1問目の質問をさせていただきます。

宿毛市にカートコースの整備はできないか、ということでございます。

カートコースは、若い方々のレクリエーションの場になると思いますが、このことにつきまして、市長の御所見をお伺いします。

よろしく願いします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 山上議員の一般質問にお答えをいたします。

単にカートコースといわれても、いろいろなものがあるかと思えます。

本当に小さな子供たちが遊ぶようなものから、大人が本格的に遊ぶというか、これもモータースポーツでありますので、スポーツの一環として楽しまれている方々、趣味として乗るのか、

またそういった、ある意味、仕事として乗られているのかとか。また、カートコースといいますが、いろいろなオートバイを走らせたりとか、また普通の乗用車を、スポーツタイプを走らせたりとか、いろんなバリエーションがあると思いますので、こういったものを議員のほうで考えられているのかなと思いつつながら、答弁をさせていただいておりますが、現在、宿毛市として、そういった計画というのは、今はあがっておりません。ないのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 7番山上庄一君。

○7番（山上庄一君） 私が申し上げるカートというのは、一般にいわれるゴーカートというような、小さい形のことを言っておりますけれども。

市内の愛好家の方々は、小さいやつで楽しんでおられるということのようです。

少し長くなるかもしれませんが、先ほどから若い方というふうに言っておりますが、宿毛のカート愛好者のグループの方々が、若い方でございますので、そのように言っておりますけれども、市外の方々は、結構年配の方がおられて、70を超えている方も、結構楽しんでおられるということでございます。

また、若い家族の方々は、子供連れで、子供と一緒に遊んでいる。

先ほども市長のほうからもありましたけれども、そのような家族連れで遊びに来るような感覚で乗られているというような方もおられるそうです。

宿毛の周辺には、宿毛周辺といいますが、四国の西南地域には、西土佐のほうに私設といいますが、私立といいますが、そういう個人のコースがあるようですけれども、開設者が高齢化して、施設そのものも古くなっているということで、このコースにかかわる施設を模索している

とのことであります。

市内のカート愛好者のグループは、週末になるとカートを運んで走りに行っているというような状況のようでございます。

そこで、宿毛市が先手を打ってといいますか、コースを整備してはどうかということでございますけれども、このような施設づくりは早い者勝ちというようなところがあるようでして、先行することで求心力を得ると。既成事実化して、そこが聖地のようにになっていくというようなことのようにです。

西土佐のコースでは、月に2回ぐらいの割で、いろいろなレースなどをやっているようですが、参加される方が30組前後おられるということです。

30組といいますと、一人だけではありませんで、メカニックの方、市長御存じだとは思いますが、メカニックの方がおられたり、先ほど言いましたように、家族連れで来られる方とかいうのも、結構おるといことで、人数はかなりの数にのぼるといようなことのようにです。

そこでは、時々、人が多いということもあって、フリーマーケットを開催したりとか、中にはペットをつれてこられる。ペットといいますか、犬を連れてこられるという方がおらしくて、ドックランなどがあればというようなことも言われている方もおられるそうです。

ちなみに、西土佐のカートコースの使用料は、1日3,000円ということでございます。

カートはエンジンとしても、100cc前後で爆音をかけるようなものではないようです。

カートコースのような施設があれば、宿毛市に来て走ってみたいという、一つの動機づけになる施設になるのではないかなというふうに思います。

設置の方法としては、公設民営という方法もあるのではないかと思いますけれども、また最

近では、パークPFIというようなこともあるようですので、そんな制度等を活用する方法もあるのではないかなというふうに思ったりもします。

今後、公園計画の中に位置づけていただくといいということも考えていただければと思いますけれども。

それにしても、先ほどの答弁で、今のところは計画はないということですので、再質問はいかがなものかと思われるかもしれませんが、市内の愛好家のグループの方々は、市のほうでできなければ、自分たちで設置しようかというふうに考えているようございまして、このような場合、市としては、何らかの支援などはできないものではないかということ、この辺のところを、市のほうで何か対応できないかお聞かせいただけますでしょうか。

よろしく申し上げます。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

る御説明をしていただきました。カートコースの設置につきましては、交流人口の拡大につながるものであるというふうには考えられておりますし、自分自身もそのように思っております。

ただ、先ほども答弁したように、現段階では、本市としての整備は困難であるというふうに考えているところでもございます。

公設民営、もしくは愛好者の方々が、自分というお話もありましたが、どの程度のものをつくるかによって、金額変わるとは思いますが、かなり高額の整備予算が必要ではないかなと思っております。

また、私自身もモータースポーツの世界の中で、少し足を突っ込んだと言いますか、携わったことが以前ございますので、いろいろなどこ

ろを見てまいりました。カートコースも見ましたし、また本格的なサーキットのほうも見させていただきましたが、特に大きなものになるほど、1980年代から90年代のころは、非常にモータースポーツが盛んで、競技人口も多くて、経営的にも成り立っていたという時代もありましたが、その後、非常に愛好者の数が減って、そういった形の中で破綻をしてきたようなコースも、何か所か見てきました。

そういった中で、なかなか公営として、そういったコースを設置しているという事例も、私自身も知りませんし、そういった形の中で、少し勉強もさせてもらったというふうに思っております。

話、ちょっと元に戻りますが、愛好者などから正式に、また市のほうにお話があれば、国や関係団体等による補助金、そういった補助事業は、支援策がないか、そういったのも調査してまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 7番山上庄一君。

○7番（山上庄一君） 市長におかれましては、自転車だけではなく、モータースポーツにおいても、カートコースについて、市の交流人口拡大のための装置として、考えていただければと思います。

カートコースには、結構、カートを移動させるのが不便だということで、結構、レンタルガレージ等の需要が発生するという一方で、もしそういうものができるようになれば、民間によるレンタルガレージなどの需要も喚起されるのではないかというふうなことを思っております。

何よりも、このような施設ができることで、若い方々が宿毛で楽しめるようになればと思っております。

それゆえに、愛好者の皆様の希望をかなえる

ことができればと願っております。

続きまして、空き地に関する質問でございます。

最近、隣の空き地が草ぼうぼうになっているなどと相談を受けることがたまにあるんですけども、宿毛市の空き地に関する条例としましては、宿毛市廃棄物処理及び清掃に関する条例として、平成11年12月10日に制定されておまして、その中に空き地の管理として、7条に、土地を所有し、または管理するものは、その土地が空き地の場合、その空き地にみだりに廃棄物を捨てられることのないように、適正に管理しなければならないとありまして、2項には、前項に定めるものは、その空き地に廃棄物が捨てられたときは、その廃棄物をみずからの責任で処理しなければならないと記述されております。

これは、あくまでも不法廃棄物などへの対応が軸になっていると思います。

県内で、空き地の適正管理に関する条例としましては、御存じかと思えますけれども、香南市にありまして、香南市空き地等適正管理に関する条例としまして、平成21年3月24日に制定されております。

この条例の目的としまして、1条には、この条例は香南市環境基本条例の本旨を達成するため、雑草が繁茂し、放置されていることにより、火災や害虫等が発生するなど、市民の良好な生活環境に影響を及ぼす原因となっている空き地等に、適正な管理及び環境保全を図ることに、必要な事項を定め、もって市民の生活環境の向上に寄与することを目的とするということが明記されております。

宿毛市の廃棄物処理に重点を置いた条例とは、文言が違うところがあります。

大きく違いますところは、宿毛市には環境基本条例を持っていないということですが、条例

の目的の中で、空き地の適正管理において、火災や害虫が発生するなどという表現された部分がありますが、草が枯れますと、たばこでポイ捨てをされると、たちまち火災が発生する、そういうようなところもあつたりいたします。

また、夏になりますと、ヤブカなどが発生するなどの要因にもなってきます。

このようなリスクを回避するためにも、空き地の適正管理が必要になってくると思いますが、現在の条例で十分な対応ができるとお考えでしょうか、市長の御所見をお伺いします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

答弁に先立ちまして、先般、実施いたしました各地区の排水路一斉清掃を初め、日ごろより生活環境整備のため、質問議員はもとより、多くの地域の皆様に御理解と御支援をいただいております。この場をおかりして、厚く、深く感謝申し上げます。

さて、空き地の管理につきまして、初めに関係条例の制定状況について、御紹介をさせていただきます。

まず、宿毛市廃棄物の処理及び清掃に関する条例についてです。

清潔の保持として、第6条第1項では、土地または建物の占有者は、その占有し、または管理する土地、または建物の清潔を保つように努めなければならないとしております。

一方、空き地の管理としては、第7条第1項に、土地を所有し、または管理するものは、その土地が空き地の場合、その空き地にみだりに廃棄物が捨てられることのないように、適正に管理しなければならない。

第2項に、前項に定めるものは、その空き地に廃棄物が捨てられたときは、その廃棄物をみずからの責任で処理しなければならないとしております。

また、幡多西部消防組合火災予防条例第24条では、空き地及び空き地の管理が記載されており、第1項には、空き地の所有者、管理者または占有者は、当該空き地の枯草等の燃焼のおそれのある物件の除去、その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

第2項では、空き地の所有者または管理者は、当該空き家への侵入の防止、周囲の燃焼のおそれのある物件の除去、その他、火災予防上必要な措置を講じなければならないとされています。

議員御指摘のように、本市におきましても、高齢化や所有者不明など、さまざまな理由により、管理水準が低下した空き地について、大きな課題の一つとなっており、担当課で所有者特定を行い、現状をお伝えし、適正管理の依頼を行っておりますが、対応に苦慮しているのが現状であります。

条文については、清潔の保持に係る条文について、努力規定であることもありまして、十分な対応ができているかどうか、御意見はあろうかと存じます。

現状におきましては、現条例において、できる限りの対応に努めてまいりたいと考えておりますが、市内の空き地の状況はもとより、国や県の動向も注視しながら、引き続き、生活環境の整備に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 7番山上庄一君。

○7番（山上庄一君） 空き地につきましては、今後も増加をする可能性があるのではないかと、いうふうに思いますので、それに対応することが求められると思います。

空き家につきましては、国のほうが、法律が制定されたのですが、空き地につきましては、国においても、まだ対応できておりませ

ん。

新聞報道によりますと、所有者不明の空き地などにつきましては、公共事業に関しては、10年間をめどに、利用権を行使することができるということにするようですけれども、それにしても、全てが、空き地が公共事業に関連することは困難だと思いますので、空き地への対応は、今後の国の動向などを踏まえて、御検討をいただければというふうに思います。

続きまして、3問目になりますが、大島橋についてでございます。今年度は、大島橋の中央部の橋脚の調査をされるということでありましたので、質問をさせていただきます。

何分、大島橋のかけかえが進みませんし、今年度も予算措置がありません。そのために、私のライフワークの一つのようになっておりますけれども、事あるごとに質問させていただいておりますので、今回も調査の結果につきまして、どうであったのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えいたします。

大島橋の橋脚の健全性の調査につきましては、平成30年1月22日から1月24日の3日間にわたって行いました。

今までの目視による調査では、橋脚の腐食度合の定量的な評価が困難であったことから、今回の調査では、ダイバーを使用し、橋脚の全鋼管5本の水中部を含む肉厚測定を、超音波厚さ計を用いて実施したものであります。

調査の結果、満潮位での板厚減少はあるものの、緊急的補修が必要な状況ではないと、一報を受けているところでございます。

詳細な調査結果につきましては、本委託業務の履行期間が3月末日となっております、現在、成果の照査及び取りまとめを行っているところであります。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 7番山上庄一君。

○7番（山上庄一君） 今回は、中央部の橋脚の調査でありましたけれども、たもとの橋台部といいますか、アバットの部分ですけれども、その辺のダメージなどについては、はかることはなかなか難しいのではないかとこのように思います。

以前、橋の専門家でありますコンサルタントの方に見ていただいたことがあるんですが、その方によりますと、余り好ましい状況にはないということでありました。

3年ほど前になりますが、平成27年6月の議会で、前市長、沖本市長の時代ですけれども、大島橋については、平成27年度の予算で詳細設計を発注する計画だったが、並行して進めていた与市明川にかかる廻角橋の詳細設計が終了し、本年度から用地買収に着手することとなったため、廻角橋のかけかえが完了後に、大島橋の詳細設計を発注し、公有水面の埋め立て等、関係機関と協議を重ねながら、事業を進めてまいりたいという内容の答弁があったんですが、廻角橋もなかなか工事にかかる心配がないように見えますが、いつごろ完了するのか、このことにつきまして、大島橋は大きな影響を受けることとなりますので、予定で結構なんです、その辺の完了時期等について、お聞かせいただけますでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えいたします。

今年度までに、用地買収、家屋移転補償が終了いたしまして、農業用ポンプ施設の移転工事に着手をしているところであります。

平成30年度より、橋梁下部工に着手する予定としておるところでございます。

引き続き、橋梁上部工、取り合わせの道路改良工事が必要となります。工事期間といたしま

しては、今後3カ年程度の期間を要する見込みとなっているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 7番山上庄一君。

○7番（山上庄一君） 廻角橋が完了するには、まだ3年ほどかかるということですので、それから大島橋の詳細設計に入るということになりますので、工事を行って、完成させるまでにはまだまだ先になるというふうに思いますが、それまで、現状のバウンドするような状況で辛抱しろというようなことになるのでしょうか。

私のこれまでの質問で、ジョイント部分のこぼこについては、タイヤの小さい車とか、高齢者の手押し車なんかが通るためには、ちょっと支障になっているようなところがあることに加えて、重量のある車両が通行すると、バウンドすること自体が、橋にダメージを与えるというようなことになりますので、もう少し滑らかになるようにということで、指摘をさせていただいてきております。

かけかえまでの間、オーバーレーをかけるなり、車がバウンドしないで、スムーズにとれるような方策を講じていただければと思いますが、いかがなものでしょうか、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

まず、期間なんですけど、工事期間として3カ年程度ということでございまして、補助金を活用しながらの整備にもなっておりますので、そちらの補助金のつきぐあい、これにも左右されてくるのではないかなというふうな思いを持っておるところでございます。

バウンドの話でありますけど、大島橋のジョイント部分につきましては、昨年度に車道部分の段差を補修しております。

また、歩道部の段差については、早急に補修

したいと考えているところでございます。

大島橋は大型車両の通行も多く、路面の損傷やジョイント部分の段差ができやすくなっているため、かけかえまでは、路面のそういった状況確認を行いまして、必要箇所について補修を行いながら、橋梁の維持管理に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 7番山上庄一君。

○7番（山上庄一君） 補修などの検討に当たりましては、一度、車で走るなり、歩道部分におきましては、手押し車を押しいただければ、現状は一目瞭然ということになりますので、その上で対応策を考えていただければというふうに思います。

最後の質問になりますが、景気回復のための公共事業の拡大についてということで、お伺いします。

来年度の予算は、今年度に比べて6億円程度減額になっておりますが、これは、能動的になったものではなくて、退職者が少ないとか、林邸が完了するからなどとの受動的なものの方でして、意図的にしたものではなく、結果的になったという感じは否めないと思います。

現在の経済状況を鑑みますと、消極的な予算ではなく、もっと積極的な予算編成で公共事業を拡大していくべきではないかと思いますが、なぜこのような予算編成にしたのかを含めて、市長の御所見をお伺いします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

平成30年度一般会計予算は、平成29年度予算に比べまして、約6億円の減額予算となりました。先ほどのお話のとおりでございます。

減額理由につきましては、議員もおっしゃいましたが、林邸の完成により、普通建設事業費が約3億円減額したことが主な理由でございま

す。

現在の経済状況を鑑みた積極的な予算編成で、公共事業を拡大していくべきではないかという御質問ですが、予算編成に当たっては、限られた財源の中で事業の必要性や優先順位等を精査して、予算計上しております。

平成30年度におきましても、国庫補助を伴う公共事業については、新規及び継続事業ともに事業の必要性を鑑み、積極的に予算化しておりますし、維持修繕についても、道路維持や公園修繕なども増額予算となっております。

先ほどの大島橋の件もそうでございますが、こちらについては、市内各地で、非常に高齢者の方が手押し車が押せないとか、そういったお話も聞いておりますので、増額しているところでございます。

予算総額では、減額した予算となっておりますが、事業が完了した予算を除くと、公共事業等の投資的経費は、昨年度と同等の予算配分となったと考えているところでございます。

また、来年度以降は、防災拠点施設の建設や、学校や保育園の建設関連予算も必要となることから、公共事業は、今後、増加していく見込みでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 7番山上庄一君。

○7番（山上庄一君） 私の身の回りの多くの方々は、市長は自分の思いをもっと積極的に政策に反映してもよいのにか、もっとそうすべきであるという方が多くおります。

もちろん、市長を支援している方々でございますので、みんながみんなと言いますと、誤解が生まれるといけませんので、多くの方とお話しますが、景気を回復させるためにも、積極的な予算にして、公共事業を増額していくべきときではないかと思っております。

それも、巨大な事業や、箱物をどんとつ

くれというわけではございません。身の回りの道路など、社会資本を整備していただければと思っております。

先ほど、市長からもありましたけれども、高齢者の方が手押し車を押して外出しようとしても、道路がでこぼこで手押し車が押しづらい状況とか、雨が降ると水たまりができて歩きにくいというようなこともありますし、今後、高齢者の方が増加してくるわけですので、まちの中には、縁側的な空間を復活させたり、バリアフリーといいますか、ノーマライゼーションといいますか、そういうものを基本に、身近な社会資本の整備、環境整備が求められると思います。

特に、若い、土木建設に携わる方々が、仕事を求めて、市外に流出するようなことでもあれば、せっかく今、取り組んでおります移住促進にも、このようなどころには移住したくないと思われる方も出てくるのではないかと心配をしておりますけれども。

景気をよくして、夜でも宿毛はにぎやかだというようなことになれば、それ自体がまた人を集めるのではないかと思ったりもいたします。

あわよくば、大都市のほうからサテライトオフィスなどが来てもらえるようになればと願うところですけれども。余り話が飛躍しますと、話がそれてまいりますのでこの辺にしておきますが。

市内の土木建設会社の経営者の方の中には、雇用者を抱えるのはしんどいといった声も聞くことがあります。また、シルバーに仕事を持っていかれて、会社の若い者の仕事がなくなるといったことを言われる方も、中にはおられます。

地元業者の育成は、行政の重要な課題であることは論を待ちません。もし土木建設業者が少なくなれば、災害が発生しても、復興はおろか、災害復旧もおぼつかなくなる可能性も危惧され

てきます。

企業を育成するのは、復旧復興を担保するわけですので、公共事業は一種の保険料であると捉えることもできるかと思えます。

宿毛市は、まだまだ成熟都市にはなっておりません。それゆえに、まだまだやらなければならない社会資本整備は多くありますので、利益の再配分を行うための一つの方法として、公共事業の形式をとりつつ、やるべきことをやっていただきたいと思っております。

公共事業も、地元業者で対応できる中小の事業を数多く出していただければと思っております。

大型の事業では、地元業者の方々が直接にかかわることが少ないようですので、メリットとしては少ないように思います。

大型の事業でも、地元優先で発注していただければ、地元業者のメリットも大きくなりますが、高規格道路などは、国がやる事業になりますので、大手の建設業者が受注して、地元業者は下請、あるいは孫請になるというケースが多くなると思えます。

市長には、釈迦に説法になって申しわけないんですけども、何かお考えなり、御所見がありましたら、お聞かせいただけますでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

宿毛市におきましては、事業の大小にかかわらず、地元業者優先という考えを念頭に置いて、事業を進めてまいりました。

議員のおっしゃるように、大型事業は地元業者の方々には、メリットは少ないとの考え方も、確かにあろうかとは思いますが、一方では、宿毛市における公共事業の入札については辞退も多く、不調不落の事例も発生しているのが現状で、そういった現状があります。

工事の発注においては、例えば大型事業を地

元業者が受注できるよう、分割して発注するということも考えられますが、そうした場合、施工管理の一元化が難しくなるなどのデメリットも生じることとなります。

事業個々の目的を達成するに当たり、どのような発注方法がより効果的であるかを勘案する中で、今後もこれまで同様、地元業者優先で公共事業を進めてまいりたい、そのように考えているところでございます。

しっかり考えてまいります。

○議長（岡崎利久君） 7番山上庄一君。

○7番（山上庄一君） 何か、無理やり質問に仕立てたような気がしないでもないんですが、御答弁いただき、ありがとうございました。

箱物の話になって申しわけないんですけども、市庁舎の建てかえ等につきましても、PFIだけではなく、市町村役場緊急保全事業という補助制度がありますけれども、このような制度も含めて、検討されてはいかがかと思えますが。

市長におかれましては、次回の議会以降、市長のやりたいと思われることを含めて、公共事業など、補正予算など出していただけることを期待しまして、質問を終わります。

ありがとうございます。

○議長（岡崎利久君） この際、10分間休憩いたします。

午後 1時54分 休憩

午後 2時08分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 5番、山本 英です。通告に従いまして、7項目ほど質問させていただきます。

ちょっと風邪ぎみですので、途中、せきこむ

かもしれませんが、うつる風邪ではなさそうですので、御安心ください。

風邪で、ちなみに双葉山の、いまだ木鶏ならずにならって言いますと、いまだアル中ならずで、酒飲まずにも過ごせることがわかりまして、一つの功德ではありました。

まずは、空き家対策です。特定空き家の審議会云々については、12月に質問して、協議会をぜひつくってくれということをお願いしましたところ、早速、条例案が出されましたので、順調にそちらのほうは取り組んでいただいているなということで、あとは委員会のほうで細部を聞かせてもらうことにしまして、本日は、居住可能な空き家の今後のあり方、あるいは現状等について、尋ねさせていただきます。

長野県の伊那市では、民間の方に、次の3つを委嘱し、対策をとっているようであります。

一つは、空き家の利活用促進。2つ目は、空き家バンク制度の推進。3つ目は、移住・定住コーディネーターとの連携という研究、相談対応が行われているやに、報道ではなされております。

本で知ったわけですが、そういうことにされています。

厚生労働省のデータでは、2033年には、全国平均ですけれども、3戸に1戸が空き家になるという分析がなされておりますので、今後ますます、この空き家対策については、慎重を期さねばならないと思いますが、この3つの分野における宿毛市の実情はどんなものでしょうか。

それからまた、空き家対策の調査内容、いろいろな関係課が、3課、4課あるようですが、その各課をまたがった移住、定住セッションのところ、ワンストップサービス、行政サービスとして1カ所で空き家に対しては全て答えることができるのかというふうな意味での、

ワンストップサービスができていますのかどうかをお伺いします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 山本議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

長野県伊那市の行っている空き家の利活用、移住に関する相談対応等の取り組みに対し、本市で行っている業務の実情は、どのようなものかという御質問だというふうに思います。

長野県伊那市では、行政書士の資格をお持ちの方を集落支援員として委嘱し、空き家に対する相談、契約や建築関係法規等の法的知識を用いた調査、対応及び企業支援等を行っているとお聞きをしております。

本市での空き家を活用した移住に関する取り組みにつきましては、行政書士等の専門的見地を持つ職員はおりませんが、宿毛市空き家等実態調査から得た空き家データベースを活用し、各地区長に御協力等をいただくなどして、利活用可能な空き家を掘り起こし、空き家バンクへの登録の推進、居住希望があった場合は、当該空き家の内見、契約時の同席、また移住された後につきましては、本市での暮らしに関することについて、関係課と連携を図り、御相談に乗らせていただくなど、ワンストップ体制で移住業務に取り組んでいるところでございます。

なお、移住される方の住宅につきましては、空き家の耐震化を含む住宅改修に対する経費について、その費用の一部を助成する補助制度も創設しているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） わかりました。比較的、まだニーズは少ないかもしれませんが、順調な流れだろうとは思いますが。

もう一つ、今後の、先ほど言いましたように、3軒に1軒というふうな割合になってきた場合

の活用法について、民泊という制度が活用できるのではないかなと思っております。

このような、まだ、事業をやりたいとかいう御相談はないとは思いますが、ワンストップサービスに相談は出てますかというような質問もしていましたけれども、それは抜きにしまして、昨年の6月に公布されました住宅宿泊事業法が、本年6月に施行されることとなります。

上限が180日で、これは許可制じゃなくて、申請すればできる事業でございますので、比較的平易に、事業として成り立つのではないかなと思いますけれども、上限が180日というふうに設けられております。

将来、外国人を含む観光客がふえれば、活用の道が開けるかもわかりません。将来展望の話として、こちら辺は視野に入れていくべきではなかろうかと思っておりますが、県では何か、条例等の検討等をしておられるのでしょうか、その辺の動向がもしありましたら、教えてください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

山本議員が言われるように、住宅宿泊事業法につきましても、平成29年6月16日に公布され、本年6月15日に施行されることとなっております。

この法律の内容といたしましては、住宅宿泊事業者が、都道府県知事に届け出をすることで、年間の上限を180泊として、住宅宿泊事業を営むことができ、健全な民泊の普及を図るものであります。

この法律の中で、都道府県は条例で定めるところにより、区域を定めて期間を制限することができる規定がございます。高知県では、条例制定の可否等について検討を行うこととしております。

本市を含む市町村に、意見照会の依頼もいた

だいておりますので、今後の動向を注視し、空き家対策として、検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 有効活用ということでお伺いした点ではありますが、これまた、防犯等の観点からも、空き家を放置しておきますと、不審者が住みついたりする可能性もなきにしもあらずということで、安全なまちづくりという観点からも、こちら辺については、視野に入れて、今後、空き家を見ていきたいなというふうに思います。

よろしく願いいたします。

続きまして、小筑紫バイパスについて、ちょっとしつこいようですが、引き続き質問させていただきます。

私は、トンネルではなくて、山を切り開いて、という提案をいたしました。単に国道の安全性の確保だけではなくて、自動車で行く際の県内外の人たちの避難場所に、さらには震災後の仮設住宅用地にと、多角的視野で検討すべきであると思っております。

先般、四万十市で行われました6市町村会合で、四万十市出身の国道省の専門官だと思っておりますが、広島の国道管理所長さんが講演していただきまして、講演後の懇親会の席でお願いしましたところ、わかりました、やりますと言ってくれましたので、遠い将来ですけれども、心強い味方をつけたと思っております。

参考までに言いますと、先般、阿南市に我々、自衛隊誘致調査特別委員会で行ったときに、後日、市長さんから、阿南の防災の関連のパンフレットを送っていただきました。回覧いっていませんか、執行部のほうにも。いってないですかね。後でまた回覧させていただきますけれども。

そこでは、人口が、あそこは那賀川と桑野川

ですか、一級河川が交差するデルタ地帯に大きな街ができていまして、そこに約7万の人口が密集して住んでいるところなんですけれども。

そこでの防災は、震度7、液状化、津波浸水が全て想定されているエリアなんです。どんな対策をとっているかという、避難場所や避難タワーを設置するのは、当市と同様にやっています。

ほか、平野部に点在する小高い山を切り開いて、防災公園と称して、そこに4,000人前後の人数が避難できる体制をとっています。

現在、5カ所の計画地のうち3カ所整備されておりまして、駐車場あり、トイレあり、照明灯あり、それからベンチは、あけるとかまどになるようなベンチがつけられているそうであります。

そういう資料をいただきましたが、こころりも、非常に、大いに参考になるんじゃないかと。単に交通安全だけではなくて、そういった将来の宿毛市の対策につながるようなバイパスのあり方というの、ぜひ御検討いただきたいと思いますが、この辺の防災公園とのリンクについて、どのような御所見をお持ちですか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

昨年の9月議会でも答弁いたしました、国道321号は、観光産業の振興、福祉の向上等、小筑紫地域の振興を図る上で、大変重要な役割を果たしておりますが、小筑紫地区の中心地周辺は、道路幅員が狭い上に、住宅や店舗が接近しており、歩道が確保できていないため、地域住民が生活する上で、非常に危険な状態であり、道路管理者である高知県及び県議会の産業振興土木委員会へ、以前より小筑紫バイパスの早期着工について、要望を行っているところでございます。

昨年の10月18日には、国道321号改良

促進期成同盟会による高知県土木部長要望をしております。県としては、平面図上での検討ではありますが、福良川橋から北上するルートでは、背後地の山が急峻で高いという地形状況から、トンネルを必要としておりまして、回答としては、バイパスルートにはトンネル区間があり、多額の事業費を要することから、他の工区の見ながら、判断していきたいとこのことでございました。

なお、今後はルートの工法等について、高知県とも協議しながら、早期事業着手に向けて、要望活動をしてまいりたいと思っておりますが、先ほど議員おっしゃいました防災公園とのリンクについても、また勉強をしてまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 県が主体的に整備される事業ではございますけれども、一方、利用者である我々宿毛市民も、大いに、将来、複合的な手段でやってもらうように、声を強く要望していきたいというふうに思いますが、よろしくお願いいたします。

さて、次に、教育の原点について。

教育の基本について、教育長のほうにお伺いしたいと思います。

とある本で、ハーバード大学のアマルティア・セン教授。これどうも、センというんだから、インド系の方だろうとは思うんですけどね。

この方の、日本人論が出ていまして、一番崇高なところを読みますと、日本人の実直、勤勉な国民性、高い倫理観や利他主義が、世界文明の発展に寄与、というふうな趣旨の言葉を書いております。

日本人がいなければ、世界はどんな世界になってたんだろうかという危惧のもとに書かれた本でございます。

意外と日本も、戦後はエコノミック・アニマルとか言われて、余り評判よくないかなと思ってたんだけど、見る人はちゃんと見ていますね。ということで、うれしい限りですが。

やっぱりここら辺には、日本人の、ここに書いています倫理観、これは儒教からきているものなのか、あるいは、利他主義というのは、仏教用語ですから、仏教の精神文化からきているものだろうか、いろいろなものが日本人の風土としてしみこんでいるんだろうというふうに、私は思っております。

我が国の建国の精神の一つは、道義国家の建設にあります。余りわからないだろうと思うけれども。神武天皇の3つの精神の中の一つで、それは道義国家の建設です。

その道義のもと、教育にありということで、この道義を教えていかなければ、教育の原点はここにあるのではないかなと思うんです。

先般、またことしも教育方針をお出しになられて、精読させていただきましたが、どうも私から見れば、一番の幹がよく、どこを幹にしているのかな、あれ。僕には理解できなかった。

どちらかという、枝葉のところは非常ににぎやかに茂っているんだけど、肝心の幹は、細いんじゃないかなという気がしてしょうがないので、そこら辺を、原点に立ち返って、教育長の本音を聞きたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、5番、山本議員の一般質問にお答え申し上げます。

教育に対する基本的な認識についての御質問をいただきました。子供たちを取り巻く環境は、高度情報化やグローバル化を初め、人工知能に象徴される日進月歩の技術革新など、目まぐるしく変化、発展を続けておりまして、そのよう

な激動の社会の中でも、たくましく成長を続ける人材を育成していかなければならないというふうに考えているところであります。

そのため、宿毛市の学校教育の基本方針を、21世紀を心豊かに生き抜くことのできる子供の育成といたしまして、幅広い知識と教養を身につけ、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養う教育を目指しております。

知・徳・体の調和のとれた、生きる力を育むために必要な資質や、能力を確実に備えることのできる教育は、大変重要であると考えております。

加えて議員御指摘のように、日本の文化や伝統に基づく高い倫理観や利他主義、忠恕の心など、大切さを一人一人の子供たちが認識していくことも大切なことであるというふうに考えております。

宿毛市では、近代日本の発展のために活躍した多くの人材を輩出しておりますが、そのもとになったものは教育であったというふうに認識をいたしております。

幸い、宿毛の子供たちは、そうした宿毛の偉人について、学習する機会を有しており、去る3月4日に開催をされました第16回梓立祭においても、宿毛の偉人に関する学習の成果を、作文等で発表していただきました。

今後も、相手を思いやり、大切に作る心の育成はもとより、自分自身や自分のふるさとを大切に思う心を育てながら、どのような時代にあっても、心豊かに、たくましく生きていくことのできる子供たちの育成を目指してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） バリエティーな感じで、そのままと思うんですが、解釈の仕方に、私がついていけないだけかもしれませんが。

先ほど、ちょっと言い忘れたけれども、酒井南嶺は、僕は儒者だったと思うんですよ。明治の儒者は、全てが忠恕の心、ここに原点を置いていますね。

忠恕の心というのは、非常にわかりづらいんですけども、ひもとくと、誠実と思ひやりです。うそをつかない、実直、誠実、これがまずはあるべきであろうということと、利他主義にも通じますけれども、思いやりの心、これは世界でも通用する精神文化ではなかろうかというふうに思います。私はそう思っていますが、また機会があったら、議論しましょう。

次に移ります。

平成28年の教育委員会点検評価報告書を12月にいただきまして、読ませていただきました。

第1章の第5項に、学校再編について協議されたという事実関係のみが記載されてありましたけれども、再編について、協議の結果としてのアウトプットはどのようなものがあったか、もしあれば教えてください。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

平成28年度の宿毛市総合教育会議における学校再編の協議内容についての御質問をいただきました。

平成28年度におきましては、宿毛市総合教育会議を1回開催をしておりますが、その会議の中では、建設が急がれる宿毛小学校の改築問題を中心に、協議がなされました。

協議内容としましては、宿毛小学校の改築について、これまで宿毛小学校の校舎等の敷地の北側の民地を購入して、校舎を改築する第1案と、宿毛中学校のグラウンド用地を活用した改築の第2案に加えまして、宿毛小学校と宿毛中学校を一体的に整備する第3案についても、案

として検討することの確認がなされました。

この新たな案の検討につきましては、今後の学校再編に当たって、現在の宿毛市の財政状況の中で、宿毛中学校が単体で建てかえられるのかといった議論を行い、宿毛小学校と宿毛中学校の施設と一体型での建設も、案として検討していこうということを確認をいたしましたものでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 同じ質問ですけども、第3章1項の8で、平成28年度から制度化された義務教育学校を初め、小中一貫教育を調査研究する中で、子供たちの教育効果を向上させるために、必要があれば、再編計画の見直しについて協議していく必要があるというふうに指摘されておられます。

実は、この検討は、宿毛小中学校の設計に大きく反映されるべき中身ではなかろうかと、私は思っております。2回ほど、義務教育学校等の研修に行かれたというふうに思っておりますが、そこら辺の研修成果のアウトプットはどうなっていますでしょうか。

私たち議員は、1月に南さつま市に行きました。ここも義務教育学校に既になっておりまして、その校長先生の熱いお言葉等、拝聴したんですけども、義務教育学校は、もう間違いないと。ばらばらな学校よりも、教育効果はずっと高いということで、私たちはそっちのほうに行くべきだというふうな意を高めたところではございますが、教育委員会のほうの御所見をお願いします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

義務教育学校を初め、小中一貫教育の調査研究に関する御質問でございます。

平成28年8月に、教育委員を初め、小中学校学校の校長会の代表者等で、大阪府の守口市の義務教育学校を視察をいたしました。その後、議会にも報告をさせていただいたところでございます。

施設一体型で9年間の学校運営をされていることは、大変参考とさせていただきましたが、教育活動におきましては、9年間のカリキュラムづくりや、小学校、中学校の教員の意識改革がなければ、効果が発揮されない面もあるように感じたところでございます。

このため、義務教育学校への早急な移行ではなく、小中の連携を深めながら、さらに小中一貫教育につなげていくことが、本市にとって有益ではないかと判断をいたしましたところであります。

平成29年度は、全国でいち早く小中一貫教育に取り組み、市内全域で実践されている広島県呉市に視察をさせていただきました。

呉市におきましては、市内全域での実践でありますので、施設の併設型、一体型校舎、あるいは分離型での実践活動が豊富でありました。

呉市で視察した学校では、小学校と中学校が渡り廊下を挟んで横並びにあり、休み時間中には、小学生が中学校を歩きかたり、小学校の授業に中学校教員が乗り入れして授業を行ったり、また、中学校の授業に小学生が劇の発表をして、中学生がその劇に対して、どう思ったか感想を言ったりと、小学校と中学校が教員を含め、児童生徒も乗り入れしているのを見させていただきました。

併設型、あるいは一体型校舎の場合、こういった相互の乗り入れがしやすく、また教員同士のコミュニケーションも飛躍的に、距離的に問題なく、取り組みがしやすい状況であったというふう感じたところであります。

今議会にも関連予算を計上させていただいて

おりますが、平成30年度から小筑紫小学校、小筑紫中学校において、小中一貫教育の実践研究を行い、本市における小中一貫教育について検証し、市全域へと広めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 本件は、ほかの議員も質問に取り上げるような話を聞いておりますので、深くは追及しませんが、もう結論が出ているんだから、義務教育学校も法制化されているんだから、小中から実証作業せずに、即始めてもいいんじゃないかなというのは、私の個人的な所見でございました。

次に、働き方改革といいますか、高知県出身の村木厚子女史の論文から、二、三、質問させてもらいたいと思っています。

どうも厚生労働省のデータを使っておられるようですので、信ぴょう性を、今、国会でえらい問題になっていますからね。データの問題で、数字が正しいかどうか、そこは余り深く詮索しないようにしてもらいたいと思っております。

彼女の論文の中で、2010年、8年前ですが、総人口は1億2,800万、高齢化率23%、出生率107万人等の数値がございます。

その100年後の2110年には、人口は4,286万人、約3分の1になります。高齢化率は41.3、出生数は23万人。100年間で8,000万人がいなくなるという。今の出生率と死亡率と、そのままいきますとですよ。そういう数値です、これは。

この4,286万人という数字、約4,000万の数字ですけども、明治33年ぐらいが、ちょうどこの人口なんですね。ということは、8,000万は、100年で伸び縮みできるということですね。逆に言えば。

しかし、今の日本の現状の、先進国の一国と

して、世界に貢献し、繁栄を続けるということであれば、この数字ではとても耐えることができなくなるでしょうと思います。

ちなみに、明治33年は西暦何年か御存じですか。三三が九といいますよね。33年、1900年です。

皇紀の話、これを言うと、みんな、俺は右翼だ、右翼だって言うんですけども、そんなことはないです。日本の歴史を知っているだけですけれども。西暦ではなくて、皇紀でいうと、ことは2678。これ覚えやすいでしょう、2の次が678ですからね。ぜひ、ことしから覚えておいてください。建国記念日、来年は2679年の建国記念日になります。

ということで、余興はそれまでにしまして、この少子化をいかに防ぐかというのは、日本全体の課題ではありますし、宿毛の課題でもあるわけです。

少子化は、自衛隊員、警察官、消防士といった若い力を必要とする仕事の人員確保に影響し、国防、治安、防災機能が低下すれば、社会の破綻につながります。

したがって、またこのトレンドでいきましたと、2020年、間もなく女性の半数が50歳を超える。2033年には、3戸に1戸が空き家に先ほど言いました。

それから、もう一つは、2039年には、火葬場が不足するという分析になっています。

死亡率のほうには、余り、これから幾ら頑張っても変化はないと思いますので、そこで少子化の対策とは関係はありませんが、前回、私、質問しておりました火葬場の対策について、周辺市町村と連携して対策が必要になってくるので、相談されたらいかがですかという提案をしておりましたけれども、そこら辺、現状はどうなっておりますでしょうか。お願いします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

火葬場建てかえにおける周辺市町村との連携協議について、お答えをさせていただきます。

まず、宿毛市斎場につきましては、平成4年度から稼働し、火葬炉を含めた施設全体として25年が経過し、火葬炉2基のうち2号炉は平成19年度に大型炉へ改修し、10年が経過しております。

当斎場における近年の火葬件数は、平成25年度は市内に住所を有する方318件、市外132件、計450件であります。

平成26年度は、市内294件、市外136件の計430件。平成27年度は、市内299件、市外121件、計420件。平成28年度は、市内293件、市外138件、計431件と、ほぼ横ばいで推移をしているところでございます。

また、住民基本台帳をもとに推計したところ、約20年後にピークを迎えまして、このときは年間525件程度が見込まれますが、現状の規模でも対応ができるものと考えているところでございます。

火葬炉施設については、安定して長期間運転できるよう、点検作業や定期修繕を毎年度、計画的に実施しているところでもございます。

また、今後の施設更新に向けましては、近隣の斎場を視察するなど、内部協議を開始しておりますが、現在のところは、火葬場建てかえに係る具体的な計画策定にまでは至っていないために、周辺市町村との協議はいたしていない現状でございます。

今後も、さまざまな運営形態を比較検証する中で、必要に応じて対応してまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 近年の四、五年のデー

タからいえば、横ばい状態ということは十分、よく理解できます。

厚生労働省のほうは、39年にピークに達するという事なんで、不足するピークに達するというのは、今、18年度なんですけど、21年後の先まで見越してますかということ、必要になってくるわけですね。

宿毛の人口も、2万1,000から1万6,000ぐらいまで減るだろうと思うんですけども、そこら辺の人口減の大きなのは、出生率もさることながら、死亡率が高まってくると。高齢者が多くなって、結果的に死亡率が高まってくるという流れになってくると思いますので、よくよく先を見てやらないと、ばたばたして、後追い整備になる可能性がありますので、お気をつけいただきたいというところでとどめておきたいと思います。

これから出生率のほうに入っていきますが、合計特殊出生率というのがあるそうです。私も初めて、勉強しながら、何だこれかと思ったんですけども。15歳から49歳までに産む子供の数の平均ということで、合計特殊出生率ということなんです。

村木先生の講演によりますと、合計特殊出生率と女性就業率はリンクしているという評価なんです。

要するに、出生率が高い国は、女性の就業率も高い、そういうふうに関連している。低いのは、片方も低いということだそうなんです。

低い国はどこかというのと、韓国、スペイン、日本、イタリア、ギリシャ。

この前、梓立祭の深澤先生の講演も、多分、この辺の内容を引用されていると思いますけれども。

50回と140回は同等だったですね。全く関係ないような話をしていますが。

ともに、じゃあ高い国はどこかというのと、ニ

ュージーランド、フランス、スウェーデン、ノルウェー、アメリカ合衆国となっているんです。

また、夫の家事に携わる、あるいは育児に携わる時間が長いほど、妻の継続就業の割合が高く、第2子以降の出生割合も高い傾向にあるという分析結果になっております。

そこで、まず1点は、職場としての市役所での勤務態様のあり方等については、どのような改革あるいは検討がなされているか、教えてください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

合計特殊出生率を向上させる上で、女性の継続就業や、男性の育児参加は必要であり、そのための事業所としての育児支援も重要であると、そのように考えているところでございます。

職場としての宿毛市役所の育児支援制度としましては、育児休業や育児短期間勤務、妻の出産に伴う入院の付き添い等に活用できる配偶者出産休暇や、早出、遅出勤務、子供の看護休暇などがございます。

男性職員の育児に対する関心は、以前より高まってきてはおりますが、女性の育児休業等の取得者は多いものの、男性はいまだ少ないというのが現状であります。そういった現状になっております。

今後も引き続き、職員の制度理解を進めていくとともに、男性職員が育児休暇等を取得しやすい、そういった職場環境の醸成に努めてまいらないといけないと思っておりますし、そのように努力してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 働きバチは男の勲章みたいな、昔の概念から脱却して、一緒に働く

いうふうな観点での職場に育て上げていただきたいと思います。

そうすれば、誘致にも賛成がふえるんじゃないかと思いますが、それは別問題ですけれども。

大きな事業所としては、市役所ですので、市役所があるということで尋ねましたが、一般市民の皆さんに対して、同じような、出生率を上げるための対策は、市として取り得る対策は、どんなことがあるか。

例えば、待機児童は、宿毛ではないでしょうか、共働きとっていいんでしょうか、御夫妻への子育て支援の一環として、放課後児童クラブ、教室の充実が必要と思われましても、そこら辺の現状、実態はいかがになっておりますでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

放課後児童クラブ、放課後子ども教室の実態についての御質問でございますけれども、まず初めに、放課後児童クラブにつきましては、厚生労働省の所管で、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館、集会所等を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るもので、保護者が労働等により、昼間、家庭にいない小学校に就学している児童を原則としており、長期休業中も含め、原則として250日以上、開設することとなっております。

本市では、宿毛小学校と山奈小学校の2校で実施をいたしております、運営につきましては、宿毛市からそれぞれの学童保育を保護者会に委託し、委託料と利用者の負担金で運営をしております。

一方、放課後子ども教室につきましては、文部科学省の所管で、放課後や週末等に学校の余裕教室等を活用して、子供たちの安心・安全な活動拠点、居場所ですけれども、を設け、地域

の方々の参画を得て、子供たちに学習やさまざまな体験、交流活動の機会を、定期的、継続的に提供をするもので、対象は地域の児童で、開設日数については、原則250日未満となっております、橋上小学校、大島小学校、平田小学校、咸陽小学校、小筑紫小学校、松田川小学校の6校で実施をしております。

運営につきましては、宿毛市からそれぞれの放課後子ども教室を実行委員会に委託をし、委託料で運営をしております、保険料等を除き、保護者負担は原則無料となっております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 支援員の確保が、ハードルが高くなったということもお聞きしておりますけれども。

これは、共働きをされる方にとっては、切実な問題、昔は核家族じゃなかったものですから、おじいちゃん、おばあちゃんがいて、面倒をみてもらったんだけど、今はそうにもいけませんでしょうか、これは単に教育の話ではなくて、市長の市政方針の中でありました、高校を出た方の若者の流出を防止する対策にもなるわけですね。

ここで住んで、ここで結婚して子育てできるという風土をつくり上げることが大切だろうと思いますので、そういう風土づくりの一環としても、ぜひこれは検討に値するものだと思いますので、重々、認識しておいていただきたいというふうに思います。

時間も押し迫ってまいりましたが、最後に、自衛隊誘致と安全保障について、取り上げさせていただきます。

まずは、情勢認識からお伺いします。

1月以来、ほほえみ外交が功を奏したのか、若干の情勢の変化がありまして、まだ予断は許さないものの、我がほうとしては、少し、今ま

で世界がとってきた政策が功を奏してきたのかなという、一抹のうれしさがありますが、まだ予断は許せませんけれども。

我が国の防衛の主敵といますか、第一目標といますか、守備するところはそこではないんですね。ほほえみ外交ではないところですね。

トラのしっぽを踏んではいかんといいますが、トラを怒らしちゃいかんような対策をとらにゃあいかんと思ひまして、トラがかかってきても、それにかまれないようにする必要があるわけです。

中国ですけれども、中国のA2/AD戦略について、御理解されてますか。まずそこから、御認識のほどをお伺いします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

中国のA2/AD戦略について、詳しくは承知しておりませんが、中国のアメリカに対する軍事戦略であると認識をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 簡単に答えられましたので、私のほうから、ちょっと補足させていただきますけれども。

A2というのは、アンティアクセス、要するに第一列島線以内には、中国軍以外の軍力を接近させないということです。

第一列島線ってどこかという、日本から南西諸島、台湾、フィリピン、南シナ海を取り巻いてベトナムに行く、このラインですね。

この中には、中国軍以外の艦船等の、あるいは航空機等のあれを阻止するという意味のA2です。

エリアデナイアルというのは、さらに外側の、日本列島からグアム、サイパンに至る、それから南に続くところを第二列島線と称しまして、

そこにはアメリカ軍を入れないという、要するに空母部隊を入れないというふうな戦略なんです。

これを目指してやっているのが、現在の南シナ海での軍事基地化でありまして、さらには我々が一番おそれていますのは、尖閣諸島への国有化政策をとってきておるところでございまして、沖縄も、もともと中国のものだと言い始めております。

第一列島線の中に、それを取り込もうとしているわけですね。

そういうところの覇権主義を、何としても我々は阻止しなければならないわけですが、それがA2/ADです。

この本を、日本、中国戦わば、この小冊子がありますけれども、これを書いている専門家たちは、次期中期防は、その本がたたき台になりますというようなことをいっていますので、余力があれば、ぜひ御一読ください。1,000円以内で買えますので。

そうすれば、その誘致関係の問題に、非常にわかりやすくなるということになると思います。

次に、同じ情勢ですけれども、国防費のGDP比を、まず見てみます。

27年で見ますと、アメリカはGDP比の3.4%、オーストラリアは2.0、インド2.0、韓国2.4、日本は1.0です。

抑止の努力はまだまだの日本ではあります。

海上自衛隊を見れば、船の大型化のほか、現在の大綱でも潜水艦6隻の増強、それから新型護衛艦、新30DDといいますが、これが7隻増強される計画になっております。

今後も、抑止力確保の観点からも、増強が見積もられます。

今でも既存の海上自衛隊の港はいっぱいいっぱい状況でありますので、宿毛としては、ますます地政学的にも適地になる考えが高くなっ

ていくと思います。

この辺の観点から、まず御所見を伺っていき
たいと思います。お願いします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

潜水艦や新型護衛艦などの増強によりまして、
既存基地の収容能力が限界に達しているとの話
は、防衛省のほうからは伺っておりませんが、
これまでも宿毛地域の地勢的条件の優位性や、
根拠地としての最適な候補地であると、防衛省
に対する要望活動の中でも、御説明をさせてい
ただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） ぜひ、呉で何かあった
ときの、沖を見てやってください。沖係といい
まして、岸壁に係留すれば、乗員はすぐ地に足
をつけることができるわけですが、沖係
といいまして、沖にとまっていれば、多分、間
もなく練習艦隊が3隻ほど入るような話がある
と思いますが、ことし幹部候補生学校を出たて
の初任海員の練習員を乗せた3隻が、沖係をす
ると思います。

要するに、内火艇といいまして、小さなボート
でマックス20名ぐらいを運ぶしか、陸にあ
げることにはできないんですね。休養のとり方が
非常に難しくなるというふうに思います。

そういう観点でいくと、いっぱいいっぱいの
状態は、当然きておる状態であります。

次に、総兵力の人口比を見てみますと、中国
の現役兵力は220万おります。予備役、民兵
を合わせて1,300万で、人口比約1%。北
朝鮮は119万人、予備役を合わせて513万
人で、人口比約20%。台湾は、我が国よりも
ずっと小さい国ですけれども、22万人、総兵
力188万人で、人口比8%。世界全体での総

兵力が、世界人口に占める割合は1.26%に
なっております。

他方、日本は現役が約25万人、予備兵力を
入れても28.5万人、人口比は何と0.2
2%しかない。しかも、充足率が90%で、任
務がふえ、現場はいっぱいいっぱいの状態にな
っております。

東北震災のときは、救助活動、行方不明者の
捜索などで大動員し、その活動は多くの日本人
の信頼を得たところですが、海でも行方
不明者の捜索はもとより、流れ込んだ瓦れきの
撤去での漁場の早期回復に貢献し、多くの漁業
関係者からも感謝されています。

誘致は、我が国の安全保障に寄与するととも
に、大規模災害に心強いものになるかとは思
いますが、この辺の人口比から見た御所見をお
伺いします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

大規模災害発生時の質問につきましては、昨
年の6月定例会でも答弁はさせていただいてお
りますが、自衛隊が当地域へ駐屯することによ
りまして、大規模災害発生直後から、救助活動
など迅速な対応が期待され、本地域に住まわれ
ている方々にとりまして、大きな安心感につな
がるものではないかと、そのように思っている
ところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 一番は、我が国の安全
保障に寄与することが、大きな我々としての貢
献度であろうと思うんですけれども、結果とし
て、災害派遣にも、我々としては心強いものにな
るといふ流れの中でのあれですが、とにかく
人がおらんのですよ。先ほど言いましたように、
0.22%しかない。したがって、今、与党議
員の中では、世界の通例は、GDP比の2%が

世界の通例になっております。日本は、今までに1%、1%だったんですけれども、もしこれが2%までふやしていただければ、現役の数もふやすことができますし、陣容も厚くなると思っておりますので、そこら辺を期待しておきたいと思っております。

次に、我々、両方とも常に一緒ではないんですけれども、特委のほうでは、阿南市と中部方面総監を訪問、表敬いたしました。

まず、2月には、特委として阿南市を訪問して、その活動概要をお伺いしました。

政務調査では、中部方面総監を表敬し、伊丹駐屯地を視察してまいりました。

まず、阿南市の状況から、勉強になったところから紹介します。

阿南市では、適切な資料を準備していただきまして、資料は事務局から配付しているとは思っておりますので、簡潔に申し上げますが、活動は平成11年9月の合併前の那賀川町議会での誘致促進決議に始まっています。

同年11月に、助役以下、我がほうで言えば副市長以下でしょうかね。助役以下4名の誘致検討委員会が発足し、6カ月後には自衛隊誘致を答申しております。町長が誘致の所信表明を6カ月後にしたということであります。

市民への説明をしつつ、防衛省への訪問、陳情活動を活発に行っております。県議会も検討委員会の答申前に誘致決議を行っております。

12月8日には、町民、町議会、町が一体となって、広範な誘致活動を行うことを趣旨として、那賀川町自衛隊誘致の会が発足、有権者の8割の6,800人を超える会員数となっております。

これ以降の流れを見ましても、町長のリーダーシップが存分に発揮されていると、感服いたしました。

これまでに見た誘致活動では、例えば鹿児島

県の徳之島は、商工会議所が中心となって誘致活動を活発に行っており、成果を得ています。

香南は、何回も取り上げて報告しましたが、旧の香我美町の町議が中心となって活動されておりました。

阿南は、今申しましたように、合併前の那賀川町長が先頭となって、活動しました。

奈良も、現在、五條市長が先頭になって活動されています。

いろいろなスタイルがありますが、市長ほどのスタイルに共鳴されますか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

どのスタイルに共鳴するかとの御質問でございますが、先ほど御紹介いただいた、それぞれの市町村の事例につきましては、それぞれの地域の実情に合った体制で、取り組みが進められたものと認識しておりますので、本市といたしましては、これまでと同様に、市、議会、そして商工会議所が連携を図り、誘致活動を進めていくべきだと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 今、紹介しましたように、表面、今の御答弁だと、非常にスムーズにしているような態勢とは思いますが、必ずしも私の目からは、そうは受けとめておりませんで、ちょっとステップが遅いというふうには思っていますし、もう少し、8月までに何とか勝負したいというのであれば、いろいろなどのあり方検討を勉強した上で、組織化を図っていかなければならないんじゃないかというふうには思っております。

ねじを巻く必要があるんじゃないかというふうには思っております。

できれば、防衛省等の見解では、正の字で何

回来たかをカウントしているようです。

今から申し上げますけれども、中部方面総監の表敬のときに、非常に気になったのが、奈良を見習ってください、奈良を見習ってくださいということだったんです。

奈良は何かなというと、御案内のとおりですが、防衛計画大綱には全くないんですが、陸上自衛隊がないので、陸上自衛隊の配備をお願いするという要望なんです。

まだまだ中途の段階であろうと思ったんですが、来年度の防衛費の中のこの種の基地建設費が20億ついていますので、ひょっとして、奈良のほうにいったんじゃないかなと調べてみましたら、まだ明確には出ておりませんが、平成26年から政府の予算で調査費がつき始めています。

これ、政府は調査を始めたら、よっぽどのがない限り、これはいきます。要するに、五條市長が先頭になって、その周辺の3町6村が一体となった誘致協議会をつくっているわけです。

奈良県知事が顧問となって動いています。奈良県の予算も、26年度には3,000万つけて、自分たちの候補地はここですというところを調べ上げて、そこの調査を行っております。ぐらい積極的にやって、間もなく勝利を手にするような段階じゃないかなと思っています。

それぐらいに、積極的にやる必要があるぞということでもあります。

奈良ばかりまねすると、二律背反するところがありまして、あなたたちも、じゃあ自分とこで整備しておいてください。いざとなったら行きますという話になったら、やぶから棒に目的を達成せんといけませんので、14旅団の新しい任務に適合するあり方として、統合部隊の機動展開、あるいはLCAC訓練の適地が近くにいっぱいありますと。

言っているのかどうかわかりませんが、要するに島しょ奪回の第2波の使命をもっております、14旅団ですので。LCACなんかとの共同訓練は、当然必要になってくるわけです。宿毛周辺にはその適地がたくさんありますので、適地がたくさんありますよというようなことで、売り込みを図っていくことが大事ではないかなと思っています。

今まで、去年の自治会の皆さんの、連合会の会長さんの御質問のお答えにも、まだ依然として白紙で、お答えできませんという答弁をされておりますけれども、我々としては、そろそろ白紙から脱出すべきときにきたんじゃないかなというふうに思っておりますが、それに関して、市長、いかがでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

まず、特別委員会のほうでも、議会でも調査をしていただいております。やはり自衛隊誘致だけじゃないんですが、何かを誘致しようというときには、まず自分たちのここの考え方といいますか、執行部と議会とがしっかりと同じ考え方をもって、誘致をしないと前に進まないのかなというふうに思っているところでございまして、先ほども言いましたように、市長と、それから議会と、それから民間の代表でもあります商工会議所とともに、同じような方向性をもって誘致活動をするのが最善だというふうに、私は考えているところでございます。

奈良県の誘致活動につきましては、奈良県は全国で陸上自衛隊の駐屯地等が唯一ない県といたしまして、陸上自衛隊の誘致活動に取り組んでいるものと認識をしております。

宿毛市の誘致内容を具体的に固められたらというような御質問でございますが、昨年12月定例会でも答弁をさせていただいておりますが、現時点で誘致の可能性があるのか、また、

あるいはどのような内容のものを誘致できるのかなどを含めて、白紙の状態でございます。

そういったことから、現時点では誘致の対象を絞っていく段階ではないと判断をしておりますし、また、防衛省のほうに、誘致活動に行った際も、あちら側から何かをつくりたいとか、そういった、お話もいただいている現状でございます。そういった現状を踏まえて、白紙という言葉を使わせていただいております。

今後におきましても、国の動向を注視しつつ、これまでと同様に、市、議会、商工会議所が一体となり、要望活動等に取り組んでまいりたい、そのように考えておりますので、ぜひ詳しい議員の皆様方には御協力を賜りたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 白紙でいっても何も出てくるわけがないでしょう。奈良のように、駐屯地で連隊来てくださいという具体的な案を持って行って、いや、それは無理だからこれぐらいのものにしてくれんかというような話が出るかもしれないけれども、何かありませんかといって御用聞きに行っても、それは意味がないと思いますよ。

だから、もし3体が一生懸命やろうというのであれば、定期的に3体での協議する場を1カ月に1回ぐらい開いて、現段階、どう思う。こういうものの誘致活動に取り組んだらどうだというふうな詰めをやっていかないと、ばらばらでやっているような感じでしょうがないです、私は。

そういう苦言を呈しておきたいと思いますが。

奈良はない、ないと言いますけれども、最短のところは京都の宇治です、南にある。そこに連隊が駐屯しています。それから、五條市まで、直距離で60キロです。

同じ県に、高知はあると思っておられるでしょうけれども、香南と宿毛市は何キロありますか、直距離で。120キロあるんですよ。松山からもしかり。

奈良は、いない、いないといっているところの奈良の倍の距離が、この四国南西部なんです。陸上自衛隊の最寄りの駐屯地から。だから、そこは我々としても、十分訴えるものは持っているというふうには理解しておきたいと思います。

もうこれで自衛隊誘致関連の質問は終わりました、最後に、不審船情報等で1件だけ伺いしておきます。

12月議会で、海上からの不審者等潜搬入防止のためのシステムを紹介いたしましたけれども、先般、新聞情報によれば、海上保安庁が中心となって、不審船情報等を共有する海洋状況表示システムの整備に着手するようです。

海での目は、漁業関係者も主要な情報網になると思います。

また、水際での上陸阻止のためには、警察、消防等の陸上の機関も大いに関係する話ではなかろうかと思えます。

したがって、自治体も12月に申したとおり、十分なる関心を持って、このシステムはどのような方向に向かっているのかを見定めておく必要があろうと思えますけれども、御関心はおありでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

海上保安庁が整備する予定となっております海洋状況表示システムについての御質問でございますが、本県に関しましては、国民保護の観点からも、重要なことだと認識をしております。

なお、このシステムについては、現在のところ、国から詳細な情報が示されておりませんが、今

後、動向を見ながら、情報収集に努めるとともに、海上保安庁を中心として、警察、漁協等の関係機関とも情報を共有することが必要になってくると考えております。

また、平素から、関係機関が連携し、何らかの事象が発生した際に、迅速に、適切な対応がとれるような体制をとっておくことも重要であります。

そうした中で、去る3月6日には、宿毛警察署の主催により、不審船が宿毛湾周辺を航行しているとの想定のもと、高知、愛媛両県の県警本部、宿毛海上保安署、宿毛湾漁協、愛南漁協等による合同訓練が実施され、本市も危機管理課職員が情報伝達訓練に参加をいたしました。

今後におきましても、こうした訓練等を繰り返す中で、関係機関との連携を強化してまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 既に訓練が行われたということで、重畳の至りであります。

訓練をしつつ、情報をどうやって伝達していくかという、システム構築をぜひお願いしたいと思います。

本当にこれは、喫緊の課題だろうと思います。海上保安庁は、例えば避難民がどっと出ているときには、日本海や東シナのほうにはりつきまので、余りローカルのほうにまで手を伸ばしてくれないかもしれません。そういうときには、漁業の関係者の目は大きな力になります。

そういった意味を込めましても、漁協と警察と消防署と市役所のリンク機構を持っておればいいなというふうに思っておりますので、そこら辺のことについて、よろしく御検討のほどお願いいたします。

質問を終わります。

○議長（岡崎利久君） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

この際、10分間休憩いたします。

午後 3時14分 休憩

午後 3時28分 再開

○副議長（山上庄一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、議長より議員の皆様へ御報告いたします。

議員の関係者から、議場の撮影の申し入れがありましたので、議長はこれを許可いたしました。

4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） いよいよ4番は、早ややる前から、大分疲労がたまっておりますけれども、もうしばらくの辛抱ということで。市長もちょっとお疲れのようなので、はしよるわけにはいきませんが、やらさせていただきます。

初めに、宿毛小中学校建てかえ事業と、この学校の再編問題に絡めまして、御質問をさせていただきます。

現在、当市では、まちの中心にある宿毛小学校の建てかえ事業という大変大きな事業に着手すると、ここにきております。

市内の小中学校の将来像の問題では、学校の再編計画や、南海地震による津波対策での高台移転構想等と、いろいろと紆余曲折を経まして、やっと現在の位置に新校舎建設ということに至っております。

ここに至る空白期間で失ったものの総量というものは、何で計算すればその答えが出るのかは、私にはわかりません。

そこで、まず市長に御質問します。

昨年12月議会だったと思いますが、初めて

市長から、今度の宿毛小学校は小中一貫校として
たい旨のお言葉がございました。

それはそれで、市長初め執行部の練った上で
のお考えであり、ここで批判するつもりはあり
ません。

私は、現時点では、反対とも賛成とも申せま
せんけれども、一番市長や教育長に気を配って
いただきたいことは、各地域住民や保護者の皆
さん、学校現場の先生方や管理職の先生方等へ
の懇切な説明を熱心に説くことだと思います。

人間社会には、多様な意見が混在しているわ
けで、これを分断することが危惧されます。不
特定多数の民意の合意は、首長としての手腕と
いうことにもなります。

そこで、市長に、これの対処方法について
のお考えをお聞きいたします。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） 山岡議員の一般質問に
お答えをさせていただきます。

宿毛小学校の建てかえに関しまして、地域住
民や保護者の方々、また学校現場の教職員への
説明をという質問でございます。

宿毛小学校の改築につきましては、この間、
長い年月をかけまして、再編に係る議論を教育
委員会としてきましたし、その間、地域住民や
保護者の方々への説明会や意見交換会も、幾度
となく行ってきております。

非常に長い時間、多くの回数を行ってきたと
いう現状でございます。

今年度におきましては、5月に地域住民、保
護者を集めた意見交換会を行いまして、現在の
宿毛小学校のグラウンドに、宿毛小学校と、宿
毛中学校の一体型校舎を建設する案を提示いた
しまして、多様な意見もいただく中で、一定の
了承をいただき、宿毛小学校のグラウンドへ一
体型校舎を建設し、運動場やプールなどの附帯
施設を、宿毛小学校、宿毛中学校用地の中で整

備をしていくこととしております。

また、教育委員会におきましては、建設に当
たって、保護者、学校現場の皆さん方が、どう
いった建物を望んでいるのか、どういった学校
を望んでいるのか、意見を聞きたいということ
で、宿毛小学校、松田川小学校、宿毛中学校の
保護者、学校長に集まっていただき、会を開催
していると聞きをいたしているところでござ
います。

宿毛小学校、宿毛中学校の改築は、一度建て
てしまうと、何十年という長期スパンで利用し
ていくこととなりますから、その地域の住民の
方々や保護者の方々へ、どういった建物を建て
るのか、どういった学校にしていくのかを説明
していくことは当然のことでございますし、ま
た、皆さん方がどういった考え方を持っている
のか、その考えの中で、建設に当たってどうそ
れを反映していけるのか、そういった議論の場
を設定していくことは、大変重要なことである
というふうに認識をしているところでございま
す。

そういった観点で、しっかりと説明をしなが
ら、皆さん方の意見も聞きながら進めてまいり
たい、そのように思っているところでございま
す。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） わかりました。ここで
ちょっと、再編計画、これまでの、ざっくり調
べたところを触れたいと思います。

まず、平成19年に初めて市内全小中学校の
再編計画が議論にのぼり、このとき立てた計画
は、一つの中学校と4つの小学校に再編する内
容であったと思います。

平成22年に一度見直しをされまして、この
ときには、3つの中学校と6つの小学校、これ
は沖の島を除きますけれども、に再編する内容

が検討課題にのぼり、将来的には3つの中学校、3つの小学校とする展望であったと聞いており、現在に至っているわけですが、市内の学校の全体像をどうするか、この視点がないと、いろいろと不備が出てまいります。

この再編計画で、一つだけ成立しておりますのは、小筑紫と田ノ浦、栄喜の3校は一つになりました。この再編計画が、結果として頓挫いたしましたしたのは、大島、宿毛、松田川、橋上の4校を一つにするというもともとの案でありましたが、大島小学校の耐震化がクリアをしたということで、統合の必要の切迫を考えることができなくなりまして、大島が外れ、橋上も揺れて、今に至っていると、こういうことだと思えます。

再編計画につきましては、当時の議員、執行部、また外部の有識者等の意見も交えながら、活発な議論があったとお聞きしております。

しかし、今はその声の一つもございません。学校の再編となりましたら、深い研究、膨大な費用がかさみます。

平成22年当時の中西市長の弁では、計画に沿って、市内の学校を修繕して残せば、およそ40億円かかると。新築にすれば、約70億円ぐらいはかかるだろうという試算だったと聞いております。

今後もし宿毛小学校の建設費用が、仮に10億、20億かかると。それでは、全体で90億とか100億というとんでもない金額になってくるわけです。これでは学校再編計画の進展につきまして、今のところはもうお手上げというのが現実ではないでしょうか。

そこのあたりを、今までの経費を踏まえまして、市長の何か御所見はございますでしょうか。

よろしくお願ひします。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

経費の問題であります。その当時、40億、70億とかいう数字を、私は当時、議員の立場で見させていただいたところでございますが、そのときは、かなり金銭的にもう少しかかるんじゃないかなという議論を、議員の中でしてたのを覚えております。

そういった部分もございまして、少し経費も踏まえて、答弁のほうをさせていただきたいと思えます。

まず、宿毛市立の学校は、小学校が現在8施設、そして中学校が5施設、小中一体型の学校が1施設。これは沖の島でございますが、の合計14施設でございます。

その中で、小筑紫小学校は、最近、先ほどお話もありましたが、建設した学校ですが、あとの13施設につきましては、相当の建築年数を経過しているものばかりでございます。

これら全てを新築するためには、膨大な費用がかかります。そして、短期間に改築することは、財政的に大変な負担となるところでございます。

そのため、既存施設を安全に、有効に活用できるよう、現在までに耐震工事を実施したところですが、宿毛小学校につきましては、耐震工事を施す費用と、改築する費用を、比較検討し、まずはI F値による耐震工事を行い、保護者、地域住民との協議を重ねながら、改築の方向性を示していくことで、進んできたのが今の現状でございます。

また、すぐ近くにある宿毛中学校につきましても、耐震化しているとはいえ、相当の建築年数を経過しておりますので、近い将来には、建てかえなくてはいけないといった考えもあり、より建設コストを抑えるためにも、宿毛小学校と宿毛中学校を一体校舎で建設する案を検討してきたところでございます。

また、平成30年度の当初予算におきまして

は、宿毛市公共施設整備に関する官民連携アドバイザー業務の費用を計上し、当該小中学校施設の整備については、PFI手法を導入することとしており、設計、建設、その後の維持管理を一括して発注することで、別々に発注するよりもコストを抑えることができると考えております。

また、総事業費の支払いも、単年度支払いではなく、長期間の分割支払いになるため、財政負担の平準化も図ることができます。

もちろん、学校施設につきましては、児童生徒に対する教育効果が十分に発揮できる施設となることを追求し、また、学校現場の教職員が使いやすい施設となることを考慮する中で、施設建設は行っていますが、その上で費用を圧縮できる手だて、手法は積極的に検討していきたいというふうに考えておりますし、また以前からずっと議論したことではございますが、補助制度も有効に活用できるような形の中で、建設を進めていければというふうに思っているところでもございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） 今、建設におきましては、一つの手法としてPFI事業を活用していきたいというふうな御発言でございました。

気になりますのは、当市のような小さい町で、PFI事業が果たして成り立つものか。また、成り立つ効果のほど、これにつきまして協議検討することは、大変意義あることでございます。

しかしながら、大分、この再編計画は既に10年が過ぎておりまして、一丁目一番地がこんなにおくれているわけです。そこで、副市長もついておられますので、大丈夫だとは思いますが、どこかではPFIの事業計画が時間がかかるようであれば、シビアな切りかえの頭脳も持っていただきたいなど、こう思うんです

けれども、市長のお考えはいかがですか。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

宿毛小学校、宿毛中学校の改築については、平成29年度当初予算におきまして、関連予算を計上し、宿毛市が保有する公共施設の整備について、果たしてPFI手法が有効な手法となり得るのか、調査研究してまいりました。

本業務は、既に完了しておりまして、委託先からの報告書では、宿毛市の保有する公共施設の中でも、宿毛小学校、宿毛中学校の改築については、PFI手法の導入によって効果があるとしています。

今後は、民間事業者に対してPFI手法導入に関する実施方針を公表し、幅広く民間事業者にも周知を図る予定としております。

なお、PFI手法を用いた建設は、基本的には設計、建設、維持管理等といった、事業者が集まって、特別目的会社を組成し、建設することになり、設計、建設と単体で発注する従来の手法よりも、工期の短縮が図れます。

また、総事業費が分割払いとなるため、行政と民間事業者の間で、適切なリスク分担を行うことができ、よりよいサービスの提供が実施できると考えているところでございます。

私どもといたしましては、逆に時間の短縮が、この手法を用いることで図れるのではないかと、いうふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） それで図れていくということであれば、ぜひ深い研究と皆さんの協力、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次の質問にいきます。

今、学校と教育現場、そして学習指導要領の改定も迫っておりまして、気になることがございますので、関連質問いたします。

まず、学校現場の現在の教職員の多忙化ですよ。文科省の調査では、過労死ラインを超える教員の割合は、小学校で33.5%、中学校では57.6%となっており、また別の調査では、そこに持ち帰り残業を含めれば、小学校で57.8%、中学校では74.1%が過労死ライン越えになると指摘をする研究者もあります。

先生方の一番多い声の一つには、主人公である子供と向き合う時間が、雑多なデスクワークによって割かれてしまうということが、まずあります。

これは、先生にとっても子供にとっても、両方不幸なことだと思います。要は、教育のあるべき姿が、初めから阻害されていると、こういうことになると思います。

原因は幾つかあるでしょうけれども、これは実際に文科省のある管理職の方が話していたことですが、1998年度と比べて、2011年度は授業コマ数がかかなりふえたことに要因があると、はっきりと述べているわけです。

さて、こうした状況の中、平成32年度から新学習指導要領が改訂となります。

ちなみに、平成32年はもう違う元号になっておりますけれども、小学校では、三、四年生から英語の授業が始まり、五、六年生では、これが教科化になります。正式には、英語授業ということではなくて、外国語活動ということだそうです。

それから、道徳も教科化になります。この道徳につきましては、思想信条の中立性をどう保つのか、何をどう取り組み、教えるのか。何をもって子供たちの成績評価を行うか等々、こっちのほうが、子供よりも教師のほうが苦慮しているというお話もお聞きいたします。

これらを含めた授業の割り振りを、文科省は現場に丸投げというのが実情です。

恐らく現場の先生方も頭が痛いことだろうと、

こう思います。

現在の雑務に追われる教育現場を考えると、委員会としても、是正のためのプランづくりは、これはもう必須になってくると考えますが、前述した諸問題を含んだ上で質問します。

これをどう解決していくのか。そのプランはどうしていくのか、教育長にお伺いいたします。

よろしくをお願いします。

○副議長（山上庄一君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、4番、山岡議員の一般質問にお答え申し上げます。

教員の多忙化解消と新学習指導要領の全面実施に向けた小学校の外国語活動等の取り組みについて、御質問をいただきました。

まず、教員の多忙化解消についての取り組みでございますが、これまでは、教職員の勤務実態の把握は、校長、教頭の管理職が、登庁等の確認をしております、実際にどの程度の勤務時間であるのかを明確に数値化等にして、把握できていない状況でございました。

そのため、教職員の勤務実態をタイムカードやICカードなどにより、的確に把握する必要があると考えており、平成30年度には、各小中学校にICカードを活用した勤務実態ソフトにより、教職員の勤務実態の把握に努めてまいりたいというふうに考えております。

教職員の勤務実態を把握する中で、文部科学省からも示されております学校における働き方改革に関する緊急対策といたしまして、まず1点目といたしまして、各教職員の業務分担の明確化と適正化を図り、特に校内の各種会議や検討会などの適正実施にも取り組んでまいりたいというふうに考えております。

そして、2点目といたしまして、各種調査や統計への協力により、時間をとられる面もご

さいます。

そういったことから、文部科学省や高知県教

育委員会と連携を図りながら、見直すことができるものについては、簡略化、統一化が図れないか、検討してまいりたいというふうに考えております。

3点目といたしましては、クラブ活動につきまして、学校教育としての必要性は高いと認識をいたしておりますが、実施や運営において、練習日や練習時間を見直すとともに、休日に実施される大会への参加についても、検討していくべきではないかと考えております。

4点目といたしましては、学習面や生活面について、学校へ協力できる支援員を配置いたしておりますが、今後とも各種支援員を配置し、教職員の業務の手助けを行うことはもちろんのこと、平成30年度からは、学校の環境美化活動や、各種資料の印刷等の業務についても、軽減が図れるように、支援員の配置に取り組んでまいりたいと考えております。

これらの取り組みによりまして、少しでも教職員の勤務の効率化、短縮化が図れるのではないかと考えております。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） さまざまな取り組みをやっておられると思いますけれども、今、教育長の述べた4点、支援員も含めた強化、よろしくをお願いします。

さて、現在、宿毛市内で中学生がおおよそ500名、小学生がおおよそ1,000名いる中で、今後も、先ほどからほかの議員さんもおっしゃっておいりましたけれども、残念ながら、少子化は、現在はまだ避けられない状況となっております。

結果、地域の子供たちは、非常に狭い範囲にその活動が限定されてしまいまして、まだ知らない、個性のある友達との学習、あるいはスポーツにおいても、そのチームさえ1校では組め

ないということになってしまいました。

そして、先生方はいいますと、くどいようですけれども、子供が少ないにもかかわらず、超多忙で、一体どういうことでこんなことになったかと思えますけれども。

そこで視察に伺った学校について、御紹介をさせていただきます。

私も、一緒に行かさせていただきました、1月10日から12日にかけて、政務活動ということで、九州鹿児島と大分市へ視察してまいりました。

特に鹿児島県南さつま市における坊津学園への視察では、多くの意味で、示唆に富んだ、近い将来の学び舎像の一端を垣間見たというような思いがいたしました。

この視察の3日間は、ちょうど爆弾低気圧の襲来で、大変な道中になりました。

ちょっとしたエピソードもありましたけれども、一般質問とは全く関係ありませんので、差し控えます。

南さつま市は、どこの地方でも同じように、昭和、平成の市町村合併が繰り返されまして、平成17年に1市4町が合併してできた市で、平成22年に小中一貫校が開校され、7年後の平成29年4月をめどに、それまでの分離式一貫校から脱皮をいたしまして、義務教育学校として新校舎を建立、4年、3年、2年という、計9年制へと移行しております。

ちなみに、九州での義務教育学校は、今のところここ1校だけだそうです。

この坊津学園では、1年から4年を前期ブロックと、5から7を中期、8から9を後期ブロックとなっております、各ブロックごとの教育活動が主になっていました。

児童生徒数は、30年1月時点で139名、学校組織といたしましては、校長が1名、教頭が2名、教職員数が総数23名で構成されてお

ります。

32年からは、教育改定が、いよいよ先ほども申しましたけれども、始まりまして、道徳の教科化、外国語授業も教科化になりました。坊津学園では、後期ブロックで教えている英語の専科の先生が、下級生ブロックへおりてきて教えるので、学力は確実に上がったと、校長先生もおっしゃっておりました。

ほかの教科も成果は上がったと聞いております。懸案であった教師の多忙化も、少なくとも前期ブロックの教員につきましては、かなり解消されたというお話も伺いました。

そのほかにも、さまざまな取り組みがありました。例えば、廃校になって、ふだんは子供たちの姿も、声も聞こえない地区に、スケッチに行ったり、農業や海洋の学びもやっております。

教育への深い理解と、それを実現する工夫が、随所に散見されました。ほかにも、まちの趣味の深い方が、校舎の敷地所に生け花を生ける。生けるその空間も、あらかじめ校舎の中に、既につくられておりました。これは、新築までに相当な研究をしていないといけないことだと。琴線に届くような校舎を建てておるということを感じました。

この坊津では、各地域の枠を超えて、集約的に地域一帯の教育環境なので、全ての枠が広がって、深い印象を私は受けました。

いよいよ始まったばかりですけれども、既に小中一貫校で培った教育環境がございますので、安心感もありまして、何か新鮮な息吹を私は感じました。

ここで、我々宿毛市議団のほうから、坊津学園関係者へ、校長先生ですけれども、質問を一つ紹介します。

なぜかと申しますと、いつもここでつまずき、障壁になると思うからです。

どこの市町村でも、統廃合となりますと、自

分の地域が廃れるのではないかという声があがります。そここのところで、坊津学園の最初の小中一貫校への移行につきまして、地元住民や保護者からの反対の声や、懸念の意見はありませんでしたか、と問いますと、当時、なかなかやり手で、熱心な教育長がおられまして、その方が地域をとくとくと説いて回り、住民合意に至ったそうです。

南さつまの市議会でも反対意見はほとんどなく、進んでいったと、こういうことでした。

それはさておきまして、主人公の子供たちの教育環境につきまして、このままではいけないという認識と、危機感の共有に至り、住民が理解を深めていったものと思います。

この地方も少子化が進みまして、1つの学校では、野球のチームも組めず、サッカーのメンバーも不足していたことでしょう。機はおのずから熟して、そこに有志の方の中に、これを導く人がいたと。これを理解、賛同する人もまたおられたといえます。

人材とはよくいったものです。

さて、その敏腕教育長の名前を、坊津の校長先生からお聞きをいたしましたときに、我々市議団からは、どっと笑いが漏れました。その教育長の名前が、「出口」という人だったからです。

さて、関連質問に入ります。

私は、教育のこと全般を考えると、いつも思うのは、その中身です。余り政治家が教育の中身について、手を染めるのはいかがなものかとは思いますが、中身がお粗末では話になりません。教育の中身と申しまして、極めて広範に及びます。子供とはいいいましても人である以上、そうそう単純なわけにはいきません。

先ほどの質問とリンクしますが、箱が先か中身が先かという、私は後者をとりまします。これ

だけ教科がふえ、教師の多忙化の中で、いかにして子供たちの学力を高めていくかということが、当然求められます。よくわかる教科の推進を図るという、この王道の観点です。

たとえ現行の市内中学校の建てられた位置関係でありましても、いわば分離式であっても、英語の専科の教師が小学校と連携することは、重要ではないでしょうか。地方の子供たちの学力向上は、喫緊の課題です。今後、県都の有名私学に進学する生徒数の増加も懸念されます。しかし、こうなるとまた、別な問題も生じてまいります。

この分離方式をとって、専科学力の向上について、教育長はどのようにお考えでしょうか。

○副議長(山上庄一君) 教育長。

○教育長(出口君男君) 教育長、お答え申し上げます。

専門の教科の免許を持った教員による小学校の授業への乗り入れについて、御質問いただきました。

先ほども御答弁申し上げましたように、小学校の教員と中学校の英語教員、管理職により、小学校と中学校の英語教育を連携させながら、小学校における英語教育について、研究する事業について、今年度から取り組んでいるところでございます。

また、英語以外の他の教科についても、特に理科などでは、ぜひとも取り組みが進められないかというふうに考えております。

ただ、小中学校の連携では、一定、限界があるかというふうに考えておりますので、小学校、中学校で乗り入れ事業を実施することで、より効果を発揮する小中一貫教育について、ぜひ実践研究を通して検証してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長(山上庄一君) 4番山岡 力君。

○4番(山岡 力君) 教育長の言うようになっていいんですけど、ぜひ力を入れて、よろしく頼みます。

最後の質問になります。

さて、私は実のところ、正直に申しましたら、小中一貫校、義務教育学校という教育システム、またはこういう学校が行う教育カリキュラムにつきましても、正直のところ、懐疑的であったわけです。何か得心がいかなかったんですけれども、しかし、この南さつま市の坊津学園の生徒たちが、1年生が9年生に抱きついて甘えたりする話とか、甘える下級生を自分の弟や妹のようにかわいがる姿だとか、あるいはまた、入学式に、9年生になった年長生が、サッカーの試合のあの入場のときのセレモニーみたいに、手をつないで体育館に入る等しますと、ああ、こんなスタイルもあるんだと、率直に私は思いました。

そのところの認識について、宿毛市の出口教育長にお聞きをいたします。

○副議長(山上庄一君) 教育長。

○教育長(出口君男君) 教育長、お答え申し上げます。

小中一貫教育を含めまして、時代に合った教育環境に向けて取り組むべきではないかの御質問でございます。

義務教育の小学校6年間、中学校3年間のシステムは、小学生、中学生の特性に合ったシステムとして、運用をされてまいりましたが、そのシステムにより、小学校の担任制から中学校の教科制への移行などにより発生する、いわゆる中1ギャップの課題など、改善すべき課題も発生をいたしております。

こうした課題解決のためには、小学校、中学校の特性を考慮しながらも、小学校、中学校が連携して改善できることは、取り組んでまいらなければならないというふうに考えております。

その一つの方策として、小中一貫教育への取り組みが有益ではないかと考えております。

小中一貫教育の取り組みは、9年間を見通したカリキュラムに基づく指導のもと、中1ギャップの解消や、自尊感情の向上に寄与できる取り組みでございまして、学力の向上についても、効果が期待されるとの報告もございます。

こうしたことから、小中一貫教育の取り組みについては、ぜひ、本市の学校でも実践してまいりたいと思っております。

山本議員の一般質問にも御答弁させていただきましたように、平成30年度において、宿毛市でどういった形で、小中一貫教育を取り組めば、効果が発揮できるのか、小筑紫小学校と小筑紫中学校におきまして、研究をしたいと考えております。

また、その研究した結果をさらに検証していくことで、市内全ての小中学校で小中一貫教育行っていけるよう、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） 出口教育長、ありがとうございました。

いろいろと心配な点がございますけれども、一つだけ補足をさせていただきますと、学校再編計画というものが、これは完全に消えたというわけではないはずなんで、そのあたりの示唆というか、それを見据えながら、ぜひいい学校づくりをやっていただきたいと、こう思います。

それでは、次の質問に移ります。

今回、私はまたまた国保税について、御質問をいたします。

これは、要点は3点ほどございまして、まず1点、国保税県移管での自治体への影響について、御質問をいたします。

国民健康保険（税）につきましても、根本に

構造的な問題がございまして、そこへ一定の税投入がなされないことには、もはや解決はできないといわれております。

しかし、政府は一向に是正をいたしません。国保税は、支払えなくて、何十万もの国民が差し押さえになっている現実がございまして、宿毛市でも、昨年の9月、議会での私の質問に、加入者の70%が何らかの軽減措置を受けているという御答弁が、市長からもございました。

昨年か一昨年かの全国知事会で、政府に対して、3,000億円程度の法定内繰入では、もはやどうにもなりませんと。1兆円規模の国庫投入を求めるといって、かつてない厳しい声があがったと申します。

さて、わかりやすく簡単に申しますと、なぜ国保は高いのか。これは、言いますと、原因はいろいろとあります。所得階層の変化、雇用の劣化の問題も複合的にありましよう。

国保加入者の現在の実態は、不安定雇用の人、低所得者の人が多くなりまして、一定の所得基準によって、その人の税額が決定されますけれども、これが社会保険でしたら、仮に月額10万円に決定しましても、労使折半ですから、支払いは5万円でもいいわけですよ。

ところが、国保の場合は、責任者の国が、国庫負担をどんどん切り下げてきて、本来は社会保険料と同等程度の補助を必要としているところに、実際は32%ぐらいの補填しかしておらないわけです。

ですから、同じ年間所得であるにもかかわらず、国保の方は8万円とか、月額8万5,000円とか、こういう保険料になるわけです。

このことを、まずさきにしておきませんことには、問題の背景が見えませんが、あえて申しました。

そこで、市長にも今度の国民健康保険の県移管につきましても、何がどうかわるのか、聞いて

いる市民にわかりやすく御説明を求めます。

広報で、平成30年4月からの国民健康保険の変更として、2月号、3月号と、掲載記事を寄せていますが、変更されたところのわかりやすい御説明と、広報以外での周知手段についてどうされるのか、お伺いをいたします。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） 今回の国保制度改正による変更点について、お答えをさせていただきます。

これまでは、それぞれの市町村が、保険者といたしまして、個別に国保運営をしてきましたが、平成30年度からは、都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村とともに保険者となります。

このことと、国の財政支援拡充などにより、国保財政の安定化が図られます。

また、都道府県が財政運営の責任主体となることから、市町村は都道府県が市町村ごとに決定する国保事業費納付金額を都道府県に納付することになります。

これは高知県の場合ですから、県でいったほうがわかりやすいですね。

市町村、宿毛市の場合市ですが、市はその財源として、国保税を被保険者の方に賦課することになります。

なお、高知県の場合は、県も保険者となることから、被保険者証等の様式が変わり、県の名称が記載されるようになります。

そのため、県内の他市町村に転出した場合には、資格の移動がなくなります。

これらの制度改正の周知につきましては、厚生労働省が作成したリーフレットを、新年度の被保険者証を送付する際に同封する予定としております。また、市のホームページも活用して、周知に努めてまいります。

ただ、こういったパンフレットを見ても、大

変わりにくい、理解ができないといった市民の方おられると思います。そういった方は、遠慮なく市のほうに問い合わせ、または窓口のほうに来ていただいて、声をかけていただいたら、丁寧に説明をしてまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） 確かに国保のことはわかりにくいですから、ちょっと話ただけでは、なかなか周知は難しいかもしれませんね。

しかし、それでも訪れた市民の方には、懇切に対応していただきたいと、こう思います。

さて、関連質問をします。

被保険者証の発行、保険税の賦課や徴収、保険給付と保健事業につきましては、これまでどおり宿毛市が行うと、こういうことですが、今度の改正で、被保険者にとりましてのデメリット、メリットがもしありましたら、教えていただけませんか。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

今回の制度改正により、国保財政の安定化が図られることによって、資産割を廃止する税率改正を行い、全体といたしまして、5、400万円程度の減税となる見込みとなりました。

また、国保には高額療養費という制度があり、1カ月の医療費の自己負担が限度額を超えた場合、申請して認められれば、超えた分が支給されるのですが、受診した月を含む過去12カ月で高額医療費に4回以上該当したら、限度額が引き下げられ、被保険者の経済的な負担が軽減されるようになっております。

この4回以上該当することで、限度額が引き下げられることを、多数回該当といいます。

これまでは、県内であっても、市町村間の住所移動があれば、多数回該当の回数が一旦リセ

ット、要するによそのまちに行ったときに、1回ゼロからということでありましたが、今回の制度改正によりまして、県内の市町村間の住所移動であれば、移動前と同じ世帯であることが認められた場合、多数回該当の回数を通算できるようになることから、より経済的な負担が軽減されることにつながります。

要するに、宿毛市から四万十市に行っても、ゼロに帰らずに、そのまま該当するということです。

若干、条件はありますが、ということでございます。

これらの点が、被保険者にとってはメリットではないかと考えます。

反対に、今回の制度改正によって、被保険者にとってデメリットとなる点は、現在のところ、特に思い当たる点はありません。

なお、山岡議員の言われますように、制度改正はあっても、今後も宿毛市は保険者として、地域住民との身近な関係のもとに、被保険者証の発行等の資格管理、保険税の賦課徴収、保険給付及び健診等の保健事業など、地域におけるきめ細やかな事業への取り組みを通し、円滑な国保運営に努めてまいりたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） どうもありがとうございます。大変わかりやすい御説明でございました。

それでは、もうあまり、時間も迫ってきておりますので、次々にいきます。

今度は、30年度の国保税について、御質問いたします。

30年度から資産割を廃止をしまして、所得割、均等割、平等割という3方式で運営をすると、こういう税率改正をされるようであります

けれども、これは私といたしましては、大変高く評価しております。

5,000万円強の穴があくが、市民といたしましては、少しは支払いも助かることかと思えます。

昨年9月に、この保険税の見直しにつきまして、質問した際に、市長の御答弁では、簡潔に申しますと、一人当たりの医療費は年々増加し、今後もこの傾向にある。しかし、年収は減少傾向にある中で、単年度が黒字であっても、すぐに税率を下げることは性急であり、将来、税率を上げることを考えなければならないときに備えて、平準化するための財源として、基金への積み立てをしておき、安定的な国保運営に努めてまいりたいと、こうおっしゃっておりました。

私が質問した資産割の廃止につきましては、慎重に検討をしておっしゃっておりました。しかし、中平市長は御決断され、これを廃止していただきましたが、どのようなお考えのもとで協議をされまして、決定されていったのか、ぜひお聞かせ願えませんでしょうか。

よろしく申し上げます。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

昨年9月、山岡議員の質問を受けて、その後、慎重に検討をさせていただきました。

昨年9月に国保税の見直しについて御質問をいただいた際には、県のほうから示された仮の事業費納付金額に基づいて、試算及び検討を行い、お答えをさせていただいたところでございます。

このたび、平成30年度の事業費納付金の確定額が通知された結果、仮の納付金額よりも少なかったことから、これは9月のときの仮の部分よりも少なくなっていたということでございます。

そういうことから、前回の試算よりも国保税必要額が少なく済む見込みとなりました。

また、資産割を廃止することで、県が示す応能割、応益割に、より近づき、以前より適正な賦課ができると判断をしたところでございます。このことによりまして、以前より適正に賦課ができると判断をさせていただきました。

これらのことから、かねてより問題点が指摘をされてきた資産割を廃止し、所得割、均等割、平等割の3方式とする方向で、国民健康保険運営協議会に諮問をいたしましたところ、その結果、これを適当とする答申を得ましたので、資産割を廃止し、3方式とする税率改正をしようとするものでございます。

なお、県が示した事業費納付金の算定方式は、資産割を除いた3方式であることから、他市の多くが、今回の制度改正に合わせて3方式にするとの情報も得ているところでもございます。

また、現状の試算では、資産割を廃止しても、安定した国保運営のための基金への積み立てができる見込みとなっているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） 市長、それは何よりでございますね。

しかし、再質問いたします。

資産割は、前々から固定資産税も納めた上に、国保でも納めることは、税の二重取りではないかといった御批判が、市民の方からもございましたけれども、解消されそうです。

しかし、細かいところまで申しますと、固定資産税がない方には、なんちゃ恩恵はないわけです。

実は、残った3つの税率方式に気になっているものがございまして、それは均等割です。世帯割といったほうがわかりやすいかとも思います。

国保の世帯人数は、平成17年には1世帯が2.01人でしたが、27年度は1.64人、28年度は1.6人と、こういうことで、減少の一途をたどっております。

後期高齢は、被保険者全員が等しく負担する、均等割と所得割の2方式ですけれども、先ほど申し上げましたように、社会保険は所得に対して、労使折半となっております。同じ所得でも、社会保険料加入者と国保加入者では、徴収される保険料に大きな差があり、これによって多くの市民が支払いに苦しんでいるのが現実でございます。

まだほかにも、いろいろと問題もあります。ここでは申しません。

こうした現状を考慮いたしますと、できれば、将来、所得割を少しずつでも下げていく、こういう御検討をしていただきたいと私は思うんですけれども、市長の御所見をお聞きをいたします。よろしくお願いします。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

先ほどの答弁の中で、平成30年度については、資産割を廃止することで減税になり、より適正な課税になると申し上げました。

先ほどもお答えをさせていただきましたが、このことによりまして、県が示す応能割、応益割に、より近づき、以前より適正な賦課ができるというふうに判断をしたところでございます。

翌年度以降につきましては、決算や、そして県から通知される国保事業費納付金等を総合的に勘案しながら、資産割以外の税率についても、先ほど、議員のほうから均等割のお話ありましたが、それ以外の税率についても、検討してまいりたいというふうに考えておりますし、これからもいろいろと情報も得ながら、しっかりと考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） ありがとうございます。

次に、地方単独事業に係る影響額繰入について、御質問をいたします。

このあたり、平成27年12月議会におきまして、私が当時の沖本市長に質問した会議録のコピーがございます。

私は、この質問で、福祉医療助成制度に対する国庫負担金の、いわゆる地方単独事業のカット分を一般会計からの繰り入れをお願いしましたところ、これは俗にいう法定外繰入と申しますけれども、沖本市長は、国民健康保険運営委員会、以下、略して運協と申しますけれども、運協に諮問して審議していただき、検討してまいりたいとの御答弁を、沖本氏からいただきました。

さらにまた、県へ移管する30年度までに、地方単独事業の影響額を、全額繰り入れるとおっしゃっておりました。

沖本市長は、その答弁で、市の財政も厳しいと推測されるが、国保の財源確保の必要性を考慮し、地方単独事業の影響額を平成20年度にさかのぼって、一般会計から繰り入れることが適当であると、運営協議会からの答申を得たと、こう答えております。

この地方単独事業、略して、以下、地単事業と申しますけれども、これは各自治体が独自で行う事業のことをいうのですけれども、本市では、中学校までの医療費補助なども行っております。その他、母子家庭への補助、また障害者への補助等々ございます。

この地単事業は、各自治体でまちまちで、一律ではありません。だから、地方単独事業と、こう呼ぶわけなんですけれども、住んでいる自治体によって、差異があること自体おかしいのですが、国はこれら自治体独自の努力に対してペナルティーを科して、いわば交付を減らして

きております。

こういう流れで、前市長の意向が、当然引き継がれているということが前提になってしかるべきであり、平成27年度3月補正で、一般会計から、毎年、当初予算に繰り入れがされておりました。

しかし、30年度の予算を見ますと、繰り入れがされておられません。3月補正でも追加もございません。これはなぜですか。

また、29年度までの地単カット分の繰り入れは、しっかりやっていただけるんですよね。お伺いいたします。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

まず、平成29年度3月補正での追加繰入が予算計上されていないことについてでございますが、3月補正時点で、国保特別会計の平成29年度決算見込みのめどがたっており、現時点で当初予算に計上している繰入額以上の繰り入れが必要であるのか不明なため、繰り入れは要るのか要らないのか不明なため、3月補正では予算計上に至っておりません。

3月末になれば、具体的に決算見込みを予測できるため、その時点でさらなる繰り入れが必要であれば、地方単独事業に係る国保の国庫負担減額調整措置分、いわゆる地単カット分について、まだ繰り入れしていない平成27年度分、もしくは赤字額によりましては、平成28年度分までの繰り入れを行っていく必要があると考えております。

また、平成30年度当初予算に、地単カット分の繰り入れを計上していないことでございますが、この理由といたしましては、先ほども御説明したとおり、平成29年度中に、平成28年度分までの地単カット分の繰り入れを行う可能性もあることから、平成30年度当初予算では、二重計上になってしまうことを避ける観点

から、予算計上を見送っております。

次に、平成29年度分までの地単カット分の繰り入れは、しっかりしていただけるのかということでございます。

この点につきましては、先ほど、御説明した平成27年度分、平成28年度分も含めまして、平成29年度分までの繰り入れを行います。

ただし、それぞれを繰り入れる年度につきましては、今後の財政状況を見ながら、検討をしてみたいというふうに思います。

そういった形の中で、しっかりと繰り入れをする予定としておりますので、そういったことを述べさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○副議長(山上庄一君) 4番山岡 力君。

○4番(山岡 力君) 安心しました。

それでは、最後の質問になります。再質問いたします。

30年度に予算に組み込みがない理由は、ただいまお聞きいたしました。予算化の見込みは今後あると、こういうふうに思っていますね。

それでは、30年度以降の繰り入れについて、伺います。

国保の運営面では、国庫負担金の減額が、国保財政の逼迫につながりまして、税率をいたし方なく上げても、なお赤字になり、結果、基金を取り崩して、アップアップで運営をしてきたことが、現実でございます。

平成20年度にさかのぼり、繰り入れをしたことで、何とか30年度を迎えられたということだろうと思いますけれども、なかなか大変なやりくりだったと思いますけれども、これにつきましては、やっぱりこの努力につきましては、評価いたします。

国は、30年度から未就学児までを対象とする医療費助成につきまして、国の減額措置を行わないこととすると、決定しました。

当市では、中学生までを対象としていますが、これも続ける。また、国庫負担金の減額相当分につきましては、「一般会計等」という言葉は抜けておりますけれども、公の文書では、これによる所要の財源措置も、また講じるようにという厚労省の考えにも、変更はない中におきまして、赤字だから繰り入れる、黒字だから入れないという、この想定ではなくて、黒字であっても将来に備えて、基金の積み上げをやっておくべきではないかと、私は考えています。

30年度以降も、地単事業にかかわる影響額の繰り入れは、引き続きやっていただけるんですよね。お伺いいたします。

○副議長(山上庄一君) 市長。

○市長(中平富宏君) お答えをいたします。

先ほどの答弁でもお答えしたとおりでございます。地単カット分の繰り入れにつきましては、安定した国保運営を行っていく上で、非常に重要なものと認識をしておりますので、そのため、国保財政の仕組みがかわる平成30年度以降も、減額された分は、市として負担すべきものと考えております。

そういった考えのもと、国による地単カットが行われる間は、地単カット分の繰り入れは、引き続き行ってまいります。

ただし、こちら先ほど申し上げましたように、繰り入れる年度につきましては、今後の財政状況を見ながら、その都度、検討をしてみたいと思います。

要するに、国保財政のほう赤字になっていなければ、繰り入れをしても、そちらの基金に積み立てるといことになりますので、そのあたりは検討をしながらやっていきたいというふうに考えております。

なお、山岡議員も言われましたように、平成30年度からは、未就学児までは減額されないことになりましたが、そのほかの減額調整措置

につきましても、他市町村とも連携をとりながら、引き続き、廃止を求めて、国に要望をあげていきたいというふうに思っております。

この点につきましても、国がしなければならぬことを、各地方の公共団体が背負っている、担っているというふうな考え方でございますので、しっかりと国の責任においてしていただくように要望を続けてまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） なかなか、しつこく2回言いましたね、申しわけないです。

これで、ここにつきましても、一回閉じますので。

時間がもう26分ぐらいになりましたけれども、大分、皆さんお疲れのところ申しわけないのですけれども、4番ということで、ひとつ勘弁していただきたいと思います。

自分が所属する政党には、質問としては、余りふさわしくないような、今回は質問になりますけれども、ひとつよろしくお願ひします。

ここの中に、2017年、昨年12月29日付の読売新聞の切り抜きがございまして、この記事には、第一面のトップで、旧市街地活性化達成は3割のみという大見出しで、中心市街地の空洞化を食いとめ、にぎわいを取り戻すための中心市街地活性化基本計画が空振りに終わるケースが、相次いでいるという内容のもので、実施期間を終えた109市の人口や店舗数の数値目標の達成率はたった3割であり、悪化したケースは5割にもものぼると。商業、観光施設の整備などに費やした国の補助金は、2兆3,200億円投じられたと、こう書いてあります。

そこに、4つの自治体が新聞に、目標達成状況が載っておりまして、その中の一つに、お隣の四万十市の例がございました。

市街地の通行計画の7,800人に対しまして、4,227人。小売販売計画、138億円に対して113億円にとどまったと。失敗だったと、こういうふうに読売新聞には書かれておりました。

このまちづくりに非常に詳しい、東京都知事にも出ました増田寛也元総務大臣は、急激に人口が減る中で、かつてのにぎわいを市街地に求めることは、もはや難しいと。人口がピークのころにつくられた制度が、もう時代に合わなくなっている。今後は30年、40年先を見据えて考えるときが来たんだと、こう指摘しております。

そこでもう一つ、2月1日付の高知新聞の記事には、「食や自然に磨きを」というキャッチフレーズで、高知市の観光びらきの記事がカラーで掲載をされておりました。

そして、大見出しで、県内観光客が最高確実とありまして、17年の龍馬伝の435万人を超えたと、こう書いております。

記事の中で、尾崎知事は、観光者人数は順調に伸びており、今後も力を入れていきたい旨の話をお話しておられます。

さらに特記すべき言葉としましては、知事が、悲願だった大河ドラマ超えを自力で達成できた。歴史・環境・観光を完全に、各地域に定着をさせ、東京オリンピックを見据えたポスト維新博として、自然観光の準備も本格的に始めたいと、こう話したところに、私は着目いたしました。

まず、先ほどの読売新聞の記事、旧市街地活性化は難しいということは、残念ながら、増田寛也氏のおっしゃることが偽らざる現実ではないかと思ひます。

これまでの政策では、もはや無理があるというのもそのとおりでしょう。これが現実ですから、宿毛の顔となる場所は、今のところ黒塗り

ということになっております。

手足、胴体はでき上がりつつございますけれども、顔だけがない状態です。

当市は、西へ西へと、住宅や商業施設が広がりました。それでも市民の心のよりどころとなるような場所や、憩いの場所、あるいは宿毛市民が心から誇れるようなまちの顔が一切見えません。

林邸は活用になりますよ。あそこはあそこで、またいいんですけれども、私の言うのは、また別の意味のまちの顔のことでございまして。

市長にお聞きしますが、この顔になる事業につきまして、胸中に何かお考えがありますでしょうか。

○副議長(山上庄一君) 市長。

○市長(中平富宏君) お答えをさせていただきます。

平成28年12月議会で、山上議員からも、駅周辺地域に、山岡議員は「西」という言葉でございまして、駅周辺地域について、どのような都市像を描いているのかとの質問をいただきました。

これまで、市の事業では、中心市街地と駅周辺地域を連携させるため、土地区画整理事業を実施してまいりましたが、人口減少、景気低迷、津波浸水予測の公表に伴いまして、思うような出店が見られず、商業化が進んでいない状況にあります。

中心市街地は、文教センターや林邸を起点に、町中を散策できる、そういった商業地としまして、また、宿毛駅を中心にした西の区域は、車両で店舗前まで訪れることのできる、そういった商業地として、それぞれの特色を生かしたまちづくりをしていきたい、そうなればいいなというふうに考えておりますので、西に広がった地域での店舗の出店と、商業地としてのにぎわいを期待しているところでございます。

以上でございます。

○副議長(山上庄一君) 4番山岡 力君。

○4番(山岡 力君) 現時点では、具体的な、まだ形が見えてないんですけれども、西のほうの話なんですけれども。

実は、あそこに私が思うに、非常にいい個人資本の不動産がございまして、なるべく早目に購入をしたほうが、民家がぽつぽつと建った後になると、なかなか難しくなってくるということもありますけれども。

それは個人所有の話でございますので、これ以上は踏み込みをいたしません。

次の質問に移ります。

それで、もう一つの新聞の記事、高知新聞の観光びらきの件なんですけれども、指摘しましたように、尾崎知事の言葉の中に、今後は自然観光に力を入れると。これはもう、私に言わせたら、知事ははっきりと観光を産業としてとらえておると、こう思います。しっかりとした観光構想計画を策定をし、明示して、道筋をつける自治体には、ひょっとしたら、その後、優先して予算もつけていただけるかもしれません。私はそう理解しております。

市長はこの話、観光は産業であるということについて、どういう御感想をお持ちでしょうか。

○副議長(山上庄一君) 市長。

○市長(中平富宏君) お答えをいたします。

観光産業、当然、大きな柱となる産業でございまして、今、高知県だけじゃなくて、日本全国、観光というものに着目をして、いろいろな産業としての取り組みをしているというふうに思っております。

宿毛市も、しっかりとこの観光産業を一つの柱として、これからも進めていきたい、そのように感じているところでございます。

以上でございます。

○副議長(山上庄一君) 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） もう時間も迫ってまいりまして、恐らく足りないと思うんですね。

産業振興課の上村課長が、なかなかいい御答弁をつくっておられるみたいなので、全部飛んで、基幹産業について、ちょっと触れたいと思います。よろしいでしょうか。

僕が言いたかったのは、コンパクトシティ、まちの顔づくりと、観光産業と、これだけじゃ弱いから、基幹産業の3つをセットにして、公共投資も含めた上でやり上げるなら、非常に、一人一人が豊かになってくるというふうに思ったからなんですけれども。

その最後の端の、近ごろは市議員さんも、余り農業や水産業のことの質問が少ないという声もございますので、ちょっとやらせていただきます。

関連で、基幹産業の創出について、御質問いたします。

農業に限らせて質問します。

農業といたしましても、極めて広範に、こう呼びます。ですから、なるべく簡潔に説明して、市長に後で御見解をお伺いします。

まず、現在の農業の現状と実情について、ざっくり申し上げます。

御承知のとおり、日本の農家は、就業人口がどんどん減ります。跡取りもありません。耕作放棄地はふえるばかりです。

そんな中、政府は減反政策をやめました。それから、去年から戸別補償制度も、ことしで2年目で、来年はゼロになります。

そこで、今の農家さんは何を悩んでいるかといいましたら、なんちゃあせんかったら、戸別補償でも減収になる。しかも、そこで米をつくったらつくったで、また米価が下落するかもしれない。そういう境界線にきているわけです。

そこで、恐らく今後は、飼料米の生産もふえてくるであろうし、それから、もう米価にかわ

る露地野菜なり作物を、どうしても視野に入れると、考えていかなきゃならないというようなところに、今、結構な農家はきているわけです。

そこで、何事かの宿毛市の特産品を、早くつくって、研究していただいて、基幹産業に育てていただいて、そこで雇用をつくり上げていていただきたいということが、農業に対する私の質問の趣旨なんですけれども、かいつまんで申しました。

市長の御見解を、よろしくお願いいたします。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

農業分野における基幹産業をつくり出すことの重要性、またその位置づけについてという御質問だと思います。

一次産業の振興につきましては、行政方針におきましても、5本の柱の一つに位置づけている重要政策でございます。

農業分野について申し上げますと、現在、農協や県などの各関係機関と協議を重ねながら、さまざまな取り組みを検討しており、遊休農地の活用、担い手の確保と育成、農地の収益性の向上に取り組んでいるところでございます。

宿毛市の主要作物は何かということで、お話をさせていただきますと、特産品である直七につきましては、果汁やポン酢などの加工品の販売量も、着実に拡大しております。地方創生推進交付金を活用し、生産業増加のための苗木配布や、さらなる全国展開に向けてのPR活動にも力を入れているところでございます。

また、当市には、特産物である文旦や小夏などの果樹、ブロッコリーやオクラ等の露地野菜など、推進する品目がさまざまございます。

中でもふるさと納税の看板商品にもなっている文旦でございますが、水田等の耕作放棄地が増加する一方、文旦については、市外まで圃場を求める農家もございます。

こうした現状を踏まえまして、今回の当初予算案に、圃場整備の予算を計上させていただきました。

この圃場整備の計画は、大深浦と田ノ浦を対象地域といたしまして、大規模な圃場整備を実施し、整備後の圃場を文旦の農地として活用することで、産地としての強化を図ろうというものでございます。

また、施設園芸につきましては、農協や県などの関係機関と協議を重ねる中で、産地の維持、篤農家の存在、研修生の実績等を勘案し、作物をイチゴに限定した形での研修施設として、新規就農希望者を受け入れる農業公社の設立を検討しているところでございます。

この施設は、移住者の受け入れや、継続的な担い手の確保、育成を目的に設立を検討しておりますが、同時に先進技術を実験的に導入する研究施設のような、そんな側面も付与したいと考えておりまして、現在、よりよい施設にすべく、関係機関と協議を重ねているところでございます。

本市としても、農業は基幹産業として重要であると考えておりまして、今後におきましても、関係機関と協議を重ねながら、積極的に農業の振興に取り組んでまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） ありがとうございます。今、市長から、イチゴ、あるいは公社をつくる、そういうお話をお聞きいたしました。また、ぜひ人が雇用できる、若い人が働ける一次産業に、ぜひ育てていただきたいと、これをお願いいたしまして、質問を終わります。

○副議長（山上庄一君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○副議長（山上庄一君） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

午後 4時47分 延会

平成30年
第1回宿毛市議会定例会会議録第3号

1 議事日程

第8日（平成30年3月13日 火曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（13名）

1番 川田 栄子 君	2番 川村 三千代 君
3番 原田 秀明 君	4番 山岡 力 君
5番 山本 英 君	6番 高倉 真弓 君
7番 山上 庄一 君	8番 山戸 寛 君
9番 岡崎 利久 君	10番 野々下 昌文 君
11番 松浦 英夫 君	12番 寺田 公一 君
14番 濱田 陸紀 君	

----- . . . -----

4 欠席議員（1名）

13番 宮本 有 二 君

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長	朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長 兼調査係長	小野 りか 君
議事係 長	奈良 和美 君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中平 富宏 君
副 市 長	岩本 昌彦 君
企画課 長	黒田 厚 君
総務課 長	河原 敏郎 君
危機管理課長	楠目 健一 君
市民課 長	立田 ゆか 君
税務課 長	児島 厚臣 君

会計管理者兼 会計課長	山下哲郎君
保健介護課長	中山佳久君
環境課長	岩本敬二君
人権推進課長	沢田美保君
産業振興課長	上村秀生君
商工観光課長	山戸達朗君
土木課長	川島義之君
都市建設課長	中町真二君
福祉事務所長	河原志加子君
水道課長	金増信幸君
教育長	出口君男君
教育次長兼 学校教育課長	桑原一君
生涯学習課 スポーツ振興 室長	有田功史君
センター所長 生涯学習課長 補佐	岩村研治君
学校給食 センター所長	杉本裕二郎君
農業委員会 事務局長	山岡敏樹君
選挙管理委員 会事務局長	岩田明仁君
総務課主監	上野浩由紀君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時02分 開議

○議長（岡崎利久君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 皆様、おはようございます。テレビをごらんの皆様もおはようございます。3番、原田でございます。一般質問をさせていただきます。

まず、初めに、市長に、桜の件でおつき合いいただきたいんですけども。

どうも、私、先週あたりからニュースを見ているときに、ことしは桜が、高知県が一番だ、高知県が一番だという話を耳にしまして、去年も3月28日ぐらいだったと思っているんですけども、宿毛がここ数年遅かったので、桜のことは余りにしていなかったんですが、きのうの、とくダネの天達さんが、どうも、僕はこの議会にいたので実際に見ていませんが、どうもことしは高知県の宿毛市が、3月17日からスタートするという話を全国放送で、「宿毛」という声を出したらいいんですよ。

もしかしたら皆さんも御存じかもしれませんが、急遽、きょうの朝、ネットで調べてみたら、やはり宿毛という言葉が出ておまして、日本気象協会の中川裕美子さんという女性の方が、高知県宿毛市、3月17日をスタートに桜前線が北上していくみたいなことを書いてあったんですね。

これについて、市長、今、ピンクのスーツを持っていますよね。これで、何を言いたいかって、わかると思うんですけども、3月17日ということは、まだ間に合いますので、このピンクのスーツを活用しない手はないぞと思って、急遽これ、最初で、通告外なんですけれども、

言ってみました。

ぜひ、例えば名前を出してくれたところですが、天達さんとか、あとは気象協会の中川さんですか、せめて名前を出してくれたぐらいのところには、市長が何らかの形で、あれを着て写真を撮るなり、動画を撮って、無理やり一方的に送りつけてみたらどうかと、本気で僕は思っているんですよ。

熱いぞ江川崎でしたかね、手づくりでつくった顔を抜くやつ、あれも2年間ぐらい、ずっとひとり歩きしていったんで、これチャンスじゃないかなと思うんですけども、市長、通告外で申しわけございませんが、ひとつその件について、御所見をお願いします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 皆様おはようございます。そして、テレビの皆様もおはようございます。少し原田議員のお話におつき合いをさせていただきます。

大変恐縮というか、申しわけありません。私、その話、知りませんでした。非常にありがたいことだと思います。

皆さんも御存じのように、宿毛という名前が、漢字で出たときに、なかなか、「やどげ」とか、「しゅくげ」とか、なかなか読めないということもあって、PRができていないところもあるんですが、そういった全国放送で「すくも」という言葉が放送に乗って全国の方々の耳に入ったということは、非常にありがたいと思いますし、またこういった機会を活用して、ピンクのスーツ、自前ですので、使わないと元が取れませんので、しっかりと活用させていただきまして、どういった形になるかわかりませんが、アイデアの一つとして、何か活用できないかなということで、考えさせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 市長、通告外でしたが、ありがとうございました。これ、でもチャンスですので、みんなが喜ぶようなことをやってください。よろしくお願いします。

それでは、通告に従って、質問させていただきます。

市長、先週のチャレンジライド、お疲れさまでした。私も2日間、応援というか、見学に行かせていただきまして、市長のサイクルウェアの着こなすと、そのいでたちがすごくすてきでございました。

去年もここで同じように、市長をほめた記憶があるんですけども、本当にそのまちの市長が、ああいう感じで力強く走ってきてくれると、そのまちの勢いを感じることができるというふうに思いまして、これは素直に、市長、よくやってくれたなと思っております。

あのチャレンジライドも、実は今回6回目だと思うんですけども、私、第1回目の実行委員会の委員を、こちらにいらっしゃいます観光課長と一緒に、最初の委員をやった経験がありまして、スタートのときは、もう自転車のことよくわからなくて、どんな大会にしていいかという、すごく悩んだ経験があるんですけども。

ただ、今、それを回を重ねていく間で、これだけの大会になったということは、このまちの財産だと思いますので、これからも、宿毛市はそれをどんどんとっていかれたらいいのではないかと思っております。

それでは、観光の質問ですので、そのような前段をさせていただきましたが、質問に移ります。

まずは、県外観光客440万人の達成と、幕末維新博第2幕について、質問をさせていただきます。

ただいま開催中の幕末維新博の効果によりま

して、2017年に高知県を訪れた県外観光客の数が、過去最高の440万人となった、と県のほうから発表されました。

今議会の宿毛市行政方針でも、歴史館の入場者が対前年度380%アップという大きな成果をあげたとのこともありました。

この440万人という数字と、380%という数字でございますが、若干、数字がひとり歩きをしているような感じもするのですが、市長は、この件をどのように捉えているのか、まずはお聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 原田議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

先日行われましたチャレンジライドにつきましては、昨日もお答えさせていただきましたが、延べ人数といたしまして、534名の方に参加をいただいております。

また、朝早くからの走行ということでございまして、前泊が非常に多かった、そういった話も参加者の皆さんからお聞かせを願ったところでございます。

一日一緒に走らせていただきましたので、本当に多くの方々といろんな情報の共有ができてまして、どういった大会にすれば、よりサイクリストの方々が来ていただけるのか。また、来たサイクリストの方々も、結構、お年を召したというか、そういう方々もおられて、まちおこしという観点で、ぜひ協力をしたいという、そういったありがたい、関東のほうから来られた方々のお言葉もいただいたところでございまして、今後につながる大会だったなというふうに、改めて感じたところでございます。

また、原田議員初め御家族の方に、大変、今回はエイドのほうでお世話になったということで、この場をおかりして、改めてお礼を申し上げます。

宿毛歴史館につきましては、「志国高知 幕末維新博」の県内21の地域会場の一つといたしまして、幕末維新博写真展や、宿毛の大江卓展、また関連しまして、宿毛文教センターにおいて、竹内明太郎とダットサン展を開催をいたしました。

もともとの入場者数が少なかったとの御指摘もございますが、そういった中でも、県内ですが、21カ所の地域会場の中では、最も入場者数の伸び率が高い、対前年度比380%アップという成果をあげられたことは、本市においては、一定の成功をおさめたと実感をしているところでございます。

御承知のとおり、宿毛歴史館には多くの歴史的文化的文化財が保存、展示をされています。宿毛市民の私たちでも、行くたびに新たな発見や、宿毛の歴史や文化の奥深さを学ぶことができる、そんな施設となっているところでございます。

しかしながら、今まで十分な活用がなされていなかったのではないかとというふうに考えております。そういった中で、380%アップは、非常に意義深い、そんな数字ではないかというふうに思っております。

もともと活用が余りされていなかったところを、活用するというのも、かなり努力は必要という形の中で、今回の数字は、自分たちとしては頑張ったなというふうに思っているところでございます。

さらに、宿毛文教センターに隣接する林邸は、現在、急ピッチで改修工事を行っているところでありまして、4月21日にはオープンし、新たな役割を担う施設としてスタートいたします。

この「志国高知 幕末維新博」を契機といたしまして、多くの方々が地域会場である宿毛歴史館を中心に、本市にお越しいただき、宿毛市を歴史的な側面からPRしていくことで、新たな誘客促進につながりつつあると思ってい

るところでございます。

引き続き、幕末維新博の取り組みを活用しながら、宿毛歴史館や林邸を中心に、市街地への人の流れをつくれるように、取り組んでまいりたいと思います。

冒頭にお話をさせていただきました、今回のチャレンジライドの参加者に対しましても、新たな、林邸のほうにはシャワー室を整備いたしますので、そのお話も、会った方々には紹介をさせていただきますまして、再度、宿毛の地に来ていただきますようお願いをいたしましたところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 御答弁、理解いたしました。

私が、数字がひとり歩きしててという、ちょっとネガティブな質問をした理由は、数字を大きく追いだすと、これ数字多いと思っていますので。特に440万人は。

これを追いだすと、次の年度、次の年度、数字を下げてはいけないという、自然にそういう気持ちが働いて、観光の政策自体もぼやけるんですよね。幅広く集めなきゃみたいな感じで、ぼやける。

これ、必ずそうなりました。県がという、また怒られますけれども、やはり数字を追うとそういう方向性に行くんですよ。

次年度から、各市町村共通で数字を、同じはかり方で数字を出していくらしいんで、そうすると多分、減ると思うんですよ。

もう減ることに余り重きを置かずに、数字を追うんじゃなくて、数字を出すために、このまちが何をするかという考え方でいってほしいと思って、最初の質問をしました。

一つ再質問させていただきたいんですが、440万人の達成はいいと思います。私も否定は

いたしません、地域によって、入込客数の格差が多いのも事実でございます。

そこで、残り1年となりました幕末維新博第2幕に向けて、宿毛市では複数の企画展を開催するというところでございますが、これらによって、また来年度も一定、前年度対比が一時的に上昇に転ずることになるとは思います、大切なことは、ことしと来年、この維新博をしている間に、将来、歴史で安定的な誘客の基礎を構築していくこと。通常事じゃなくて、基礎を構築することではないかと考えておりますが、幕末維新博に向けての取り組みを、市長はどのように考えているのか、お聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

私も、数字を追いかけることに関しては、本当に気をつけないといけないなというふうに思っております。

例といたしましては、宿毛市も産業祭を行っているわけですが、あれも当初、数字を追いかけていたのではないかなというふうに、少し思ったところです。

そういった中で、議員の皆様の中からも指摘をされた事項でもありますが、やはり内容、例えば集客だけを目的としてやるのか、それとも地元の産業というものをしっかりとPRしていくのか。または、地元の商品をバイヤーの方々に売り込みをするのか、そういったいろいろな面を考慮しながら、ただ単に人数を追いかける、集客だけを目的とするのではなくて、内容をしっかりと固める中で、産業祭というのを行わないといけない、そのように思っているところでございます。

そういった面でも、数字だけを捉えるのではなくて、しっかりとした、内容のある、そういったイベント等にしていきたいというふうに思っております。

この「志国高知 幕末維新博」におきまして、宿毛市を歴史的な側面からPRしていく基盤が整いまして、新たな誘客促進につながりつあると、そのように、今、思っているところでございます。

議員御指摘のとおり、安定的な誘客の基礎構築が最も重要になると思いますので、平成30年度につきましても、企画展「宿毛と戊辰戦争」や、宿毛の人材21人の功績を顕彰する展示や、昨年、文化勲章を受章されました宿毛市名誉市民であります奥谷 博氏の受賞記念事業も、計画をしているところでございます。

また、今年度、宿毛の魚おもてなしプロジェクトを立ち上げて、宿毛湾で水揚げされる新鮮な魚を活用した御当地グルメ、宿毛の魚しゃぶしゃぶを開発いたしました。

「志国高知 幕末維新博」の取り組みの中で、多くの県外観光客が高知県に訪れていますので、そういった観光客の皆さんに、ひとりでも多く宿毛市へ足を運んでいただく、または足をとめていただくために、本市が全国に誇る魚の御当地グルメでおもてなししようと取り組んでおまして、3月25日から第1弾参加店、市内12店舗におきまして、新メニューの提供が始まることとなっております。

宿毛市といたしましては、本市を訪れていただいた観光客の皆さんはもちろんです、日ごろから多くのビジネス客の皆さんにもお越しいただいておりますので、そういった方々に、次は家族と一緒に宿毛に来ようと、そのように思っただけのリピーターになっていただけるように、取り組みを進めてまいりたい、そのように考えております。

昨年に引き続いて、ことしといたしますか、来年度に向けて、しっかりと取り組みを進めていきたいというふうに思っておりますので、内容をしっかりと充実させたものにさせていただきます。

まして、リピーター客をふやしていきたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 歴史館を中心にした安定的な誘客といえ、やはり趣味を凝らした企画展ということになると、僕も思います。

確かに維新博第1幕の企画展は、なかなかいいものだったと思います。僕も楽しませていただきました。ぜひ、第2幕も趣向を凝らした、ふだんそれほど歴史に興味がなくとも、行ってみたい。ダットサンの件なんかで、やっぱり行ってみたいと思いましたからね。そういう方向から、またやっていただきたいなと思いました。

それと、宿毛の魚のしゃぶしゃぶですね。これ、早速議会が終わったら、次は家族と一緒に、宿毛に来ようという気持ちになれるかどうか、食べてこようと思いますので。ここで、市長食べたかどうか聞いてみませんので、やめておきますが、食べてこようと思います。

それでは、次の質問にいきます。

ポスト維新博について、お伺いします。

中平市長の就任で、宿毛市の観光に関する考え方や、政策が大きく前進したと、私は思っております。

そのせいか、商工観光課の皆様も、こんなことを言うと怒られますけれども、今までになく、すごく多忙な業務をこなしているというふうに、皆さん感じていると思います。

そのような中で、昨年からポスト維新博をにらんで、県の尾崎知事が440万人の観光客の定着と、2025年には470万人の達成を目指すというところで、次の観光テーマが、「自然」というテーマが打ち出されました。

そのポスト維新博で、宿毛市と幡多地域が、「自然」というテーマによって、440万人の

観光を牽引するチャンスがやっとなってきたのではないかと、私も強く感じておりますが、自然というテーマは、実はとても抽象的で、お客様を迎え入れるための4定条件というのがあるらしくて、定時、定量、定質、定額という、お客様に対する4定条件があるらしいのですが、これを、自然がテーマですとなかなか提供しづらいというものらしいです。

それと、漠然とした自然。自然がきれいとか、海がきれいとか、山がすてきだとか、そういう漠然とした自然には、お客様は興味をもたないとも思っております。

以上のことから、この宿毛市の特性を生かした選択と集中が、ポスト維新博の宿毛市の成功の鍵となるのではないかと私は考えておりますが、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えいたします。

自然は抽象的というお話もありました。そういった中、高知県は平成31年4月から、幕末維新博で培ってきた歴史観光の勢いを維持させつつ、自然や体験を前面に出したキャンペーン、いわゆるポスト幕末維新博を展開し、自然体験型観光の磨き上げとともに、周辺施設や事業者等とのクラスター形成をさらに進めていくことで受入体制のレベルアップと、本県の強みである歴史、自然、食にスポットを当てた取り組みを行うこととしております。まさに宿毛に合った施策だというふうに感じております。

宿毛市におきましても、先ほどもお答えいたしました、「志国高知 幕末維新博」を契機として、宿毛歴史館を中心に、新たな人の流れができてまいりました。

この流れを維持、活用しつつ、本市の強みである自然、食を絡め、さらに勢いを加速させたい、そのように考えているところでございます。

先ほど、原田議員から、地域の特徴を生かす

ことが成功の鍵とのお話でしたが、宿毛市には、何といても高知県唯一の有人離島である沖の島、鶴来島がございます。これまでも釣りやスキューバダイビングといったマリレジャーを中心に、多くの市外、県外の方々にお越しいただいておりますので、この本市の強みをさらに磨きをかけることが、成功への鍵になると、そのように考えているところでございます。

先日、私も宿毛市観光協会の方々と一緒に、フィッシングショー大阪2018に出向きまして、出展をされていた多く釣り具メーカーにも要請等を行いました。

中でも、長年おつき合いのある大手釣り具メーカーシマノさんとは、釣りをされる方々のニーズや、その時々を捉えることの大切さなど、今後に生かすべく、さまざまな情報交換をすることができました。

2日間の交流ではありましたが、その中で、本当に多くのメーカーの方々とお話をさせていただいて、本当にわからないことがたくさんある。また、自分たちが思っているところじゃないところに、今はスポットというか、光があたっているんだよと、そういったお話も聞く中で、どういったところをターゲットに、釣りという、フィッシングという分野の中でも、どこの部分をターゲットにやればいいのか、そういった部分が少し見えてきたのかなというふう実感したところでもございます。

また、食に関しましては、宿毛湾で水揚げされた新鮮な魚介類はもちろんのこと、文旦、小夏、直七などのかんきつ類を初め、自然豊かな宿毛特産の農産物を新鮮なまま、お越しいただいた皆さんに味わっていただければ、もっと宿毛を好きになっていただけたらと思っております。

さらに、自転車や宿毛市の84%の森林を活用したアクティビティなど、交流人口の拡大に

向けても、取り組んでまいります。

いずれにいたしましても、このポスト幕末維新博についても、千載一遇のチャンスと捉えまして、積極的に取り組んでまいりたいと考えているところでございまして、先ほど、少しお話しした森林の84%、当然、国を挙げて、現在、森林環境税の創設に向けて動いています。

そういった中で、本当に今、チャンスじゃないかなというふうに思っておりますので、森林の大切さであるとか、そんなものを、自然の中で体験していただけるような、そんな取り組みをして、お迎えができないのかなと。取り組みを持ってお迎えができないのかな、そういうふうなことも考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 選択と集中と、私、言わせていただきましたが、改めて宿毛市のキーワードは、選択と集中だと思っておりますので、このこと、頭の片隅に入れておいていただきたいと思えます。

魚のおもてなしプロジェクトの関係だと思えますが、先週だと思うんですけども、宿毛市が「日本一魚のうまい街宣言」というのをしたということが、ホームページに載っておりますので、日本一宣言というのを、各市町村、いろんな意味でしていると思えますけれども、もしこれ、やるようでしたら、市民が一丸となってPRできるような体制を構築して、宣言してほしいと思っておりますし、そうしたのかということも含めて、市長、「日本一魚のうまい街宣言」のPRしますか。どうでしょう、答えられますか。

済みません、じゃあお願いします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

しっかりとPRしていかなければならないと思っておりますので、しっかりしてまいります。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） PRいたしましょう。これホームページにも出ていますので、皆さんも一度ごらんいただいて、この宿毛は「日本一魚のうまい街宣言」をしたということで、みんなでPRしていきましょう。

一つだけ再質問させていただきます。

ポスト維新博では、国内外のスポーツ関係の誘致にも力を入れると伺っております。

先日、県の担当者のお話を伺う機会がございまして、黒潮町の大規模公園を、県は中心に、幡多地域のスポーツ誘致を行っておりますが、四万十市、宿毛市にもその効果を波及させたいという話を担当官の方、非公式な会議でしたけれども、そのような話をしておりました。

維新博で、林邸の事業にも見られたように、県が何か事業を計画したときには、その補助も含めて、大きな力が加わるものでございます。

そのような中で、この機会に県に対して、大深浦にあります宿毛市野球場の活用を事業提案して、施設整備や誘致活動などの、特に施設整備だと思ふんですけれども、宿毛市単独ではなかなか難しい事業も、今まであったと思います。私もここで、多分、2度ほど野球場のことの質問をさせていただいたんですが。

このポスト維新博をにらんで、宿毛市野球場の活用について、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

御質問の宿毛市野球場につきましては、議員御承知のとおり、本年も1月の、田中トレーナーが主催する千葉ロッテマリーンズの鈴木大地

選手を初めとする自主トレーニングから始まりまして、2月からは、大学、高校の野球部のキャンプが3月末まで続くこととなっております。

キャンプインには、テレビ、新聞等の取材による本市のPRを初め、宿泊客等による経済波及効果など、本市の交流人口の拡大を担う施設であると考えているところでございます。

平成28年12月議会では、原田議員から、野球場をキャンプ地として勝ち抜いていくためには、施設整備が必要との趣旨の御質問をいただいたところでもございます。

その答弁といたしまして、野球場のハード整備は、キャンプ地として競争力を高める上で重要な要素であると認識していると、答弁をさせていただきましたが、ハード整備は多額の経費を必要とするため、すぐには実行できていないのが今の状況でございます。

そのような状況の中、12月には老朽化した外野のラバー等が色あせておりましたので、宿毛高校野球部の生徒や保護者の皆様、宿毛高校野球部OBの方々に、ラバーを塗っていただきました。おかげでキャンプに来られた方々には、大変、好印象でございました。

御協力いただきました関係者の皆様方に、この場をおかりしてお礼を申し上げます。

県が平成31年度から開催を予定しているポスト維新博については、自然体験型観光の磨き上げとともに、周辺施設や事業者等との受入態勢のレベルアップを目指すこととお聞きしていますが、平成31年度からの事業実施で、詳細はこれからではないかとも思います。

現在、開催している志国高知幕末維新博は、県下全域で、県主導のもと、事業展開を図っており、その際には、市町村に有利な補助制度がつくられており、本市でもその補助金を活用し、歴史館の改修や、林邸再生事業を実施してきた経緯がございます。

平成31年度からのポスト維新博につきましても、本市の現状、課題など、そういったものを県に積極的に情報提供する中、御提案のありました野球場の利活用の促進に向けた取り組みができないか、情報収集をしていきたい、そのように考えているところをごさいます、いろいろなものを活用して、磨き上げという言葉をよく使わせていただきますが、今、宿毛市にある施設、そういったものをさらに活用できないか、そういったこともしっかりと考えてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） まさにそのとおりだと思います。これまでの野球場のハード整備は、多額な経費を必要とするために、市単独では、すぐには実行できないという状況がございましたが、林邸の成功例がございますので、県主導の事業が展開されるときには、事前にそれをある程度予測して、先手先手で事業提案ができるような準備をしておいたらいいのではないかと、この質問をさせていただきました。

それでは、観光系の質問はこれで終了させていただきます。

続きまして、人手不足や一次産業の担い手の確保についての質問をさせていただきます。

高知県では、有効求人倍率が上昇したものの、完全雇用状態による人手不足が深刻な問題となっております。ごさいます。

宿毛市でも同様の問題が起こっているようにも感じられますが、現在の宿毛市の人手不足や、一次産業の担い手不足などを、市長はどのように把握をしているのか、まずはお答えください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

人手不足の問題につきましては、近年、景気回復で求人がふえる中、働く世代の減少で、求

職者自体が少なくなっているため、全国的に人手不足が発生し、売り手市場となっているところをごさいます。

また、地方におきましては、都市部との賃金格差もあり、若者が希望に沿う職を求めまして、都市部へ流出する傾向もごさいます。

こうした状況の中、当市におきましても、工業団地や水産加工業を初めとする、さまざまな業種で求人を行っても、なかなか人が来ない、そういった声が聞こえておりまして、深刻な課題であると、そのように認識をしているところをごさいます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 有効求人倍率の上昇は、本来であれば、とても喜ばしいことをごさいます。宿毛市でも一気に人手不足が進んだようで、とても深刻な話が伺われます。

それで、今後の対応について、再質問をさせていただきたいんですが、市勢浮揚のためには、産業の振興はとても重要だと思いますが、現在の少子高齢化では、人手不足はさらに進んでいくと考えられます。

これに対応するのは、もちろん、求人に関しては、各企業や経営者が、まずは対応すべきでございますが、来年度、県でも産業振興計画の中で、企業に中長期ビジョンをつくらせるという、中長期ビジョンづくりを促す事業戦略の策定などの、以前であれば企業の事業戦略など企業がつけるべきで、行政が言うことではない、おせっかいともいえる支援を、新年度から県も行っていくというニュースも出ておりまして、人材の確保も含めて、将来を見据えた計画を立てる企業に対して、いろいろな補助をしていくというように書かれておりました。

宿毛市としましても、各産業の担い手の確保や人材の育成、先進技術での省力化などで、引

き続き、この取り組みを進めていくべきではないかと思っておりますが、このことも、市長が今、進めております人口減少対策や、移住者増にも寄与することではないかと思っておりますが、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

産業振興につきましては、行政方針の取り組むべき重点政策の5本の柱のうちの第一の柱に位置づけておりまして、引き続き、産業振興を図っていく上で、人材や担い手の確保等の取り組みを積極的に進めていかなければならないと、そのように考えているところでございます。

現在、取り組んでおります人材確保対策を申し上げますと、宿毛高校及び宿毛工業高校におきまして、工業団地を中心とした地元企業の合同説明会や、企業見学会を実施し、新規学卒者の確保対策を図っております。

今後におきましても、移住などによる外部からの人材確保とあわせまして、積極的に取り組んでまいりたいと、そのように考えているところでございます。

農業分野について申し上げますと、本年度初めて実施したふるさとワーキングホリデー事業は、都会の若者を一定期間受け入れることによりまして、農家の人手不足対策としての一翼を担っているところでございます。

また、農協におきましても、農家と地域住民のマッチングを行う労働力確保対策を、より一層強化していく方針となっております。

一方で、担い手の確保対策といたしましては、研修生と受入農家に対して補助を行う、新規就農研修推進事業、独立就農を開始する農家に対しまして補助を行う農業次世代人材投資事業を、引き続き行っていくとともに、山岡議員への答弁でもお話しいたしました、新規就農希望者を受け入れるための農業公社の設立も検討して

おりまして、研修環境の強化にも取り組んでいきたいと、そのように考えているところでございます。

林業分野におきましては、林業従事者の拡充を目的といたしまして、森林塾を開催しており、また移住施策と担い手確保対策を、セットで取り組む施策といたしまして、来年度から地域おこし協力隊も任用することとしているところでございます。

水産業につきましては、漁業の後継者の確保、育成のため、最長2年間の研修を通じて、技術の習得を行う新規漁業就業者支援事業を実施しており、技術習得する漁業種類も多様化し、一本釣り漁業だけではなくて、従来は一本釣り漁業が主だったんですが、ではなくて、定置網漁業や、小型まき網漁業の指導を受けて、自立した漁業者も、現在いるところでございます。

今後におきましても、担い手確保の対策は重要課題と捉え、積極的に産業振興に取り組んでまいりたいと思っております。

いろいろな事業がありますので、幅広く、いろんなことに活用しながら、人材の確保に取り組んでまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 御説明ありがとうございます。

ワーキングホリデー事業、これは、実はワーキングホリデーでこちらに来られた方とお話しする機会が、はし拳大会のときだったんですけども、話しする機会がありまして。

すごい夢を持っておられました。この制度いいなと思ひまして。本来、ワーキングホリデー制度は、オーストラリア、ニュージーランド、カナダと、もう30年前ぐらいですか、そこで始まった制度で、実は僕、ワーキングホリデー

制度でお世話になって行ったんですけれども。

それを今年度、ワーキングホリデーでというのを聞いたときに、市長、やっぱり目をつけているなと思ひまして。とてもいい制度です、どんどん活用したほうがいいと思ひますし、これ、外国人のワーキングホリデーを使うことも、また視野に入れてもいいのではないかなと。

いろんな面で、きょうは産業の話ですけども、地域をPRしてくれるということで、何かまた新しいつながりができるんじゃないかと思ひまして、このワーキングホリデー制度、すばらしいと思ひます。

ただ、外から移住の方とか、仕事でこっちへ来ていただく場合に、地域の方とどうなじむか、宿毛市にどうなじむかという問題も、どこの地域もそうなんですけれども、もう受け入れていかなきゃいけない状況、今もきているわけなんです、来た側がなじんでいくのはもちろんなんですけれども、どちらかという、来た側がなじんでいくというよりも、受け入れる側が、移住して来てくれた側に近寄っていくという、バランスを変えていってほしいんですね。僕も体験しました、僕、移住者なので。

今までは、来た側からなじめという感覚だったんですけれども、移住者にはとても重いハードルなので、ぜひ産業で、特に産業、仕事ですから、漁師の世界なんか、外から来ると、なかなか地元の生え抜きの方と外から来た人っていうのは、その時点で多少、気持ちの差がありますので、ぜひ制度を進めると同時に、受け入れる側が寄っていくというようなことも、担当課長、入れ込んでいっていただきたいと。成功の鍵でございますから、ぜひお願いいたします。

一つ再質問させていただきます。

高知県庁では、商工労働部ということで、商工、産業創造、工業、経営、企業立地、雇用労働の6課が、商工労働部ということで6課で構

成されておりますが、宿毛市でも、商工観光課の商工部門、これを産業振興課に移して、商工部門の強化を図ってはどうかと思ひております。

前段の質問の流れですが、そのように思ひておりますが、市長の御所見をお聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

先ほどのワーキングホリデーのお話ですが、私も飲食店で夜、少しお酒を飲みながらということで、地元の農家さんがおられて、市長、御紹介したいということで、ワーキングホリデーで来られている方とお話をする機会がありました。

本当に今、そういった制度を使って、楽しみたいという方々が都市部にはたくさんいるよというお話も聞かさせていただいたところがございますので、またしっかりと活用してまいりたいというふうに思ひます。

先ほど、30年前に原田議員が、オーストラリアということもお話を聞きました。

ちょうど同じ時期に、私の友人も、「地球の歩き方」本1冊を持って出て行ったきり帰ってこなかったなということ、いつ帰ってくるのかな、友人はと、思ったことでした。たくさんの方々が、あのころ、日本からオーストラリアに行かれてたということだと思ひます。

そういった今の時代の流れも、しっかりと組み入れながら、呼び込みをしていきたいというふうに思ひますし、お話があったように、地元の方々にもしっかりと受け入れをもらえるような、そんな活動というか、周知もしていきたいというふうに思ひているところがございます。

質問の答えに戻ります。

議員御提案のように、商工観光課の商工部門を産業振興課に移すことによりまして、業務の円滑化が図れる部分もあろうかと思ひます。

これまでも、内部組織の見直しを適宜行いまして、簡素で効率的な、新組織の再編を実施をしまいましたが、今後も人員の有効活用の組織のスリム化の観点からも、御提案のありました商工部門の強化についても検討してまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） これについては、もうこれで結構でございます。議論を深めていただいたらよろしいかと思えます。

市長がそんな話をしてくれたので、私も一言だけ入れさせてもらいますけれども。

実は、私も地球の歩き方1冊持って、うちの地元の足利では、帰ってこないという、まさにそれでございます。

でも、私は今、宿毛市がでございますので、宿毛市に帰って来たということで、勘弁してください。

それでは、次の質問に移ります。

事務系の企業誘致についてでございます。

平成30年度の宿毛市行政方針でも発表されましたが、企業誘致に関しては、水産業の関係で、すごく成果があらわれておりまして、今後も期待が持てる業種だと感じております。

そのような中で、少し違った視点から、企業誘致を考えてみたんですが。

高知県が2004年から、コールセンターやバックオフィスなどの事務系企業の誘致の助成制度をスタートさせまして、皆さん御存じのヤフー株式会社や、アクサ損害保険株式会社など、大手を含めた13社、14事業所が市内に開設しておりまして、県内と言ったほうがいいでしょうかね。

報道によりますと、3月1日にもスマホのゲームの子会社も、県内に新たに設置されるとの

ことでございます。

そして、事務系企業の高知県に進出した最初の理由ですね。いわゆるきっかけのようなものを、企業紹介などで調べてみたんですが、企業誘致に、一番が市町村の企業誘致に寄せる誠意、熱意とか、バックアップが一番の理由だそうです。

それ以外では、経営者が高知県出身だとか、企業として地域貢献がしたいらしいんですね。

きっかけとしてはさして難しい話ではないように、企業紹介にはしっかり書いてありました。

結局のところ、受入側が何を望んで、どれだけ熱意をもって、政策で訴えていくかということが、まず一番最初の勝負だというふうに感じました。

事務系企業は、若者や女性の希望が多い職種でありまして、地方で働きながらスキルアップができたり、特に女性の県外流出の歯どめにもつながる職種であると、これも書かれておりました。

今後、そのような観点から、事務系企業の誘致を進めていったらどうかと思っておりますが、市長、この件をどのように捉えているのか、お聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

宿毛市では、昨年、宿毛湾港工業流通団地に、株式会社土佐西南丸、坂ノ下地区に株式会社高知道水の2社の水産加工会社の進出が決定するなど、水産関係企業の進出が続いており、地産外商の拡大や、地域雇用の創出につながるものと期待をしているところでございます。

そうした中で、若者や女性の希望が多い職種であるコールセンターなどの事務系企業の誘致も行うべきではないかとの御質問でございますが、原田議員が言われますように、高知県は2004年にコールセンターなどの事務系企業誘

致のための助成制度を制定しており、この助成制度を活用し、これまで高知市、南国市、四万十市、四万十町で、13社14事業所が開設しており、本年5月には土佐市においても、1社が開設する予定とお聞きをしているところでございます。

事務系企業などの新たな職種の進出につきましては、地域内での就職の選択肢が広がるとともに、人材の流出防止にもつながるものと考えておりますので、本市といたしましては、これまで高知西南中核工業団地や、宿毛湾港工業流通団地の製造業を中心に、企業誘致に取り組んでまいりましたが、今後におきましては、高知県と連携を図りながら、事務系企業の誘致も視野に入れて取り組んでまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 事務系企業の御答弁をいただきましたが、確認の意味を込めて、再質問をさせていただきます。

中平市長になりましてから、多くの企業との提携や、各種団体との交流が進められてきたと思いますが、就任以前のものも含めて、提携企業や交流都市、団体との内容を改めてお聞かせいただけますか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えいたします。

現在、宿毛市が協定締結を行っております企業、各種団体等の状況についてでございます。

災害対応関連以外の協定を御紹介させていただきますが、まず、民間企業では、株式会社アクロスリングと、地域活性化に関する包括連携協定。続きまして、株式会社DHCと包括連携協定、株式会社ワールドワンとアンテナショップ店舗の活用に関する連携協定、を締結しており、金融機関では、四国銀行と業務連携協力に

関する協定、幡多信用金庫とも、同じく業務連携協力に関する協定、宿毛商銀信用組合、第一勧業信用組合と、連携協力に関する協定を締結しております。

他市町村とは、大阪府泉佐野市と特産品相互取扱協定、岐阜県北方町と友好交流協定を締結しており、教育機関では、早稲田大学留学センターと、頂新夢プランフィールドトリップに関する協定を締結しております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 再質問させていただきます。

ただいま御説明のありました企業や団体などへ、前段のコールセンターやバックオフィスなどの事務系企業の誘致の提案は可能でしょうか、お聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えいたします。

現在、宿毛市が協定を締結しております企業、各種団体等につきましては、現時点ではコールセンターやバックオフィスなどの企業誘致は難しいものだというふうに考えております。

なお、そういったことも頭において、またこれから探ってはみたいとは思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 市長がもう答えを言っていたので、それでいいと思います。

続きまして、職員の提案制度について、質問させていただきます。

職員の提案制度についてでございますが、高知新聞に出ておりましたが、高知市でも職員の提案制度が復活したという記事がございました。宿毛市でも、年齢や役職を問わず、現場で働く職員の皆様からの事業提案を行ってはどうかと

思っております。

以前、宿毛市でも実施していたと思われ
ますこの職員の提案制度は、現在は廃止
されているということでよろしいのでし
ょうか。まずはお聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

職員提案制度につきましては、宿毛市
では、職員の行政意欲の向上と、行政
事務の能率的運営を図ることを目的と
いたしまして、昭和41年に宿毛市職員
提案規定を制定いたしまして、運用し
ておりましたが、職員からの提案がな
いことなどを理由にいたしまして、平
成20年に廃止した経緯がございます。

現在は、制度としてはありませんが、
自分の所属にとらわれずに、自由な発
想で事業提案をするようにと、庁議な
どを用いて指示をしているところでご
ざいまして、そういった指示はさせて
いただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 再質問をさせて
いただきます。

どこの市町村においても、過去の職員
の提案制度の主な趣旨は、事務の効率
化や職員の資質向上を目指すものと書
いてあります。今回の高知市もそのよ
うに書いてあります。

ただ、それはもう、今あえて提案しな
くても、日ごろからそれはやればいい
ことで、ふるさと納税なんかでもわか
りますように、今、行政は法律の範囲
内で、市民に対するサービスや、地域
の発展にどれだけかかわれるか、行
政の役割が、市民の期待も大きく、昔
とはちょっと変わってきているのでは
ないかと感じております。

当時と今の決定的な違いなんですけれ
ども、情報のツールが全く変わらして
、ITで世の中がまず変わって、スマ
ホもほぼ全年齢の方に

行きわたりましたし、本当に、今では
人にかわってAIが物事を考えてくれ
る時代に、既になっております。

このようなことによって、今の職員
の皆様と、私から上ぐらいの、当時
の人の考え方、情報ツールも全く大
きく変わってきておりますので、以
前の制度は無視して、市長が新しい形
の職員提案制度を創造していったら
いいのではないかと、この質問をさ
せてもらっているんですが、市長は
その件についてどのように考えてい
るか、お聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいた
します。

議員がおっしゃるように、今の世の中
はIT化が進展し、職員もパソコンや
スマートフォンを利用して、瞬時に多
くの情報を入手できる、そういった時
代となっております。

特に若手職員につきましては、それら
は欠かすことのできない情報ツールと
なっておりますので、そこから新た
なアイデアや、柔軟な発想が生まれ
てくることは、私といたしましても、
大いに期待をしているところでござ
います。

平成30年度の新たな取り組みといた
しましては、市の施策課題に対する企
画及び調査研究を行うための課長補
佐級による検討会を立ち上げるこ
とも、予定をしているところでござ
います。

議員からは、新しい形の職員提案制
度の御提案をいただきましたが、制
度のあるなしにかかわらず、今後
も職員からの新たな発想に基づく事
業提案が容易に行え、すぐれたもの
については、事業化も可能となるよ
う、工夫してまいりたいと考えてい
るところでございます。

以前は、なかなか所属の垣根を越
えて提案ができなかった、そんな時
代もあったのではないかなというふ
うな形で時代背景を見ているところ
でございまして、今は自由にそうい
ったこと

を言ってもらっても構いませんよという形の中で、いろんな意見を聞きながら、政策に反映していきたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 課長補佐級の検討会が始まるということで、すばらしいことだと思います。ぜひ、最終的には新採の職員まで、自由に意見できるような感じにしていっていただきたいと思っております。

これで、市長への質問は全て終了いたします。ありがとうございました。

それでは次、教育行政について、教育長にお伺いします。

きのう、山岡議員のところで、私、丸かぶりの質問がありまして、幾つか割愛させていただきますので、順を追って、切るところは切らせていただきます。よろしくお願いいたします。

まずは、教育行政につきましては、私、毎年ここで同じような質問をすることになりますが、生徒は、1年ごとに進級して、同じ世界にはとどまっておりますし、教育環境もこの数年、変革期になっているのではないかと私は感じておりまして、どうかその点を考慮して、おつき合ください。

まずは、高知県学力定着状況調査について、質問させていただきます。

県内の公立小中学生を対象に、ことしも実施されました県版学テであります。その結果が、先日公表されたと思います。

教育行政方針の中で、全国学テや県版学テの結果を、学校現場と共有し、それぞれの学校における課題を分析するとともに、課題解決に向けた具体的な取り組みを協議し、実行すると書かれておりますが、今年度の成果は、どのようであったのか、向上が見られたところや、課題

や問題点などを含めて、ことしの宿毛市の講評をお聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、3番、原田議員の一般質問にお答え申し上げます。

まず初めに、高知県学力定着状況調査の宿毛市の状況について、御質問いただきました。

調査目的から申し上げますと、調査結果から明らかとなった基礎的、基本的な知識、技能の習得や、それらを活用して、思考、判断、表現する力の育成等における課題を改善するために、児童生徒の学力の定着状況を把握をいたしまして、学習指導の充実や、指導方法の改善に生かすとともに、各学校や教育委員会の学力向上検証改善サイクルを確立することを目的として、実施をされているものでございます。

出題教科につきましては、小学校4年生で国語と算数の2教科、5年生で国語と算数と理科の3教科、中学校1年生及び2年生で、国語、社会、数学、理科、外国語の5教科となっております。

次に、今回の高知県学力定着状況調査の宿毛市の結果についてでございます。

まず、初めに、宿毛市教育委員会といたしましては、市内にあります小規模校などでは、個人が特定される原因にもなるため、具体的な数値での平均値を公表をいたしておりません。そのため、抽象的な御説明となりますことを、あらかじめ御理解をいただきたいと思います。

今回の調査対象であります全ての学年のほとんどの教科におきまして、高知県平均を上回っております。

県平均を上回った理由といたしましては、各学校において、主体的、対話的で深い学びを実現するための授業改善が進み、放課後や長期休業中における加力学習、補充学習に取り組む学校がふえたことも要因の一つであるというふう

に考えております。

その反面、文章を読み取ったり、その内容を関連づけてまとめたり、表現する力にはまだまだ課題があるというふうに認識をいたしております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） ありがとうございます。

それでは、再質問をさせていただきますが、この学テの結果を踏まえまして、今後の学習指導要領の変化。これから目まぐるしく変化していくと考えられますが、今回の結果を踏まえまして、30年度の指導にどう反映していくものなのか、お聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

今回の高知県学力定着状況調査の結果、分析を行いまして、平成30年度の取り組みにどのように反映をさせるのかとの御質問でございます。

平成29年3月に告示されました新学習指導要領におきましては、教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を生かし、子供たちが未来社会を切り開くための資質、能力を一層、確実に育成するものであると示されているところでございます。

今回の結果を踏まえまして、各校で調査結果の分析を行い、今後の事業改善に向けて、全教員で取り組むことはもとより、宿毛市教育委員会といたしましても、今後の各学校の取り組みについて支援を行ってまいりたいと考えているところでございます。

また、宿毛市の教育基本目標でございます、21世紀を心豊かに生き抜くことのできる子供の育成を目指し、キャリア教育の視点を踏まえ

まして、生きて働く知識や技能を、子供たちに習得させるとともに、未知の状況にも対応できる思考力、判断力、表現力を育成するよう、主体的、対話的で、深い学びの視点からの授業づくりを、各学校で徹底していくよう、取り組みたいと考えております。

そうすることで、単に知識の詰め込みではない、習得した知識を活用して、さまざまな課題に柔軟で的確な対応ができる子供の育成を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 一つ前の答弁でもありましたが、全ての学年のほとんどの教科において、県平均を上回っておりますという答弁があったんですが、その後、文章を読み取ったり、その内容を関連づけてまとめたり、表現する力にはまだまだ課題があると感じておりますとあったけど、ここ、一番大事なところのような気がするんですね。これから生きていく上で、ここが一番大事だと思いますので、課題がわかっている以上、次の30年度は、ここを重点的にという答弁も欲しかったと、実は思っております。ぜひよろしく願います。

これについては、以上でございます。

続きまして、学校内の問題行動について、質問させていただきます。

いつもここで私、1年に1度、いじめの問題を定期的に質問させていただいておりますが、それらの件につきましては、通年の課題ということで、これからも取り組んでいただきたいと思っております、きょうは学校内での暴力について、お伺いします。

校内暴力といいましても、私たちのころのような、そういう時代とは違って、今はそれほどぶっそうな話ではございません。

毎年、出されております教育行政方針の中に、

いじめ、不登校、児童虐待等の早期解決や予防に努めると、大きく書いてあるんですけども、そこには暴力行為の予防や解決という文言は記載されていないんですね。

しかし、教育委員会の点検評価報告書には、暴力行為の文科省への報告が、年度別の推移が表であらわされているんですよ。

この相違点について、まずはお伺いします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

学校内の問題行動について、御説明申し上げます。

宿毛市教育委員会点検評価報告書の趣旨とは、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たすことを目的に、教育行政方針に基づき実施した基礎学力の定着や、学力向上対策を初め、人権の尊重や、豊かな心、生きる力の育成、生涯学習の創造などの取り組みにつままして、みずから点検評価を行うとともに、評価内容の客観性を確保するため、教育に関する学識経験を有する者からの意見を付して、市民の皆様へ報告をするものでございます。

原田議員も御指摘のとおり、宿毛市教育行政方針の中には、暴力行為の予防や解決という文言は記載をされておられませんけれども、宿毛市教育委員会といたしましては、その暴力行為と、いじめや不登校、児童虐待等は密接に関係をいたしているものであるというふうに認識しておりますので、いじめ、不登校、児童虐待対策の取り組みの概要の資料として、教育委員会の点検評価については、記載をさせていただいているということでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） わかりました。違いは理解いたしました。

再質問をさせていただきます。

点検評価報告書の表によりますと、市内中学生の暴力行為が、23年度は60件、24年度が24件、そして25年度を境に、一気に一桁さがって2件になるんですね。

急激に減少している状態から、現在、もうゼロとか、低い数字を保っているんですが、それ自体いいことなんですけれども、いじめのときも、文科省に報告をあげたほうがいいという話になったときに、一気に、逆にいじめのほうは報告が上がったという経緯があると、僕は認識しているんですが、宿毛市では、暴力行為が1桁一気に減って低い数字ということで、この暴力行為の定義が何か変わったのかなと思います。その辺も含めて、数字が急激に減少している理由をお聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

点検評価報告書における暴力行為の報告件数の減少についてでございますけれども、文部科学省への報告の定義に変更はございません。

先ほど、原田議員からもお話ございましたように、以前、学校が荒れて大変という時代ございました。宿毛市におきましても、まさに平成21年、22年、23年にかけては、市内の中学校において、非常に生徒指導上、大きな課題を抱えてた時期がございます。

その後、各学校におきましても、各先生方の努力等もございまして、生徒指導がしっかりとなされてまいりまして、今現在、どこの中学校に行ってもそうなんですけれども、子供たちが落ちついた学校生活をおくることができまして、そういった長年にわたる地道な取り組みが、今回、大きく減った要因であるというふうに考えております。

また、青少年育成センターを中心とした非行

少年の早期発見、早期補導、相談指導等による青少年の健全育成の取り組みも、成果を上げてきている要因であろうというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 済みません、私も一般質問何回かやって、初めて時間がなくなりそうなので、きのうの山岡議員の質問もあったので、少し割愛させていただきまして、僕、どうしてもインフルエンザ聞きたいので、ここでインフルエンザにいかせていただきます。済みません。

小中学校のインフルエンザ対策について、議長、よろしいですね、させていただきます。

小中学校のインフルエンザ対策ですが、ことしはインフルエンザの流行がいつもより早くて、多くの感染者が出たのではないかと、私も体験的に感じました。

過去の統計、数字、私、持っておりませんが、断言はできませんが、先般、宿毛市議会でもインフルエンザのパンデミックが起こりまして、あのあたりにいる方が原因じゃないかと思っ

ているんですが、私は大丈夫でした、かかりませんでした。

そのような中で、ことしの市内小中学校のインフルエンザの感染状況や、学級閉鎖などは、どのように把握しているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

小中学校のインフルエンザ対策について、お答え申し上げます。

議員御指摘のように、ことしはインフルエンザの流行が例年と比べまして早く、学校においても、昨年より多くの感染者が出ております。

市内小中学校のインフルエンザの感染状況や、

学級閉鎖につきましては、各学校の養護教諭等が、学校等欠席者感染症情報システムに情報を入力をいたしまして、その都度、教育委員会と管轄の保健所に情報が通知されることとなっておりますので、リアルタイムで感染状況や、学級閉鎖等の状況把握ができることとなっております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） リアルタイムでわかるんですね。それはいいと思います。

再質問させていただきたいんですが、リアルタイムでわかるといえばなおさらなんですけれども、インフルエンザの対策といえば、まずは予防接種だと思います。

1976年から、これネットで調べたんですけども、義務化された集団予防接種ですね。私は子供のときに学校で受けていて、その効果があったのか。私も周りの友人たちも、今ほど、1日3人も4人も、今回、うちの子供のクラスなんて、2日で4人ぐらい、一気に広がったんですけども、そのようなことは、余りなかったように、私は感じております。

学級閉鎖というの、もうそう起こらなかったような気がするんです。

予防接種につきましては、その副作用について、賛否があるようで、現在では任意接種となっておりますので、それ自体は否定はいたしません、それとは別で、予防接種には3,500円実費でかかるとは思いますが、それによって、子育て中の親たち、または複数子供さんがいらっしゃる親たちは、その3,500円という金額が一つのハードルにもなっているのかなとも、正直私は思っております。

それによって接種率が下がっているということも考えられますので、宿毛市では、子供の医療費の無料制度を実施しているわけでござい

すから、予防施策も同時に打ち出していくべきだと考えます。

特に、受験を控えている生徒さんや、家族に高齢者がいらっしゃる方の感染は、その後に重大な損失をもたらす可能性がありますので、医療費抑制の観点からも、接種を希望する生徒に対しては、費用の補助なども含めた制度を考えてもいいのではないかと。毎年毎年、同じような感染を繰り返していくわけですから、そのような制度を考えてもいいのではないかと。今回、質問をいたしました。

予防接種と感染前後の対策など、教育長のお考えをお聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

宿毛市教育委員会といたしましても、インフルエンザの予防接種は、感染予防や発症時の重症化を避けるための有効な手段であるというふうに考えております。

しかしながら、その反面、議員も御指摘ありましたけれども、ワクチン接種によって免疫をつけることに伴う副反応の報告や、アレルギーを持つ児童生徒の接種制限などもございまして、学校現場において、一律に予防接種を行うことは困難であるというふうに考えております。

予防接種費用の補助を行うことにより、接種率を向上させることも重要であるというふうには考えておりますが、まずは手洗い、うがいの励行や、身の回りを清潔に保つなど、日々の感染症予防について、児童生徒に限らず、教職員についても、承知徹底をしまいたいというふうに考えております。

また、感染者が出た際には、速やかに出席停止の指示を行うなど、教育の場、集団の場として、望ましい学校環境を維持するとともに、児童生徒等が健康な状態で教育を受けることがで

きるように、学校現場や保護者等と連携をしながら、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 御答弁ありがとうございます。

予防接種ですけれども、一律に予防接種を行うことは困難であるという御回答をいただきましたけれども、そもそも任意ですから、一律という考え方は持たなくていいと、私は思っております。何年生ならよいとか悪いとかいう話ではなくて、一番思うのは受験生ですね。受験生がインフルエンザにかからないようにしてあげたいと、本当に思うんです。

あと、担当の課長に、昔、僕がお話を聞いたときに、インフルエンザが一気に蔓延すると、国保の医療費がぐっと上がるという話も、あちらの方に、昔聞いたことがあるんですけども。

そういう視点からも、どんな形でもいいので、僕は予防接種する派ですので、予防は大切だなというふうに思いましてこの質問をさせていただきましたので、ぜひ、これは真剣に考えてもらったらありがたいと思います。

来年もまた起きますので、ひとつよろしくお願いたします。

それでは、質問の全てをこれで終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） この際、10分間休憩いたします。

午前11時24分 休憩

----- . . . -----

午前11時36分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） こんにちは。2番、川村三千代、一般質問をいたします。

市議員になりましたもうすぐ丸3年になりまして、この場にも何回も立たせていただくんですが、本当に、毎回緊張しております。そうは見えないと、皆さんおっしゃいますけれども、本当に一般質問、何をしゃべろうかなとか、いろいろ考えておりました。

議員の中には、一般質問でこういう事柄を取り上げてほしいだとか、こういう内容を執行部に問いただしてほしいとか、もう資料まで持ってきてくださって、いろいろフォローですとか、アドバイスをしてくださっている方もいるようですが、私の場合は、この一般質問、それから議場に関して、私の周りの人は、ただ一言しか言いません。川村、寝たらいかんぞ。

ということは、つまり、質問者の後ろにSWANテレビさん、いつも私が映っていますので、私の周りの皆さんは、川村がいつ寝るがやないかと、こればかり心配しているようでして、一切、内容のことについては、言われたことがありません。多分、さすがの川村も、立ってまでは寝りゃせんろと、そう思って皆さん見ているらっしゃることだと思います。

ということで、肩の力を抜きながら、きょうも一般質問をやらせていただきます。

まず、一番初めには、教育長にお尋ねをしたいんですが、きのうから小中一貫教育ですとか、いろんな角度から教育のこと、語られてまいりました。特に山本議員なんか教育を語りますと、酒井南嶺ですとか、神武天皇ですとか、もう出てくる単語が、私の一般質問とは全然違うんですよ。

皆さん、皇紀何年だか覚えていらっしゃいますか。2678年、本当に山本議員の質問はお勉強になります。

ということで、私は何とオリンピックを生か

した教育ということで、皆さん、何じゃこりゃと思われている方もいらっしゃると思いますが、今、平昌パラリンピック、先週の9日、金曜日に開幕いたしまして、きのうはスノーボードクロスで成田選手が銅メダルをとるとい、本当にまたこのパラリンピックも大きな感動や喜びを我々に与えてくれることと思いますが、パラリンピックは現在、開催中ですので、ここでは先月9日から25日まで開催されました冬季平昌オリンピックの件でお話をさせていただきたいんですが。

オリンピックというのは大きな感動、そして強い喜びを与えてくれますし、私はオリンピック大好きなので、夏季と冬季がちょうど交互に行われるので、2年に1回、感動を与えていただいて、日本の国旗、日の丸というのは、何て美しいんだろうと。また、選手を初め、アスリートの皆さん、何てこう、もちろん技術的なこと、アスリートとしてもすばらしいけれども、その精神がすばらしいなど、いつも感じているところです。

ところで教育長、平昌オリンピック、一番教育長が心の残った場面や、選手がいらっしゃいましたら教えていただけますか。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、川村議員の一般質問にお答え申し上げます。

いきなり先制パンチで、想定をしておりましたけれども。やはりオリンピック、連覇を果たされたという羽生結弦選手、けがをおして、努力を重ねて、ああいう舞台上で連覇をされた。非常に感銘を受けましたし、もちろん議員が御指摘のように、その他多くのメダリストはもちろんのことですけれども、惜しくも今回、メダルをとることができなかった選手の、本当に私もインタビュー、これはどうもメダルをとれなくても、悔し涙であっても、インタビュー

を受けないといけないような仕組みになっているようですけれども、そのインタビューで見せた悔し涙、あるいは万感の思いとか、そういったものを拝見して、本当に感動いたしました。ぜひとも次の大会でも活躍してほしいなというふう感じたことでした。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） どうも、教育長、ありがとうございました。

ここはやっぱり、スポーツ大好き市長にもお伺いしておきましょうか。市長はいかがでしょう、平昌オリンピック。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

本当にそれぞれの選手、すばらしいなと思って、見させていただきました。

本当に寝不足になるぐらい見たんですけども、やっぱり話題性からいうと、カーリング女子なのかなど。皆さん方、頑張ったのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） やはりオリンピック、こうして通告なしの質問をいたしましても、教育長も、そして市長も、それぞれ感動の場面を、こちらのほうで披露していただきました。

ということで、また2020の東京オリンピックも期待される場所なんです、さてこれからです。

子供たちにも、このオリンピックを通して、オリンピックの精神ですとか、また国際社会におけるさまざまな出来事も含め、グローバルな考え方を持つ上でも、オリンピックというのは、一つのきっかけになるものだと思っております。

そして、今回、マスコットキャラクターを決めるに当たりまして、全国の小学生からの、東

京で決めるということになりました。これは考えてみるに、ロゴマークの件で、大人がいろいろやったせいで、二転三転したという、ああいう経緯もあったので、純粋無垢な小学生に頼もうという、そういう事情もあったのではないかなと考えるところもありますが、このマスコットキャラクターの選定について、これは各学校任意でというアンケートだとお伺いしておりますが、全国的には7割の学校が応えたというふうに聞いておりますが、本市においては、どうい割合で応えられているのでしょうか。教育長、お願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） お答え申し上げます。

先日、報道でもありました2020年東京オリンピック、パラリンピックの公式マスコットの決定につきましては、全国の小学校20万5,755クラスが投票をいたしまして、決定したとのことでございますけれども、宿毛市では、全9校中5校が参加し、投票をいたしております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） 小学生がこのような形で、マスコットキャラクターの選定に加わることができるというのは、よりオリンピックを身近に感じられることであって、私も非常に、子供たちが東京オリンピックに向けての関心を、さらに大きく寄せることになるきっかけになって、非常にいいと思うんですが。

この東京オリンピックに向けて、オリンピックを生かした教育、これについて、どのような取り組みを考えていらっしゃるのか、教育長お願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

宿毛市は、東京オリンピック、パラリンピックのホストタウンとして登録もいたしております、昨年はオランダの自転車女子ナショナルチームの合宿も行われております。

教育委員会といたしましても、オリンピック、パラリンピック教育には力を入れていくことといたしております、平成30年度は、高知県のオリンピック、パラリンピック教育推進市町村の指定を受ける予定となっております。

予算や実施内容につきましては、現在、検討中でございまして、本年6月議会での予算計上を予定をいたしておりますけれども、単純にオリンピックやパラリンピックそのものについて学ぶだけでなく、オリンピックは大会を支える人々がいて成り立っていること、異なる文化や特徴を持つ海外の国の多様性を学び、国際理解をすることで、おもてなしの方法を考えること、パラリンピックから、多種多様な個性のある一つの共生社会について学ぶなど、競技についての知識だけではなく、多くのことを学ぶことができるものというふうに考えております。

それは、現在も、宿毛市の教育の柱として進めておりますキャリア教育や、人権学習ともつながることですので、新しいことを始めるだけでなく、現在、行っている学習の中に、オリンピックやパラリンピックを取り入れることで、オリンピック、パラリンピックの機運向上につながるのと同時に、児童生徒の深い学びにもつなげてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） ぜひ、東京オリンピックへ向けての機運も高めていただきたいと思います。

本当に、今回のオリンピックでも、先ほど教育長のほうからは、羽生結弦選手の2連覇、そして市長のほうからは、カーリング選手の銅メ

ダル獲得、本当に感動的な場面が多かったんですが。私もカーリングでいいますと、LS北見、北見市で編成されたチームですけれども。

北見市というのは、11万8,000人ほどの人口です。宿毛市からいうと、5倍ほどの人口ですけれども。

その北見市の中でも、合併前は常呂町というところだったんですが、そこがカーリングの発祥の地なんですけれども。こちらのほう、北見市と合併する前は、高知県の佐川町とも姉妹提携をしていた、高知県ともなじみの深い町なんです。

この常呂町というのは、人口が3,800人から4,000人程度の町です。宿毛市でいうと、ちょうど平田と山奈を一緒にしたぐらいの人口です。つまり、市山峠から東の東中の校区でオリンピック選手が出て、メダルをとったということです。

ちょうど吉田知那美選手、カーリングの選手ですけれども、ふるさと北見市に帰りました折に、インタビューに答えて、この町は何にもないよね、こんな何にもない町で、私たちは夢をかなえられるだろうか、小さいころは思っておりました。しかし、今、はっきりと、この小さい町だったからこそ、常呂町だったからこそ、夢がかなえられたと、吉田選手おっしゃっておりました。

こういうふうに、例えば宿毛の子供たちも、こんな四国の西の果ての小さい市で何ができる、夢がかなえられるのだろうか、多分不安に思っている子も、中にはいるかもしれません。

そういった子供たちに、今回のこのカーリング、常呂町を中心とした、LS北見の女子選手の活躍は、小さい町からでも大きな夢がかなえられることを、本当に彼女たちが実践してくれた、いいお手本でもあると思います。

それからまた、国際的な、政治的な話になり

ますが、日韓いろいろ問題があります。ところが、女子のスピードスケート500メートル、小平奈緒選手が金メダルをとった後、3連覇を目指していた李相花選手のところに、すぐに寄り添って、もう泣き崩れるようにしている李相花選手の肩をとって、小平選手が何か語りかけていました。

後から小平選手は、こういう結果になっても、あなたのことをずっとリスペクトしているよと、李相花選手に語っていたそうですが、日韓の国同士、政府同士ではいろいろあるけれども、スポーツの場では、本当にこうやって日本と韓国の選手が、本当にお互いをリスペクトし合って、いい関係が築けているんだなど。逆にいうと、小平奈緒選手に総理代行、それから李相花選手に大統領代行をやってもらえれば、日韓はもっといい関係になるんじゃないかと思ったのですが、とにかくいろんな、国同士の間ではいろんな問題があっても、ああいうスポーツの場では、みんながわかり合って尊重し合える、こういった精神も、ぜひともこのオリンピックを通して、子供たちに伝えていっていただきたいと思えます。

ということで、オリンピックに関する教育の、教育長質問を終わります。

ここから3つの質問は、市長にお願いをいたします。

まず、率直にお伺いしますが、この宿毛市の市役所の庁舎、この今後について、市長、率直にどのように考えていらっしゃいますでしょうか。お願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 川村議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

私が、カーリング女子と言わずに、葛西選手と言ったら、どういってお話が聞けたのかなと思ひながら、今のお話を聞かさせていただいて

おりました。改めて、そういうふうにお詳しいなというふうに思ったところでございます。勉強になりました。

庁舎の建設に対する率直な私の考え方ということでございます。

平成29年度及び平成30年度の行政方針でも、表明をさせていただきましたが、現庁舎は老朽化という視点からも、そして災害発生時の司令塔機能という視点からも、建てかえが必要な状況であるというのが、私の現在の認識でございます。

その上で、私の率直な意見でございますが、平成30年度は、早々に庁舎建設の検討チームを、庁内メンバーで編成をし、庁舎建て位置や、また庁舎建設におけるさまざまな課題の抽出等を、実務者レベルで行いまして、その検討内容を、議会を初め市民の皆様へお知らせをして、御意見を頂戴しようと、そのように考えているところでございます。

その後、意見の集約がなされたならば、早ければ平成30年度中に、関係予算の提案も視野に入れて、全力で取り組んでまいりたい、そのような状況であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） 市長が、庁舎の件について、そういう具体的にいろいろ考えていらっしゃる事、お伺いすることができてよかったと思います。

実を言いますと、この質問をしようと思ったきっかけは、平成30年度行政方針の表明、この中に庁舎についてのことが書かれているんですが、わずか8行しかありませんで、最後の結びが、平成30年度は、さらに議論を前に進めてまいりたいと考えておりますと。これを読んだときに、これは本当にやる気あるのかなと思ひまして、何じゃこりゃ、これ何か、前向きに

善処しますみたいな表明じゃないかと思ひまして、これはがつんと突っ込んでおかないかんよということで質問したんですけれども、もう市長が本当に、具体的に、腹をくくって、庁舎の問題についてはやる気があるんだなということをお伺いできて、本当にうれしく思います。

私は、別に庁舎を、例えば現在地にしたほうがいいですとか、高台へ移したほうがいいですとか、そんなことは一切、ここで申し上げるつもりもありませんし、そこは議論を進めていただきたいと思いますところなんですが。

ただ一つ、庁舎の建てかえ、移転ということになりますと、県内でも今、安芸市が、高台へ移すべきだ、そうじゃないと、いろいろ議論になっておりますし、黒潮町なんかは、結局、高台へ移しましたけれども、できてからも、ちょっと不便じゃないかと、いろいろ言われている住民の方がいらっしゃるようです。

確かにこういう大きな事業、プロジェクトを進めようとした際は、必ず反対勢力が出てきます。反対勢力が出てきますけれども、それをリーダーである市長は、本当に、時には厳しい判断、苦しい決断をしないといけないと思いますけれども、ぜひ行っていただきたいと思います。

そういうとき、反対する人たちがまず言うのは、市民の目線で、市民のために、市民の声を聞いて、よくこれを錦の御旗のように掲げて、金科玉条のように唱える方がいらっしゃいます。

でも、市長であれば、また我々のように選挙で選ばれた議員であれば、市民の目線で、市民のために、そして市民の声を聞くことは当たり前です。その当たり前のことをしながら、最大公約数、本当に市民のためになることをやっていくのが市長であり、そしてまた議員であると思います。

ぜひ、本当にこの3つを掲げて反対する人というのは、能力がないか、やる気がないか、

偽善者か、大体この3つです。逆に言うなれば、市長がこの3つを盾にしてものを全く前に進めないのであれば、市長も能力がないか、やる気がないか、偽善者かということになりますので、ぜひ市長、そういうことのないように、強い決断で庁舎の問題には取り組んでいただきたいと思ひます。

それから、これは市長に聞くべきではないかもしれませんが、3月8日の高知新聞、宿毛市のところに、新庁舎建築へ議論と、宿毛市の30年度の行政方針の趣旨の中で、これが非常に大きな問題として、大きな字で書かれているんですが。

私も、これは本当に高知新聞に聞くべきことなんですが、高知新聞の宿毛支局と私との間で、そういうことを気軽に聞けるような人間関係が築けてないものですから、市長にお伺いをしますが。

これは、高知新聞さんが、行政方針の表明で、この8行から市長の熱い思いをくみ取った、この大きな太字の字になったんでしょうか。それとも、市長が何らかの形で、俺はやる気があるよと、高知新聞さんに何となく投げかけたんでしょうか、それ教えていただけますか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

まず、検討するとか、前向きにやるとかというのは、私の場合は断り文句ではなくて、本当に検討するとき、そして前向きにやらなければならないと思ったときに使わせていただいております。

なお、高知新聞の記事の件ですが、高知新聞だけじゃなくて、プレスの方々を集めて、プレス発表をさせていただいております。それで、議員の皆様方にお配りをした資料と、それをもとに、質問も受けますので、そういった形の中

で質問したことに対して、私として、今の考え方というのを答えさせていただいた中で、高知新聞が書いた記事になったんだと、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） 再質問なんですけれども、新聞記事にこういうふうに取り上げられたことで、何か反響はありましたでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

新庁舎に対しましては、現在のところ、それほど大きな反響というものは、自分のほうには感じておりませんが、ただ、いろいろな面で、それぞれいろんな御意見は聞かさせていただいているところでございまして、一番反響があったのは、総額予算の減額ですね。

だから、単純に、内容よりも、その数字が先に走っていくということがありますので、活字の場合はよくありますので、しっかりとその内容について、説明をしていかないといけないというふうに考えていますし、今議会で、少し丁寧にお話をさせていただいたのは、林邸です。林邸の活用についても、あまり活用の内容を議論するのではなくて、ただ単に改修費用に対して、その数字に対して、御意見をいただくことがよくあります。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） 数字というのは、本当に味方にもなりますし、敵にもなりますし、怖いものですよね。

歴史館の入場者数が、対前年度比380%、これも何か、数字のマジックというか、申しわけないですけども、私から言わせてもらえば、120キロの体重のあった人が2キロやせ

て、ああダイエットが成功した、成功したと言っているような気もしないではないですが。

数字というものを、あるときは味方につけて、今後も頑張っていただきたいと思います。

ということで、次は、移住定住の事業について、お伺いをいたしたいと思います。

移住定住促進については、移住定住促進室も設けまして、市長も取り組んでいらっしゃるんですが、現在のところ、どの程度の移住者の方、U・Iターンの方、いらっしゃるんでしょうか、教えていただけますか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

これも数字のことですので、非常に厳しい再質問があるのではないかと思います。お答えをさせていただきます。

移住施策の成果についての御質問でございます。

平成27年度に、私は市長に就任いたしました。その平成27年度、平成28年度の2カ年の移住者数の合計は、72組105人となっております。

今年度につきましては、3月1日現在、42組48人となっております。今年度の目標である県外移住者数50人を達成できる見込みとなっているところでございます。

また、平成27年度に本市に移住された方の定住率は約88.5%となっております。こうしたことから、本市のさまざまな施策が着実に実を結んでいるものと考え、今後も施策を強化し、移住促進に取り組んでまいります。

次に、移住者の傾向についてでございますが、移住元といたしましては、近畿地方が28.8%、次いで関東地方が28.1%となっており、主に都市部から若い世代、子育て世代が本市に移住をされている、そういった状況になっ

ているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） 先日、県の大坂事務所へも行く機会がありましたけれども、やっぱり関西の方というのが、東京もそうですけれども、どんどん高知に来やすいんじゃないかなと。また、気質も、高知の気質と合うんじゃないかなと思いますので、これからもどんどん関西圏、移住者をふやすように働きかけのほう、お願いをいたします。

そしてまた、高知市のほうが県下全体の活性化を図る意味で、れんけいこうち広域都市圏、こちらのほうを表明いたしまして、移住促進にもつなげていこうということで、一旦、まず高知市に来ていただいて、そこから全県下のいろんなところを回って、移住先を探してもらおうという、こういう2段階移住について、取り組みを始めるということなんです。本市としては、この2段階移住にどういう形で取り組んでいくんでしょうか、お願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

高知市が中心となり、取り組みを行っておりますれんけいこうち広域都市圏の一環で進められております2段階移住についての御質問に、お答えをさせていただきます。

高知市と連携して取り組むこととしておりますこの2段階移住につきましては、移住を希望される方の田舎暮らしへの心配を少なくするため、まずは比較的都市機能が整っている高知市に、一旦、移住、滞在された後、高知市を拠点に情報収集をしていただきまして、そういうふうな情報収集をしていただきながら、最終的に安心して県内の市町村に移住していただくための取り組みとなっているところでございます。

平成30年度におきましては、幡多6カ市町

村合同で、2段階移住を進める移住フェアを、高知市内で開催する予定としており、内容につきましては、各市町村がブースを設置し、移住についての取り組みの説明や、各種相談への対応、また幡多地域の求人企業にも御参加いただき、仕事についての情報収集も可能な場とする予定としております。

移住を希望されている方々の中には、多種多様、いろんな考え方を持っていられる方がいると思います。そういった考え方に、いろいろと対応していこうという形の中での、一つの取り組みだというふうに考えていただければと思います。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） 移住を進める際に、観光なんか、幡多広域で取り組んでいますけれども、移住も幡多広域で取り組むと、例えば四万十市なんかは、ネームバリューありますけれども、四万十市を見に来たけれども、あらっ、住んでみるには、宿毛のほうが魚もおいしいし、人もつき合いやすいぞとか、そういうことがあると思うので、ぜひとも、幡多広域で取り組むと、ほかの市町村の移住者を、逆にこっちがヘッドハンティングできるんじゃないかなという思いもしますので、いろいろな取り組みの中で、移住者の方ふやしていただきたいと思います。

それで、これは先ほど、原田議員の質問のワーキングホリデーに関することでもありましたけれども、移住者の方、来てください、来てくださいということで、外への働きかけは、もちろん積極的に行われていますが、受入先、地元の市民に対する、移住ということに関する広報活動といいますか、どうやって移住者の方が来られた場合に、地元の方となじんでいくのか、地元市民に対する理解や協力という面では、どういう働きかけをなさっていますか、お願いい

たします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

移住者に対しての、こちらからの、先ほどP Rというか、移住フェアであるとか、そういったところに出向くときは、大体、高知県の移住フェアみたいな形で、県下いろいろな市町村が、それぞれブースのような形で、展示をしたりとか、いろんな情報交換をしたりとかするんですが、座っていると、私も参加しましたが、やはり来られた方々は、四十万十という字があるところとか、最近では仁淀ブルーとか、対外的に、非常に皆さんが目にする、耳にする、そういったところにまず行ってお話を聞くという傾向があるように思われます。

そういった形の中で、宿毛市もしっかりと発信をしながら、うまく宿毛市のブースにも来ていただいて、お話が聞いていただけるような、そんな取り組みを心がけているような状況でございます。

しっかりと、今度から、宿毛という言葉に反応していただけるように、取り組みも進めていきたいと考えております。

人口減少対策を目的とした、さまざまな移住施策を実施するためには、市民の皆さんの御理解や御協力、また御意見を頂戴することが、非常に大切であろうと、そのように考えているところでございます。

現在は、広報すくもや、市公式ホームページ等におきまして、移住施策の重要性や事業内容をお伝えしているところでございます。

また、全ての地域ではございませんが、地区長や地区に住まわれている方へ、人口減少による地域活動の縮小、担い手不足等の悪影響に対し、移住施策等が効果的に作用した場合、地域活動がさらに活発化することなど、人口増加による地域活力の好循環について、御説明をさせ

ていただいているところでございます。

今後におきましても、一層の情報発信、また地元の方々との交流の促進に努めてまいりたいと考えているところでございまして、議員おっしゃるように、移住してきたはいいけれど、地域の方々とうまくいかないというお話もよく耳にするところでもございますし、また、住む環境が、都市部から来られると全く違う。

その全く違うというのは、どういうところというお話を聞くと、まずは地域コミュニティが違ふと。それが非常にありがたいという方もいれば、違和感を感じる方もおられるということもお聞きをしているところでございまして、まずはそういった方々に、田舎はこういうところだよというお話をすると同時に、逆に、入っていく地域の方々に、よそから来た方々を受け入れるということはどういうことなのかというお話も、しっかりとしていく必要がある、そのように考えて、取り組みを進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） 私も、実際に宿毛に移住していらっしゃる方何人かとお話をしたことがあるんですが、移住してくる方々に、例えば行政でも、宿毛に限らず、いろんなところが、家賃補助でしたり、いろんな研修制度でしたり、そういう制度や補助を行っているところ、多いと思うんですが、結局、移住者の方がおっしゃるのは、魅力はそういうことじゃなくて、人だっていうふうにおっしゃいます。

やっぱり地域の人たちと、いかにうまくやっていくか。うまくやっていくかというか、本当に地域の中に、いかに溶け込めるか。その地域の人々を好きになれるか、それが本当に移住を定住に支えていく、一番の根幹だと思いますので、どうか移住者の方と、そして地域の方の

結びつき、それを行政でもサポートできる面では大いにサポートしていただきたいと思います。

そして、移住者の方と、いろいろな交流の場も市で設けているようですが、ヨガ教室ですか。そういう、市で交流の場、今現在、どういうことが行われているのか、教えていただけますか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

移住者交流会につきましては、本市へ移住された方が、市民の皆さんとの交流を通しまして、なれない土地で孤独感を感じないよう、本市で楽しんで生活していただくことを目的に、開催をしております。

今年度におきましては、これまでに5回開催し、気軽に参加していただけるように、いずれも料理教室、ものづくりなど、そういった形のワークショップ形式にしているところでございます。

この移住者交流会につきましては、これまで移住者、地元の方々を合わせまして、84組118名に御参加をいただいております。そのうち移住者の方々には、29組39名に参加をいただいております。

ワークショップを通しまして、見知らぬ方と自然に話が進み、自由に話のできる場づくりができていうふうに、そのように思っているところでございます。

また、先日、ワーキングホリデー事業の際に、交流イベントを行った後に懇親会を開催したところ、移住者、市民の皆さん双方に、大変、好評でしたので、そのような交流の場も、これからつくっていききたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） 懇親会というのは、本当にいいと思います。やっぱり酒を酌み交わしてすぐ仲よくなるというの、安易なやり方だとおっしゃる方もいらっしゃるかもしれませんが、やっぱりしらふで何日も何日も話しても、人間の距離というのは、そんなに縮まりませんので、本当に酒を酌み交わす、この文化で、ぐっと近くなるんじゃないかなと思っております。

余談になりますけれども、返杯をすると、最近ハセハラになるようですので、返杯については、皆さんお気をつけを願いたいと思います。私は全然、それは大丈夫です。インフルエンザでなければ、返杯は受けますので、よろしくお願いいたします。

ということで、市長、これからも本当に、どんどん移住者の皆さんと市民の皆さんが、積極的にかかわれるような場をつくって、どんどん進めていっていただきたいと思います。

最後に申し上げますけれども、移住の問題に関して。

移住する方々がふえて、宿毛市が元気になる、市民が幸せになるのではなくて、宿毛市が元気で、市民が幸せだからこそ、移住者がふえるという、この視点でどうかよろしくお願いをいたします。

それでは、お昼12時も回りました。皆さん、おなかもすいていらっしゃると思いますが、最後の質問です。

中平市長の市政の、これまでとこれからということで、この質問を出しましたところ、これは川村議員、12月に寺田議員が、2年間を折り返し地点を迎えて振り返るということで、非常に詳しく説明をしておりますが、ということでして。確かに12月の会議録を読みますと、本当に市長のたくさんの施策、出ております。

私がここで聞きたいのは、そういう具体的な

施策ではなくて、市長の熱い思い、そういった宿毛市政にかける意気込みというようなものをお伺いをしたいのですが、お願いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

私の、これまでとこれからの宿毛市政に対する熱い思いとの質問でございます。ありがとうございます。

具体的な政策の進行状況や、今後の展開につきましては、先ほどお話がありましたように、昨年12月定例会での寺田議員の一般質問にお答えをさせていただきました。

また、本定例会の開会日におきまして、産業振興、観光振興、防災対策、人口減少対策、子育て支援対策の5本の柱を重点政策といたしました平成30年度の行政方針を、表明をさせていただきました。

その中でも、これまでの成果と、これからの取組内容につきまして、述べさせていただいておりますが、私の市政運営の基本方針は、この5本の柱を中心といたしまして、磨きかけを行い、職員と知恵を絞りながら、しっかりとしたものにつくり上げていくことでありまして、市長就任以来、2年間でさまざまな取り組みを行ってまいりました。

しかしながら、このような取り組みの内容や、意図が、市民の皆様には十分伝わっていないのではないかというふうな思いがあります。

先ほど来、お話にもありますが、市民の方から、いろんな意見を聞く中で、いやいやそういうつもりでこれをやっているんじゃないよ、こういう内容であるとか、今までの経過、そういった経過の中で、これを手がけたのであるというような話が、全く伝わっていない、そのような思いをすることがよくあります。

例え、いろいろな取り組みを行ったとしても、

そのことが広く伝わらなければ、その効果も少なくなりますし、また、先ほど川村議員も言われたように、市民の皆様方がこの地域で幸せに生活することもできないと、そのように考えているところでございます。

今後の市政運営につきましては、政策の充実はもちろん、広報や情報発信をしっかりと行うことで、正確な意図や、内容をお伝えできるように、取り組んでまいりたいと考えておりました。そういったことをすることによって、このまちを、ただ単に宿毛市行政がまちづくりをするのではなくて、市民と一緒に、まちづくりが行われるものだと、そのように感じているところでもございます。

まず、その一環といたしまして、来年度より、広報誌のリニューアルを予定しております。文字のフォントをより見やすく、そして読みやすいものにかえるとともに、ページ数の増加によりまして、見やすい紙面、より多くの方々の関心を引く、そういった紙面づくりを計画しているところでございます。

広報誌は一つの例でございますが、このような広報手段等の充実を図ることで、より多くの市民の皆様には市政への関心を持っていただきたいと考えております。

また、各地域の元気クラブを訪問させていただくなど、市民の皆様の声を直接聞かさせていただく機会をふやし、一緒に宿毛のまちづくりを進めていきたいというふうに考えているところでございます。

まずは、市民の御意見も聞かないといけない、いろんなイベントごとにも参加をさせていただく中で、先ほど、川村議員からも、お酒というお言葉もありましたが、お酒だけではなくて、お茶でもいいですし、お菓子でもいいし、先日は、梅まつりにお伺いをさせていただきました。市長就任してから、毎年、梅まつりに参加をさ

せていただいているんですが、市民の方で必ず、コーヒーを持ってきてくださるグループの方がおられます。

梅まつりに来たら、うちのグループでコーヒーを飲まんと許さんぜよと。「ぜよ」とは言いませんけどね、宿毛の方なんで。許さないよとすることで、必ずそこにコーヒーを飲みにお伺いをさせていただいて、コーヒーをごちそうになるわけですが。

すると、また、いろんな話がそこから出てきます。今の市政に対すること、そして自分たち、高齢者の方ですので、高齢者の方々の悩みであるとか、いろんなお話を聞くことができます。そういった取り組みをする中で、それを市政に反映していくのが、私の仕事だというふうに考えているところでもございます。

私の任期も折り返しが過ぎまして、残すところ2年を切りました。しっかりと、これからも市長として宿毛市を牽引して行って、この宿毛市が元気になってもらいたい。そして、市民の方々が、最近、宿毛市、何かいい感じだな、いい感じだね、そう思ってもらって、そういう言葉が聞けるような、そんなまちづくりをしていきたい、そういうことに努めてまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） 市長の答弁は、本当に非の打ちどころがなくて。

きのうの山上議員の質問の中にもありましたけれども、積極的に、市長にはもっと施策を推進してもらいたいと。

実は、市長もなかなか自分の熱い思いが市民に伝わりにくいということをおっしゃってらっしゃいましたが、私の周りでも、中平市長はおとなしいんじゃないとか、もっと、若くて、しかも3期12年の市議会議員時代、そういつ

た人脈、県内にとどまらず、全国的に広い人脈を持っているんだから、もっと思い切ったことをやってくれるんじゃないかと思っていたら、案外、安全運転だったなというような意見があるので、もっともっと市長の熱い思いを市民にあらわしていただきたいと思います。

今、市長はそうですね、いくなれば、ダンプの前に飛び出して行って、「僕は死にましえん」というような、武田鉄矢のような、ああいっただ、こいつは何をするんだというような、思い切ったこともやってみるのも必要ではないかと思えます。

本当に、今、宿毛市民は、もう停滞感ですとか、閉塞感ですとか、そういったものを持っている人が非常に多いので、これはこの市長、何するかわからんぞと、そういうちょっと市民をはらはらさせるような、いい意味でドキドキさせるような、そういった市政も運営していただきたいと思えます。

実は市長のこと、中平市長は石橋をたたいて渡るタイプだからねとおっしゃっている方がおいでました。市長、どうでしょう、石橋たたいて渡るタイプでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

納得していただけるかどうかわかりませんが、決して石橋をたたいて渡るタイプではございません。

だからこそ、しっかりと周りのことを把握して、しっかりとこのタイミングでいくんだというタイミングを、今、見定めているんだというふうに思っただけであればありがたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） ぜび、石橋を叩かず

に、石橋からバンジージャンプという気持ちで、市政をやっていただきたいと思います。

副市長、ちゃんとゴムバンド持っていますよね。

副市長初め市の執行部の皆さんが、しっかりとゴムバンドを持っていますので、石橋からぜひバンジージャンプで飛びおりるような、そういう市政運営を期待しております。

どうも、きょうも緊張しながらここまでやってまいりましたが、私の一般質問、これで終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） この際、午後1時30分まで休憩いたします。

午後 0時23分 休憩

-----・-----・-----

午後 1時31分 再開

○副議長（山上庄一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 公明党の野々下でございます。副議長にお許しをいただきましたので、通告に従いまして、一般質問を行います。

今回、私が質問しますのは、まず初めに、SDGs、持続可能な開発目標の取り組みについて、次に、放課後児童対策について、そして学校での心肺蘇生教育の普及、また突然死をなくするための危機管理体制の整備について、また、非常備消防の現状と課題について、最後に、小集落の生活水の確保についての5問であります。

午後一の非常に眠たくなる時間帯ですが、執行部の皆さん、明快な御答弁をよろしくをお願いしたいと思います。

午前中の川村議員のように、なかなかいかないと思いますけれども、今聞きますと、川村議員、言いたいことの半分も言えてないという

ことで、どれぐらい言いたかったんだろうかという気がいたします。

それでは、初めに、SDGsの持続可能な開発目標の取り組みについて、伺います。

私の苦手な横文字ばかりで恐縮ではありますが、これからの地方自治体にとって大事なことになってきますので、一石を投じる意味で、質問をさせていただきます。

今から13年後の2030年までに、地球環境の悪化を食い止め、貧困や格差の問題を解決するために、193の全ての国連加盟国が合意した目標があります。SDGs持続可能な開発目標といい、英語名称のサステイナブル、持続可能な、と訳するそうです。

ディベロップメント、開発、ゴールズの頭文字をとった名称であります。

将来の備えが必要とするものを損なうことなく、現在の世代の要求を満足させる開発目標となっております。

このSDGsは、2030年までに誰ひとり取り残さない世界を実現しようという壮大なチャレンジであり、17の目標から構成されていて、人間の安全保障ともいべき共通理念でもあります。

我々の社会が抱えているさまざまな課題を同時に解決していくために、国際社会と合意した新しい物差しともいえます。

2016年7月のドイツのベルテルスマン財団と、持続可能な開発方法ネットワークが共同で発表した報告書、これはこの日本が世界の149カ国のうちの何位のところにいるのかという報告書ですが、日本のSDGsの全体の達成度は149カ国中18位とされており、教育、水、衛生、イノベーションは、いずれも指標を既に達成しているとの評価で、一方で、貧困、ジェンダー、エネルギー、気候変動、海洋資源、陸上資源、実施手段については、達成

までほど遠いとの評価に分類される指標が含まれております。

このような評価の中で、ビジョンの達成に向けて、日本政府は次の8つの優先課題に取り組みの柱を掲げております。

1として、あらゆる人々の生活の推進。

2としまして、健康長寿の推進。

3として、成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション。

4として、持続可能で強靱な国土と、質の高いインフラ整備。

5として、再生可能エネルギー、気候変動対策、循環型社会。

6として、生物多様性、森林、海洋等の環境保全。

7として、平和と安全、安心社会の実現。

8、SDGs実施水準の体制と手段。

これらの優先課題は、国内実施、国際協力のあらゆる課題への取り組みにおいて、人権尊重を重視しつつ、8つの優先課題全てに、統合的な形で取り組むことになっております。SDGs持続可能な開発目標は、これからの自治体において、新しい物差しとなり得る重要な課題になってくると思いますので、まずその認識をお伺いをいたします。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） 野々下議員の一般質問にお答えをいたします。

SDGsは、私もちょっと、横文字苦手ですが、これは平成27年9月に、ニューヨーク国連本部で開催された、国連持続可能な開発サミットにおきまして、150を超える国連加盟国首脳に参加のもとで、全会一致で採択され、野々下議員からも御説明がございましたが、17項目の国際的な目標が設定されまして、日本におきましても8つの優先課題が決定し、この課題に取り組む上での具体的なアクションプラ

ンが、昨年12月に示されたところでございます。

日本が優先課題に掲げた目標は、本市も含め、全国の自治体で総合計画や、まち・ひと・しごと総合戦略などの計画に位置づけ、少なからず、既に取り組んでいる内容もございますが、各自治体の取り組みにつきましても、今後はますますSDGsの理念に沿った取り組みの必要性が高まってくるものと、そのように認識をしているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 今、御答弁ありますように、既に取り組んでいるところもありますし、各自治体が関係していることばかりでありますので、目標に対して、一つ一つの真剣な取り組みが大事であろうかと思ひますし、取り組むことによって、地方の水準も上げることにつながってくると思ひますので、よろしくお伺いをいたします。

再質問をさせていただきます。

内閣府地方創生推進事務局では、経済、社会、環境の3側面での相乗効果が生まれる取り組みをする自治体を、SDGs未来都市として認定することになっております。

各自治体からのこの事業に対する攻防が始まっております。3月5日の高知新聞に、佐川町の堀見和道町長は、佐川町は教育を根本に据えた事業での応募準備を進めていることが新聞に掲載されておりました。

本市においても、宿毛版SDGsとして、2030年までに、誰ひとり取り残さない宿毛市をつくるために、全庁挙げて取り組むべきと考えますが、所見を伺います。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） 再質問にお答えをいたします。

議員も言われますように、国におきましては、SDGs 未来都市として、30自治体程度、選定を行いまして、その中でも、特に先導的な取り組みを、自治体SDGsモデル事業として10事業程度、選定をいたしまして、資金的な面でも支援を行うSDGs推進事業の攻防が始まっているところでございます。

本市におきましては、現在、本事業へ応募する予定はございませんが、SDGsの目標は、地域の課題解決に関係が深いものであるという認識のもとに、さまざまな事業に取り組んでまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長(山上庄一君) 10番野々下昌文君。

○10番(野々下昌文君) ぜひ、よろしくお願いをいたしたいと思えます。

誰ひとり取り残さない、おいてきぼりにしない、そういう基本的な考えの上で、以下、質問をさせていただきます。

次に、放課後児童対策について、お伺いいたします。教育長、よろしくお願いをいたします。

昨日の山本議員の質問と重なる部分もありますが、よろしくお願いをいたします。

今、私たちを取り巻く社会環境は、本市においても、単なる核家族化だけではなく、単独世帯、夫婦のみの世帯、ひとり親と子の世帯などの構成割合が増加傾向で、世帯規模の縮小が進んでいることが感じられます。

生活スタイルにおいても、ライフワークバランスということが問題になっているとおり、若い世代の労働環境は厳しく、望ましい家庭づくりよりも、生活防衛に四苦八苦している状況にあるかと思えます。

社会状況は、連日、考えられないような犯罪や事故が報道され、どこで何が起きてても不思議でないような感覚になります。

このような社会情勢の中、子供の健全な育成や、安全対策に親が従来と比べて、非常に過敏になっていることも感じます。

また、そのような状況の中で、子供が小学校に入学すると、放課後の預け先が見つからず、母親が仕事をやめざるを得ない、小1の壁がござります。

共働きやひとり親家庭が悩む小1の壁、この打開策として、全児童を対象とする文科省所管の放課後子ども教室と、就労家庭などの児童を対象とする厚労省所管の放課後児童クラブが設置をされ、これらの充実を盛り込んだ放課後子ども総合プランを、2014年、全国の自治体へ通知をされております。

これは、放課後児童対策の核にもなるものではありますが、総合プランをもとにした本市の各学校の取り組み、また現在の利用状況について、お伺いをいたします。

○副議長(山上庄一君) 教育長。

○教育長(出口君男君) 教育長、10番、野々下議員の一般質問にお答え申し上げます。

本市の放課後児童対策の取り組みにつきましては、昨日の山本議員の質問に対する答弁と重複いたしますけれども、再度御説明を申し上げたいというふうに思えます。

まず、初めに放課後児童クラブにつきましては、厚生労働省の所管で、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館集会所等を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るもので、保護者が労働等により、昼間、家庭にいない小学校に就学している児童を原則といたしておりまして、長期休業中も含め、原則として250日以上、開設することとなっております。

宿毛小学校と山奈小学校の2校で実施をいたしておりまして、運営につきましては、宿毛市からそれぞれの学童保育保護者会に委託をし、

委託料と利用者の負担金で運営をいたしております。

一方、放課後子ども教室につきましては、文部科学省の所管で、放課後や週末等に学校の余裕教室等を活用して、子供たちの安心安全な活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て、子供たちに学習やさまざまな体験や交流活動の機会を、定期的、継続的に提供するものでございまして、対象は、地域の子供全般で、開設日数については、原則250日未満となっており、橋上小学校、大島小学校、平田小学校、咸陽小学校、小筑紫小学校、松田川小学校の6校で実施をしております。

運営につきましては、宿毛市からそれぞれの放課後子ども教室実行委員会に委託をいたしまして、委託料で運営をしており、保険料等を除き、保護者負担は原則無料となっております。

利用の状況につきましては、平成28年度の実績で、各学校の平均参加児童数は、橋上小学校が15人、大島小学校が32人、平田小学校28人、咸陽小学校75人、小筑紫小学校30人、松田川小学校15人、宿毛小学校38人、山奈小学校21人となっております。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 再質問をさせていただきます。

今の答弁を聞きますと、就労家庭などの児童を対象とする放課後児童クラブは、宿毛小学校と山奈小学校のみということですが、この2校以外にも、共働きの家庭やひとり親家庭の家庭もあるわけですが、放課後児童クラブを希望されている方もいらっしゃると思います。

厚生労働省は、希望しても利用できない待機児童について、昨年末、1万7,170人に達すると公表をされております。

宿毛市のように、小学校3年を超えて希望者がいても、また放課後児童クラブが設置されていない学校の希望者の人数はカウントされておられません。

実質は、待機児童となっているのは、この数字よりはもっと多くなるわけでありまして。

政府は、この放課後児童総合プランによる放課後児童クラブの待機児童対策の目標達成時期を、1年前倒しをして、この2018年度中に実施をする方針を示しております。

2018年度予算には、学童保育で働く支援員の処遇改善や、長時間の開所に、国の補助金を加算するための予算が計上をされております。

そこで、宿毛小学校、山奈小学校以外の希望者について、どのような対策を考えておられるのか、お伺いをいたします。

○副議長（山上庄一君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

宿毛小学校、山奈小学校以外での希望者についての対策についての御質問でございます。

宿毛市では、これまで各小学校におきまして、放課後児童クラブや、放課後子ども教室を開設する際には、各学校の保護者、そして関係者に、それぞれの事業の内容や違いを御説明し、保護者のニーズを踏まえて、どちらかを設置してきた経過がございます。

宿毛小学校、山奈小学校以外での放課後児童クラブの利用希望者については、多くございませんでした。

そういったことで、放課後児童クラブについては、宿毛小学校と山奈小学校の2校ということになっているものでございます。

保護者負担や放課後児童支援員の有資格者確保等々、さまざまな課題も多くございますので、宿毛小学校、山奈小学校以外の学校で希望が出てきた場合には、十分協議を重ねてまいりたい

というふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） この事業の発足時には、宿毛小学校、山奈小学校以外には、放課後児童クラブを希望される方が多くはいなかったということですが、今はどうなっているのかということでございます。

この事業の目的は、放課後に子供を預けるところがなく、母親が仕事をやめなくてはならない小1の壁の解消であります。

本当に困っている方もおると思いますよ。いろんな事情、先ほど言われましたように、支援員の問題、なかなかいないということも伺っておりますし、また、ハード面でも、なかなか厳しいという面も伺っておりますが、今後、十分な、本当に困っている人のために、政府はああいう施策をとっているわけでありますので、十分な協議をお願いをしておきたいと思っております。

もう一つ、再質問をさせていただきます。

宿毛小学校、山奈小学校において、4年生以上の放課後児童クラブを望まれる方に対しては、どのような対処をするのか、お伺いをいたします。

○副議長（山上庄一君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

宿毛小学校、山奈小学校の4年生以上の児童の利用につきましては、山奈小学校におきましては、既に受け入れを行っているところでございますけれども、利用実績は年間平均いたしますと、1名に満たない状況でございます。

宿毛小学校につきましては、3年生までを受け入れする中で、既に定員いっぱいというような状況でありますとか、今以上の専用スペースを確保することが難しいこと、さらには、先ほどお話がございました、指導に当たる放課後児

童支援員の確保の問題等々がございまして、今すぐに拡充することは困難な状況でありますけれども、それぞれの事業の委託先であります学童保育保護者会からも、御意見等を伺いながら、今後そういう要望が強く出てまいりましたら、十分、協議を重ねてまいりたいというように考えております。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） この件に関しましては、私も宿毛小学校の困っておられる方から相談を受けました。

人数は多くもないかもしれませんが、この小4の壁になってしまつては、本当に残念なことになってしまいます。

今回の問題に関しては、子供たちを取り巻く環境も変わっていく中で、いま一度、保護者の皆様へのアンケート調査等も行つて、市内全体の状況の把握が必要ではないかと感じております。

このことを提案をしておきたいと思っております。よろしくお願いをします。

次に、3問目でございます。

学校での心肺蘇生教育の普及、また突然死をなくするための危機管理体制の整備について、お伺いをいたします。

最近、心肺停止とか、突然死という言葉がニュース等でよく耳にいたします。

日本では、心肺停止、心停止と呼吸停止のほか、脈拍停止と瞳孔散大の4つを確認し、医師が死亡を宣言しなければ、死亡とはならないそうであります。

また、突然死は、症状が出て、24時間以内に亡くなることをいうそうではありますが、この突然の心停止から、救える命を救うためには、心肺蘇生、AEDの知識と技能を体系的に普及する必要があろうかと思っております。

学校での心肺蘇生教育は、その柱となるものだと考えております。

我が国では、平成16年に市民によるAEDの使用が認められて以降、急速にその設置が進み、AEDの使用によって救命される事例も数多く報告をされております。

しかしながら、今なお、毎年7万人に及ぶ方が、心臓突然死でなくなっております。また、学校においても、毎年、100名近くの児童、生徒の心肺停止が発生をしており、その中には、平成23年9月のさいたま市での小学校6年生の女子児童の事故、駅伝をする途中に倒れてしまったという事故です。

このように、AEDが活用されずに救命できなかった事例も、報告をされております。

そのような状況の中で、既に学校における心配蘇生教育の重要性についての認識は広がりつつあり、平成23年3月に公示された中学校新学習指導要領、保健体育科の保健分野では、応急手当を適切に行うことによって、障害の悪化を防止することができる。

また、心肺蘇生などを行うことと表記されているとともに、同解説では、胸骨圧迫、AED使用などの心肺蘇生法、包帯法や止血法としての直接圧迫などを取り上げ、実施を通して、応急手当ができるようにすると明記をされております。

しかしながら、全国における教育現場での現状を見ても、全児童、生徒を対象に、AEDの使用を含む心肺蘇生教育を行っている学校は、平成27年度実績で、小学校で4.1%、中学校で28%、高等学校でも27.1%、非常に低い状況にあります。

そこでお伺いをいたしますが、本市においても児童生徒、教職員に対する心肺蘇生とAEDに関する教育を普及するとともに、学校での危機管理体制を拡充し、児童生徒の命を守るため

の安全な学校教育を構築することは、喫緊の課題と考えますが、本市の小中学校における児童生徒への心配蘇生教育の現状と、今後の方向性についてお伺いをいたします。

○副議長（山上庄一君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

心肺蘇生教育につきましては、中学校におきましては、御指摘のように、学習指導要領に明記をされておきまして、教科書にも掲載されておりますので、消防から講師を招いて講習を行ったり、体育の時間に行うなど、取組方法はさまざまですが、全ての学校で行っております。

また、小学校におきましても、平成29年度には、約半数の学校で救急救命講習を実施しておりますが、内容が少し難しいということもございまして、高学年のみの実施で、全学年対象ということにはなっておりません。

しかしながら、各学校で作成をいたしております学校安全計画でも、ほぼ全ての学校で救急救命について記載をいたしておきまして、心肺蘇生法の必要性に関しては、十分理解をしておりますので、今後もこれらの取り組みを、継続して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 心肺蘇生教育としては、取り組みはできていないけれども、救命救急講習を、適時、中学校では全校で行ってきたということでございます。

また、小学校高学年においては、昨年、半数の学校で実施をした救命救急講習が、小学校の高学年であれば、全員が講習を受けて、知識を身につけ、何らかの行動をとれることは大事だと思います。

限られた時間の中で、知識と技能を身につけ

る心肺蘇生教育というのは、大変なことだとは思いますが、せめて中学校は、AEDの設置場所を全員が熟知をしていて、いざというときは即座に取りに行行って持ってこれる、それくらいのことが理想かと考えます。

どうかよろしく願いをいたします。そのような取り組みを行ってください。

再質問でございます。

学校教育におけるAEDの設置状況、さらには教職員へのAED講習の実施状況など、具体的な取り組みについて、どのように行っているのか、お伺いをいたします。

○副議長（山上庄一君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

AEDの設置状況でございますけれども、市内の小中学校14校全てに設置をいたしております。

教職員への講習等の具体的な取り組みとしましては、消防から講師を招いての救急救命講習を行う際には、教師も一緒に講習を受けております。

また、小学校につきましては、参観日の後に保護者も一緒になって講習を受ける取り組みも行っており、学校によっては、参観日に来れない保護者のために、他の日も設定し、保護者対象の講習会をしているところもございます。

そのほか、防災キャンプ実施時に、児童生徒や教師だけでなく、保護者や地域の方も参加して、救急救命について学ぶ機会も設けたときもございまして、各学校において、工夫しながらさまざまな取り組みを行っております。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） いろいろな工夫をしながら、参観日であるとか、講習であるとか、そういうふうな工夫をしながら、さまざまな取

り組みを行っているということでございますが、大事なことは、子供たちに携わる全職員が、AEDはどこにあるのか、把握をできていて、いざというときに扱うことができるということは大事だろうと思います。

心肺停止からの蘇生率は、心肺停止から1分で97%、2分で90%、5分で20%となり、4分ぐらいが蘇生のラインだといわれております。そこを超えると、蘇生できても、致命的な障害が残るといわれております。

どれだけ早く措置ができるかであります。それを考えると、AEDもワンフロアに2個以上の設置が必要ではないかと考えております。

さいたま市の、先ほど言った平成23年9月の女子児童の駅伝中の事故は、学校は現場の判断として、心肺蘇生は行わなかった。脈拍の異常や、呼吸停止状態を短時間で判断し、直ちに心配蘇生を開始することは、なかなか難しいものであったと、報告書に書いてあります。

全職員が判断できて、AEDを扱えることが必要だと考えますが、それはどこまでできるのか、教育長、答えられるようだったらお願いします。

○副議長（山上庄一君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

今、議員御指摘のAEDをいかなる状態、どんな環境においても、先生方、もちろん子供たちもそうなんですけれども、特に先生方が使える、有効に活用できるというのは理想だと思っております。

ただ、しかしながら、今、議員も御指摘された、御紹介もございましたように、消防吏員とか、それを専門に行っている吏員であれば、その機械の最も効果的な使用方法というのは、常日ごろ訓練も行っておりますし、できるかと思っておりますけれども、学校現場の先生方に、同じ技

能を求めるといのは、非常に厳しいかと思
います。

ただ、そうかといって、子供たちの救える命
を救うという意味からも、AEDを全ての学校
にも設置をいたしておりますので、そういった
意味からも、先生方がいかなるときでも使える
ように、訓練をしておくことは、大変重要なこ
とであるというふうに考えておりますので、こ
れからもあらゆる機会を捉えて、そういった訓
練を実施し、少しでもそういう有効活用できる
ような技能のスキルアップを図れるように、取
り組んでまいりたいというふうに考えておりま
す。

以上でございます。

○副議長(山上庄一君) 10番野々下昌文君。

○10番(野々下昌文君) 教育長、どうかよ
ろしくをお願いをしたいと思います。

次に4番目、非常備消防の現状と課題につ
いて、お伺いをいたします。

消防署長、午前中からずっと座っていただ
いております。私ごとですが、37年間続けて
きた消防団員も、このたび、退団をさせてい
ただけることになりましたので、長年のお礼を込
めて、質問をさせていただきます。

市長、よろしくをお願いをいたします。

一昨日、東日本大震災から7年を迎えました。
私も市内某所において、黙祷で追悼させてい
だきました。

この震災の犠牲者は、関連死の方を含めると
2万人を超えているということでございますが、
この犠牲者の中に、254人の消防団員が含
まれております。多くは水門閉鎖の作業中、また
その後の避難誘導や移動の活動中で、津波にの
まれて命を落としております。

このことを受け、改めて消防団員の安全を検
討する自治体も多くなってきております。

本件では、マグニチュード8以上の南海地震

が想定される中での消防団の役割は、津波後の
捜索、復旧活動に絞り込み、沿岸には近寄らな
いということが検討されており、大災害時の消
防団員の役割も変化をしてきております。

そのような中で、今日の非常備消防の現状と
課題について、お伺いをいたします。

非常備の消防機関である消防団は、地域に密
着し、日ごろからの教育訓練を行い、災害対応
の技術や知識を習得して、即時対応力があり、
発災時には消火活動、警戒活動、救助活動等
を行うとともに、平時においても、消防団は火災
予防啓発や、住民への教育等を担って、活動
を行っております。

消防団の活動内容が増加、多様化する中で、
近年、全国的に消防団員は年々減少をしており、
平成2年には100万人を割り込み、昨年には
85万人まで減少したと言われております。

2月23日の高知新聞には、高知市も人口減
少で団員確保が難しくなり、また団員の平均年
齢は47.6歳と高く、高齢化にも悩んでいる
という記事が掲載されておりました。

そこで、本市の現状認識について、お伺いを
いたします。

○副議長(山上庄一君) 市長。

○市長(中平富宏君) 野々下議員の一般質問
にお答えをいたします。

まず初めに、日ごろより消防団員の皆様には、
昼夜を問わず、本市の災害対策に一方ならぬ協
力をいただいておりますことに対しまして、心
から感謝とお礼を申し上げます。

また、野々下議員におかれましては、この3
月末をもって退団されるということでございま
すが、37年間、長きにわたり消防団員として
御協力いただきましたこと、重ねて厚くお礼を
申し上げます。まことに御苦労さまでございま
した。

宿毛市消防団は、8個分団24部で構成され

ております。消防車両は、ポンプ自動車7台、小型動力ポンプ付積載車26台を保有しており、人員につきましては、定員498名ですが、現在は消防団長以下488名の実員で、10名の欠員となっているところでございます。

団員の平均年齢は44.5歳です。本市でも地方における人口の減少、また高齢者層の増加及び若年層の減少で、消防団員の確保には、大変苦慮しているところですが、団員確保には、これからも精いっぱい努めてまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 大変丁寧に答えていただきまして、ありがとうございます。

本市の平均年齢は44.5歳ということで、高知市よりは若干、若いというところですが、郡部へ行くと、交代する若者がいなくて、極端に高齢化をしております、欠員が出ると補えない状態で、分団内で規定人数を調整をしているのが現状であります。

定員も10名の欠員となっていることで、今後は非常に心配されるところであります。

さて、昨年、政府の地震調査委員会は、南海トラフ巨大地震の発生確率を、70から80%へと引き上げており、大規模地震や津波の甚大な被害と、それらに伴う避難の長期化なども考えられます。

また、台風や、局地的な大雨等による風水害の激化等の災害など、多様化、大規模化をしております。

そのような中で、消防団員の減少対策は、早急に取り組まなくてはならない課題でございます。

総務省消防庁は、昨年10月から消防団の団員の確保に関する検討委員会を行い、本年1月に報告書が提出をされております。

その中で、基本団員の確保、充実は当然として、女性や消防職員OB、消防団員OBや地方公務員など、大規模災害時のマンパワー不足に対する機能別団員制度を導入をしている地方公共団体が増加をしていることは報告をされておりますが、本市はどのような対策を考えておられるのか、お伺いをいたします。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、近年、台風や集中豪雨等で発生する災害が、多様化、大規模化する中で、また南海トラフ地震等の発生が危惧され、そのときに大きな役割を担う消防団員の確保につきましては、大きな課題であると、そのように認識をしているところでございます。

宿毛市では、これからも団員確保に向けて、ポスターや市の広報で、入団促進に努めるとともに、消防団員一人一人のレベルアップを図り、自主防災組織や女性消防隊との連携も進めてまいります。

また、少数ではありますが、女性消防団員は12名、公務員も2名が在籍をしております、これからも増員を図ってまいりたいと考えております。

大規模災害時の機能別団員につきましては、他市町村の先進事例も参考に、今後、検討をしてまいりたい、そのように思っておりますし、また、団員確保に向けては、それぞれ、今、入られている団員の方々が非常に努力をいただいていることも、十分承知をしているところでございまして、そういったコミュニティー力、地域の方々が、若い方が帰ってこられたりとか、学生から社会人にかわったときに、声かけをしていただいている、そういうことがやはり重要になってくるのではないかというふうに考えておりますので、団員の皆様方ともそういった情報交換をしっかりとしていきたいというふうに

思っているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 市長、ありがとうございます。

この大規模災害の機能別団員の組織化については、非常に大事なことでありますので、ぜひ市民の皆さんの、あらゆる能力を生かせるような、機能別団員の組織を、取り組みをしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

次の、消防団員の処遇について、お伺いをいたします。

先の検討会において、年額報酬や出動手当については、既に消防団員として、日々活動している方々に対しても、また今後、入団が見込まれるものの、入団の意欲を高めるためにも、高い水準になることが望ましいとされております。

本市の消防団員の年額報酬、出動手当についてお伺いをいたします。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

本市の消防団員の年額報酬と、出動手当についてですが、年額報酬につきましては、消防団長15万2,000円、副団長10万5,000円、分団長7万9,000円、副分団長4万6,000円、部長4万2,000円、班長3万6,000円、団員が3万4,000円でございます。

出動手当につきましては、現在、支給をしていない、そういう状況でございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 再質問させていただきます。

本市においては、年額報酬は基本団員で3万4,000円、火災や水災に出動する日当につ

いてはなしと。出動手当はなしということですが、消防団員の確保に関する検討委員会においては、消防団の活動実態に見合う、適切な額の年額報酬や、出動手当を支給できるよう、その水準の引き上げの検討が求められております。

規模や人数の制限があるのかもしれませんが、総務省、消防庁は、基本団員の年額報酬を3万6,500円、出動手当を7,000円を、地方交付税措置をしております。

これは、各自治体の条例によって定めることができますので、市町村によって違ってきますが、近隣市町村を見ますと、四万十市が年額報酬3万5,000円、火災、水災による出動手当は3,500円。土佐清水は、年額報酬が3万4,000円と、出動手当は3,000円となっております。

本市においても、近隣市と同じく、出動手当の支給をするべきではないかと考えますが、所見をお伺いいたします。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

出動手当については、必要性は十分に認識をしているところでございます。しかしながら、支給ができていないのが現状でございますので、少しでも早い支給に向けまして、今後、調整をしてみたい、そのように考えているところでございます。

なお、議員御指摘の地方交付税措置につきましては、人口10万人規模の基準でありまして、宿毛市における交付税算入額は約5分の1程度となっているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 少しでも早い支給をお願いをしておきたいと思っております。

最後の質問になりますけれども、小集落の生

活用水の確保対策について、お伺いをいたします。

市街地から愛媛県との県境までの国道56号線沿いの野地集落、小川集落、草木藪集落には、市の上水道が通っておりません。

これまでに、宿毛市や県の補助事業によって、小集落ごとに簡易的な水道施設を設けてきておりますが、小川集落の一部や草木藪集落など、残された地域もまだまだあります。

この地域も、生活用水を、井戸水や谷水に頼っており、雨が降れば濁り、渇水期には水量もなく、飲料水の確保も難しくなってきました。

また、大雨や台風ごとに、山や谷へ給水口の瓦れきなどの除去に行かなくてはならず、高齢化により、そのようなことができない方も出てきており、生活用水確保に対する対策が必要となっております。

そこで、今後、このような地域に対して、どのような対策を考えておられるのか、所見をお伺いいたします。

また、このような地域、世帯がどのくらい宿毛市にあるのか、あわせてお伺いをいたします。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

現在、宿毛市の上水道及び簡易水道、飲料水供給施設の未給水地区は、野地、小川、草木藪のほか、小筑紫町の舟ノ川、都賀川、橋上町京法、還住藪、楠山、出井、奥下藤、山奈町天神上、一生原の12地区149世帯となっております。

このような集落の生活用水の確保を支援する事業といたしましては、高知県中山間地域生活支援総合補助金生活用水確保支援事業がありまして、宿毛市も同補助金を活用し、今までに4地区39世帯に対して、水道施設の整備を行ってまいりました。

この補助金は、受益戸数が3戸以上で、受益者で組織した団体が給水施設の運営管理を行う必要がありますが、この要件を満たす場合については、補助事業の採択に向けて、高知県に積極的に要望を行いたいと考えているところでございます。

本当に大切なライフラインでありますので、この水の確保、しっかりと取り組んでまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） この県の補助事業、尾崎知事になってから、中山間の飲料水供給施設に使えるお金ということで、非常に私たちの地域、3地域つくらせていただきまして、本当に皆さん、助かっているところでございます。

本当に、だんだん高齢化して、非常に厳しい状況になってきている。先ほど言われたような、小川、野地や草木藪以外の地域も、同じような状況にあらうかと思っておりますので、県の補助事業、非常に厳しいということを伺っておりますけれども、ぜひ強力に要望していただいて、少しでもそういう地域が、そういう世帯がなくなるように努めていただきたいと思っておりますので、よろしくお祈りをいたしまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○副議長（山上庄一君） この際、10分間休憩いたします。

午後 2時18分 休憩

午後 2時32分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 1番、川田栄子、質問をさせていただきます。よろしくお祈りいたします。

まず、最初に、窓口業務の民間委託等の推進についてのお考えをお聞きいたします。

平成30年度の宿毛市の予算について、また予算編成方針について、疑問点や提案などもしていけたらと思っています。よろしくお願いたします。

全ての行政は予算から始まると言われるように、市町村が行う事業は、全て予算に計上されて、その事業名、事業内容、目的、所要金額が示されており、予算は行政の設計書ともいえるものであります。

市長は、行政課題を実現するための施策などを考慮し、緊急性、必要性、住民の要求などの議員の提案、監査委員の観点を踏まえ、優先度を判断し、予算計上されているものと理解するものであります。

私も、住民代表としての立場から、この予算が当市の1年間における行政の設計書としてふさわしいものであるかについて、検証するという視点に立って、審議に当たるべきと考えております。

その政治的立場の違いから、全て賛成、また全て反対のような姿勢で臨むことは、地方自治制度が議院内閣制ではなく、二元代表制を採用しているという統治原理を理解されていないという批判を免れないものであり、許されないことです。

それぞれが政治的責任を負っているのであり、ほどよい緊張感に立ってこそ、その政策を競い合ってこそ、二元代表制の理念が実現されるものであることに、深く思いをしているところであります。

さて、地方交付税は前年度比2.0%減となっており、国は地方を通じた厳しい財政状況と、税財制度上の対応を見通し、簡素で効率的な行財政システムを構築し、行財政運営について、透明性を高め、公共サービスの質の向上に努め

るなど、地方公共団体、または複数の地方公共団体が連携して、積極的に地方行政サービス改革に取り組む取組状況、方針の見える化、及び比較可能な形での公表に取り組む事にあり、特に住民サービスの向上には、直結する窓口業務について、平成29年6月に、地方自治法の一部を改正する法律において、地方独立行政法人法が改正されたことにより、地方独立行政法人の業務に窓口関連業務が追加され、公権力の行使にわたる事務を含めた一連の事務の委託が可能となりました。

さらに、平成29年度内に標準委託仕様書を作成することとしており、積極的な活用による窓口業務の民間委託等の推進についての見解をお尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 川田議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

議員がおっしゃるとおり、地方独立行政法人法の一部改正が行われまして、地方独立行政法人の業務に、申請等関係事務の処理が追加されました。これは、転入届や住民票の写しの交付請求の受理等の、いわゆる窓口関連業務につきまして、地方独立行政法人における処理が可能となる改正内容となっているところでございます。

この改正内容の趣旨は、窓口関連業務は外部へ委託することもできますが、民間に委ねると、適切に実施されない恐れがあるものを、効率的、効果的に行うために、地方公共団体が設立する地方独立行政法人へ委ねようとするものでございます。

もともと窓口関連業務は外部へ委託することもできるということの中で、適切にするために、地方公共団体が設立する地方独立行政法人へ委ねることができるということでございます。

その上で、議員御提案の窓口業務の民間委託

等について、予算削減等の観点からの御指摘かと思われませんが、現状、直ちに実施する計画はございません。

なお、平成22年4月より、沖の島支所弘瀬連絡所、翌平成23年4月より、沖の島支所鶴来島連絡所における窓口業務につきましては、それぞれ民間委託を実施し、現在も継続しておりますことをつけ加えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 地方独立行政法人法改正による窓口関連業務の委託についての見解は、伺いました。

平成27年度6月に閣議決定した経済財政運営と、改革の基本方針2015においては、地方における歳出改革、効率化に向けて、BPRの手法を活用した業務改革を加速するとされています。

その目標として、窓口業務である戸籍移動、戸籍届出、各証明書発行、国民健康保険、介護保険等、別々の窓口で行っている事務手続をワンストップ化する総合窓口の実施を念頭に、業務フローを見直し、待ち時間の短縮等、住民の利便性向上につなげるものなどがあり、新たな技術や仕組みなども検討されて、業務改革に不断に取り組むことが不可欠であります。

地方公共団体においては、民間にできることは民間に委ね、真に行政として対応しなければならない政策、課題等に重点的に対応した、簡素的、効率的な行政を実現することが求められております。

次に、2番目にいきます。

適切な定員管理の推進について、お聞きいたします。

地方公共団体の情勢状況が極めて厳しいこと、及び民間との比較において、公務員給与についての批判もあることから、考えると、その抑制、

削減を基調とした視点から、絶えず見直しを行い、その結果に基づいて積算を行うべきであります。

現認給与額に昇給、昇格による増加分を上乗せして要求するといった安易な姿勢は避けるべきであり、今の宿毛市の人件費の積算が同様であり、各個人の給与額に人数を積み上げたものとなっています。

行政改革とはどういうことでしょうか。人件費の削減は予算編成方針の重要事項に明示されるべき項目であります。各課で処理している事務事業量と、事務職員数及び職員一人当たりの事務処理時間、処理コストなどについて算定し、他の課の類似事務事業との比較などして、組織、定員のスクラップアンドビルドを含む見直し、職員の適正配置に心がけ、事務事業の民間委託なども視野に入れた人件費抑制のため、徹底した検討を用い、当該歳出予算要求書における人件費額が必要最小限のものであることが、対外的に十分説明できるものとすべきものです。

この方法でよいとお考えでしょうか。経常的経費は、毎年度の金額こそ多少の差はあれ、事務そのものについては、繰り返される性質のものではありますが、構成する上で、あらかじめ見込まなければならない経費であり、歳出総額中に占める割合が大きいほど、市長が市民のためにやろうとする新規事業に振り向けられる財源が小さくなる性質のもので、人件費がその典型であります。

したがって、この経常経費については、人件費と同様、絶えず圧縮を図るという視点から、見直しを行うことが必要であるわけです。

以上のことから、職員数こそ、適切な対応が必要なわけであります。

自治体の常勤一般職の職員については、自治法でその定員数を条例で定めるものとされており、その給与等の勤務条件についても、地方公

務員法では、条例で定めるものとされており
ます。

過去に地方自治体で職員給与の不適切な運用
令を指摘する厳しい批判が続出したことから、
その内訳を明らかにした給与明細書を議会に提
出すべきものとされております。

しかしながら、臨時職員の定数や雇用条件な
どについては、条例規定事項ではなく、従来、
ややもすると臨時職員の雇用が安易に行われて
いるという批判があり、こうした批判を招く不
適正な臨時職員の雇用がなされないように、自
治体全体で臨時職員雇用状況を把握する必要が
あると考えます。

28年度、29年度、23年度、職員数、ま
た臨時職員数をお聞きいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 御質問にお答えをいた
します。

まず、職員数ですが、平成28年度が304
名、29年度が301名となっております。ま
た、平成30年度でよろしいでしょうか。30
年度につきましては、予定ではありますが、3
00名になろうかというふうに思っているところ
でございます。

次に、臨時職員数についてでございますが、
時期によって、いろいろな施策によって臨時職
員を雇用したりいたしますので、異なりますの
で、4月1日現在の人数でいきますと、平成2
8年度が58名、29年度が43名となってい
るところでございます。当然、30年度につき
ましては、現在、まだ未定というところござ
います。

また、臨時職員の方々の雇用について、安易
という言葉ありましたが、安易に臨時職員を
雇うようなことはいたしておりません。

また、職員の配置につきましても、現在、適
正に配置ができていないものというふうに考えて

いるところございまして、民間委託に関しま
しても、例えば保育士を見ても、保育士の人員
の数を安易にふやすのではなくて、可能な限り、
臨時の方々にもお世話になっている状況でござ
いまして、決してこの臨時雇用が、議員言われ
ますように、人件費の削減につながらないよう
な雇用がされているというふうには、思ってい
ないところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 経常経費比率の人件費
の分析を見ますと、職員給与は、定年と勸奨で
毎年10人を超える職員が退職し、それを新規
採用職員で補填するため、職員給は年々減って
きている状態ではありますが、依然として類似団
体平均値よりも0.6ポイント高い状況であり
ます。

全国平均は23.3ポイント、県平均は22.
5ポイント、類似団体の平均値は23.7ポイ
ント、当宿毛市の職員数は24.3ポイントで、
順位では、119自治体中67位となっております。

また、物件費の分析欄では、これに臨時職員
の人件費が入っていくと思えますけれども、前
年度比9,188万4,000円の減少となっ
ております。類似団体平均値での比較でも、2.
9%下回っております。今後も、競争によるコ
スト削減に努め、物件費の縮減を図るとありま
す。

分析表で全国平均14.3ポイント、県平均
10.6ポイント、類似団体では12.4ポイ
ント、宿毛市では9.5ポイントで、類似団体
内で119自治体中19位と出ております。

それぞれ努力するところも見られます。自治
体では、条例定数を減らして公表している、減
員分を臨時職員でカバーしているところは少な
くありません。これらも、どこかできちんと整

理しないと、水膨れ人事に変わりがないわけ
あります。

常に見直しがなくてはなりません。臨時職員
の雇用については、予算要求書の合理的な基準
と、厳格な根拠に立つてこそ、過誤のない立派
な予算ができるわけであります。根拠が不明確
になりがちな臨時職員の雇用の予算要求書は、
要求内容、根拠を明白にすることであります。

臨時職員、非常勤職員について、平成29年
度地方公務員法及び地方自治法の一部を改正す
る法律が、平成32年4月から施行されること
を踏まえ、臨時職員、非常勤職員の実態把握を
して、新たに制度化された会計年度任用職員の
任用や、勤務条件などを確定するなど、改正法
の実施に向けた事務処理を遺漏なく進めること
が求められます。

将来を予測しながら、人材戦略を明確にする
こと、さらに能力開発、事務の効率化といった
課題を並行して採用計画を立案することは重要
であり、人員計画は最重要課題であります。

今後5年間の定員適正化計画の策定を行うこ
とを御提案申し上げます。

御見解を伺います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

まず、少し今の御質問の中で、10人を超え
る職員が退職をして、また同じ人数を雇うので、
人件費が下がるというお話でした。

どうしても、それで年齢上がってきますので、
年齢構成によって変わってはまいります。退
職された方の数だけ、今、職員を雇っているよ
うな現状でございますので、それほど人件費に
ついては、変動がないという現状でございます。

なお、臨時職員が水膨れなんだというような
お話もありましたが、その数を、逆に職員で賄
おうとすれば、新たに職員の数が増えますので、

当然、人件費のほうも上がってこようかという
ふうに思います。

ただ、職員の数足りない部分を、全て臨時
で賄うという考え方自体にも、ほかの面で問題
等もありますので、このあたりはしっかりと考
えていきたいというふうに思っているところで
ございます。

そして、議員御質問の定数管理計画というよ
うなお話がありましたが、そういったものはご
ざいせんが、宿毛市におきましては、昭和6
0年に宿毛市行政改革推進委員会及び宿毛市行
政改革推進本部を設置をいたしまして、行政改
革大綱を策定し、行財政運営の健全化に努めて
きたところでございます。

その後も、適時、大綱を見直しする中で、定
員の削減に取り組み、一般行政職員は、宿毛市
の特殊事情である民生部門、これは主に保育所
でございますが、これを除きまして、国のモデル
が指標とする職員数内であります。

今後も、新たな行政課題や、市民ニーズに対
応した施策を機能的に展開できるよう、引き続
き、無駄のない組織の再編に努め、適正な人員
管理に努めてまいりたいというふうに考えてお
りますし、当然、人件費たくさんかかりますの
で、そちらのほうもしっかりと考えながら、適
正にやっていきたい、このように考えていると
ころでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 自治体では、事務処理
の能率化が大きな課題であり、汎用コンピュー
ター、パソコンなどの最新式の事務機を入れて、
極力、省力化も図るに際しては、これによる人
件費削減にまで目を向けていくべきです。

合理化によって職員が一人も減らず、むしろ
新しい事務事業の増加でふえた結果とならない
こと。

地方自治体は、自己決定、自己責任の原則のもと、住民に対する責任を果たす上で、徹底した効率化を進めていく必要があります。

宿毛の1,000人当たりの職員数を見ますと、全国平均では6.96人、県平均では10.1人、類似団体では9.81人、宿毛市では11.02人です。

類似団体順位、119自治体中46位であります。1,000人中の職員が46位であります。

それでは、人口1人当たりの職員給、類似団体5万2,881円、宿毛市では5万7,640円であります。人口1人当たり、こういう統計が出ておりますので、しっかり適正化に努めていただきたいと思っております。

3番へいきます。

職員の能力実績に基づく人事管理について、お尋ねします。

人員計画の重要性において、重大な要素として、ひと・もの・金・情報があります。特にひとが持つ能力の掛け算によって、その経営能力が決まることから、人という資源の持つ意味は、とりわけ重みを増してきています。このことは、他市町村との大きな差別化要因となっていることは明らかとなっております。

一度採用したら、簡単に解雇できない人の投資は、経営上、何よりも重みのある意思決定事項であると考えられます。能力実績に基づく人事管理について、平成26年総務省通達によって、一般職員を対象とし、給与等へ、処遇へ反映するなど、人事評価を適切に活用するとあります。

地方公務員法において、任命権者は人事評価を任用、給与、分限、その他の人事管理の基礎として活用されているものとされております。

これを踏まえ、特に勤勉手当の支給や昇給について、人事評価を反映せずに、一律に行うな

どの不適正な運用はないのかということですが、宿毛市の実態をお聞きいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

先ほど、類似団体からの数字等も示していただきました。

数字は、その根拠となるものをしっかりと見きわめないと、なかなか比較することができないというふうに思っております。安易なことは言えませんが、先ほどの答弁の中でも少しお話しさせていただきましたように、宿毛市の場合には特殊事情である民生部門、特に保育所が公立なんです。公立の保育所の保育士さんの数も職員としてカウントされておりますので、そういった保育所が私立であるとか、そういったところで、保育士さんが少ない、そういった方がいないところと比較をすると、どうしても職員の数がふえてしまうという現状もございます。

そういった中で、先ほどの川田議員の質問の中の、議員がおっしゃる能力、実績、評価とは、本市の人事評価制度に当たるものと考えまして、それで御答弁をさせていただきます。

この人事評価制度は、職員の勤務の実績や、能力を的確に把握をいたしまして、職員の事務能力や職務遂行能力の向上等を図るため、また評価されることによりまして、職員の意識改革、能力開発及び業務改善につながるものとして、平成28年4月より実施しているところでございます。

評価結果につきましては、昇給や手当へ反映させるための参考資料として、活用をしているところでございまして、平成28年4月より実施をさせていただいているということを御紹介させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 評価人の独断と偏見によることなく、評価人の見識が問われる問題です。公正な判断が保たれているかが重要であります。人材は大切な資源であり、また人間は幾つになっても成長するものであり、意義ある人生を送りたいという意欲がなくなる限り、問題に直面してはならないものです。

若い時代であれば、理想と現実、目標と実力のギャップに悩みながらも、少々の苦労や失敗があっても、挑戦しようと決断し、その体験を通じて成長していくものであります。

本人の向上が、質の高い公共サービスを効率的、効果的に市民につながっていくためにも、結果が本人に明確になっているか、フィードバックができてきているのか、状況をお聞きいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

本市における人事評価は、上位役職者による一次評価と、二次評価を行いまして、その結果は職員へフィードバックできる制度となっております。

直属の上司が行う一次評価は、面談形式で行いまして、職員のよかった点、悪かった点の認識を促し、さらなる業務の改善や、職員の意識改革を図っていくための制度となっております。でございます。

特に、課長の皆様方には、職員の一人一人が、しっかりと自分の能力を発揮できる、そういう職場にさせていただくように、庁議等でも、日々話をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 次、4番にいきます。

公共施設等総合管理計画について、お伺いたします。

高度経済成長期に建設された多くの公共施設

は、いわゆるインフラの老朽化は100%発生することが確実な、緩やかな震災ともいわれております。きちんとメンテナンスをしないと、住民の命にかかわる問題となります。

今、山奈の長尾地区で、老朽化でたびたび問題となっていた水道管の取りかえ工事が終わったところではありますが、そこには防火水槽がありますが、そこにつながる水道管が折れていたと、業者の方が言っておりました。

火事の発生がなかったことで救われておりますが、もし火事騒動があったなら、管理責任は免れません。公共施設等の適正管理の取り組みを進めることは重要課題であります。今までの進捗状況、これからの着手計画予定など、市民の安心のためにお聞きいたします。

○議長（岡崎利久君） この際、暫時休憩いたします。

午後 3時00分 休憩

----- . . . -----

午後 3時04分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

先ほど、議員のほうから御指摘のありました防火水槽につきましては、防火水槽の中は、水は満水で、火事等があった場合は、そこから消火には使えたということですが、ただ、そこへ給水する配管のほう折れていたということございまして、地域の方々には不安な思いをさせてしまったことに関しまして、おわびを申し上げたいと思います。

公共施設等総合管理計画の進捗状況についての御質問でございますが、公共施設等総合管理計画は、本市が保有している公共施設等の全般の状況を把握いたしまして、長期的な視点で更

新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことで、財政負担の軽減、平準化と、公共施設全体の最適化を図ることを目的としております。

計画内で施設類型ごとの基本計画を定めておりますが、その更新の中での進捗状況につきましては、宿毛小学校の体育館を武道館と統合し、現在、建設中でございます。

また、宿毛小学校校舎につきましても、宿毛中学校と合築での建てかえに向けて、取り組んでいるところでございます。

さらに、鶴来島へき地診療所については、その機能を離島センターへ移し、それまでであった診療所を、集落活動センターとして、地元へ無償譲渡しているところでございます。

今後につきましても、計画期間の20年間で公共施設の総延べ床面積を10%削減することを目指すこととしておりますので、市民の福祉の維持向上を図りながら、適切な公共施設等の整備に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 点検、診断により得られた施設の現状や、中長期の維持管理などの充実を図るためには、充当可能な財源として、どのように考えておられるのか、お聞きします。

例えば、橋などでは、きちんとメンテナンスを行えば、長い月日使えるものが、メンテナンスを怠ると、結局、早期にかけかえが必要となり、多額の費用がかかることとなります。

財政状況が厳しい折から、補修の経費を削ったことが大きな経費を必要とする事態を招くということで、計画的に老朽化対策を行うことが、財政上からも大切なことであります。

財源措置としては、どのようにお考えになっているのか、お聞きします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 財源内訳については、それぞれの事業によって変わってまいります。財源については、当然、有利な補助金であるとか、起債であるとか、そういうものをしっかりと精査しながら、財源をつくってまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 5番、先生の働き方についてお聞きいたします。

少子高齢化となり、高齢者の暮らしを支える地域づくりは、さまざま取り組みがなされておりますが、子供の現場でも、先生が悲鳴をあげています。

御夫婦が先生として働いておられる方は、早く夫を帰してもらいたい。8時、9時はいつものこと、私もこのままでは長く勤めることができないと、不安な思いを話しておられます。

香南市の赤岡小学校では、昼休みの後、5時間目の授業が始まるまでの15分間、毎日、学習タイムがあり、2年生の教室の外に置かれた長机には、児童が持ってくるプリントの丸づけをしている大人が二人、ともに地元のボランティアで、ほかにも地域住民が子供たちのさまざまな手助けをして支えております。

おかげで先生は、勉強での子供のつまずきに目をかけれる。一方、地域の方にとっては、学校は健康や生きがいを生み出す場となり、きずなをつくり出す核となっております。

災害時には、避難者を受け入れ、命を守る場となって、地域の安全、安心を支える空間である学校がそうした役割を果たすには、日ごろから学校現場で地域住民がつながり、学校をより楽しくし、勉強できる環境にすることで、先生の働き方に少しでも貢献できるものであるだろうと考えます。

子供たちが成長していく喜びを感じながらや

っていると、ボランティアの声があります。

以前は数百人いた赤岡小学校の児童は、92人まで減りました。しかし、地域の宝を見守るまなざしは、今、ふえ続けております。地域の子供たちは、地域住民で守っていくためにも、地域の力をかりて、学校と先生を守っていただきたいと思います。

御見解をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、1番、川田議員の一般質問にお答え申し上げます。

学校と地域との連携という御質問でございますけれども、現在、国におきましても、学校だけで学校運営に取り組むのではなく、学校、家庭、地域社会の連携が非常に重要であるとの認識のもと、さまざまな事業が行われております。

宿毛市におきましても、そういった国の方向も受けて、学習支援員でございますとか、不登校支援員、特別支援学級の支援員など、教員でない地域の方々にも学校に入っていただくことにより、教員の負担軽減を図っております。

それ以外にも、平成28年度からは、国の事業でございますけれども、学校支援地域本部事業を、宿毛市内の小中学校で行っておりまして、地域の方に授業の講師として入っていただいたり、あるいは環境整備や図書整備、交通安全指導など、さまざまなことを行っております。

こうした取り組みによりまして、議員御指摘のように、先生方が少しでも子供に向き合う時間を確保することができ、教育効果を上げることができるものと考えております。

今後も、子供たちを学校だけでなく、地域の方々にも御協力いただきながら、まさにチーム学校として、地域とともにある学校づくりを推進してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 同校の例でございますけれども、学校と地域の協働を掲げ、2012年度に黒潮こども応援隊を結成されました。

現在、207人の地域住民らが、4隊13班に分かれ、さまざまな支援をしております。

赤岡小学校の取り組みを、尾崎知事は理想の姿としております。

また、市長も、子育て支援対策にも合致するものとなり、宿毛市も豊富な人の資源が生かされて、それぞれが支え合うまちづくりができるのではないだろうか、希望を持っております。

6番、山奈町の分収林の契約について、御答弁をお願いいたします。

合併当時持ってきた山奈町の山があることになっているが、どのような管理をしてきたか、お聞きいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

分収林についての御質問だと思います。分収林は、山林の土地所有者と造林保育を行うものの二者、あるいはこの二者に費用負担者を加えた三者で、造林や保育を行う契約を結びまして、数十年後の伐採したときに、得られた収益を一定の割合で分け合う山林のことで、分収造林と、分収育林を含めた総称でございます。

分収造林は、植林を含む契約で、分収育林は、植林を含まず、育成途中の山林の育成費用を負担する契約になります。

少し御説明をさせていただきました。

分収林契約には、標準伐期などを参考に、契約期限を定めておりまして、この契約期限を目安に、皆伐、搬出などの作業を実施することになります。分収林は山林所有者の初期経費を軽減できる反面、契約に基づき、売上を配分するため、収益につながりにくい現状があり、必

ずしもその期限内に完了するとは限らないため、再度、契約を結び直すケースもございます。

山奈町の分収林は、分収造林に分類されるものとなりまして、この分収造林契約につきましては、山奈町民会を相手方といたしまして、昭和42年7月19日から平成31年3月31日までを契約期間とする契約となっております。

契約内容といたしましては、市が造林と保育間伐を行い、木材収益が生じた場合は、一定の割合によって、市と山奈町民会で収益を分配することとなっております。

保育の状況について申しますと、平成25年にふるさと雇用事業を活用いたしまして、保育間伐を行っておりますが、切り捨て間伐と除伐が主だったため、間伐収益は発生せず、分収金はありませんでした。

分収造林については、間伐を行ったとしても、その経費分に見合う収益があるかわからず、また皆伐を行ったとしても、再造林の費用が必要になってくることから、必ずしも収益につながるとは限らない現状があります。

こういった状況の中、山奈町分収林については、契約満了日が来年度末となっておりますので、今後、地区と協議を重ねながら、契約の更新も含めまして、その方針を定めてまいりたい、そのように思っているのが今の現状でございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 昭和95年が契約切れとなります。また、その後の管理等も、よろしくお願い申し上げます。

以上で一般質問を終わります。

○議長（岡崎利久君） これにて、一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

平成30年
第1回宿毛市議会定例会会議録第4号

1 議事日程

第9日（平成30年3月14日 水曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第49号まで及び議案第51号から議案第56号まで

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第49号まで及び議案第51号から議案第56号まで

----- . . . -----

3 出席議員（13名）

1番 川田 栄子 君	2番 川村 三千代 君
3番 原田 秀明 君	4番 山岡 力 君
5番 山本 英 君	6番 高倉 真弓 君
7番 山上 庄一 君	8番 山戸 寛 君
9番 岡崎 利久 君	10番 野々下 昌文 君
11番 松浦 英夫 君	12番 寺田 公一 君
14番 濱田 陸紀 君	

----- . . . -----

4 欠席議員（1名）

13番 宮本 有 二 君

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長	朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長 兼調査係長	小野 りか 君
議事係 長	奈良 和美 君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中平 富宏 君
副市 長	岩本 昌彦 君
企画課 長	黒田 厚 君
総務課 長	河原 敏郎 君
危機管理課長	楠目 健一 君
市民課 長	立田 ゆか 君
税務課 長	児島 厚臣 君

会計管理者兼 会計課長	山下哲郎君
保健介護課長	中山佳久君
環境課長	岩本敬二君
人権推進課長	沢田美保君
産業振興課長	上村秀生君
商工観光課長	山戸達朗君
土木課長	川島義之君
都市建設課長	中町真二君
福祉事務所長	河原志加子君
水道課長	金増信幸君
教育長	出口君男君
教育次長兼 学校教育課長	桑原一君
生涯学習課 スポーツ振興 室長	有田巧史君
生涯学習課長 補佐	岩村研治君
学校給食 センター所長	杉本裕二郎君
農業委員会 事務局長	山岡敏樹君
選挙管理委員 会事務局長	岩田明仁君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時01分 開議

○議長（岡崎利久君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「議案第1号から議案第49号まで及び議案第51号から議案第56号まで」の55議案を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次、発言を許します。

3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 皆様、おはようございます。3番、質疑をさせていただきます。

私がお伺いいたしますのは、議案第16号別冊、平成30年度宿毛市一般会計予算。まずは103ページでございます。

第6款第1項5目12節の道の駅施設整備アドバイザー手数料60万円、この事業についての詳しい内容の説明を求めます。

続きまして、118ページ、第9款第1項3目7節小筑紫小中一貫教育コーディネーター支援業務賃金182万円について、事業の詳しい説明と、現在、制度化された義務教育学校ではなくて、小中一貫を研究する理由をお聞かせください。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山戸達朗君） おはようございます。商工観光課長、3番、原田議員の質疑にお答えいたします。

議案第16号別冊、平成30年度宿毛市一般会計予算。第6款商工費、第1項商工費、5目観光費、12節役務費、道の駅施設整備アドバイザー手数料60万円について、御説明いたします。

市長の行政方針にもございましたが、道の駅すくもであります、すくもサニーサイドパーク

につきましては、建設から既に26年が経過し、施設や設備が著しく老朽化しております。国道321号に面し、冬にはだるま夕日が臨めるなど、絶好の立地条件のもと、本市の観光拠点施設であるべき道の駅すくもについては、観光振興を進める中において、非常に重要な役割を担っていると考えております。

今後の道の駅のあり方については、市民の皆さんの御意見も伺いながら、全面改修も視野に入れ、市としては積極的に取り組んでいく必要があると考えております。

今後、新年度早いうちに、改修に向けた準備委員会を立ち上げ、協議を行っていきたいと考えております。

今回、計上させていただいた予算につきましては、この準備委員会へ施設整備のアドバイザーを招聘するための手数料として計上してございまして、60万円の内訳といたしましては、1回当たり約20万円を3回やりたいということで、3回分の60万円計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（桑原一君） おはようございます。学校教育課長、原田議員の質疑にお答えいたします。

議案第16号別冊、平成30年度宿毛市一般会計予算、ページは118ページになります。

第9款教育費、第1項教育総務費、3目研究諸費、賃金の小中一貫教育コーディネーター支援事業賃金182万円にかかわる事業になっております。

この事業に関しましては、一般質問のほうで山本議員、それから山岡議員のほうにも、一般質問で答弁を、教育長のほうからさせていただきましたように、宿毛市の教育委員会としましては、平成28年、平成29年の視察を受けま

して、事務局内の委員、教育委員とも研究の結果、平成30年度からは、小中一貫についての研究を進めてまいりたいという観点で計上をさせていただいている予算になっております。

ですので、義務教育学校というところは、この2年間の視察、検証等において、宿毛市としては、30年度から小中一貫教育について検証させていただくというふうにさせていただいておりますので、予算を計上させていただいているものでございます。

その計上内容につきましては、今回、平成30年度から小筑紫小学校、小筑紫中学校において、検証をしていただくということにしております。

ただ、両校だけにお任せするのではなく、教育委員会としまして、教育研究所に主体的にかかわっていただいて、その三者で研究を進めてまいりたいと思っております。そのために、研究所にも一定、一貫教育に対してのサポート体制をとっていただく必要がありますので、その体制をサポートするための支援員、臨時職員を雇用させていただきたく、計上をさせていただいているものでございます。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 済みません、道の駅の件なんですけれども、再質疑、できれば結構ですが、アドバイザーはどこの、どのような方に委託するのかという質疑はできますかね。

じゃあ、それをお願いします。

○議長（岡崎利久君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山戸達朗君） 商工観光課長、原田議員の再質疑にお答えいたします。

まだ、正直申して、どこの方をお願いするかというのは、まだ計画しておりませんが、全国的に成功しているとか、しっかり、元気に取り組んでおられる、運営しておられるような道の

駅であるとか、そういう専門的な方をお願いをして、来ていただくようなことになろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 詳しい御説明、ありがとうございました。

以上で質疑を終了いたします。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 私は、議案第4号別冊の一般会計の補正のほうと、特別会計の国民健康保険の要点について、一問一答でお願いしたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

まずは、議案第4号別冊、平成29年度宿毛市一般会計補正予算（第7号）の26ページをお願いします。

第2款総務費、第1項総務管理費、15目防災対策費、13節委託料の防災対策費、そのうち避難所運営マニュアル策定委託料の2,683万4,000円の減額補正について、お尋ねいたします。

避難所運営マニュアルは、平成28年度に489万円の当初予算を計上して、平田小学校の避難所の作成を行いました。

29年度の当初予算では、15カ所分ということで、3,598万8,000円を計上していたものが、今回、2,683万4,000円という大幅な減額となり、差額となる事業実施分は915万4,000円、4分の1しかかかってないということになるわけですね。

この減額理由と、それによる現在の事業の進捗状況についてお尋ねするとともに、33カ所つくるとかということでしたので、その分の残っている分については、どのように進めていくことになるのか、お尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 危機管理課長。

○危機管理課長（楠目健一君） おはようござ

います。危機管理課長、山戸議員の質疑にお答えします。

議案第4号別冊、平成29年度宿毛市一般会計補正予算第7号の26ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、15目防災対策費、13節委託料の避難所運営マニュアル策定委託料2,683万4,000円の減額予算について、御説明いたします。

まず、本予算につきましては、平成29年度当初予算で3,598万8,000円を計上しておりましたが、このたび、実績額がほぼ確定したことにより、2,683万4,000円を減額しようとするものでございます。

まず、この避難所運営マニュアルにつきましては、県からの要請で各市町村に作成が求められているもので、本市では津波浸水区域内の33の指定避難所について、それぞれ個別に策定することにしておりまして、平成28年度には、平田小学校分を策定しました。

そして、平成29年度は、16の避難所分の策定に取り組みまして、3月16日の、今週の金曜日に行う検査をもって完成となります。

なお、山戸議員の質疑の中にありましたように、平成29年度当初予算の段階では、15の避難所分を策定する予定にしておりましたが、近隣の避難所については、同じ年度と一緒に策定したほうが効率的であるというふうに判断をしまして、策定避難所を若干変更しました。

その結果、16避難所とさせていただいております。

大幅な減額補正となった要因としましては、避難所開設、運営に携わっていただく地元地区自主防災組織、施設管理者等で構成されます避難所運営マニュアル作成検討委員会を、当初、避難所ごとに作成、実施する予定にしておりましたが、近隣の避難所をまとめて実施す

れば、複数の避難所相互の連携について、同時に協議することができ、なおかつ検討委員会へ参加される方の負担軽減にもつながるという考えのもとで、16の避難所を7カ所にまとめて実施したこと、及び実施内容の変更等によるものでございます。

今後、残りの16の避難所につきましても、マニュアルを策定することにしておりますけれども、集会所等の比較的規模が小さな施設となりますので、平成30年度以降は、外部委託はせず、策定済みのマニュアルを参考にしながら、職員で対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） ただいまの件について、再質疑があります。

平成30年度の当初予算には、避難所運営マニュアルに基づく備蓄品などの予算は計上されておりますけれども、マニュアル策定関連の委託料は計上されていない。今後はマニュアル策定のノウハウも蓄積されたことで、職員で対応していくという話でしたけれども、委託料は発生しないと。

マニュアルとなると、ただ策定しただけでは済まない。当然、印刷や製本が必要になってくると思うのですが、その費用については、どういうふうに考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 危機管理課長。

○危機管理課長（楠目健一君） 危機管理課長、山戸議員の再質疑にお答えします。

御指摘のとおり、平成30年度は職員で策定をするために、当初予算にはマニュアルをつくる委託料の予算を計上しておりません。けれども、策定に従事していただく臨時職員1名を雇用するための賃金199万2,000円、及び

社会保険料28万7,000円、合計227万9,000円の予算を計上しております、本予算には3分の2の県補助金であります高知県避難所運営対策加速化事業費補助金151万9,000円を充当することにしております。

また、マニュアル策定に当たっての印刷製本に係る予算でございますけれども、本マニュアルは、検討委員会の参加者への配布が中心となり、大量に印刷することはありませんので、予算計上はしておりません。通常の予算の範囲内で対応が可能というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 危機管理課長、どうもありがとうございました。

続きまして、同じ一般会計補正予算のページ36ページですけれども、第5款農林水産業費、第1項農業費、3目農業振興費、13節委託料並びに19節負担金補助及び交付金の2項目について、減額補正、非常に13節と19節を見ると、大きなものだけでも8項目、100万を超えるものだけでも、大きいものでは1,300万とかいくんですね。8項目にわたって農業振興費が減額補正となっています。

この減額理由について、お尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 産業振興課長。

○産業振興課長（上村秀生君） 産業振興課長、8番、山戸議員の質疑にお答えいたします。

議案第4号別冊、平成29年度宿毛市一般会計補正予算（第7号）、36ページ。

第5款農林水産業費、第1項農業費、3目農業振興費のうち13節委託料と、19節負担金補助及び交付金の大幅な減額理由について、御説明いたします。

例年、不用額につきましては、減額補正を行っておりますが、山戸議員のおっしゃるように、今年度は大幅な減額補正となりました。

減額の主だったものを、順に御説明させていただきます。

まず、13節委託料、直七高付加価値化（広告宣伝）推進事業業務委託料（地方創生分）422万2,000円の減額でございますが、この事業は、直七の知名度向上と販路拡大を図るため、本市自体のPRも含めた広告宣伝を業務委託するものでございます。

こちらの減額理由としましては、昨年度の経験を踏まえた形で、受託者との協議の中、より安価で、より効果の高いと思われる媒体を選択し、実施したことによるものでございます。

昨年度に引き続き、実施している新聞の折り込みや新聞紙面での広告は、回数とページ数を少なくする中、一方ではつり革広告、雑誌掲載、プロモーションビデオ作成を新たに実施しているところでございます。

次に、19節負担金補助及び交付金のうち、宿毛市こうち農業確立総合支援事業費補助金550万8,000円の減額についてでございますが、この事業は、各地域の特色を生かした農業の確立を後押しするものでございまして、農業団体等の実施主体が行う施設整備や、農業機械の購入に対して補助するものでございます。

この事業につきましては、入札減による事業費の減額もございしますが、今年度実施を予定していた農業機械について、実施主体側の判断によりまして、購入を中止したことが減額の主な理由になっております。

次に、同じく19節宿毛市環境制御技術普及促進事業費補助金236万9,000円の減額でございますが、この事業は、施設園芸農家の収入増加を図るため、環境測定装置等の環境制御技術を導入するものに対し、補助を行うものでございますが、当初予定しておりました市の上乗せ補助の補助率の変更、それと利用希望者の減少が、減額の主な理由でございます。

続きまして、同じく19節宿毛市集落営農支援事業費補助金1,352万4,000円の減額でございますが、この事業は、農業生産活動等を共同で行う集落営農組織等に補助を行うものでございますが、こちらにも施設整備や農業機械の購入が対象となります。

こちらの事業につきましても、入札減による事業費の減額もありますが、今年度実施を予定していた農業機械について、実施主体側の判断によりまして、購入を先送りしたことが減額の主な理由でございます。

次に、同じく19節宿毛市新規就農研修支援事業費補助金601万5,000円の減額についてでございますが、同じく19節農業次世代人材投資事業費補助金675万円の減額とあわせて、御説明させていただきます。

新規就農研修支援事業は、新規就農を希望する研修生と、その受入農家に支援を行うものであり、農業次世代人材投資事業につきましては、農業経営開始直後の一定期間、資金を交付するものであります。

これらの事業につきましては、当初に予算確保していた受入等の人数を、実績において下回ったことが主な減額理由でございます。

なお、この両事業の予算につきましては、突発的に新規の相談があった場合に備えて、即対応できるようにするため、前年度からの継続の方の分に加えて、新規分について、数名分の予算を毎年度確保するように予算措置しておりますので、御理解いただきたいと思います。

最後に、同じく19節宿毛市多面的機能支払交付金393万5,000円の減額でございますが、この事業は、農業農村の有する多面的機能の維持、活気を図るための共同活動にかかわる支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進することを目的として、各地域に交付金を交付する事業となります。

こちらにつきましては、全国的に交付金の希望地域が増加したことによりまして、国の予算配分が減額になったことに伴う減額補正となっております。

以上が主な減額理由でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） ただいまの件でも、また再質疑をさせていただきたいのですが。

費目が、負担金補助及び交付金、委託料とかというようなことで、どっちかという、単年度で終わってしまう事業があるので、その中でも、今言われたように、積み残しになってしまう部分があるようなことをお聞きしたのですけれども、この補正によって実施できなかったことによる事業への影響、そういうものはないのか。

また、仮に影響がある場合には、今後そのことをどのように補完する予定であるのかということについて、お尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 産業振興課長。

○産業振興課長（上村秀生君） 産業振興課長、8番、山戸議員の再質疑にお答えいたします。

先ほど、御説明いたしました大きな減額があった事業につきましては、主に実施主体の判断により、申請を取り下げた。もしくは、減額申請を行ったことによるものでございますので、大きな影響はないと考えております。

なお、宿毛市集落営農支援事業費補助金において、本年度、先送りした農業機械の購入につきましては、来年度に実施すべく、当初予算に計上しているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 産業振興課長、ありがとうございました。

続いて、42ページ、第7款土木費、第5項都市計画費、1目住宅管理費、13節委託料、

市営改良住宅設計業務委託料743万8,000円の減額と、同じく15節の市営改良住宅建てかえ工事費2,607万1,000円の減額補正について、お尋ねいたします。

当初予算では、市営改良住宅設計業務委託料として1,301万円、市営改良住宅建てかえ工事費として1億3,612万7,000円を計上していたものが、それぞれ減額となっています。

この減額となった理由と、その結果としての事業実施状況、事業をどの程度行われているのかということについて、お尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 都市建設課長。

○都市建設課長（中町真二君） 都市建設課長、8番、山戸議員の質疑にお答えいたします。

議案第4号別冊、平成29年度宿毛市一般会計補正予算（第7号）、42ページ。

第7款土木費、第5項住宅費、1目住宅管理費、13節委託料、市営改良住宅設計業務委託料743万8,000円と、15節工事請負費、市営改良住宅建てかえ工事費2,607万1,000円の減額理由、そして工事の実施状況について、御説明いたします。

まず、減額理由につきましては、国からの交付金割り当てが、要望額に対し7割程度になったことから、委託料及び工事請負費を減額するものになります。

また、工事の実施状況につきましては、改良住宅手代岡第一団地、6工区あるうちの第1工区2棟分の建築を計画しておりましたが、交付金の減額により、1棟のみの工事着手となっております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 再質疑と申しますか、ちょっと項目が変わるんですが。

今度は、議案第16号別冊、平成30年度宿

毛市一般会計予算の112ページ。

第7款土木費、第5項住宅費、1目住宅管理費、13節委託料、市営改良住宅設計委託料、1,101万円と、同じく113ページの15節市営改良住宅建てかえ工事費1億4,131万円が計上されていますけれども、この内容について、お尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 都市建設課長。

○都市建設課長（中町真二君） 都市建設課長、8番、山戸議員の質疑にお答えいたします。

議案第16号別冊、平成30年度宿毛市一般会計予算、112ページ。

第7款土木費、第5項住宅費、1目住宅管理費、13節委託料、市営改良住宅設計業務委託料1,101万円の委託内容と、あと15節工事請負費、市営改良住宅建てかえ工事費1億4,131万円の工事内容について、御説明いたします。

現在は、改良住宅手代岡第一団地の6工区、12棟についての建てかえ工事を、第1工区から順次進めているところであります。

平成30年度の工事につきましては、第2工区2棟分と、平成29年度に実施できなかった第1工区1棟分を合わせた3棟分の建てかえ工事を行うものになります。

また、委託料としましては、建てかえ3棟分の工事施工管理業務と、平成31年度に建てかえ予定の第3工区実施設計業務を合わせた費用となっております。

それから、平成30年度当初予算におきましては、委託料、工事費ともに、平成29年度予算の減額分を含んだ予算を計上しております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） ただいまの御回答に対する再質疑です。

この事業というのは、大体、概略3分の2、

国庫補助が得られるということなんで、29年度は国庫補助の割合が7割程度しか来なかったということで、補助金に大きく依存している部分があるわけなんですけれども。

ことし、30年度の予算こういうふうに計上されていますが、国による補助金支出の見通しはどの程度立っているんでしょうか。

その点についてお尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 都市建設課長。

○都市建設課長（中町真二君） 都市建設課長、8番、山戸議員の再質疑にお答えします。

平成30年度の交付金割当の見通しについてであります。県からの情報もなく、具体的に把握はできておりません。また、割り当てが少ないと、今年度のように進捗にもおくれが生じますので、少しでも要望額に近い交付額をいただけるよう、県のほうにもお願いしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 都市建設課長、どうもありがとうございました。市長も含めて、交付金のほう、よろしく願いいたします。

続いて、補正予算のほうの43ページ、第7款土木費、第8項河川費、1目河川等環境整備事業費、19節負担金補助及び交付金、県営海岸事業負担金779万9,000円の減額補正について、お尋ねいたします。

これは、昨年3月議会で、平成29年度の当初予算としては、1,760万8,000円が計上され、事業主体である県の計画では、防潮堤の耐震設計と、一部工事に着手するための費用であると、そういう説明を受けていたんですが、今回、779万9,000円の減額となっています。

28年度の新規事業調査票に従えば、海岸津波高潮対策事業、市の負担金なんですけれども、

県事業費の10分の1ということで、市負担分の総額が、この事業の全体の負担分が2億8,500万円かかるというふうに説明を受けたわけなんです。

そして、28年度予算として、7,717万5,000円を計上していたけれども、県に対する国からの事業費配分が少なかったために、事業費が削減された、そういう経緯があるわけですね。

29年度補正、今回の補正の減額理由とその事業の進捗状況について、県からどのような説明を受けておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 土木課長。

○土木課長（川島義之君） 土木課長、8番、山戸議員の質疑にお答えします。

議案第4号別冊、平成29年度宿毛市一般会計補正予算（第7号）、43ページ、第7款土木費、第8項河川費、1目河川等環境整備事業費、19節負担金補助及び交付金、県営海岸事業負担金779万9,000円の減額について、説明いたします。

この負担金につきましては、南海トラフ地震に備える宿毛市市街地における海岸堤防の地震津波対策として、県が進める堤防の耐震化と、かさ上げを行う事業に伴う負担金で、宿毛市の負担割合は事業費の1割であります。

まず、減額の理由であります。高知県によりますと、単純に国費の割り当てが少なかったということです。当初の1,760万8,000円から779万9,000円を減額し、908万9,000円とするものです。

次に、事業の進捗状況ですが、本年度は、主に測量や耐震設計、及び工事損失調査を行っております。

耐震化工事につきましては、新田海岸の30メートル区間で現在施行中であり、前払い金を除いた額を繰越するようしております。

その繰り越しの負担金につきましては、同補正予算8ページの繰越明許費補正の追加で、第7款土木費、第8項河川費、県営海岸事業負担金として計上しております。246万9,000円となっております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） ただいまの件で、再質疑をさせていただきます。

今度はまた、30年度予算になるんですけども、議案第16号別冊、平成30年度宿毛市一般会計予算、113ページ。

第7款土木費、第8項河川費、1目河川等環境整備事業費、19節負担金補助及び交付金、県営海岸事業負担金として3,100万円が計上されていますけれども、この内容、たしかあそこは3つに分けて事業をやると。つまり、松田川の下流の部分、それから片島取りつきになる浄水場ですか、ポンプ場ですか、あそこの部分、それから大深浦の部分と、3つの工区に分けてやるとかいうふうにお聞きしているんですけども、この3,100万の工事区分、それはどのように分類されているのかお尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 土木課長。

○土木課長（川島義之君） 土木課長、8番、山戸議員の再質疑にお答えします。

議案第16号別冊、平成30年度宿毛市一般会計予算、113ページ。

第7款土木費、第8項河川費、1目河川等環境整備事業費、19節負担金補助及び交付金。県営海岸事業負担金3,100万円の内容を説明します。

本予算につきましては、新田海岸1,000万円、それから宿毛湾海岸450万円、それから大深浦海岸1,600万円、それと関連しまして、大島漁港海岸の50万円の合計3,100万円となっております。

内容につきましては、新田海岸は環境調査、工事損失調査のほか、耐震化工事を本年度施工区間に引き続き、120メートル区間を予定しております。

次に、宿毛湾海岸は、立港設計のほか、耐震化工事を海風公園の東側から30メートル区間を予定しております。

次に、大深浦海岸は、環境調査、工事損失調査のほか、耐震化工事を野球場へ向かう道路の東側から175メートル区間を予定しているということを聞いております。

最後に、大島漁港海岸については、立港閉鎖を予定しているということです。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 土木課長、ありがとうございました。

続きまして、議案第17号別冊、平成30年度宿毛市国民健康保険事業特別会計について、お尋ねいたします。

7ページの歳入の部分ですね。第3款の県支出金の金額は、20億6,599万円となっておりますが、それに対して、次のページ、8ページの歳出の部分では、本年度予算額の財源内訳という部分を見ると、国県支出金は20億3,413万7,000円となっております。この差額は、3,185万3,000円あるんですが、これはどういうことになるのかというのがまず1点。

続いて、歳入の中で、第1款の国民健康保険税は30年度4億5,445万1,000円と、29年度に比べて7,940万3,000円の減額となっておりますけれども、この減額分のうち、これまで課税対象としてきた資産割額は、一般質問のときにはお答えがあったわけですが、また改めてお尋ねしますけれども、幾らになるのか。

また、それ以外の減額分は何によるのか、この2点について、まずお尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市民課長。

○市民課長（立田ゆか君） 市民課長、8番、山戸議員の質疑にお答えします。

議案第17号別冊、平成30年度宿毛市国民健康保険事業特別会計予算、7ページの歳入歳出予算事項別明細書。

1. 総括。歳入及び8ページの歳出につきまして、御説明させていただきます。

歳入の第3款県支出金につきましては、県から保険給付費等交付金として20億6,598万9,000円が交付されます。

保険給付費等交付金は、普通交付金20億2,718万2,000円と、特別交付金3,880万7,000円となっており、普通交付金20億2,718万2,000円につきましては、全額を8ページ、歳出、第2款保険給付費に充当をしています。

特別交付金3,880万7,000円のうち、695万5,000円を、歳出、第5款保健事業費に充当し、残りの3,185万3,000円につきましては、一般財源としております。

続きまして、歳入、第1款国民健康保険税につきましては、前年度に比べ、7,940万3,000円の減額のうち、約5,400万円が資産割廃止に伴う減額となっており、残りの額は、被保険者の減少に伴うものとなっております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） またこの国民健康保険関連で別の質疑なんですけれども。

医療機関への会計支出分、つまり保険給付費の給付は、これまでどおり、県に移管しても、市を通じて行うという、そういうふう聞いていますが、30年度の医療機関への給付額が、保険給付費は20億3,697万7,000円

が計上されて、前年度比6,380万2,000円の減額となっています。

これ、平成28年度には、27年度と比べて、当初予算レベルでの話ですけれども、平成28年度は27年度に比べて4,495万円の増額でした。それに対して、昨年度は、28年度に比べて282万2,000円の減額という形で、当初予算が組まれているわけですね。

それに対して、今回は、ここに見えるように、6,380万2,000円の減額となっている。これは医療費の支出の増加が懸念される中で、このような減額を想定した理由といたしますか、根拠について、ひとつお尋ねいたしたいと思います。

また、もう一つなんですけれども、関連して、保険給付費の財源を見ると、国県支出金が20億2,718万2,000円。それに対して、この事業会計の一般財源からの支出分は、保険給付費に対する一般財源からの支出分は975万8,000円となっていて、単純に計算すると、208対1と、圧倒的に国県支出分に依存しているわけなんですけれども、この保健事業というのは、やってみなくてはわからないようなところがあって、この保険給付費に過不足が生じた場合、6,380万円の減額となっているの、これは足りないということになった場合に、あるいは余った場合に、どのように処理されるのか。

今までは市のレベルでやってたんでしょうけれども、これは県が絡むと、それも同じことなのか知りませんが、どういうふう処理されるのか、過不足が生じた場合。

それと、保険税との関係。それによって、保険税にどのような形で反映されることになるのか、その点、大きく2点お尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市民課長。

○市民課長（立田ゆか君） 市民課長、8番、

山戸議員の質疑にお答えします。

議案第17号、平成30年度宿毛市国民健康保険事業特別会計予算、歳入歳出予算事項別明細書、1. 総括。8ページの歳出につきまして、御説明をさせていただきます。

まず、歳出、第2款保険給付費につきまして、平成29年度実績見込額に基づき、予算計上しております。

一人当たり医療費は、毎年増加しておりますが、被保険者数は年々減少していることから、保険給付費の総額は平成29年度当初予算と比較すると、6,380万2,000円の減額となっています。

続きまして、歳出、第2款保険給付費のうち、出産育児諸費及び葬祭諸費以外のものにつきましては、全額が普通交付金として、県から交付されることとなっております。

年度内に精算を行います。精算後に返還が生じた場合には、翌年度に県に対し、返還することになり、医療費につきましては、2年後の国民健康保険事業費納付金に反映され、国民健康保険税を検討することとなります。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 市民課長、どうもありがとうございます。

これで私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） おはようございます。2番、川村三千代、質疑をいたします。

私は、議案第16号別冊の平成30年度宿毛市一般会計予算のほうから質疑をさせていただきます。

大きくいえば3項目、細かく言えば4項目になりますが。まず、ページを追ってお願いをいたします。それから、私の場合は一括ですので、

一括質問で、その後、担当課長、よろしく願いいたします。

まず、49ページをお開きください。

こちらの第2款総務費、第1項総務管理費、7目企画広報費、13節委託料、こちらの婚活イベント実施委託料14万5,000円。こちらについて、どちらに、どのような形で委託をするのか、これを担当課長、お願いをいたします。

そして、ちょうどその委託料から4つ下になりますけれども、これが14節になりますが、婚活イベント体験料4万9,000円、これは市の職員がどなたか婚活イベントを体験してくるんでしょうか、こちらの事業のほうも教えていただければと思います。お願いをいたします。

それから、続きまして、2つ目が、117ページになりますが、こちらの第9款教育費、第1項教育総務費、2目事務局費、7節賃金、こちらの臨時雇用の賃金が832万2,000円となっております。こちらの内容のほうを御説明お願いをいたします。

それから、3つ目ですが、129ページになります。ちょうど私、きのう、オリンピックを生かした教育ということで、一般質問もさせていただきましたが、それに関連するかと思いついて、お尋ねをいたします。

第9款教育費、第5項保健体育費、3目社会体育振興費、こちらの一番下になりますけれども、13節委託料、東京オリパラ競技大会事業合宿422万7,000円。済みません、こちらのほうの事業の説明も、お願いをいたします。

以上について、担当課長、よろしく願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 企画課長。

○企画課長（黒田 厚君） 企画課長、2番、川村議員の質疑にお答えいたします。

議案第16号別冊、平成30年度宿毛市一般

会計予算、49ページ。

第2款総務費、第1項総務管理費、7目企画広報費、13節委託料、婚活イベント実施委託料14万5,000円、委託先についての質疑にお答えいたします。

本年度、婚活イベント、本市でも初めて実施いたしまして、ことしは幡多広域ふるさと市町村圏基金の活用事業を活用して、事業を実施したイベントでございますが、平成30年度も引き続き、来年度は県の補助金を活用して、事業を実施する予定としております。

本委託料につきましては、当該イベントの一部として計画をしております。ワークショップと、交流会の実施について、委託をする計画としておりまして、事業者は、現在のところまだ決まっておりませんが、市内事業者への委託を予定をしております。

なお、今年度は、レモンをテーマにした婚活イベントを予定しておりまして、実施時期は11月を予定しております。

続きまして、同じく49ページになります。

第2款総務費、第1項総務管理費、7目企画広報費、14節使用料及び賃借料、婚活イベント体験料4万5,000円でございます。職員のイベント参加じゃないかという質疑でございますけれども、先ほどお答えさせていただきました、来年度に実施する予定としておりますイベントの、参加者のレモン狩りの体験費用になっております。

予定しておる募集定員30名の、レモン狩りの体験費用を予算計上させていただいているものでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（桑原 一君） 学校教育課長、川村議員の質疑にお答えをさせていただきます。

議案第16号別冊、平成30年度宿毛市一般会計予算、117ページでございます。

第9款教育費、第1項教育総務費、2目事務局費、7節賃金、臨時雇用賃金832万2,000円の内容についてでございます。

これは、事務局の臨時職員を雇用させていただきたく、計上させていただいているもので、その内訳としましては、そのうちの191万円につきましては、事務局員が育休を30年度とする予定にしておりますので、その代替の臨時職員となっております。

残る641万2,000円につきましては、山岡議員の一般質問で教育長のほうから答弁をさせていただきましたように、教員の多忙化解消プランづくりの中の1項目といたしまして、これまでに学習面であったり、生活面であったり、支援員の配置をしてきているんですけども、それ以上に環境美化の活動であったりとか、各種資料の作成であったり、印刷であったりという業務については、教員の方々にやっただいておりますので、そういった業務を担わせていただく支援員を、市の臨時職員として雇用させていただいて、配置をさせていただければと思っております。

支援員につきましては、市内小中学校に4名、雇用をさせていただきたいと思っております、もちろん4名が各校1名の配置にはなりませんので、4名で3校ないし4校を担当していただいて、週に1日か2日程度は、学校のほうに配置できるように、臨時職員の雇用をさせていただければと思っております。

なお、夏季休業中の8月の1カ月間については、未配置にさせていただきたいと思っております、年間11カ月の配置を考えさせていただいております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 生涯学習課スポーツ振

興室長。

○生涯学習課スポーツ振興室長（有田巧史君）

生涯学習課スポーツ振興室長、2番、川村議員の質疑にお答えさせていただきます。

議案第16号別冊、平成30年度宿毛市一般会計予算。129ページ。

第9款教育費、第5項保健体育費、3目社会体育振興費、13節の委託料。東京オリパラ競技大会事業合宿支援委託料422万7,000円の事業内容についての御質問でございます。

本事業は、御承知のように、本市が昨年7月にオランダを相手国としまして、県に追加する形で、ホストタウンの登録を受けまして、2020東京オリンピックホストタウンの関連事業といたしまして、昨年11月21日から12月2日まで、オランダ自転車女子ナショナルチームの監督、そして選手など、リオオリンピック金メダリスト選手も含めまして、8名の方々が、東京オリンピックの事前合宿を、本市を中心に、長距離コースであるとか、本市では高低差があるコースもありますので、さまざまなコースを走られまして、合宿を行っていただいたところでございます。

そういう経過がありまして、さらに、ぜひ来年度におきましても、オランダとのさらなる交流促進の契機というふうに捉えまして、ともにオランダとのホストタウンの登録を受けております高知県と連携して、オランダ自転車チームによります本市でのオリンピック事前合宿にお越しをいただくため、合宿支援委託料として、前振り長くなりましたけれども、422万7,000円を予算計上いたしましたものであります。

ただ、合宿の日程や、お越しいただける選手の人数等々は決まっておりますが、昨年の合宿におきまして、お越しいただく際に、急遽、お越しいただけることが決定しましたものですから、予算もそのときは専決となったことも踏

まえまして、今回は事前に、しっかりと準備して、そういったことができるように、当初の段階で予算計上をさせていただいたというものでございます。

さらに、事業の内訳を申しますと、昨年、お越しいただける際に、当初は監督と選手12名でありましたので、今回も12名で算出をいたしております。

宿泊日数につきましても、前回同様の11泊ということで算出をいたしております。

少し細かい事業の内訳の説明になるかもしれませんが、合宿支援ということございまして、まず、合宿受入の事前、事後の調整として、3日分の人件費、それから、次にお越しいただいた際の歓迎会の費用としまして、監督、選手分を見ております。

選手等の移動費としまして、オランダからお越しいただけるということで、航空運賃、羽田から高知間、往復12名分、そしてバスの借り上げとして、成田から羽田往復分と、高知空港から市内の宿泊施設までの往復分。また、宿毛で監督が乗ったり、荷物を載せるためのレンタカー代、さらに、先ほど申し上げましたように、12名11泊分の宿泊、食事代。

最後に、通訳をしていただく費用と諸経費合わせまして、合計422万7,000円として予算計上をいたしております。

また、本事業におきましては、県と一緒に事業を実施していることから、昨年の合宿費用におきまして、選手、監督の旅費宿泊費用は県が出している経過がございますが、30年度はオランダから成田までの費用は県の支出予定でございます。ただ、それ以外の事業予算においては、本事業の予算議決をいただきましたら、先ほど説明させていただきました事業費においても、県との費用配分等につきましましては、今後、協議を行っていきたいというふうに思っており

ます。

また、あわせまして事業の委託先におきましても、宿毛市は宿毛市で、高知県は高知県でそれぞれ契約を行うのか、それとも県と一緒にになって契約を行っていくのか、高知県や自転車関係などと調整または連携して、委託先においても取り組んでいきたいというふうに考えております。

長々と申しわけありません。以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） どうも、それぞれの課長、ありがとうございました。

済みません、再質問をさせていただきます。

体験料というのが、レモンの摘み取りの体験料だということは、よくわかりました。

先ほども申し上げましたように、市の職員がどなたかイベントに、本当に体験して、その体験したことを、また今後の婚活イベントに生かしていくのかなと思っておりまして、最近ではシニア婚活パーティーというのもありますので、私もぜひ体験者希望リストに入れてもらおうかと思っておりましたが、そういうことじゃないということですので、自力で頑張ります。

ところで、関連といいますか、昨年行われた、私もこの場で質疑をさせていただきましたレモン婚活、ことしも行うということですが、昨年のレモンは実ったか。昨年のレモン婚活の成果を、もし教えていただければと思います。

それから、もう1点は、学校教育課長ありがとうございました。

教職員の負担の軽減ということで、一般質問でも皆さん、なかなか最近の教育現場は教師にとって厳しい現状であるということが述べられておりましたので、支援員の配置、大変期待しております。

ところで4名、採用をするということのよう

ですが、これは何か、資格は要らないと思うんですが、採用の基準ですね、そういうものももし、あらかじめ決まっておりましたら、教えていただけないでしょうか。

それから、有田室長、ありがとうございます。なかなかスポーツ合宿を誘致するとお金もかかるものだなと思いますが。

もちろんオリンピック選手ですから、自分を高めるために来るわけですが、何か市民との交流ですとか、そういったことは行われるような予定はありませんでしょうか。

この点について、それぞれ課長、よろしくお願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 企画課長。

○企画課長（黒田 厚君） 企画課長、2番、川村議員の再質疑にお答えいたします。

昨年の成果ということでございますが、その前に、大変申しわけございません、先ほどの婚活イベントの体験料につきまして、4万9,000円のところ4万5,000円というふうに説明をしてしまいましたので、訂正のほうをお願いしたいというふうに思います。

昨年の成果、実施いたしました婚活イベントにつきましては、11月11日に男性が13名、女性12名の方々に御参加いただき、事業を実施いたしました。

その結果、4組のカップルが成立、4つの実が実ったというふうになっております。

本市で初めて実施したイベントでございますけれども、このイベントを通じて、その後につながる出会いの場が提供できたものではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（桑原 一君） 学校教育課長、川村議員の再質疑にお答えをいたします。

先ほどの学校運営等の支援をさせていただき、市の臨時職員の資格であったり、選考基準の御質問をいただきましたが、資格につきましては、携わっていただく業務が、先ほど説明をさせていただいたように、それぞれの運営のサポート的な役目でございますので、特に何かの資格を有していることということは、うたうようにはしておりません。

ですので、採用に関しては、こういう基準がありますよというものにはしておりません。

ただ、先ほど答弁をさせていただきましたように、3校ないし4校の配置をさせていただくようになりますので、学校間の移動が生じてきます。そのために、車の免許はないと、なかなか移動ができませんので、そこは最低条件として、お願いしたいなと思っております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 生涯学習課スポーツ振興室長。

○生涯学習課スポーツ振興室長（有田巧史君） 川村議員の再質疑にお答えさせていただきます。

その前に、先ほど、事業内容の説明をさせていただきましたけれども、422万7,000円ということですが、財源の内訳としまして、特別交付税の2分の1の事業となっておりますので、あわせて報告をさせていただきます。

それから、再質疑の、市民との交流ということの御質問でございますけれども、先ほどの費用の中には含まれておりませんが、市民と交流する絶好の機会というふうに捉えておりますので、今後しっかりと考えていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） どうも、3課の皆さん、ありがとうございました。

企画課長、それから学校教育課長には、いつものようにスムーズで、流れるような御答弁ありがとうございます。

そしてまた、生涯学習課におかれましては、課長がインフルで戦線離脱というところを、本当に有田室長が最前線に立たれまして、しっかりと御答弁をいただき、心のこもった御答弁ありがとうございます。

ぜひ、課長が職場復帰の折には、おいしいお酒でも飲ませてもらってください。

どうもありがとうございました。質疑、これで終わります。

○議長（岡崎利久君） この際、10分間休憩いたします。

午前11時13分 休憩

午前11時26分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） おはようございます。11番、松浦でございます。

これより、本議会に提案されました議案についての質疑を行います。

先ほど、同僚の山戸議員が、補正予算を中心にされましたので、市民クラブとしては、私、新規事業を中心に質疑を行いたいと思います。

まず、初めは、議案第16号別冊の平成30年度宿毛市一般会計についてであります。

52ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、9目開発推進費、13節委託料、その中の宿毛市自転車を活用したまちづくり計画策定業務委託料300万円についてであります。

計画の策定業務にもかかわらず、それに要する予算は300万円が計上されております。そして、新規事業調査表を見ますと、策定期間は30年度1年ということであります。

そこで、委託先の決定について、どのような方法で決定しようとしているのか、まずお伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 企画課長。

○企画課長（黒田 厚君） 企画課長、11番、松浦議員の質疑にお答えいたします。

議案第16号別冊、平成30年度宿毛市一般会計予算、52ページ。第2款総務費、第1項総務管理費、9目開発推進費、13節委託料、宿毛市自転車を活用したまちづくり計画策定業務委託料300万円の委託先の決定方法についての質疑にお答えいたします。

本事業の委託先の決定方法につきましては、事業のより効果的な実施を図るため、ホームページ等で広く企画提案書を募集し、公募型のプロポーザル方式での業者選定を予定しております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 1点、再質疑をさせていただきますが、企画課としては、どのような計画としていこうと考えているのか、もし構わなければお示しをいただきたいと思っております。

○議長（岡崎利久君） 企画課長。

○企画課長（黒田 厚君） 企画課長、11番、松浦議員の再質疑にお答えいたします。

計画内容の質疑についてでございます。

本事業において策定する計画につきましては、単に自転車利用を促進することだけを目的としたものではなく、スポーツ、環境、観光、教育、健康、そういったものに自転車をもたらす複合的な効果を推進し、今まで以上に、市民の自転車に対する理解を深めるとともに、本市を訪れるサイクリストや、一般観光客、また市民に対しましても、自転車を軸として、地域の魅力を高めることによって、本市の活性化を図ることを目的として、サイクリストの受入環境の整備、

交通ルール、マナーアップ施策、モデルコースの検討、自転車を活用した各種イベントなどを、それぞれ計画的に推進するためのアクションプランを含んだ5年間の計画を策定する予定としております。

計画策定に当たりましては、庁内でも推進体制を整備し、また観光協会などの関係機関とも連携を図って、取り組んでいくこととしております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） これも企画課になるかと思いますが、ページ59ページから60ページにかけてだろうと思いますが、第2款総務費、第1項総務管理費、18目ふるさと寄附金費、13節委託料。この数字が新規事業調査表では270万ということになっておりまして、どこに入っているのか、私、十分把握しておりませんので、そこらあたり踏まえて答弁をお願いします。

新規事業調査票を見ますと、市の職員がノウハウを勉強するというふううたわれておりますけれども、その市の職員がノウハウを勉強するのに、270万も要るのかなという思いがいたしますので、事業内容について、説明をお願いします。

○議長（岡崎利久君） 企画課長。

○企画課長（黒田 厚君） 企画課長、11番、松浦議員の質疑にお答えいたします。

議案第16号別冊、平成30年度宿毛市一般会計予算、59ページから60ページとなります。

新規事業調査表のふるさと納税向上対策事業270万円についての質疑について、お答えいたします。

本事業につきましては、59ページ第2款総務費、第1項総務管理費、18目ふるさと納税

寄附金費、12節手数料の385万4,000円のうち、216万円をふるさと納税返礼品説明記事作成手数料として、予算計上をさせていただいております。次の60ページ、同じく第2款総務費、第1項総務管理費、18目ふるさと納税寄附金費、13節委託料、ふるさと納税推進事業業務委託料1,746万9,000円のうち、ふるさと納税向上対策コンサルティング委託料54万円を予算計上させていただき、この2つの事業合わせまして、ふるさと納税向上対策事業として、新規事業調査表を提出させていただいております。

まず初めに、ふるさと納税返礼品説明記事作成事業について、御説明をさせていただきます。

ふるさと納税につきましては、市外の皆様が当市に寄附を行いやすいよう、現在、ふるさとチョイスと、楽天ふるさと納税の2つのポータルサイトに掲載をしております。

そのポータルサイトでは、寄附していただいた際、お礼の品を選んでいただいておりますけれども、寄附額が多い自治体の傾向といたしまして、返礼品の価値や魅力、また生産者の思いを御理解していただけるように、返礼品の説明が充実していること、そういったことから、本市におきましても、返礼品の説明を充実させて、寄附額の向上を目指そうとするものでございます。

具体的には、生産者等に取材を行いまして、商品などの写真、また説明記事を作成することとして、1件当たりの手数料を2万1,600円といたしまして、来年度は100件分を予算計上させていただいております。

次に、ふるさと納税向上対策コンサルティング委託料について、御説明をさせていただきます。

これまで返礼品の拡充や、PR活動の強化によりまして、今年度は3億を超える御寄附をい

ただけるとところでございます。

本事業におきましては、販路拡大などについての専門家から、その寄附データの分析方法や、利活用の仕方、方法、そしてリピーターをふやすための方策、また寄附意欲を高めるための商品構成等の手法を、職員等が学ぶことを予定しております。これによって、本市の知名度と寄附額のさらなる向上につながるものと考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） ありがとうございます。

新規事業調査表を見ると、財源内訳が明記されていないわけですが、ふるさと納税にかかわる関係の予算について、ふるさと寄附金基金繰入金を活用することができないのかどうか、お願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 企画課長。

○企画課長（黒田 厚君） 企画課長、11番、松浦議員の再質疑にお答えいたします。

ふるさと納税向上対策事業270万円のふるさと寄附金基金繰入金の財源措置についての質疑について、お答えいたします。

この寄附金につきましては、寄附者の皆様から、いろんな意向を持って寄附をいただいております。

そういうことから、寄附者の意向に沿った、より多くの事業に寄附金を充当することとしておりまして、本事業につきましては、このふるさと寄附金の充当のほうは行っておりません。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） わかりました。

次は、68ページ、第3款民生費、第1項社会福祉費、2目障害者福祉費、多分、臨時雇用の関係でありますので、7節の賃金402万7,

000円の中だと思いますが、新規事業調査表を見ますと、個別計画の策定を進めるために、臨時職員を雇用して対応していくというふうになっておりますけれども、私としては、要配慮者の個人情報保護の観点から、臨時職員での対応に疑問を感じます。

このことについてお伺いしますとともに、予算の内訳について、お伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（河原志加子君） 福祉事務所長、11番、松浦議員の質疑にお答えいたします。

議案第16号別冊、平成30年度宿毛市一般会計予算、68ページ。

第3款民生費、第1項社会福祉費、2目障害者福祉費、7節賃金、臨時雇用賃金402万7,000円のうち、要配慮者避難支援事業対策事業にかかわる賃金を含む事業費230万8,000円について、御説明いたします。

この事業内容につきましては、この予算書には、要配慮者避難支援対策事業という文言が入っておりませんので、30年度の新規事業調査表の25ページを見ていただければ、より内容がわかってくると思いますので、御確認をいただきたいと思います。

まず、要配慮者避難支援事業対策事業の主な内容といたしましては、災害対策基本法に定められた避難行動要支援者の名簿の作成や、個別避難支援計画の作成を進めるための事業となります。

この個別避難支援計画の策定につきましては、各地域が主体となりまして、自主防災組織、民生委員、消防団等に避難支援関係者としてかかわっていただきながら、策定することとなっておりますが、地域だけでは、なかなか困難であるために、行政から助言や支援をしながら、策定を進めていくものであります。

具体的には、福祉事務所が窓口となり、危機管理課、保健介護課とともに、地域に対して計画の策定の促進を図ってまいりたいと考えております。

臨時職員の雇用に関しましては、名簿作成や計画策定の事務補助を行っていただき、事務の効率化を図ろうとするものであります。

議員より御指摘のありました個人情報の保護に関しましては、臨時職員に限らず、業務にかかわる全てのものに対して、守秘義務が課せられておりますので、本事業におきましても、徹底して進めていきたいと思っておりますし、複数の課で、共同で取り組んでまいりますので、情報の管理についても、チェック機能等により、徹底できるものと考えております。

事業経費の203万8,000円の内訳につきましては、4節共済費、社会保険料として28万8,000円、7節臨時雇用賃金、1名分として201万5,000円、11節需用費、消耗品費として5,000円となります。

なお、この事業は、高知県要配慮者避難支援対策事業費補助金を活用するものでありまして、歳入予算の28ページ、第14款県支出金、第2項県補助金、2目民生費補助金、1節社会福祉費補助金の最終行に、この補助金を掲載しておりまして、補助率2分の1の115万4,000円を計上させていただいております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） わかりました。今、答弁の中で、福祉事務所を窓口としながら、危機管理課、保健介護課連携をして取り組むということであります。

そういう面で、横の連携をしっかりとっていただきたいことと、個人情報の問題については、十分注意をしていただきたいというふうに思います。

次は、89ページ、第4款衛生費、第3項清掃費、1目塵芥処理費、13節委託料、焼却場事前ダイオキシン類調査委託料139万2,000円についてであります。

この問題については、これまでも私自身、一般質問をした経過があるわけですが、調査の内容とあわせて、当然、調査後には取り壊しも計画しているのではないかと思います、今後の業務の流れについて、どのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 環境課長。

○環境課長（岩本敬二君） 環境課長、11番、松浦議員の質疑にお答えいたします。

議案第16号別冊、平成30年度宿毛市一般会計予算、89ページ。

第4款衛生費、第3項清掃費、1目塵芥処理費、13節委託料、焼却場事前ダイオキシン類調査委託料139万2,000円について、御説明させていただきます。

今回の調査につきましては、以前、稼働しており、現在、休止中であり高石ごみ焼却施設のダイオキシン類の測定分析に係る調査業務につきまして、測定計量資格を持つ専門業者へ委託するものであります。

測定につきましては、焼却炉本体の壁や、沿道などの設備内付着物3カ所と、周辺土壌4カ所程度を想定しておりまして、ここで採取した検体を、ダイオキシン類の濃度を分析するものであります。

続きまして、今後の本施設につきましては、ダイオキシン類の調査結果等にはよりまずけれども、ダイオキシン類対策特別措置法等に基づきまして、専門業者による解体にかかわる設計を経まして、解体工事を実施することとなります。

また、これとあわせまして、跡地の利用計画や、財源等も検討していく必要があると考えて

おります。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） この事業、以前、稼働しておった高石の焼却場ということで、この分について、とりあえずは取り組んでいきたいという答弁でございます。

これは質疑にはならないですけれども、二ノ宮の焼却場、今、環境課が入っている施設ですけれども、あそこも休止の状態であります。

特に、二ノ宮の場合は、人家が後ろのほうにありまして、そしてまた市道もあるということで、ここらあたりについても、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいということを申し上げておきます。

次に、学校運営支援員配置事業641万2,000円について、質疑をする予定でございましたけれども、先ほど、川村議員が、僕の言いたいことを全部言うてくれましたので、割愛をさせていただきます。

この教職員の働き方の問題、この議会には何名かの皆さんが、提案を含めて質問した経過がございます。ぜひ、この事業を使って、教職員の働き方、少しでも改善できるように、取り組んでいただきたいということを申し上げて、質疑は省かせていただきます。

次は、議案第32号、55ページからですが、宿毛市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

この中で、農業委員会の会長以下最適化推進委員まで、報酬についてうたわれておりますけれども、その中で、定額部分と能率給という部分がありますが、能率給につきましては、予算の範囲内において、市長が別に定めるというふうになっておりますが、これについての説明を求めます。

○議長（岡崎利久君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（山岡敏樹君） 農業委員会事務局長、11番、松浦議員の質疑にお答えします。

平成30年第1回宿毛市議会定例会議案の55ページ、議案第32号、宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての農業委員会の報酬について、御説明いたします。

宿毛市では、昨年7月20日より、新たな農業委員会となりました。

松浦議員からもありましたように、農業委員11名、農地利用最適化推進委員7名、合計18名で運営をしております。

新しい農業委員会では、農地の許認可業務とともに、農地利用の最適化の推進も必須業務となりました。

具体的には、担い手への農地利用の集積、集約化、遊休農地の発生防止解消、新規参入の促進等を行うものです。

この農地利用の最適化の推進を図るため、国は農地利用最適化交付金事業を実施しております。

農地利用最適化交付金事業は、農業委員会による農地利用の最適化に向けた積極的な活動を推進するための事業であり、実施主体は新しく組織された農業委員会となり、農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じ、手当または報酬の財源として、交付金を交付するものです。

この事業を実施するに当たって、報酬を定額と能率給の2種類を条例で定める必要があるため、今回、条例の一部を改正しようとするものです。

なお、能率給は、農地利用最適化交付金を主たる財源とし、予算の範囲内で市長が別に定める額とは、活動実績に応じた報酬のことを指し

ます。

対象となる活動は、先ほど申しあげました農地利用の最適化についての活動のことで、各委員から提出される活動記録簿により、農地利用最適化交付金実施要綱に定める活動実績に基づき、支給することとしております。

農地利用最適化交付金は、農地利用の最適化に向けた活動実績に応じて、市町村に交付するものであることから、活動実績に応じた交付金は、現に活動したものに対して、その活動日数等に応じて適切に支給するものとしております。

今回の改正は、交付金の趣旨を踏まえまして、農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動実績に応じて配分できるよう、月額基本給及び能率給を定めるとともに、これらの報酬の支給に関する必要な事項を、規則に定めることとしております。

今回の条例改正に伴う予算につきましては、議案第16号別冊、平成30年度宿毛市一般会計予算、29ページ、第14款県支出金、第2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、1節農業費県補助金のうちの農地利用最適化交付金129万6,000円となります。

積算内訳としましては、一月当たり6,000円掛ける18人の十二月分となります。

一月の活動実績に基づき、一月6,000円を限度に、年度末に支給するものとなっております。

歳出予算につきましては、92ページ、第5款農林水産業費、第1項農業費、1目農業委員会費、1節報酬、農業委員会報酬638万4,000円のうち129万6,000円となっております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 私が聞きたかったのは、予算の範囲内という部分で聞きたかったわ

けですけれども、十分理解をすることができました。

最後に、議案第56号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてということで、今回、新たに妹背山の展望台の関係について、変更計画が出されております。

当初予算でも185万2,000円ということでありましたけれども、入札減だろうと思えますが、172万8,000円ということになっております。

そこで、今回初めて、観光分野が辺地にかかわる総合整備計画が出たわけですけれども、これについての説明を求めたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 総務課長。

○総務課長（河原敏郎君） 総務課長、松浦議員の質疑にお答えします。

議案第56号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についての御質問ですが、まず、観光施設であります妹背山展望台の改修工事について、当初予算計上額である185万2,000円と、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更における事業費の172万8,000円に減額になっている理由につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備計画を作成する時点では、既に修繕工事の金額が確定していたために、実際にかかった費用であります172万8,000円を、総合整備計画書に記載しております。

次に、当初予算の審議の際には、観光事業についての辺地に係る公共的施設の総合整備計画が示されず、今回、新たに変更計画が示された理由についてですが、辺地債を適用させる場合に、まず4月から5月にかけて、辺地債を含む起債計画書のヒアリングを、県と行います。

ヒアリングの結果によりまして、起債適用可能となれば、辺地に係る公共的施設の総合整備計画策定について、別途、県と協議を行いまし

て、県からの回答が出れば、早ければ9月議会にて、辺地に係る公共的施設の総合整備計画を提案をしているところでございます。

本事業の場合は、当初の段階では、一般財源で修繕工事を行うことで予算計上をしておりましたが、沖の島という辺地地域での事業となるため、何か有利な財源はないかと、県と協議をしている中で、展望施設であることを理由に、辺地債を適用できることが判明をいたしました。

その後、県と辺地に係る総合整備計画変更協議を行いまして、平成30年2月に、県からの回答が出たため、今議会に辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更を提案させていただきました。

辺地債が適用となれば、事業費の100%を起債充当でき、借入額の80%を後年度普通交付税措置とされることで、財源を確保できますので、何とぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 県との協議の中で、そういう面では有利なという部分でございます。ありがとうございます。

以上で私の質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） ちょうど12時の時報も鳴るようですが、もう少しおつき合いを願いたいというふうに思います。

私が質疑をいたしますのは、4点であります。順次、1問ずついきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

まず、議案第16号別冊、平成30年度宿毛市一般会計予算の47ページ、第2款第1項5目7節の会計課の、会計管理費の臨時賃金ということでお聞きをしたいと思います。

会計課といえば、もともとは収入役という役

職があって、宿毛市の金庫番ということでやっておりました。

現金を扱うことがほとんどですので、職員は、臨時は余りよろしくないよというのが、今までの考え方でございました。

何年か前から臨時の方もおられたようですが、今回、当初予算で臨時雇い賃金の62万3,000円が上程されておりますが、これについての考え方と、内容をお示し願いたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 会計管理者兼会計課長。

○会計管理者兼会計課長（山下哲郎君） 会計管理者兼会計課長、寺田議員の質疑にお答えします。

議案第16号別冊、平成30年度宿毛市一般会計予算、47ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、5目会計管理費、7節の臨時雇い賃金62万3,000円について、御説明します。

会計課職員が、昨年2月より産休、育休を継続しているため、復職予定の7月までの間を、引き続き臨時職員で対応しようとするものでございます。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 産休、育休ということになれば、職員の当然の権利でございますので、産休、育休中は異動をしないということも、基本的な考えということですので、いたし方ない、早く復職してくれることを願うということで、この部分についての再質疑はいたしません。

ありがとうございました。

続きまして、議案第21号別冊、平成30年度宿毛市学校給食特別会計予算の10ページ、給食配送車購入費ということで、691万5,000円が計上されておりますが、配送車を更新するという事だろうと思うんですが、現在の保有台数、また使用年数について、お示しを

願いたいと思いますし、今後の更新計画等があれば、またお示しを願いたいというふうに思います。

○議長（岡崎利久君） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（杉本裕二郎君） 学校給食センター所長、12番、寺田議員の質疑にお答えします。

議案第21号別冊、平成30年度宿毛市学校給食事業特別会計予算、10ページ。

第1款総務費、第1項総務管理費、1目学校給食センター運営費、18節備品購入費、給食配送車購入費691万5,000円について、御説明します。

現在、学校給食センターは、給食配送車4台を所有し、沖の島小学校を除く市内の小中学校13校に学校給食を配送しております。

給食配送車4台のうち3台が、購入から既に20年以上が経過し、車体コンテナも老朽化していることから、平成29年度から1台ずつ、給食配送車を購入する計画としております。

平成30年度に購入を予定しています給食配送車は、普通貨物車で排気量3000CCクラス、最大積載量2,000キログラムで、食缶コンテナ6台が積載可能なコンテナ車を予定しております。

少し長くなりますが、コンテナの本体は、給食配送車仕様として、アルミ製コンテナ保冷仕様、内装材は抗菌アルミ板仕様ということで、前面、側面、天井面も抗菌アルミ板仕様とし、荷台床はステンレス仕様として、また附属品として、温度・湿度計、バックブザー、バックモニター、ドライブレコーダーを備えたものとしております。

また、給食配送車コンテナの側面には、今後、小学校、中学校から募集する図案、デザインによるラッピング塗装を考えております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） ありがとうございます。

内容の詳しい説明をいただきましたが、配送車のみならず、給食センターはこれまでも一般質問等にも出ていたように、施設そのものが老朽化をしているということでもありますので、これから先、これを執行部のほうで、考えることにもなるんですが、やはり考えていただきたいというふうに思います。ありがとうございます。

続きまして、議案第28号別冊、平成30年度宿毛市水道事業会計予算について、お聞きをいたします。

今月号の宿毛市の広報にも出ておりますが、水道料金と下水道使用料のコンビニエンスストアでの支払いが可能になるということで、予算が、23ページですか、債務負担という形で出ております。これについての御説明を願いたいというふうに思います。

○議長（岡崎利久君） 水道課長。

○水道課長（金増信幸君） 水道課長、12番、寺田議員の質疑にお答えいたします。

議案第28号別冊、平成30年度宿毛市水道事業会計予算、23ページになります。

債務負担行為に関する調書、水道料金とコンビニエンスストア収納業務についての内容についてでございます。

ただいま議員、宿毛市の広報3月号を見られて、御紹介いただきましたが、間もなく4月から、コンビニでの水道料金及び下水道料金の支払いが始まってまいります。これまで、水道料金等につきましては、休日、土日、夜間等につきましては、納付できないという状況でございましたが、コンビニ収納が始まることによりまして、曜日にかかわらず、時間にかかわらず、いつでも水道料金等が納付できるという形にな

ります。

また、水道料金につきましては、市外に転出された方につきましては、市外でお支払いをしていただくということが必要になってまいります。

その際、これまでは郵便局等で限られた時間の中で納付していただいていたんですが、コンビニ収納が始まると、全国どこでも、いつの時間でも納付いただけるということで、各段の便利さが進むというふうに考えております。

予算、23ページに、債務負担行為の限度額415万円について記述しておりますが、内容について、御説明させていただきます。

コンビニ収納の月額基本料1万800円、そして1件当たりの手数料が64.8円になります。現在、直接納付されている方の約半分、50%が使用されるとしまして、900人の利用を考えております。1年間83万円、そして5年間の債務負担行為でございますので、415万円を上限額として計上させていただいたところでございます。

なお、本年度、収納代行業者を選定してございまして、株式会社しんきん情報サービスでございますけれども、既にシステム、そして各提携するコンビニ等のテストも終了しておりますのでございます。

また、先ほど、議員御指摘のとおり、広報につきましては、広報すくも3月号でお知らせをしております。

情報を見られた方から問い合わせ、あるいは大変便利になるなというふうなお声も聞かせていただいております。

いずれにいたしましても、私ども水道課、こういった1件1件の便利になる取り組み、それから日常の施設の点検等を続けてまいりたいというふうに考えております。

なお、昨日、川田議員の一般質問の中で、老

朽化した排水管の工事をしている際に、地下から水道管の断裂したものが出たということがございました。

御承知のとおり、水道管につきましては、地中に多く埋まっておりますので、なかなか破損した場所を特定すること、これは難しいことでございますけれども、私どもといたしましては、漏水調査、あるいはこのような老朽管の布設がえを行って把握しておるところでございますが、何より、一番こういった漏水を発見していただきますのは、市民の皆さんが水道が漏れておるよというふうなことを、私どもに情報提供していただきますことによりまして、修繕いたしまして、安全に確保できておるということでございますので、改めましてこの場を通じまして、水道施設の水が漏れておったとか、何か異常がありましたら、水道課のほうに情報をお寄せいただきたいというふうに思っております。

水道課といたしましては、できるだけ便利な方法で、利用者の方の利便性を向上させるとともに、施設の整備、点検、管理をして、安心安全な水、そして何よりおいしいお水の提供をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） コンビニ収納をすることによって、水道利用者が便利になるということで、収納率がちょっとでも向上することを願っております。

ありがとうございました。

続きまして、最後の質疑になりますが、議案第42号、宿毛市国民健康保険高額療養費貸付条例の一部を改正する条例について、お聞きをいたしたいと思っております。

この議案、9条を次のように改めるということで、議案としては、改正する部所だけが出ておりますので、内容について、どのような形で

変更をするのかについて、お聞きをしたいと思っております。

また、保険加入者に対する影響があるのかないのかについても、あわせてお聞きをしたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市民課長。

○市民課長（立田ゆか君） 市民課長、12番、寺田議員の質疑にお答えいたします。

議案第42号、宿毛市国民健康保険高額療養費貸付条例の一部を改正する条例につきまして、御説明をさせていただきます。

まず、医療保険制度には医療費の家計負担が重くならないよう、医療機関や薬局に支払う医療費が1カ月で上限を超えた場合、その超えた額を支給する高額療養制度があります。

高額療養費の払い戻しを受けるには、診療月から3カ月以上後になるため、当面の医療費の支払いに充てる資金として、無利子で貸し付けを行う高額療養費貸付制度を実施しています。

平成19年4月より、限度額適用認定書を医療機関へ提示することで、自己負担限度額のみを支払いで済むようになり、近年は高額療養費貸付制度を利用される方は減少しています。

平成29年度は、3月13日現在、5名の方に貸し付けをして、行っております。

この高額療養費の貸し付けにつきましては、条例のあるように、条例に載せているんですが、他の基金のように、定期で管理せず、いつでも貸し付けができるように、普通預金として200万円の高額療養費貸付基金を保有し、申請に基づき、貸し付けを行っております。

平成30年度の制度改正に伴いまして、事務の明確化を図るため、国民健康保険事業の特別会計に貸付金という歳出予算を計上し、そこから貸し付けを行う方法に変更するための条例改正となっております。

現在、基金にある200万円については、平成29年度末に国保特別会計へ繰り入れを行います。

また、平成30年度の高額療養費の貸し付けにつきましては、平成30年度宿毛市国民健康保険特別会計予算に、基金と同額の200万円を予算計上し、貸し付けを行ってまいります。

なお、この条例改正により、被保険者の手続についての変更は全くありません。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） ありがとうございます。

貸付金についての運用が、より明確になるということで、今回の条例改正をしようということのようですので、また、利用者については変更がないということですので、安心して利用できるんじゃないかというふうに思います。

以上で、私の質疑は終わりますが、私が質疑をした4人の担当課長の皆様は、3月末をもって退職をされるということです。長い間、本当に御苦労さまでした。これからもまた、市政に対して、いい意見を述べていただければ一市民となっていきたいというふうに思います。本当に御苦労さまでした。

これで私の質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） ほかに質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案のうち、「議案第1号から議案第3号まで」の3議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第1号から議案第3号まで」の3議案は、委員会の付託を省略することに決しました。

ただいま議題となっております「議案第4号から議案第49号まで及び議案第51号から議案第56号まで」の52議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託をいたします。

お諮りいたします。

議案等審査のため、3月15日、3月16日、3月19日、3月20日及び3月22日、3月23日並びに3月26日は休会いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、3月15日、3月16日、3月19日、3月20日及び3月22日、3月23日並びに3月26日は、休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

3月15日から3月26日までの12日間は休会し、3月27日午前10時より再開をいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後 0時21分 散会

議案付託表

平成30年第1回定例会

付託委員会	議案番号	件名
予算決算 常任委員会 (25件)	議案第4号	平成29年度宿毛市一般会計補正予算について
	議案第5号	平成29年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について
	議案第6号	平成29年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について
	議案第7号	平成29年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について
	議案第8号	平成29年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について
	議案第9号	平成29年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について
	議案第10号	平成29年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について
	議案第11号	平成29年度幡多西部介護認定審査会特別会計補正予算について
	議案第12号	平成29年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について
	議案第13号	平成29年度宿毛市土地区画整理事業特別会計補正予算について
	議案第14号	平成29年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について
	議案第15号	平成29年度宿毛市水道事業会計補正予算について
	議案第16号	平成30年度宿毛市一般会計予算について
	議案第17号	平成30年度宿毛市国民健康保険事業特別会計予算について
	議案第18号	平成30年度宿毛市へき地診療事業特別会計予算について
	議案第19号	平成30年度宿毛市定期船事業特別会計予算について
	議案第20号	平成30年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計予算について
	議案第21号	平成30年度宿毛市学校給食事業特別会計予算について
	議案第22号	平成30年度宿毛市下水道事業特別会計予算について
	議案第23号	平成30年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計予算について
議案第24号	平成30年度幡多西部介護認定審査会特別会計予算について	
議案第25号	平成30年度宿毛市介護保険事業特別会計予算について	
議案第26号	平成30年度宿毛市土地区画整理事業特別会計予算について	
議案第27号	平成30年度宿毛市後期高齢者医療特別会計予算について	
議案第28号	平成30年度宿毛市水道事業会計予算について	
総務文教 常任委員会 (14件)	議案第31号	宿毛市ふるさと寄附金条例の一部を改正する条例について
	議案第33号	宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第34号	宿毛市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第35号	宿毛市産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について

<p>総務文教 常任委員会 (14件)</p>	<p>議案第36号 議案第37号 議案第38号 議案第40号 議案第41号 議案第42号 議案第49号 議案第54号 議案第55号 議案第56号</p>	<p>宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について 宿毛市立公民館使用条例の一部を改正する条例について 宿毛市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例について 宿毛市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について 宿毛市国民健康保険条例の一部を改正する条例について 宿毛市国民健康保険高額療養費貸付条例の一部を改正する条例について 農村地域工業等導入における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例について 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について</p>
<p>産業厚生 常任委員会 (13件)</p>	<p>議案第29号 議案第30号 議案第32号 議案第39号 議案第43号 議案第44号 議案第45号 議案第46号 議案第47号 議案第48号 議案第51号 議案第52号 議案第53号</p>	<p>宿毛市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について 宿毛市空家等対策協議会条例の制定について 宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について 宿毛市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について 宿毛市介護保険条例の一部を改正する条例について 宿毛市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について 宿毛市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について 宿毛市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について 宿毛市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について 宿毛市都市公園条例の一部を改正する条例について 市道路線の認定について 市道路線の認定について 市道路線の認定について</p>

平成30年
第1回宿毛市議会定例会会議録第5号

1 議事日程

第22日（平成30年3月27日 火曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第49号まで及び議案第51号から議案第56号まで
（議案第1号から議案第3号まで、討論、表決）

（議案第4号から議案第49号まで及び議案第51号から議案第56号まで、
委員長報告、質疑、討論、表決）

第2 委員会調査について

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第49号まで及び議案第51号から議案第56号ま
で

日程第2 委員会調査について

3 出席議員（14名）

1番 川田 栄子 君	2番 川村 三千代 君
3番 原田 秀明 君	4番 山岡 力 君
5番 山本 英 君	6番 高倉 真弓 君
7番 山上 庄一 君	8番 山戸 寛 君
9番 岡崎 利久 君	10番 野々下 昌文 君
11番 松浦 英夫 君	12番 寺田 公一 君
13番 宮本 有 二 君	14番 濱田 陸紀 君

4 欠席議員

なし

5 事務局職員出席者

事務局 長 朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長 小野 り か 君
兼調査係長
議事係長 奈良 和美 君

6 出席要求による出席者

市 長 中平 富宏 君

副市長	岩本昌彦君
企画課長	黒田厚君
総務課長	河原敏郎君
危機管理課長	楠目健一君
市民課長	立田ゆか君
税務課長	児島厚臣君
会計管理者兼 会計課長	山下哲郎君
保健介護課長	中山佳久君
環境課長	岩本敬二君
人権推進課長	沢田美保君
産業振興課長	上村秀生君
商工観光課長	山戸達朗君
土木課長	川島義之君
都市建設課長	中町真二君
福祉事務所長	河原志加子君
水道課長	金増信幸君
教育長	出口君男君
学校教育課長 補佐	酒谷幸夫君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	和田克哉君
学校給食 センター所長	杉本裕二郎君
農業委員会 事務局長	山岡敏樹君
選挙管理委員 会事務局長	岩田明仁君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時03分 開議

○議長（岡崎利久君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「議案第1号から議案第49号まで及び議案第51号から議案第56号まで」の55議案を一括議題といたします。

これより、「議案第1号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第1号」は、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第1号」は、これを承認することに決しました。

これより、「議案第2号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第2号」は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第2号」は、これに同意することに決しました。

これより、「議案第3号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第3号」は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第3号」は、これに同意することに決しました。

これより、「議案第4号から議案第49号まで及び議案第51号から議案第56号まで」の52議案について、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（山戸 寛君） 予算決算常任委員長。

本委員会に付託された議案第4号から議案第28号までの25議案について、審査の概要と結果を御報告いたします。

議案の審査に当たっては、効率的な審議を行うため、本委員会を二つの分科会に分けて、3月15日、16日、19日、20日の4日間にわたり審議を行いました。

その後、3月23日に意見調整のための全体委員会を開催し、各分科会の主査の審議結果の報告と質疑を経て、意見調整を行った結果、本委員会に付託された議案25件につきましては、原案を適当と認め、可決すべきものと決しました。

以下、分科会における主な審査概要について、御報告いたします。

まず、第1分科会主査より、次のような審査概要の報告がありました。

議案第4号別冊、平成29年度宿毛市一般会計補正予算（第7号）の45ページ。

第9款教育費、第3項中学校費、2目教育振興費、13節委託料、外国語指導業務委託料135万円の減額についてであります。

委員からは、減額となった理由について質問があり、執行部からは、債務負担行為を設定していなかったため、29年度に入ってから2カ月ほど、プロポーザル方式に基づいた業者選定等に時間がかかり、実質の委託期間が約10カ月となってしまった。

その期間短縮に伴う見合い分を減額するものである、との回答がありました。

委員からは、4月から外国語指導を受けることはできなかったのか、との質問があり、執行部からは、今年度からは、事業の前年度より債務負担行為を設定し、児童が4月から指導が受けられるよう努める、との回答がありました。

続きまして、議案第16号別冊、平成30年度宿毛市一般会計予算の44ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費、8節報償費、地区長報償費、1,355万5,000円についてであります。

委員からは、地区長報償費の取り扱いについては、近隣の市町村はどうなっているのか、との質問があり、執行部からは、幡多地区においては、ほとんどの市町村が自治会への支給として運用しているが、宿毛市は地区長個人へ支給しているとの回答がありました。

また、委員からは、地区長個人に支給されているにもかかわらず、地区によって運用はさまざまである。市で統一はできないのか、との質問があり、執行部からは、現在は裁量権を地区に任せたとような支給になっているが、地区長報償費の取り扱いについては、地区長連合会の役員にも意見を聞きながら、来年度を目途に今後の取り扱いを検討する予定である、との回答がありました。

続きまして、48ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、7目企画広報費、8節報償費、空き家バンク登録奨励金30万円についてであります。

委員からは、登録するだけで奨励金が受けられるということにもなりかねない。審査が必要になってくるのではないかと、との質問があり、執行部からは、交付対象とする空き家は、安価で、移住者にのみ貸し出し、かつ改修の必要のない家屋であるなど、一定の条件を設ける予定である。登録された空き家が不足している状況であり、登録促進の起爆剤になればと考えている、との回答がありました。

また、委員からは、環境課において空き家調査も始まっており、少なくとも市役所内での情報共有を行うなど、連携を図り、取り組んでもらいたいとの意見がありました。

続きまして、114ページ、第8款消防費、第1項消防費、2目非常備消防費、18節備品購入費、1,142万4,000円についてであります。

本予算は、小型動力ポンプ付積載車の購入に係る予算であり、委員からは、普通免許で運転できる車両総重量や、積載量について、道路交通法が改正されたが、消防車両は普通免許で大丈夫なのか、との質問があり、執行部からは、ほとんどの車両が普通免許では運転できない状況である。

現在の消防団員は、中型以上の免許を持っているため支障はないが、今後は普通免許しか持っていない消防団員がふえてくることも想定されるため、運転可能な免許取得のための補助金も、検討が必要になってくるとの回答がありました。

続きまして、118ページ、第9款教育費、第1項教育総務費、3目教育研究所費、7節賃金、小中一貫教育コーディネーター支援事業賃金182万円についてであります。

本予算は、平成30年度より教育研究所が主体となり、小中一貫教育の研究を進めるに当たり、臨時職員を雇用するものであります。

委員からは、政務活動で、義務教育学校について視察を行う中で、義務教育学校のほうが効率が高いのではないかと感じたが、なぜ小中一貫教育の研究を進めるのかとの質問があり、執行部からは、小中の連携を深めながら、9年間を見据えて、一貫的に取り組めるような学校の運営が望ましいと考え、小中一貫の研究を進めていきたいと考えている、との回答がありました。

また、委員からは、複数の小学校と連携する場合、中学校への負担が大きいのではないかと、との質問があり、執行部からは、中学校教員に負担がかかるため、ほかの市町村では、単独事業で支援教員を派遣するなど、取り組みが行われており、宿毛市においても、最善の方法を検証する予定である、との回答がありました。

次に、第2分科会主査より、次のような審査概要の報告がありました。

まず、議案第16号別冊、平成30年度宿毛市一般会計予算、94ページ。

第5款農林水産業費、第1項農業費、3目農業振興費、情報サイトセットアップ委託料37万8,000円、及び情報サイト使用料168万円について、報告します。

本件は、情報発信サイトさとむすびへ宿毛産品の情報を提供し、PRを図るとともに、ふるさと納税額の増加や、地産外販を促進するもので、委員からは、このサイトへ登録している市町村は、高知県でどれだけあるのか、との質問があり、執行部からは、宿毛が初めてである、との回答がありました。

委員からは、飲食店等へ直接PRできるサイトを活用することは、大変評価でき、期待もしている。今後、成功事例となるよう、尽力してもらいたいとの意見がありました。

続いて、103ページ。第6款商工費、第1項商工費、5目観光費、道の駅施設整備アドバ

イザー手数料60万円について、報告します。

本件は、道の駅すくも、すくもサニーサイドパークの全面改修も視野に入れた検討を行うに当たり、先進的な活動をしている講師を招聘するもので、委員からは、事業内容はどのようなことを考えているのか、との質問があり、執行部からは、老朽化が著しい現状の施設において、全体を見直ししなければいけない状況であると考えている。

そんな中、全面改修なのか、一部改修なのか、先進的な取り組みを行っている方をアドバイザーとして招聘し、講演を行うことで、市民の方々にも広く意見を伺い、道の駅の今後を考えていきたいとの回答がありました。

委員からは、市民の関心も高い事業となっているので、長期的なビジョンをもって実施してほしいとの意見がありました。

続いて、同ページ、第6款商工費、第1項商工費、5目観光費、宿毛の魚おもてなし事業委託料443万円についてですが、本件は、29年度に引き続き、委託による魚を活用したメニュー開発を行うものです。

委員からは、平成29年度事業で開発したしゃぶしゃぶは要予約となっており、利用しにくい面もあると思うが、30年度においては、どのようなメニュー開発を考えているのか、との質問があり、執行部からは、29年度においてはメインとなるメニュー開発に取り組んだため、今後は宿毛の魚を生かしたサブメニューについても検討を行いたい。また、デザートやお土産も開発してもらいたいとの要望を受けているので、それらも含めて検討していくとの回答がありました。

委員からは、魚を活用した事業を展開している中で、「日本一魚がおいしいまち」という宣言をしているが、議会への説明、報告がなかった。

この事業に限らず、他の事業でも散見されるが、このような状況のもとでは、市民等への説明や、県外の方への周知等、議会としての協力、取り組みも十分には行えない。もっと積極的に議会への情報提供をしてほしいとの意見がありました。

続いて、108ページ、第7款土木費、第2項道路橋梁費、3目道路新設改良費、市道改良工事費3,400万円についてですが、委員からは、29年度当初と比べ、190万円程度の減額となっている。老朽化した市道が多い中、もう少し積極的な予算計上をするべきではないかとの質問があり、執行部からは、維持補修工事については、29年度からは500万円程度増額し、対応するとの回答がありました。

委員からは、生活道路についても、路面の損傷が激しく、高齢者等が生活しにくい道路が多く存在しているので、改修が進むよう、予算配分は検討してもらいたいとの意見がありました。

以上で、今委員会に付託されました25議案について、審査結果の報告を終わります。

○議長（岡崎利久君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（松浦英夫君） おはようございます。総務文教常任委員長。

本委員会に付託されました14議案の審査結果の御報告をいたします。

議案第31号は、宿毛市ふるさと寄附金条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、施行から約10年が経過し、ふるさと納税を取り巻く環境は大きく変わってきており、それとともに、寄附者が寄附金の用途を指定しない件数も増加してきている。より寄附者の思いに応えられる寄附制度を構築するためにも、寄附金の用途を変更するための条例の一部を改正しようとするものであります。

委員からは、寄附者がみずからの寄附金を財源として実施する事業を指定する際に、改正す

る事業区分の名称は抽象的であるため、具体的な事業を提示するなど、周知を図ってもらいたいとの意見がありました。

議案第33号は、宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、沖の島町で勤務する職員への特地勤務手当の改定を行うため、所要の改正をするものであります。

議案第34号は、宿毛市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、国家公務員の退職手当の引き下げ勧告に伴い、本市においても、国家公務員と同様の引き下げを行うために、所要の改正を行うものであります。

議案第35号は、宿毛市産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、上位法である企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第36号は、宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、平成30年度から、国保財政の運営主体が県に移ることに伴い、新たに標準保険料率や国保事業費納付金などが示され、それに伴い、課税額の内容を改正するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第37号は、宿毛市立公民館使用条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、公民館利用者の利便性の向上を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第38号は、宿毛市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、平成30年4月1日より、保健介護課と福祉事務所にまたがり、高齢者部門の業務を集約して、長寿政策課が設置されることに伴い、福祉事務所における老人福祉法に係る事務が移行されるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第40号は、宿毛市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、後期高齢者医療制度における被保険者の住所地特例の規程が、平成30年4月1日より見直されることに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第41号は、宿毛市国民健康保険条例の一部を改正をする条例についてであります。

本案は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律による改正後の国民健康保険法第11条第2項の規定により、国民健康保険運営協議会の名称が変わることに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第42号は、宿毛市国民健康保険高額療養費貸付条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、国民健康保険の高額療養費の貸与について、現状の高額療養費貸付基金からの貸し付けから、国民健康保険事業特別会計からのそれに変更するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第49号は、農村地域工業等導入における固定資産税の課税免税に関する条例を廃止する条例についてであります。

本案は、本条例が本市における工業振興を目的として高知西南中核工業団地への工場進出に対し、5年間の固定資産税の課税免除を適用するために制定していたが、その適用期間も終了し、それにかわる同様の優遇措置を講じる条例

も制定されているため、本条例を廃止しようとするものであります。

議案第54号及び56号は、いずれも辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてであります。

議案第54号は、宿毛西部辺地の市道藻津海岸線の脇の川橋を改修するに当たり、また議案第55号は、宿毛南部辺地の市道石原添ノ川線の石原橋を修繕するに当たり、いずれも辺地対策事業債の申請のため、本計画を策定する必要があるため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第56号は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてであります。

本案は、平成29年12月20日に議決された沖の島辺地の市道母島古屋野線のガードケープル更新事業に追加して、同辺地の妹背山山頂の展望台の改修を行うに当たり、辺地対策事業債の申請のため、本計画を変更する必要性が生じたため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上14議案につきましては、担当課から詳しい説明を受ける中で、慎重に審査した結果、いずれも原案を適当であると認め、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案14件についての報告を終わります。

○議長（岡崎利久君） 産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（川村三千代君） 産業厚生常任委員長、本委員会に付託されました議案13件についての審査結果を御報告いたします。

議案第29号は、宿毛市指定居宅介護支援等

の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてでございます。

内容につきましては、介護保険法の改正により、平成30年4月1日から居宅介護支援事業所の指定権限が県から市に移譲されることとなりますので、それに伴い、新たに条例を制定しようとするものです。

議案第30号は、宿毛市空家等対策協議会条例の制定についてでございます。

内容につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法第7条第1項の規定に基づき、宿毛市空家等対策協議会を設置する必要が生じたので、新たに条例を制定しようとするものです。

議案第32号は、宿毛市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、農業委員会による農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じた加算額を支給するため、また、宿毛市国民健康保険条例の一部改正により、国民健康保険運営協議会の名称が変わるのに合わせて、委員の名称を変更するため、そして空家等対策協議会委員の報酬を新たに定めるために、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第39号は、宿毛市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、特定教育、保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準や、子ども・子育て支援法施行規則等の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第43号は、宿毛市介護保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、第1号被保険者の介護

保険料について、平成30年度から3年間の保険料率を規定する必要があること、及び地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第44号、宿毛市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、及び議案第45号、宿毛市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、並びに議案第46号、宿毛市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、いずれも指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、それぞれの条例の一部を改正しようとするものです。

議案第47号は、宿毛市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、介護保険法施行規則の一部を改正する省令の公布により、主任介護支援専門員の定義規程に関する改正が行われたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第48号は、宿毛市都市公園条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、都市公園法施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第51号から第53号までの3議案は、市道路線の認定についてでございます。

内容につきましては、港ヶ丘1号線、2号線、3号線の3路線について、道路法第8条第2項の規定に基づき、道路の路線を認定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

以上13議案につきましては、担当課から詳しい説明を受ける中で、慎重に審査した結果、原案は適当であると認め、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました議案についての報告を終わります。

○議長（岡崎利久君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「議案第4号から議案第49号まで及び議案第51号から議案第56号まで」の52議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第4号から議案第49号まで及び議案第51号から議案第56号まで」の52議案を一括採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡崎利久君） 全員起立であります。

よって「議案第4号から議案第49号まで及び議案第51号から議案第56号まで」の52議案は、原案のとおり可決されました。

日程第2、委員会調査についてを議題といた

します。

各常任委員長及び議会運営委員長から、目下委員会において調査中の事件については、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上で、今期定例会の日程は全て議了をいたしました。

閉会に当たり、市長から挨拶の申し出がありますので、発言を許します。

市長。

○市長（中平富宏君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る3月6日に開会をいたしました今期定例会は、本日までの22日間、議員の皆様におかれましては、連日、熱心に御審議をいただき、御提案申し上げました56議案につきまして、それぞれ原案のとおり御決定をいただき、まことにありがとうございます。

今会期中に、一般質問や質疑等を通じましてお寄せいただきました貴重な御意見や御提言につきましては、今後、さらに検討をいたしながら、市政の執行に反映させてまいりたいと考えております。

平成30年度を迎えるに当たり、基本的な考え方につきましては、行政方針の中で申し上げましたとおり、平成29年度に掲げました5本の柱をさらに磨き上げ、全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えておりますので、市民並びに議員の皆様方におかれましては、今後とも、

より一層の御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） 以上で、市長の挨拶は終わりました。

これにて、平成30年第1回宿毛市議会定例会を閉会いたします。

午前10時36分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

宿毛市議会議長 岡崎利久

宿毛市議会副議長 山上庄一

議員 川田栄子

議員 川村三千代

平成30年3月23日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

予算決算常任委員長 山戸 寛

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第4号	平成29年度宿毛市一般会計補正予算について	原案可決	適当
議案第5号	平成29年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第6号	平成29年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第7号	平成29年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第8号	平成29年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第9号	平成29年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第10号	平成29年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第11号	平成29年度幡多西部介護認定審査会特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第12号	平成29年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第13号	平成29年度宿毛市土地区画整理事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第14号	平成29年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第15号	平成29年度宿毛市水道事業会計補正予算について	原案可決	適当
議案第16号	平成30年度宿毛市一般会計予算について	原案可決	適当

議案第17号	平成30年度宿毛市国民健康保険事業特別会計予算について	原案可決	適当
議案第18号	平成30年度宿毛市へき地診療事業特別会計予算について	原案可決	適当
議案第19号	平成30年度宿毛市定期船事業特別会計予算について	原案可決	適当
議案第20号	平成30年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計予算について	原案可決	適当
議案第21号	平成30年度宿毛市学校給食事業特別会計予算について	原案可決	適当
議案第22号	平成30年度宿毛市下水道事業特別会計予算について	原案可決	適当
議案第23号	平成30年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計予算について	原案可決	適当
議案第24号	平成30年度幡多西部介護認定審査会特別会計予算について	原案可決	適当
議案第25号	平成30年度宿毛市介護保険事業特別会計予算について	原案可決	適当
議案第26号	平成30年度宿毛市土地区画整理事業特別会計予算について	原案可決	適当
議案第27号	平成30年度宿毛市後期高齢者医療特別会計予算について	原案可決	適当
議案第28号	平成30年度宿毛市水道事業会計予算について	原案可決	適当

平成30年3月19日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

総務文教常任委員長 松浦英夫

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第31号	宿毛市ふるさと寄附金条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第33号	宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第34号	宿毛市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第35号	宿毛市産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第36号	宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第37号	宿毛市立公民館使用条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第38号	宿毛市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第40号	宿毛市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第41号	宿毛市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第42号	宿毛市国民健康保険高額療養費貸付条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第49号	農村地域工業等導入における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例について	原案可決	適当
議案第54号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	原案可決	適当

議案第 5 5 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	原案可決	適 当
議案第 5 6 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	原案可決	適 当

平成30年3月20日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

産業厚生常任委員長 川村 三千代

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第29号	宿毛市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について	原案可決	適当
議案第30号	宿毛市空家等対策協議会条例の制定について	原案可決	適当
議案第32号	宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第39号	宿毛市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第43号	宿毛市介護保険条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第44号	宿毛市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第45号	宿毛市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第46号	宿毛市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第47号	宿毛市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第48号	宿毛市都市公園条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当

議案第51号	市道路線の認定について	原案可決	適当
議案第52号	市道路線の認定について	原案可決	適当
議案第53号	市道路線の認定について	原案可決	適当

平成30年3月19日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

総務文教常任委員長 松浦英夫

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 総合計画の策定状況について
 - (2) 行政機構の状況について
 - (3) 財政の運営状況について
 - (4) 公有財産の管理状況について
 - (5) 市税等の徴収体制について
 - (6) 地域防災計画について
 - (7) 教育問題について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成30年3月20日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

産業厚生常任委員長 川村三千代

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 農林水産業の振興対策状況について
 - (2) 商工業の活性化対策状況について
 - (3) 観光産業の振興対策状況について
 - (4) 市道の管理状況について
 - (5) 環境、保健衛生の整備状況について
 - (6) 下水道事業の運営管理状況について
 - (7) 保育施設の管理状況について
 - (8) 介護保険制度について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成30年3月23日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

議会運営委員長 野々下 昌 文

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 議会の運営に関する事項
 - (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
 - (3) 議長の諮問に関する事項
 - (4) 議会報に関する事項
- 2 理 由 議会運営を効率的かつ円滑に行うため

一 般 質 問 通 告 表

平成30年第1回定例会

質問 順位	質問議員	質 問 の 要 旨
1	11番 松浦英夫君	<p>1 スポーツの振興について（市長、教育長）</p> <p>(1) 補助グラウンドの芝の管理について</p> <p>(2) 宿毛市総合運動公園の管理について</p> <p>(3) 防災広場の利用方法について</p> <p>(4) 防災広場についての認識について</p> <p>(5) 防災広場の利活用について</p> <p>(6) 防災広場の芝生化について</p> <p>(7) スポーツ振興の推進について</p> <p>2 文化的財産の保存について（市長、教育長）</p> <p>(1) 保存活動の現状と今後の取り組みについて</p> <p>(2) 民具の保存状況と利活用について</p> <p>(3) 方言の調査と保存について</p>
2	7番 山上庄一君	<p>1 若い方のレクリエーションの場としてのカートコースの整備について（市長）</p> <p>2 空き地の適正管理について（市長）</p> <p>3 大島橋の架け替えについて（市長）</p> <p>4 景気回復のための公共事業の拡大について（市長）</p>
3	5番 山本 英君	<p>1 空き家対策について（市長）</p> <p>(1) 居住可能な空き家対策について</p> <p>(2) 具体的活用法の1つとしての民泊について</p> <p>2 小筑紫バイパスについて（市長）</p> <p>3 教育について（教育長）</p> <p>(1) 教育の基本について</p> <p>(2) 平成28年度の教育委員会点検・評価報告書について</p> <p>ア 学校再編の協議の内容について</p> <p>イ 義務教育学校研修の成果について</p>

3	5 番 山本 英君	<p>4 火葬場の建て替えにおける周辺市町村との連携協議について（市長）</p> <p>5 合計特殊出生率の向上策について（市長、教育長） (1) 職場としての市役所の勤務態様、働き方改革の検討について (2) 市民への対策について ア 放課後児童クラブ、教室の充実について</p> <p>6 自衛隊誘致と安全保障について（市長） (1) 情勢認識について (2) 国防費、人口比でみる各国の国防体制について (3) 阿南市と中部方面総監訪問・表敬について</p> <p>7 不審船情報等の情報共有について（市長）</p>
4	4 番 山岡 力君	<p>1 再編計画を踏まえた教育環境への展望について (市長、教育長)</p> <p>2 県移管に伴う国保運営について（市長） (1) 自治体への影響について (2) 平成30年度の国保税について (3) 地方単独事業に関わる影響額の繰り入れについて</p> <p>3 コンパクトシティ構想と観光産業の推進及び活性化について（市長）</p>
5	3 番 原田秀明君	<p>1 市長の政治姿勢について（市長） (1) 県外観光客440万人達成と幕末維新博第2幕について (2) ポスト維新博について (3) 人手不足や1次産業の担い手の確保について (4) 事務系の企業誘致について (5) 職員の提案制度について</p> <p>2 教育行政について（教育長） (1) 高知県学力定着状況調査について (2) 学校内の問題行動について (3) 小中学校教員の業務の負担について (4) 小中学校のインフルエンザ対策について</p>

6	2 番 川村三千代君	<p>1 オリンピックを活かした教育について（教育長）</p> <p>2 庁舎の今後について（市長）</p> <p>3 移住定住促進事業のこれまでとこれからについて（市長）</p> <p>4 中平市政のこれまでとこれからについて（市長）</p>
7	10 番 野々下昌文君	<p>1 SDGs（エスディージーズ）持続可能な開発目標の取り組みについて（市長）</p> <p>（1）SDGs の認識について</p> <p>2 放課後児童対策について（教育長）</p> <p>（1）放課後児童クラブ、放課後子供教室の利用状況について</p> <p>（2）放課後児童クラブ、希望者への対応について</p> <p>（3）放課後児童クラブ、4年生以上の希望者への対応について</p> <p>3 心肺蘇生教育の普及と突然死ゼロへの危機管理体制について（教育長）</p> <p>（1）心肺蘇生教育の現状と今後の方向性について</p> <p>（2）AED設置状況と教職員への講習の実施状況について</p> <p>4 非常備消防の現状と認識について（市長）</p> <p>（1）非常備消防の現状と認識について</p> <p>（2）大規模災害のマンパワー不足の対応について</p> <p>（3）消防団員の処遇改善について</p> <p>5 小集落の生活用水の確保対策について（市長）</p> <p>（1）小集落の生活用水の確保対策について</p>

8	1 番 川田栄子君	<ul style="list-style-type: none"> 1 窓口業務の民間委託等の推進について（市長） 2 適切な定員管理の推進について（市長） 3 職員の能力実績に基づく人事管理について（市長） 4 公共施設等総合管理計画について（市長） 5 先生の働き方について（教育長） 6 山奈町の分収林の契約について（市長）
---	--------------	--

平成30年第1回宿毛市議会定例会議決結果一覧表

議 案

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 1 号	専決処分した事件の承認について	3月27日	承 認
第 2 号	教育長の任命につき同意を求めることについて	3月27日	同 意
第 3 号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	3月27日	同 意
第 4 号	平成29年度宿毛市一般会計補正予算について	3月27日	原案可決
第 5 号	平成29年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	3月27日	原案可決
第 6 号	平成29年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について	3月27日	原案可決
第 7 号	平成29年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について	3月27日	原案可決
第 8 号	平成29年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について	3月27日	原案可決
第 9 号	平成29年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について	3月27日	原案可決
第10号	平成29年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について	3月27日	原案可決
第11号	平成29年度幡多西部介護認定審査会特別会計補正予算について	3月27日	原案可決
第12号	平成29年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について	3月27日	原案可決
第13号	平成29年度宿毛市土地区画整理事業特別会計補正予算について	3月27日	原案可決
第14号	平成29年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について	3月27日	原案可決
第15号	平成29年度宿毛市水道事業会計補正予算について	3月27日	原案可決
第16号	平成30年度宿毛市一般会計予算について	3月27日	原案可決
第17号	平成30年度宿毛市国民健康保険事業特別会計予算について	3月27日	原案可決

第18号	平成30年度宿毛市へき地診療事業特別会計予算について	3月27日	原案可決
第19号	平成30年度宿毛市定期船事業特別会計予算について	3月27日	原案可決
第20号	平成30年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計予算について	3月27日	原案可決
第21号	平成30年度宿毛市学校給食事業特別会計予算について	3月27日	原案可決
第22号	平成30年度宿毛市下水道事業特別会計予算について	3月27日	原案可決
第23号	平成30年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計予算について	3月27日	原案可決
第24号	平成30年度幡多西部介護認定審査会特別会計予算について	3月27日	原案可決
第25号	平成30年度宿毛市介護保険事業特別会計予算について	3月27日	原案可決
第26号	平成30年度宿毛市土地区画整理事業特別会計予算について	3月27日	原案可決
第27号	平成30年度宿毛市後期高齢者医療特別会計予算について	3月27日	原案可決
第28号	平成30年度宿毛市水道事業会計予算について	3月27日	原案可決
第29号	宿毛市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について	3月27日	原案可決
第30号	宿毛市空家等対策協議会条例の制定について	3月27日	原案可決
第31号	宿毛市ふるさと寄附金条例の一部を改正する条例について	3月27日	原案可決
第32号	宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	3月27日	原案可決
第33号	宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	3月27日	原案可決
第34号	宿毛市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について	3月27日	原案可決
第35号	宿毛市産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について	3月27日	原案可決

第36号	宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	3月27日	原案可決
第37号	宿毛市立公民館使用条例の一部を改正する条例について	3月27日	原案可決
第38号	宿毛市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例について	3月27日	原案可決
第39号	宿毛市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	3月27日	原案可決
第40号	宿毛市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	3月27日	原案可決
第41号	宿毛市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	3月27日	原案可決
第42号	宿毛市国民健康保険高額療養費貸付条例の一部を改正する条例について	3月27日	原案可決
第43号	宿毛市介護保険条例の一部を改正する条例について	3月27日	原案可決
第44号	宿毛市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について	3月27日	原案可決
第45号	宿毛市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	3月27日	原案可決
第46号	宿毛市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	3月27日	原案可決
第47号	宿毛市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	3月27日	原案可決
第48号	宿毛市都市公園条例の一部を改正する条例について	3月27日	原案可決
第49号	農村地域工業等導入における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例について	3月27日	原案可決
第50号	工事請負契約の変更について	3月6日	原案可決
第51号	市道路線の認定について	3月27日	原案可決

第52号	市道路線の認定について	3月27日	原案可決
第53号	市道路線の認定について	3月27日	原案可決
第54号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	3月27日	原案可決
第55号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	3月27日	原案可決
第56号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	3月27日	原案可決